

発行 岡山県



担当課（室）

担当課（室）

[illegible]

目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 基本測量の実施 ○ " ○ " ○ 基本測量の終了 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " ○ 岡山県議会文書保存分類表の一部改正 （県例規集登載） ○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	監理課 " " " " 建築指導課 " " 議会事務局総務課 人事委員会	○ 【監査委員】 岡山県監査事務局文書編さん保存類目の一部改正 （県例規集登載） ○ 【監査公表】 令和三年度の監査の結果に基づき講じた措置の公表 ○ 財政的援助団体等に係る令和三年度の監査の結果の公表 ○ 令和二年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表 ○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	監査事務局 " " " " 交通規制課
○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し ○ 政治団体の収支報告書（平成二十一年分）の要旨の訂正	選挙管理委員会 " " " " " "		
○ 【選挙管理委員会】			

◎岡山県規則第二十四号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「障害児入所支援負担上限月額（特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療負担上限月額）変更申請書（様式第一号）を知事に提出しなければ」を「知事に変更の申請をしなければ」に改める。

第四条中「知事が別に定める児童記録通知書により、」を「当該通告に係る事項を」に改める。

第五条の見出し中「措置決定」を「措置の決定」に改め、同条第一項中「ときは、」の下に「その旨を」を加え、「児童送致書（様式第七号）を送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項中「児童指導付託通知書（様式第八号）により」を「その旨を」に改める。

第六条第一項中「ときは、」の下に「その旨を」を加え、「知事が別に定める児童措置通知書を送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「知事が別に定める児童指導措置通知書により、」を「その旨を」に改め、同条第四項中「知事が別に定める児童委託書により、」を「その旨を」に改める。

第七条の見出し中「申請書等」を「身分証明書」に改め、同条第一号から第十一号までを削り、同条第十二号中「様式第二十号の二」を「様式第一号」に改め、同条を同条第一号とし、同条第十三号中「様式第二十一号」を「様式第二号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第十四号から第二十七号までを削る。

第八条第一項中「里親認定申請書（様式第二十七号）を」を削り、「に提出することにより」を「を経由して」に改め、同条第二項中「申請書を受理したときは」を「申請があつたときは、当該申請に係る申請書を」に改める。

第九条中「知事が別に定める児童等一時保護通知書により」を「その旨を」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

市町村長が法第五十五条の規定による県費負担金の交付を受けようとするときは、知事に申請書を提出しなければならない。

第十四条第二項中「様式及び」を削る。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第十八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第二十号までを削り、様式第二十号の二を様式第一号とし、様式第二十一号を様式第二号とし、様式第二十一号の二から様式第二十七号までを削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十五号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中タを削り、レをタとし、ソからエまでをレからコまでとし、テを削り、アをエとし、サ及びキを削り、ユをテとし、メからシまでをアからキまでとし、同表第十五号中「法」という。）の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）を加え、同号中リを削り、ヌをリとし、ルを削り、ヲをヌとし、ワからシまでをルからメまでとし、同号に次のように加える。

ミ 省令第一条の四の規定による麻薬取扱者が法人又は団体である場合におけるその業務を行う役員の変更の届出

シ 省令第十四条の四の規定による向精神薬営業者が法人又は団体である場合におけるその業務を行う役員の変更の届出

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第4号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一条の二第五号を削る。

第六条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第十三条第一項中「次により処理しなければならない」を「そのまま主務課に配付しなければならない」に改め、同項各号を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、電報及び書留郵便物等（書留郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三十一条第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（第二十条第一項第五号において「信書便物」という。）のうち書留郵便物に準ずる取扱いをするものとして別に定めるものをいう。第五項及び第二十条第一項第四号において同じ。）は、総務学事課において特殊郵便等送付簿（様式第一号）に所要事項を記入した後、主務課に配付することとする。

第十三条第五項中「並びに異議申立て、審査請求、訴訟その他收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる文書」を削り、「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「において」を「から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「多い」を「深い」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定に関わらず、直接主務課へ送達された文書等及び物件は、主務課において收受するものとする。

第十六条第一号中「第十三条第一項第三号、第五号及び第六号」を「第十三条第一項」に改め、「については」の下に「、輕易なものを除き」を、「收受印」の下に「（様式第二号）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前号の收受印を押印した文書は、別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十六条第五号中「総務学事課」を「主務課」に改める。

第十六条の二第二項中「利用して」の下に「又は光ディスク等の媒体により」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により收受した電子文書は、輕易なもの又は別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳に所要事項を記入した上で、前条第三号及び第四号の規定により処理するものとし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付するものとする。

第十六条の二第三項を削る。

第十六条の三を削る。

第十八条中「、文書分類記号」を削り、「簡便な」を「の」に改める。

第二十条の見出し中「取扱区分」を「取扱区分等」に改め、同条第一項中「上部余白」を「取扱区分欄」に、「特別取扱区分」を「發送区分」に改め、同条第三号中「急施を要するもの 至急」を「取扱いに注意を要するもの 取扱注意」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 前二号に掲げるもののほか、文書等の性質、内容等に応じて送達方法に留意する必要があるもの 送達に用いる方法

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「各班（岡山県行政組織規則第十五条に規定する班をいう。）において共通して利用する」を削り、「常に」を「文書管理者に対し、常に」に改める。

第二十五条第一項中「、完結年月日を記載し」を削る。

第三十条中「發送文書には」を「發送文書のうち、知事が別に定めるものについては」に改め、「押し、かつ、契印を」を削り、同条ただし書を削る。

第三十一条第四項中「フアクシミリにより発信」を「發送」に改める。

第三十一条の二第二項中「及び契印」を削り、同項ただし書を削る。

第三十一条の三及び第三十一条の四を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条中「、文書副管理者において」を削り、「文書分類表」を「岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号。この項において「文書分類表」という。）」に改める。

第四十一条第一項中「を閲覧し、又は」を「の」に、「閲覧貸出票（様式第十七号）により総務学事課長の承認を受け」を「貸出票に記載し」に改め、同条第三項中「貸出」を「貸出し」に改める。

第四十二条第一項中「塗り潰し」を「溶解し」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号中

「備考 1 電報は、」備考」欄に收受時刻を記入すること。

2 書留郵便物等は、」備考」欄に引受局名、信書便事業者名、引受番号等を記入すること。

「書留郵便物等は、」備考」欄に引受局名、信書便事業者名、引受番号等を記入すること。

改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第2号（第16条関係）

受 付		
年	月	日
処理期限： 月 日		
〇〇課		

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

様式第3号 (第16条関係)

文 書 管 理 台 帳

収受 番号	収 受 文 書		件 名	発信者	担当者名	備 考
	年月日	記号・番号				

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

様式第4号（第18条関係）

決裁日	年 月 日	取扱区分 ☐ 取扱注意 ☐ 例規 ☐ 公報登載		所属・班名	担当者職氏名 電話（ ） 印	
起案日	年 月 日					
処理期限	年 月 日					
施行日	年 月 日	記号 番号	第 号	☐ 公印押印 ☐ 電子認証	印	
発送日	☐ 年 月 日 ☐ 施行日に同じ	発送区分	☐ 簡易書留 ☐ 配達証明 ☐ 内容証明 ☐ 本人限定受取 ☐ 速達 ☐ 電子メール(一般) ☐ 電子メール(LGWAN) ☐ FAX ☐ その他（ ）			
☐ 校合者 ☐ 発送物照合者 印		特記事項				

標題

決裁欄

内容欄

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。
様式第七号を次のように改める。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

様式第7号（第27条関係）

文 書 発 送 番 号 簿

文 書 番 号	施 行 年 月 日	宛 先	件 名	備 考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

	• •			
	• •			
	• •			
	• •			
	• •			

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

様式第十四号中「~~米~~冊」を「30冊」に改める。
様式第十七号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県庁文書規程(以下「旧訓令」という。)様式第一号による收受印は、当分の間、この訓令による改正後の岡山県庁文書規程様式第二号による收受印とみなす。

3 旧訓令に定める様式(様式第一号を除く。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百三十九号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、
令和四年四月一日から施行する。
令和四年三月二十五日

表笠岡港の項中

岡山県知事 伊原木 隆 太

橋	県営浮棧
先	笠岡市笠岡二、六二四番の二地地
	一基

を

橋	住吉浮棧
	笠岡市笠岡二四二五番地地先
	一基

に改める。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条及び第四条中「等級4」の下に「又は等級5」を、「等級5」の下に「又は等級6」を加える。

第五条第四号中「等級4であり」を「等級4又は等級5であり」に、「等級4又は等級5」を「等級4、等級5又は等級6」に改める。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十一号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月に達する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和四年四月一日から同年五月十三日まで

四 採用試験種目（状況により筆記試験及び適性検査はWEB試験を実施）

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和四年六月四日から同月七日までの間の指定する一日（予備日…同月八日）

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

4 岡山商工会議所（岡山市北区厚生町）

八 採用予定時期

1 令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記の他に設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六一二二一七三二一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十二号

令和四年度において、次の県統計調査を実施する。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約五十事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間

毎月

4 報告を求める者

県内全市町村長

5 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所の主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に來たきつかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度

4 報告を求める者

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約八千人報告を求めるために用いる方法

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求める期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

四 大学等在籍・就職状況等に係る調査

1 県統計調査の目的

大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握のための資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県外大学並びに県内の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

在籍学生数、前年度卒業業者数、前年度卒業業者のうち就職者数、前年度卒業業者のうち岡山県内就職者数（いずれの項目も男女別。全体と県内出身者のそれぞれについて回答。在籍学生数については県外大学のみにおいて把握）

(2) その基準となる期日又は期間

調査票記入日現在（ただし、前年度卒業業者は、前年度一年間の実績）

4 報告を求める者

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

県外大学のうち平成二十九年度に県内高校を対象に実施した大学進学先調査において、進学者の多かった上位約二百五十校並びに県内大学、大学院、短期大学及び高等専門学校全数

5 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求める期間

令和四年六月上旬から同年七月上旬まで

7 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援事業所すみよしキッズ

2 所在地

笠岡市笠岡二四六一ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人笠岡を元気にする会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市四番町三番地二〇

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇九〇

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

しあわせたしざん

2 所在地

瀬戸内市邑久町箕輪七六一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社てのひらの家

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町上笠加二八五―八

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇一〇四

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

すたあと

2 所在地

玉野市奥玉一―一八―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人四ツ葉会

2 主たる事務所の所在地

倉敷市徳芳五〇四

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇一二七

五 サービスの種類

児童発達支援

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ほっぷあつぷ
 - 2 所在地 玉野市長尾一三一―三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人四ツ葉会
 - 2 主たる事務所の所在地 倉敷市徳芳五〇四
- 三 指定年月日 令和四年四月一日
- 四 事業所番号 三三五〇四〇〇一三五
- 五 サービスの種類 児童発達支援

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ吉備中央

2 所在地

加賀郡吉備中央町西三六二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワーク つむぎ

2 主たる事務所の所在地

高梁市横町一〇七二―一

三 廃止年月日

令和四年三月三十一日

四 事業所番号

三三五三九〇〇〇二四

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 特別養護老人ホーム奥津広済園
 - 2 所在地 岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人広済会
 - 2 所在地 岡山県津山市小田中一四一二
- 三 廃止の届出を受理した年月日 令和四年三月十五日
- 四 介護保険事業所番号 三三七三五〇〇三三三
- 五 サービスの種類 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十一条の規定により、次のとおり指定
介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 施設の名称及び所在地
 - 1 名称 特別養護老人ホーム奥津広済園
 - 2 所在地 岡山県苫田郡鏡野町杉七五〇―四
- 二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人広済会
 - 2 所在地 岡山県津山市小田中一四一二
- 三 辞退年月日 令和四年三月三十一日
- 四 介護保険事業所番号 三三七三五〇〇三二五
- 五 サービスの種類 介護老人福祉施設

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 パステル
 - 2 所在地 英田郡西栗倉村大字影石一二七九―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人じゅく
 - 2 主たる事務所の所在地 英田郡西栗倉村大字影石八九五
- 三 指定年月日 令和四年四月一日
- 四 事業所番号 三三二三七〇〇〇一七
- 五 サービスの種類 共同生活援助

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
パステル
- 2 所在地
英田郡西栗倉村大字影石一二七九―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
特定非営利活動法人じゅく
- 2 主たる事務所の所在地
英田郡西栗倉村大字影石八九五
- 三 指定年月日
令和四年四月一日
- 四 事業所番号
三三一三七〇〇〇三五
- 五 サービスの種類
短期入所

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 サンキ・ウエルビー介護センター津山
 - 2 所在地 津山市小原七番地の一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 サンキ・ウエルビー株式会社
 - 2 主たる事務所の所在地 広島市西区商工センター六丁目一番一 号
- 三 廃止年月日 令和四年四月十八日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇〇二五〇
- 五 サービスの種類 同行援護

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和三年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和四年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ症（牛の場合）の項方法の欄に規定する検査

三 結核検査

1 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

5 検査の方法

省令別表第一結核の項方法の欄に規定する検査

四 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆^そ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和三年十一月から令和四年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和四年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの
- 4 実施の期日
- 5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
- 八 牛ウイルス性下痢検査
- 1 実施の目的
- 牛ウイルス性下痢の発生を予防するため
- 2 実施する区域
- 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
- 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 遺伝子検査
- 九 豚熱検査
- 1 実施の目的
- 豚熱の発生を予察するため
- 2 実施する区域
- 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 4 実施の期日
- 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 十 アフリカ豚熱検査
- 1 実施の目的
- アフリカ豚熱の発生を予察するため
- 2 実施する区域
- 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 4 実施の期日
- 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
- アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市場佐用線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市鷺巣字ワタゴザコ四七八番一地先から 美作市鷺巣字此ノ前五〇三番一地先まで	新	八・〇ゝ 五七・〇	二四〇・〇
美作市鷺巣字ワタゴザコ四七八番一地先から 美作市鷺巣字此ノ前五〇三番一地先まで	旧	三・三ゝ 一一・〇	二四九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 可真上山陽線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市日古木字宮下七八〇番一地先から 赤磐市中島字間之丁六六地一地先まで	新	一七・六ゝ 二七・六	一六一・〇
赤磐市日古木字宮下七八〇番一地先から 赤磐市中島字間之丁六六地一地先まで	旧	一五・〇ゝ 二七・六	一六一・〇

◎岡山県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	供用開始年月日
市場佐用線	可真上山陽線	路線名	
美作市鷺巣字ワタゴザコ四七八番一地从先から美作市鷺巣字虬ノ前五〇三番一地从先まで	赤磐市日古木字宮下七八〇番一地从先から赤磐市中島字間之丁六六地一地从先まで	区間	
令和四年三月二十五日			

◎岡山県告示第百五十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
普通自動車 ホンダ	ステーションワゴン 一台	岡山三〇一て一五四〇

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和四年二月七日

三 放置されている場所

岡山市中区新築港地先 岡山港（高島地区）市民の森駐車場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県備前県民局建設部岡山港管理事務所

岡山市中区新築港六番一号

電話番号 ○八六―二七七―五〇九六

◎岡山県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美作都市計画下水道事業美作市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

岡山県知事 伊原 木 隆 太

美作市	施行者の 名称
美作都市計画下水道 事業 美作市公共下水道	事業の種類及び名称
昭和五十一年四月一日 から 令和十年三月三十一日 まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	事業 地

◎岡山県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浅口広域都市計画下水道事業里庄町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
里庄町	浅口広域都市計画下 水道事業 里庄町公共下水道	平成十二年七月七日か ら 令和十一年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、井原都市計画下水道事業井原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十五日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

井原市	施行者の 名称
井原都市計画下水道 事業 井原公共下水道	事業の種類及び名称
昭和五十六年三月十七 日から 令和十一年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	事業 地

◎岡山県告示第百六十一号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和四年三月十六日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 場 所
所 在 地	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
倉敷市児島下の町二丁目 一五八四番地三七	有限会社エージェン トはなふさ 代表取 締役 入江 修次	倉敷市児島小川町三六八一番地三

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

令和四年三月十七日

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

備北土地改良区

二 認可年月日

令和四年三月十七日

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により次の事業主体から申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業主体

南山方（共同施行）

二 地区名

南山方（非補助土地改良（区画整理）事業）

三 縦覧に供する書類

規約の写し

事業計画書の写し

四 縦覧の期間

令和四年三月二十五日から同年四月十五日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔一二三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和四年三月二十五日

地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
近平第4	工 種	完了年月日
	農業用排水施設整備	令和四・二・二五

〔一二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

備前市、美作市	測 量 区 域
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	測 量 の 種 類
令和四年四月二十六日から令和五年三月三十一日	測 量 期 間

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県全域	測 量 区 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	測 量 の 種 類
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔一二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。
令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県全域	測 量 区 域
基本測量（国土広域情報修正）	測 量 の 種 類
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔一二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

令和四年三月二十五日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
岡山市、津山市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和気町、鏡野町、美咲町	基本測量（電子基準点現地調査）	令和四年二月二十八日

〔一二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉野市全域	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量）	測 量 の 種 類
令和四年三月八日	終 了 年 月 日

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一五一一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区御津字垣一五四七一 ベントルナータE一〇二

横谷 厚樹

横谷 実奈

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月五日岡山県指令建指第三七〇号

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字オノ神一二二〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一三―アーバンハイツリブ二二〇一号

小藤 裕貴

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月八日岡山県指令建指第四〇〇号

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

〔一三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市赤浜字東谷一八五―一九、一八五―二四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区横尾一三八―三

亀山 昭博

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月五日岡山県指令建指第三六八号

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会文書保存分類表（平成十四年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。
令和四年三月二十五日

岡山県議会議長 神 宝 謙 一

本則の表A総括の款1総括の部3組織運営の項中

1	事務分掌	5
2	事務引継書	5

を

1	総括	5
2	事務分掌	5
3	事務引継書	5

に改め、同表B議会の款2議員の部2議員報酬の項中

1	議員報酬総括	3
2	議員報酬支給データ記録簿	3
3	議員報酬諸手当支給明細書	5
4	議員報酬報告	1
5	源泉徴収票	5
6	源泉徴収票再発行簿	1
7	扶養控除等申告書	5
8	保険料控除申告書	5

を

1	議員報酬総括	3
2	議員報酬支給データ記録簿	3
3	議員報酬諸手当支給明細書	5
4	議員報酬報告	1
5	源泉徴収票	7
6	源泉徴収票再発行簿	1
7	扶養控除等申告書	7
8	保険料控除申告書等	7
9	給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除申告書兼所得金額調整控除申告書	7

に改め、同表3総務の部1総務の項中

3
3
1
5
3
3
3

3
3
1
3
3
3
3

を

に改め、同款6議会史編さんの部1総括の項中

1	議会史編さん総括	永
2	議会史編さん資料	永

を

1	議会史編さん総括	永

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用し、令和二年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般財団法人津山慈風会

第二条第三項に次の二号を加える。

三 社会福祉法人恩賜財団済生会

四 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山県仏教会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三―一四―二〇	令和四・二・七
近藤賢司後援会	山 洪 数 則	近 藤 恭 女	久米郡久米南町神目中八九五―二	二・一五
佐藤せいし後援会	佐 藤 誠 志	佐 藤 誠 志	勝田郡勝央町豊久田一六一六	二・二二
寺社奉行の会	山 本 観 詠	山 本 観 詠	玉野市築港三―一四―二〇	二・七
玉野市仏教会	山 本 観 詠	山 本 観 詠	〃	〃
地域の底力・岡山	岡 本 輝 代 志	赤 松 通 博	〃 宇野四―一三―四	二・二一
日本仏教会	山 本 観 詠	山 本 観 詠	〃 築港三―一四―二〇	二・七
真鍋かずたか後援会	長 久 啓 太	長 久 啓 太	都窪郡早島町早島四五九二―一二	二・二一
丸山あきのり後援会	丸 山 昭 則	丸 山 三 保 子	備前市香登本七六三―三	二・二
山本観詠後援会	山 本 観 詠	山 本 観 詠	玉野市築港三―一四―二〇	二・七

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 政党の支部

代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

自由民主党岡山県倉敷市

三好 和雄

渡辺 史子

令和四・二・二四

・早島町第四支部

芝原 光記

片山 浩一

令和三・二・一八

自由民主党岡山県内航海

高見 浩三

高見 浩三

令和四・二・一八

運支部

自由民主党岡山県遊技産

業支部

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

代表者の氏名

青江茂後援会

青江 茂

川井 收治

令和四・二・九

青山孝樹後援会

松井 康之

青山 孝樹

令和三・二・二二

芦田元後援会

植月 貴男

勝田郡奈義町滝本一五八八

令和三・二・二一

天野学後援会

天野 学

関藤 篤志

令和四・二・一五

太田ぜんすけ後援会

太田 善介

小西 啓太

令和三・二・三一

岡山県美容政治連盟

中嶋 實人

熱田 智恵子

令和三・二・四

沖田清明後援会

沖田 清明

平槇 智恵子

令和三・二・一四

草加ただひろ後援会

草加ただひろ後援会

草加郡鏡野町西屋五八―三

令和三・二・二八

草加のぶよし後援会

万代 敬二

日笠 勝己

令和三・二・一五

河本ひでとし後援会

河本 義二

河本 啓二

令和三・二・二三

小塚郁夫後援会

小塚郁夫後援会

矢掛地区を良くする会

令和三・二・一七

早苗ネネ後援会

二階堂 修以知

石橋 進

令和三・二・二二

塩飽満路後援会

西岡 久雄

綾目 弘道

令和三・二・二八

政治結社愛誠同志會

田口 昇

飯田 祐一

令和三・二・二三

地域の底力・岡山

黒田 晋

岡本 輝代志

令和三・二・二三

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

山畑滝男後援会
渡辺英気後援会

山畑
滝男
三宅末夫

（公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号））
会計責任者の氏名
黒田 晋、参議院議員

山畑
日出子
三好和雄

高木靖彦
渡辺史子

〃 〃

二・一七
二・二四

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年三月二十五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

- 政治団体の名称
- 明石みえ子後援会
- 倉地重夫後援会
- 根馬和子後援会
- 政治結社愛誠國同志會
- 保守系政治団体玉野未来
- 真鍋かずたか後援会
- 水江公二後援会
- 宮地あきのり後援会
- 未来おかやま
- 山本重行後援会

代表者の氏名

- 明石三枝子
- 倉地重夫
- 白神克義
- 田口友昇
- 田中裕
- 長久啓太
- 水江玉枝
- 市村正行
- 森本榮
- 山本重行

解散年月日

- 令和三・一二・三一
- 〃
- 〃
- 〃
- 令和四・二・二八
- 令和三・一二・三一
- 〃
- 〃
- 令和四・二・二四
- 令和三・一二・三一

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会		大 林 裕 一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
黒田 晋	参議院議員	地域の底力・岡山	玉野市宇野四―一三―四
		指定年月日	令和四・二・二二

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会		委員長 大林 裕一	
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動年月日
新	旧		
草加 忠弘	草加ただひろ後援会	政治団体の名称	令和四・二・二八
花房 尚	花房ひさし後援会	公職の種類	令和三・三・二八
	鏡野町議会議員	岡山県議会議員	

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 法第十九条第三項第一号の規定による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称

黒田 晋

しんしん会（晋進会）

二 法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称

森本 榮

未来おかやま

取消年月日

令和四・二・二一

資金管理団体で

なくなった年月日

令和四・二・二四

◎岡山県選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書（平成二十一年分）について、明るく楽しい岡山をつくる会、すみたく正人後援会及びチェンジオカヤマから訂正の届出があったので、同法第二十条第一項の規定により公表した政治団体の収支報告書（平成二十一年分）の要旨（平成二十二年岡山県選管告示第八十八号）の一部を次のとおり訂正する。

令和四年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

平成二十一年分の部明るく楽しい岡山をつくる会のうち1から5までを次のように改

める。

1	収入総額	0
2	支出総額	0

平成二十一年分の部すみたく正人後援会のうち1から6までを次のように改める。

1	収入総額	4,002,571
	前年繰越額	1,002,571
	本年収入額	3,000,000
2	支出総額	3,955,000
3	本年収入の内訳	
	寄附	3,000,000
	個人分	3,000,000
4	支出の内訳	
	政治活動費	3,955,000
	その他の経費	3,955,000
5	寄附の内訳	
	(個人分)	
	伊原木一衛	1,500,000
	住宅 正人	1,500,000
	岡山市	岡山市
6	資産等の内訳	
	(借入金)	
	伊原木一衛	88,500,000
	住宅 正人	4,000,000
	岡山市	
1	平成二十一年分の部チェンジオカヤマのうち1から5までを次のように改める。	
1	収入総額	0
2	支出総額	0

◎岡山県監査委員訓令第2号

監 査 事 務 局

岡山県監査事務局文書編さん保存類目（昭和五十九年岡山県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

岡山県代表監査委員

浅

間

義

正

表中「永年」を「三十年」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用し、令和二年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳
岡山県監査委員	市
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
	田
	村
	間
	山
	美
	義
	正
	仁
	哲
	保

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日

(県民生活部関係)

県民生活部	令和3年11月8日

監査結果（指摘事項）	
①雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。	
雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況	
令和元年度末	15,093,217円
令和2年度末	14,203,547円
比較増減	△889,670円
措置の内容	
①文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和3年12月末現在で36名から509,200円（うち完済2名84,200円）を回収した。	
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件262,000円は、返還免除の処理を行った。	
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。	

(保健福祉部関係)

保健福祉部	令和3年11月5日

監査結果（指摘事項）	
①収入未済額について、雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額は減少しているものの、雑入（児童扶養手当返納金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。	
ア雑入(看護学生奨学資金貸付金返還金)収入未済状況	

令和元年度末	3,599,400円
令和2年度末	1,403,000円
比較増減	△2,196,400円

イ 雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和元年度末	1,471,220円
令和2年度末	1,935,740円
比較増減	464,520円

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,659,115円
令和2年度末	6,371,550円
比較増減	△287,565円

措置の内容

- ①ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、債務額の一部（令和3年12月末現在26,000円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ①イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っている。また、債務者の状況に応じて、債務額の一部（令和3年12月末現在6,000円）について履行延期を行った。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ①ウ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和3年12月末現在2,961円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。

福祉相談センター	令和3年8月20日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	3,786,440円
令和2年度末	4,285,460円
比較増減	499,020円

イ児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和元年度末	1,476,000円
令和2年度末	1,310,600円
比較増減	△165,400円

措置の内容

①ア及びイ滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生の未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

令和3年12月末現在収入状況

- ・児童保護弁償金 8件 77,480円
- ・延滞金 3件 14,700円

津山児童相談所	令和3年8月18日

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	9,825,080円
令和2年度末	9,312,950円
比較増減	△512,130円

措置の内容

①滞納者（過年度分）に対しては、事務担当者と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行い、令和3年12月末現在で12件88,100円を回収した。

今後は児童保護弁償金徴収強化月間の実施等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。

また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発生防止に取り組んでいる。

県立成徳学校

令和3年8月16日

監査結果（指摘事項）

①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可（職員駐車場）に係る使用料の算出に当たり、徴収対象外である職員について、徴収し収入していたものが認められた。

措置の内容

①令和2年度の対象者については、今年度、償還金、利子及び割引料の予算措置を行ったうえ返還する。令和3年度の対象者については、歳入戻出を行って返還した。

今後、制度の理解を深め、徴収対象者の把握を徹底し複数の者で確認することとした。

（産業労働部関係）

産業労働部

令和3年11月5日

監査結果（指摘事項）

①中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	469,585,362円
令和2年度末	456,828,726円
比較増減	△12,756,636円

措置の内容

①新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。

現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。

今年度はコロナ感染症の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で12月末時点の回収額は8,789,344円となっている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。

工業技術センター

令和3年8月3日

監査結果（指摘事項）

- ①消耗品に係る支出について、支出負担行為決議書兼支出命令書の入力内容に誤りがあり、正しく入力し直したが、誤りの伝票の取消処理が漏れていたため、二重払となったものが認められた。
- ②前年度の注意・指導事項のうち、支出の積算基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、短時間勤務会計年度任用職員の報酬に係る支出について、旅費（通勤費用）は別途支給しているが、報酬に旅費を含めた額で支給したため、旅費が二重払になったものが認められた。

措置の内容

- ①軽微な修正は簡易更正を行うこととし、やむを得ず改めて歳出決議を行う場合は、取り消した元の審査確認済決議を添付し、複数の職員で確認するよう徹底している。
- ②副担当者を含めた複数名で突合・照合する等チェック機能体制を整え、再発の防止に努めている。

（農林水産部関係）

農林水産総合センター	令和3年8月31日
監査結果（指摘事項） ①同一の修繕事業について、二重払をしたものが認められた。 ②生物科学研究所内で使用していた県有重要物品である「リアルタイムPCR解析システム」1台の亡失が認められた。	
措置の内容 ①支払済の案件かどうか確認できるよう、発注担当者と経理担当者の双方で処理済の起案を保管し、支出を伴う起案の決裁時には、必ずお互い確認することを徹底し、現在では適正な事務処理に努めている。また、各研究所の発注担当者に財務システムの参照権限を付与し、各研究所で処理状況を確認できる体制とした。 ②職員から所在不明との連絡を受け、責任者をはじめ全職員に対し所在確認を行い所内を探索したが所在が判明しなかった。 盗難の可能性も考えられたことから、管轄警察署である岡山北警察署に対し被害届を提出している。また、研究所の施設内3カ所に監視カメラを設置した。職員に対しては、所内会議で備品管理の徹底を注意喚起した。また、今後は使用責任者だけでなく、複数の職員で備品を確認するなど、引き続き備品管理の徹底を図ることとしている。	

（土木部関係）

土木部	令和3年11月9日						
監査結果（指摘事項） ①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 土木使用料（住宅使用料）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>48,160,490円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>46,101,831円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>△2,058,659円</td></tr></table>		令和元年度末	48,160,490円	令和2年度末	46,101,831円	比較増減	△2,058,659円
令和元年度末	48,160,490円						
令和2年度末	46,101,831円						
比較増減	△2,058,659円						
措置の内容 ①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和3年12月末現在、7件							

614,002円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和3年10月18日																				
監査結果（指摘事項） ①収入未済額について、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額は減少しているものの、県税（滞納繰越分）、県税関係諸収入（延滞金、加算金）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 ア県税（滞納繰越分）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>679,875,307円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>696,612,021円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>16,736,714円</td></tr></table> イ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>79,212,771円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>81,746,690円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>2,533,919円</td></tr></table> ウ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>3,631,632円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>3,729,273円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>97,641円</td></tr></table> エ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>9,709,760円</td></tr></table>		令和元年度末	679,875,307円	令和2年度末	696,612,021円	比較増減	16,736,714円	令和元年度末	79,212,771円	令和2年度末	81,746,690円	比較増減	2,533,919円	令和元年度末	3,631,632円	令和2年度末	3,729,273円	比較増減	97,641円	令和元年度末	9,709,760円
令和元年度末	679,875,307円																				
令和2年度末	696,612,021円																				
比較増減	16,736,714円																				
令和元年度末	79,212,771円																				
令和2年度末	81,746,690円																				
比較増減	2,533,919円																				
令和元年度末	3,631,632円																				
令和2年度末	3,729,273円																				
比較増減	97,641円																				
令和元年度末	9,709,760円																				

令和2年度末	9,520,032円
比較増減	△189,728円

オ農業改良資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	26,664,762円
令和2年度末	25,034,762円
比較増減	△1,630,000円

②前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、堤防監視業務の委託契約書について、契約解除の条件及び四半期ごとに支払うとされている委託料の額が記載されていないものが認められた。

措置の内容

- ①ア及びイ滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、搜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、自動車、動産等の公売等により、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。
- なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴取引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。
- ①ウ保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和2年度収入未済について、令和3年12月末現在で、4名から180,820円（うち完済1名、67,820円）を回収した。また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。
- 保護費の返納金については、令和3年7月に家庭訪問し償還指導を行うも回収はできなかったが、引き続き償還指導を継続する。
- なお、健康管理手当等過支給分については、民事裁判で勝訴判決を得た後、銀行預金を強制執行することにより令和3年7月9日全額回収した。今後過払いが発生しないように被爆者の住民基本台帳を定期的に確認することとしている。
- ①エ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電

話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和3年12月末現在で、125件629,494円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

①オ農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞る恐れがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。これらの取組により令和3年12月末現在で、1,313,359円が納付された。

②堤防監視業務契約書中に、契約解除の条件及び四半期ごとに支払う委託料の額を記載することとした。また、関係法令等を再確認するとともに、同様の誤りを行わないよう、今回の指摘内容を職員に周知した。

備中県民局	令和3年10月14日

監査結果（指摘事項）	
①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については総額は減少しているものの、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については増加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。	
ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況	
令和元年度末	4,235,178円
令和2年度末	2,602,878円
比較増減	△1,632,300円
イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況	
令和元年度末	6,102,159円
令和2年度末	6,389,555円
比較増減	287,396円
ウ農業改良資金貸付金収入未済状況	

令和元年度末	6,097,907円
令和2年度末	6,108,226円
比較増減	10,319円

エ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和元年度末	3,567,040円
令和2年度末	3,567,040円
比較増減	0円

措置の内容

- ①ア保護受給中の者については、毎月の保護費支給時に面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなど、その徴収等に努めている。
- 引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。
- 他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。
- 令和3年12月末現在収入状況 4件 90,000円
- ①イ滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書に加え訪問面接により償還指導を行った。
- 特に滞納者の返済が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や償還方法見直しの相談に当たるなど、丁寧で償還につながる指導を行った。
- また、連絡が取れない滞納者の居所確認の住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るための本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。今後も引き続き収入未済の削減に努める。
- 他方、新たな滞納未収金の発生を防ぐため、償還が滞り始めた初期の段階において、滞納の固定化・多額化とならないよう市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始している。

令和3年12月末現在収入状況 141件 1,057,462円 ①ウ農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った償還が確実に行われている。 今後も電話等により債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還額の増額について引き続き指導を行い、一層の収入確保に努める。 令和3年12月末現在収入状況 2件 360,000円 ①エ原因者負担金については、債務者が刑法犯による実刑判決を受け服役中のため、収入未済となっているが、刑期終了を待たず強制徴収に向けた手続を進めることとし、収監先の確認、財産調査等を行っている。							
新見地域事務所	令和3年10月14日						
監査結果（指摘事項） ①令和元年度の消耗品の支払について、正当債権者でない者に支出していたことが、令和2年度に正当債権者からの申し出により判明したものが認められた。							
措置の内容 ①令和2年9月に誤払いが発覚したため、ただちに正当債権者への支払を行った。また、正当債権者でない者に対しては、令和2年9月3日に調定を行い、返還を求め、令和2年9月18日に領収を確認した。今後は請求書や決議書等関係資料の内容を十分に確認し、適正な事務処理を行うよう徹底した。							
美作県民局	令和3年10月6日						
監査結果（指摘事項） ①収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については総額は減少しているものの、県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 ア雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>2,187,000円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>2,172,000円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>△15,000円</td></tr></table> イ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況		令和元年度末	2,187,000円	令和2年度末	2,172,000円	比較増減	△15,000円
令和元年度末	2,187,000円						
令和2年度末	2,172,000円						
比較増減	△15,000円						

令和元年度末	3,892,992円
令和2年度末	5,190,038円
比較増減	1,297,046円

ウ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和元年度末	6,156,955円
令和2年度末	3,487,130円
比較増減	△2,669,825円

②落札決定後に応札者からの指摘により設計書に違算があることが判明し、落札決定を取り消したものが認められた。

措置の内容

- ①ア債務者は安定した収入がない中、面会や電話等で粘り強く督促した結果、毎年5,000円～20,000円程度が納入されている。
引き続き、粘り強く督促し、収入を確保するなど未済額の解消に努める。
- ①イ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。
県税の収入未済総額の約6割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構は終了するが、引き続き県民局で徴収強化のための市町村支援を実施することとしている。
また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。
今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。
- ①ウ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（12月末現在351,380円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。
- ②今回の発生原因等を職場会議で情報共有するとともに、次の再発防止対応を図ることとした。

・歩掛り改定があった際には、職場会議を開催し改定情報を共有する。 ・使用頻度の少ない施工単価は積算システムを用いて試算し、条件設定を確認する。 ・入札結果により、設計書の精査が必要な場合は、起工設計書の審査を行っていない職員による積算システムを用いたチェックを行う。 ・落札決定取消の原因となった違算の内容・原因等を発注工事関係各課と情報共有する。							
真庭地域事務所	令和3年10月6日						
監査結果（指摘事項） ①PHS及び携帯電話の公衆電話基地局の機器の稼働に要する電気料金について、年額により金額を定めている場合は、年度当初に調定し4月末日までに収入すべきところ、調定事務を怠り、翌々年度に2年分を収入処理しているものが認められた。 ②雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額が新たに発生しており、改善が必要である。 雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>0円</td></tr><tr><td>令和2年度末</td><td>1,832,000円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>1,832,000円</td></tr></table>		令和元年度末	0円	令和2年度末	1,832,000円	比較増減	1,832,000円
令和元年度末	0円						
令和2年度末	1,832,000円						
比較増減	1,832,000円						
措置の内容 ①岡山県財務規則等に基づき、適切な納期限の設定を行うよう関係職員に周知徹底した。 なお、調定していなかった令和3年度分については、指摘後、直ちに調定を行った。 ②債務者は費用弁償額の一括納付が困難なため、令和2年5月から分納（毎月30,000円）を開始し、計画どおり納入（12月末現在210,000円）されている。 今後も確実に納入されるよう債務者の生活状況を把握するなど、収入の確保に努める。							
勝英地域事務所	令和3年10月6日						
監査結果（指摘事項） ①コピー用紙代について、債権者の確認を怠り、誤って別の業者へ支払をし、							

支払を受けた業者からの連絡により判明したものが認められた。
②前年度の注意・指導事項のうち、支出関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、特定鳥獣専門指導員の報酬について、支出予定額を超えて執行しているものが認められた。
措置の内容
①定例的な支出について、過去の類似決議を再利用した場合においても支払のチェック（債権者、金額、支払先口座等）を確実に行うよう再徹底した。
②報酬の支出について、支出状況の随時確認を徹底し、経費支出伺の支出予定額を超過する可能性がある場合は確実に増額変更の伺を行う。また、支出を行う際には支出管理表を起案に添付し、複数の職員によるチェックを行うことで適正な事務処理に努めている。

2 諸局・企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日
議会事務局	令和3年11月4日
監査結果（指摘事項）	
①議会バス運行管理業務委託について、予定価格が県の規則で定める額を超えているにもかかわらず、随意契約をしているものが認められた。	
措置の内容	
①岡山県財務規則等の会計関係法規に基づく事務処理手順を関係職員間で再度確認し、これに基づく事務処理を行うよう徹底し、内部統制の会計事務着眼点チェックリストを活用するなど再発防止に努める。	
企業局	令和3年7月15日
監査結果（指摘事項）	
①営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。	
営業未収金（給水料金）収入未済状況	
令和元年度末	76,228,931円
令和2年度末	78,841,720円
比較増減	2,612,789円

措置の内容
①平成29年3月に、その時点での累積滞納額を担保するため、同社所有の土地及び建物への抵当権設定により一旦整理したところであるが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り、滞納額が増加したところである。企業の生産活動を支援するという工業用水道事業の目的と、他の受水企業との公平性の観点等に鑑み、同社の事業継続が可能な範囲で債権回収を強化する必要があると考え、弁護士を入れて納付交渉に臨んでおり、令和4年1月には債務承認により債権を保全したところである。 現在は、令和3年7月から再開した1ヶ月分の料金の支払に加え、少額ではあるものの過年度分も毎月支払われている状況であり、引き続き債権回収手を強化し、滞納額の減少に努めてまいりたい。 令和3年12月末現在収入状況 4,100,032円

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和3年10月29日
監査結果（指摘事項）	
①高等学校等奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているもののなお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。	
高等学校等奨学金貸付金収入未済状況	
令和元年度末	55,986,591円
令和2年度末	26,698,952円
比較増減	△29,287,639円
措置の内容	
①滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。 新たな収入未済の防止のため、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。	

これらの取組により、令和3年12月末現在で、高等学校等奨学金分407件3,499,001円の納付があった。	
倉敷青陵高等学校	令和3年8月10日
監査結果（指摘事項） ①生徒の保護者へ給付する災害共済給付金について、給付対象の生徒と同姓同名の、別の生徒の保護者へ誤って給付し、正当な受給者からの連絡により判明したものが認められた。	
措置の内容 ①事案発覚後、速やかに誤払いの相手方に誤払金の返納請求手続きを行い、誤払金戻入後、正当債権者に災害共済給付金の支払決定を通知し、支払を完了させた。今後は同様の事案が発生しないよう、支給決定伺作成時には、支給決定通知書の内容と、日本スポーツ振興センターから通知される医療費支払通知書に記載された被災生徒の学年、クラス、金額並びに被災生徒の保護者氏名を複数の職員で読み合わせ及び突合を行い、支出先に誤りがないか、被災生徒とその保護者の債権者コードの確認を徹底し、再発の防止及び適正な事務処理に努める。	
高梁高等学校	令和3年8月26日
監査結果（指摘事項） ①グラウンド法面改修工事について、進行管理を怠り、適切な事務処理が行えず、不適正な契約を締結しているものが認められた。	
措置の内容 ①工事の進行管理や契約事務等について、複数の職員による確認を徹底し、再発の防止及び適正な事務処理を行うよう努めてまいりたい。	
新見高等学校	令和3年6月24日
監査結果（指摘事項） ①生産物売払収入について、納入義務者への納入通知書の送付漏れのため、納期限後に収入しているものが認められた。	
措置の内容 ①調定決議書作成後、納入通知書の未発行と発行済に分類し、定位置に置くことで担当以外でも処理状況がわかるようにした。	

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
警察本部	令和3年11月8日
監査結果（指摘事項）	

①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

令和元年度末	3,945,300円
令和2年度末	2,264,300円
比較増減	△1,681,000円

②留置者の医療費について、債権者の確認を怠り、請求書記載の医療機関と同一名称の別の医療機関に支出しているものが認められた。

措置の内容

①令和2年中は、新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、差押え物件を公売する仕組みを整え、滞納者に対して毅然とした態度を示すことで早期納付を促した。

また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者と直接面会する強い態度を示すことで早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。

県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の稼働先、口座等の把握に努めた。

今後はSNS情報の検索等、新たな確認方法も採用しながら、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めるとともに、使用者責任追及の公平性を担保するため、資力があるにもかかわらず支払わない滞納者に対しては毅然とした態度で回収に臨み、収入未済の圧縮に努めていく。

令和3年12月末現在収入状況 73件 1,014,700円

②誤払いの相手方から医療費を戻入させ、正当債権者への支払を行った。

なお、主な発生原因は、統合財務会計システムに誤った債権者情報が登録されていたことによるもので、登録内容を修正した。

以後、請求書に振込口座の記載がなかった場合は、システムに既登録の相手方であっても、振込口座の確認をすることとしている。

児島警察署	令和3年9月2日

監査結果（指摘事項）

①物品の支払について、債権者でない業者に支払をしているものが認められた。

措置の内容

- ①支出先誤りによる誤払いが判明後、戻入命令書を作成の上、相手方へ納入通知書を送付し、返納させるとともに、正当債権者への支払を行った。
- 決議書の確認をする際に、縦に重ねていた次の決議書に添付されていた請求書を誤って確認し、審査確認を行ったものであり、複眼での確認方法に問題があったことから、以後は、統合財務会計システム入力担当者以外の者に確認をさせた上で、それを出納員が検証する方法に改め、同種事案の再発防止措置を講じた。

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和三年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳田
岡山県監査委員	市村
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	義美
	哲仁
	保正

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和2年度

② 監査対象団体

- ・出資団体 …… 県が資本金等の4分の1以上を出資している団体
- ・補助金交付団体 …… 県が1千万円以上の補助金を交付している団体
- ・負担金・交付金交付団体 …… 県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体
- ・貸付金貸付団体 …… 県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体
- ・指定管理者 …… 県が公の施設の指定管理を行わせている団体

③ 監査実施団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる21団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	27	12
補 助 金 交 付 団 体	58	12
負担金・交付金交付団体	4	1
貸 付 金 貸 付 団 体	1	1
指 定 管 理 者	30	7
合 計	120	33
() は実団体数	(101)	(21)

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠

書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（7団体）

監査委員が、監査実施団体に出向き、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（14団体）

監査委員が、監査実施団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が財政的援助等の目的に沿って行われ、おおむね適正に処理されていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した21団体のうち、1団体について改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項には至らないが、3団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導事項）があった。
- ③ その他の17団体については、適正に処理されていると認められた。

監査実施団体 （監査実施団体を所管する 県の部局）	監 査 対 象 区 分	監 査 年月日	指摘 事項	区 分	
				実 地	書 面
公立大学法人 岡山県立大学 （総務部）	【出資団体】 出資総額 12,091,632,943 円 県の出資額 12,091,632,943 円 （出資比率 100.0%） 【補助金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学施設等整備事業費補助金 78,184,000 円 【負担金・交付金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学運営費交付金等 2,201,672,500 円	令和4年 2月15日	—		○

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

井原鉄道株式会社 (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 700,000,000 円 県の出資額 203,000,000 円 (出資比率 29.0%) 【補助金交付団体】 井原線鉄道基盤設備維持費補助金 88,548,000 円	令和4年 1月18日	—	○	
株式会社吉備 高原都市サー ビス (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 150,000,000 円 県の出資額 50,000,000 円 (出資比率 33.3%) 【指定管理者】 岡山県吉備高原都市センター区広場 8,728,704 円	令和4年 1月24日	—	○	
岡山空港ター ミナル株式会 社 (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 860,300,000 円 県の出資額 260,300,000 円 (出資比率 30.3%)	令和4年 1月14日	—		○
備北バス株式 会社 (県民生活部)	【補助金交付団体】 岡山県地域振興特定バス系統補助金 24,094,000 円	令和4年 1月7日	—		○
公益財団法人 児島湖流域水 質保全基金 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 241,807,609 円 県の出資額 100,000,000 円 (出資比率 41.4%)	令和4年 1月14日	—		○
公益財団法人 岡山県健康づ くり財団 (保健福祉部)	【出資団体】 出資総額 105,000,000 円 県の出資額 30,000,000 円 (出資比率 28.6%) 【補助金交付団体】 岡山県食鳥検査促進事業費補助金 15,000,000 円 【指定管理者】 岡山県南部健康づくりセンター 123,584,000 円	令和4年 2月15日	—		○
公益財団法人 岡山県生活衛 生営業指導セ ンター (保健福祉部)	【出資団体】 出資総額 5,000,000 円 県の出資額 2,000,000 円 (出資比率 40.0%)	令和4年 1月24日	—		○
社会福祉法人 岡山県視覚障 害者協会 (保健福祉部)	【指定管理者】 岡山県視覚障害者センター 30,356,000 円	令和4年 1月14日	—		○
公益社団法人 岡山県聴覚障 害者福祉協会 (保健福祉部)	【指定管理者】 岡山県聴覚障害者センター 33,939,800 円	令和4年 1月14日	—		○

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

株式会社オービス (産業労働部)	【出資団体】 出資総額 420,000,000 円 県の出資額 158,100,000 円 (出資比率 37.6%)	令和4年 2月15日	—		○
公益財団法人岡山県産業振興財団 (産業労働部)	【補助金交付団体】 岡山県下請企業振興事業費補助金等 208,553,308 円 【指定管理者】 岡山県テクノサポート岡山 207,236 円 (新型コロナウイルス感染症対策分)	令和4年 1月24日	—	○	
岡山県中小企業団体中央会 (産業労働部)	【補助金交付団体】 岡山県中小企業団体中央会補助金等 122,450,056 円	令和4年 2月15日	—		○
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 500,000,000 円 県の出資額 375,000,000 円 (出資比率 75.0%) 【補助金交付団体】 岡山県農地売買事業等活動推進事業費補助金等 14,138,775 円 【指定管理者】 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 26,176,000 円	令和4年 1月26日	—	○	
公益財団法人中国四国酪農大学校 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 60,607,356 円 県の出資額 51,607,356 円 (出資比率 85.2%) 【補助金交付団体】 岡山県畜産振興事業補助金 19,564,000 円	令和4年 1月21日	—	○	
公益社団法人おかやまの森整備公社 (農林水産部)	【補助金交付団体】 公社の森機能増進総合事業費補助金等 1,260,500,000 円 【貸付金貸付団体】 おかやまの森整備公社経営改善資金貸付金 35,716,000,000 円	令和4年 1月12日	—		○
晴れの国岡山農業協同組合 (農林水産部)	【補助金交付団体】 岡山県農林水産業統合補助金等 21,898,350 円	令和4年 2月15日	—		○
おかやま酪農農業協同組合 (農林水産部)	【補助金交付団体】 岡山県畜産振興事業補助金 18,061,900 円	令和4年 1月14日	—		○
公益財団法人倉敷スポーツ公園 (土木部)	【出資団体】 出資総額 1,300,000,000 円 県の出資額 650,000,000 円 (出資比率 50.0%) 【指定管理者】 岡山県倉敷スポーツ公園 216,032,849 円	令和4年 1月28日	—	○	

公益財団法人 岡山県下水道 公社 (土木部)	【出資団体】 出資総額 30,000,000 円 県の出資額 15,000,000 円 (出資比率 50.0%)	令和4年 2月15日	—		○
公益財団法人 岡山県育英会 (教育庁)	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 45,214,670 円	令和4年 1月26日	有	○	

(2) 個別的事項

○ 公益財団法人岡山県育英会

ア 指摘事項

令和2年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ約18万円増加し、333,213,919円となっている。

イ 所見

令和2年度の奨学金収入率は、督促等の取組強化や長期滞納者に対する法的措置の拡大などにより、前年度より改善しているものの、年度末時点での未収償還金の額は増加している。

未収償還金が生じていることは、適正に返還している者との公平性を欠き、制度運営上の観点からも大きなリスクとなるので、債権管理に万全を期し、新たな未収償還金の発生を防止するとともに、これまで講じてきた未収償還金を縮減するための様々な取組の効果等を分析し、効果が上がっている取組は引き続き推進するとともに、早期回収につながる、より効果的・効率的な対策についても検討されたい。

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和二年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳田
岡山県監査委員	市村
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美義
	保正
	仁哲

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「県単費事業に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 包括外部監査の結果（総論）	
（1）事業評価の「効率性」について	
【意見】事務事業評価を有効に行うために、各事務事業の「効率性」を測る明確な基準を設定する必要がある。	
事務事業評価は行政評価の一部をなし、その仕組みは事業目標の達成状況を表す「達成度」と事業に投入したコストに見合った効果が得られたかを表す「効率性」の評価をもって行われる。 各事務事業はヒアリングの結果、担当課がそれぞれ工夫して「効率性」に係る評価を行っているものの、明確な評価基準をもっていないことが確かめられた。「効率性」の評価については、評価基準がA：高い、B：やや高い、C：やや低い、D：低い、の4段階で評価を行っているものの、評価基準が定量的となっておらず、明確でないことから、評価担当者の主観が評価に影響し十分な評価になっていない恐れがある。 事務事業評価については、「達成度」と「効率性」の評価結果により、事業内容や手法を見直すこととなっているが、「効率性」の評価が十分でないまま、施策や事務事業を評価してPDCAを回している恐れがあり、現在の事業の投入コストに対して、コスト削減の可能性を踏まえた手法の検討や方向性の転換等の修正行動へつなげる視点が弱いまま運用されていると考えられる。	令和2（2020）年度分の事務事業評価から、「効率性」の評価に当たって、投入コストに見合った効果が得られたかを測定するための「評価基準チェックシート」を新たに設け、担当課において評価を行う際に活用することとした。
第3 包括外部監査の結果（各論）	
No.1 小学校における不登校・長期欠席対策事業	
【意見】事業目標について	
当該事業は、「不登校・長期欠席の児童が多い小学校に登校支援員を配置するなど、新たな不登校・長期欠席を生まないための取組を行い、不登校・長期欠席の減少を図る。」ことにより、「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」を減少させ、それにより重点施策である「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の	当該事業は、支援員の配置のほか、配置校を対象とした研修や専門指導員の配置校の巡回訪問における指導・助言など、配置校を対象とした事業内容であることから、事業目標を未配置校を含めた全体での不登校児童出現率とすることは、事業の効果が及ばない未配置校の情

整備」の生き活き指標となっている「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を減少させることを目的とするものである。

当事業の事業目標である「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」とは、予算を配分した（登校支援員を配置した）小学校での新たな不登校児童出現率を測るものであり、予算を配分しなかった（登校支援員を配置しなかった）小学校での新たな不登校児童出現率は指標に影響しない。

上記指標は、コストを投入した事業対象（登校支援員を配置した学校）に対し、どのような成果が得られたかを図る上では適切な指標と考えられる。

一方で、当該事業は重点施策（「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備」）に紐付けられており、施策の評価指標となる「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を生き活き指標としており、施策の対象は登校支援員の配置の有無に関わらない。

上記の生き活き指標が、登校支援員の配置に関わらず、すべての県内公立小学校が集計対象に含まれていること、また当該事業により平成30年度であれば県内公立小学校292校中の112校に登校支援員を配置しているが、登校支援員を配置していない小学校がある一方で、複数名の登校支援員を配置している小学校もあり、限られた予算を効果的に配分するため、担当課では毎年度登校支援員の配置について見直しを行っており、登校支援員を結果的に配置しなかった小学校についても十分検討していること、などから当該事業の事業目標を支援員配置校に限定せず、県内公立小学校全体での不登校児童出現率とすることも考えられる。

報を含めることになるため、当該事業の正確な評価につながるとは考えにくい。

そのため、現在の事業目標である「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」を引き続き事業目標として設定する。

No. 2 子供の非行・犯罪被害防止対策費

【指摘事項】概算人件費の集計について

当該事業は、少年非行の減少を図ることを目的とし、少年サポートセンターの運営、警察スクールサポーターによる児童・生徒の非行防止、立ち直り支援に関する施策等を推進しており、担当課は警察本部生活安全部少年課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、本監査の実施にあたり作成した事務事業調査シート（本編に記載）へも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、警察本部の職員のうち、当該事業への企画立案に携わった人員等で人件費を算出することとした。

概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を有効なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、<u>担当が警察本部である場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計するべきである。</u>	
【意見】事務事業評価シートへの事業目標の未記載について	
本監査の実施にあたり作成した事務事業評価シート（本編に記載）及び県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートでは事業目標が未記載となっていた。これは担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事業目標の未記載を容認していたとのことである。ただし、当該事業については担当課が認識している事業目標は存在し、それを基に事務事業評価を行っていた。事務事業評価を有効に行うためには、評価について客観的に検証可能である必要があるため、<u>担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事務事業評価シートへ事業目標を記載するべきである。</u>	令和2（2020）年度分の事務事業評価から、生き活き指標等の目標値を入力することとした。
No. 3 子どもの体力向上支援事業	
【意見】ホームページのリニューアル費用について	
当該事業は、「みんなでチャレンジランキング」ホームページの運用により、県内児童生徒へ運動の機会を提供し、体力を向上させることを目的に実施されている。平成30年度時点で、ホームページの制作から12年が経過しており、セキュリティの観点その他の理由によりホームページのリニューアルを実施しているが、当該費用（1,479千円）は当事業の当初予算の事業費には計上されていなかった。 当事業の事業費に計上されなかった理由としては、事業年度中において翌年度の事業継続が困難であることが急遽判明し、事業年度中にリニューアルが必要になったためである。 しかし<u>当該リニューアル費用は本事業を継続するために必要な支出であり、本事業の事業費に含めて評価すべき支出であった。</u>	事業費を適切に把握するため、ホームページリニューアル費用等、事業継続のために必要な経費についても、事業費に計上することとした。

【指摘事項】ホームページ運用業務委託仕様書について

当該事業は、上記に記載の通りホームページの制作から12年が経過し、当初ホームページを制作した事業者が継続して運用業務を実施していた。当該事業者への業務委託は毎年度契約が更新されていたが、平成30年度の業務委託する際のホームページ運用業務委託仕様書には、「Webサーバのディスクスペースの提供（OS：Windows2003Server、対応データベース言語：My-SQL、容量10GB以上）」の記載があった。

上記OS（Windows2003Server）はマイクロソフト社の製品であるが、サポート期間（～2015.7.15）が終了しており、平成30年度途中にリニューアルが実施されるまで、OSが未サポート状態となっていた。

当初のホームページ制作の仕様を継続して、運用業務を委託していたものと推定されるが、OSのサポート状況を確認し、セキュリティ対策等必要なアップデートを仕様に含めるべきであった。

平成31（2019）年1月にホームページのリニューアルを行った際、当該運用業務に係る仕様書の見直しを行い、ウェブサーバの適切な運用やセキュリティ対策等必要なアップデートの実施について明記するとともに、毎年度の委託契約締結時に、委託業者へOSのサポート状況について確認するなど再発防止に努めている。

No.4 岡山国際交流センター管理運営事業

【意見】事業目標の参加者数の集計範囲について

事業目標は、「岡山国際交流センター実施事業への参加者数」としている。詳細をヒアリングしたところ、センターで実施している事業の内、継続的に実施する予定である事業を抽出し、当該17事業の参加者数としたとのことである。抽出する事業を確定しておかないと、正確な経年比較ができないためとのことであった。平成29年度には、17の事業の内、廃止となった事業が1件あり、その後は16の事業から参加者数を集計している。

センターでの実施事業については、参加者数が少なくなったり、事業の効果が低くなってきたものについては、見直す必要がある。事業目標の中に新しい事業も含めることとすれば、新しい事業を積極的に実施するモチベーションになると考える。これまでは、事業に大きな変化がなく、新しい事業を事業目標に含めるかどうかまでは検討されなかったとのことであったが、今後はコロナ関連への対応など、環境の変化があり、事業の見直しも余儀なくされることが予想される。事業の見直しを適時に実施し、新しい事業（継続的に実施する予定のもの）についても事業目標に反映することが望まれる。

環境の変化や参加者アンケート結果などを踏まえ、適宜事業の見直しを行うとともに、県民と在住外国人との文化交流事業など、多文化共生の地域づくりの推進に資する新たな事業について、事業目標に反映することとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

No. 5 企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く）

【意見】事業目標に関する説明の追加記載について

当該事業について、県は事業目標として「誘致活動延べ件数」を設定しているが、当該誘致活動延べ件数には、人件費や事業費に含まれていない市町村の研修生が実施した誘致活動についてもカウントされている。そのため、コストに含まれていない市町村の研修生数の増減で、事業評価結果が変わる可能性があるが、それについての説明がなされていない。事業評価を有効に行い、また事業評価の妥当性を客観的に確認できるものとするためにも、その説明を事業評価結果の根拠の欄等に具体的に記載すべきである。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、事業目標に関する説明として、市町村の研修生数の増減について、評価の根拠欄に記載することとした。

【意見】事業費の集計について

当該事業に集計している事業費は、各種企業誘致・投資促進関連の補助金のみであり、企業誘致活動を行うにあたり、直接的に必要となった交通費や旅費等は、運営費に計上し当該事業費として集計されていない。そのため、当該事業にかかったコストが網羅的に把握できず、効率性に関する事業評価が適切に行われていない。事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを適切に把握し、費用対効果の観点を踏まえた評価を実施する必要がある。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、コストを適切に把握するため、企業誘致活動を行うに当たり直接的に必要となる旅費等の経費についても、事業費に集計することとした。

No. 6 岡山デニム世界進出支援事業

【意見】事業目標の見直しについて

当該事業は、岡山県内の繊維産業の海外市場進出を支援するため、海外展示会の出展費用の補助や岡山デニムの知名度向上のためのプロモーション活動を行っている。当該事業の事業目標は、「きらめきファンドで支援した製品の売上高」となっているが、きらめきファンドとは岡山県産業振興財団 HP によると、「県内の産業振興のため、中小企業者が新技術又は新製品の研究開発を行う場合に必要とする経費の一部を助成することにより、研究開発を促進し、地域経済を支える中小企業の競争力を高め、県内地域産業の活性化を図ることを目的としている」ものであり、きらめきファンドで支援している製品は繊維産業に限らない。また、当該事業の補助金支出先ときらめきファンドの支援先との関連性も特段ない。そのため、現

令和3（2021）年度分以降については、より適切な事業目標を設定することとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

在使用している事業目標「きらめきファンドで支援した製品の売上高」は、当該事業で対象としているデニムの売上と直接的には関係なく、事業を評価する指標として適切とは言えない。担当課では集計可能な適切な指標がないため、生き活き指標を事業目標としていたが、補助金支出事業であれば商談成立件数、プロモーション事業であればプロモーション対象となる県内産業の売上高等、事業評価を有効に行うためにより適切な事業目標を設定するべきである。

No.7 力強い経営体育成対策事業

【意見】達成度の評価について

調査票の達成度の評価は、事業目標（水稻作付面積 10ha 以上の経営体数）を基に評価をするルールである。しかし、事業目標ではなく、研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で評価をしている。そのため、達成度が B 評価となっているが、事業目標により評価を行った場合、達成度は 100%を超えているため、A 評価として判定をすべきと考える。仮に、当該事業を研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で達成度を測るべき状況であれば、それらの指標を事業目標にすべきである。

令和元（2019）年度分の事務事業評価から、事業目標の達成度の評価については、目標として設定した数値の達成状況のみに基づいて評価することとした。

【意見】農業機械の購入先について

補助金申請者の中に親族からの農業機械の購入に対して申請をしている者がいた（当該農業機械の購入金額は、7,059 千円であった）。規定では相見積もりによることで競争原理に基づいた適正な事業費となると判断しているため、親族からの購入に制限はなかった。しかし、親族からの購入である場合には、例えば、親族以外の相見積もり先からの見積もりを甘くするなど、不公正な取引として利用をされる恐れがあるため、取引上の合理性をより慎重に検討することが必要である。県では購入先が親族であることを事前に把握できていなかったが、取引の全体像を事前に把握し、その合理性を事前に確かめる仕組みが必要と考える。

農業機械の購入に対する補助事業の執行に当たっては、事業主体と購入先との関係の事前確認や適正な相見積もりの徴取等について、補助事業の担当者会議等の場を通じて周知徹底を図っており、適正な事務執行の確保に努めている。

No.8 中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第 2 に記載以外は特になし。

No.9 看護師等就労促進事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第 2 に記載以外は特になし。

No. 10 ぶどうの供給力強化緊急対策事業

【意見】事業目標について

当該事業は重点施策（マーケティングの強化とブランディングの推進）に紐づく事務事業であり、施策の成果指標である2つの生き活き指標（「農林水産業産出額」、「県産果物の販売金額等（首都圏販売金額）」）の達成のため、ぶどうの供給力を増やすことを事業の目的としている。

本事業では、事業目標として「農林水産業産出額」の内訳項目である「園芸作物産出額」を採用しているが、「園芸作物産出額」という指標は、

- ① 単価と生産量の積によって求められるが、単価はその時の需給によって変動してしまう。
- ② ぶどうだけではなく、花、野菜、果樹全般が含まれる。
- ③ 事業としては新改植、果樹棚、ハウス、機械導入等へ補助金を出すものであり、産出額が増えるまでにいくらかのタイムラグがある。

といった問題点が含まれる。よって、事務事業の活動量を測る指標として、ぶどうの生産量ないし、栽培面積等の本事業による効果を直接測ることが出来る指標が望ましいと考えられる。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、事業目標として「ぶどうの栽培面積」を設定することとした。

No. 11 1歳からの緊急対策事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。

No. 12 緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業

【意見】生き活き指標の設定について

「緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業」は、重点施策である「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の中の1事業である。

重点施策「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の生き活き指標は、「護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数」であり、この重点施策に紐づく事務事業は、次のとおりである。

- ① 緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業
 - ② ふるさとの川リフレッシュ事業
 - ③ 土砂災害防止施設整備事業
 - ④ 高潮対策事業
 - ⑤ 高潮・老朽化対策事業
 - ⑥ 医療施設耐震化促進事業
- この中で、生き活き指標に実質的に対応して

生き活き指標は、各戦略プログラムに掲げる施策の成果や進捗状況を県民にわかりやすく示すため、代表的なものを指標として設定しているところである。

なお、令和3（2021）年3月に策定した「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」において、重点施策「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」に関しては、既存の「護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数」に加え、「特に重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率」及び「河道内整備の実施延長」の2つを新たに生き活き指標として追加し、複数の指標により総合的に施策の達成度を評価することとした。

いるのは、④と⑤のみと思われる。 施策の達成レベルは、生き活き指標達成度と事務事業達成レベルを4:1で加味して算出するため、生き活き指標に重点が置かれており、実質的に対応している事業が少ないと、偏った評価となる。 <u>偏った評価とならないように生き活き指標を設定すべきである。例えば、複数の指標を設定するか、施策を分けてそれぞれ設定することが考えられる。</u>	
【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について	
事務事業調査シートに記載されている「予算事業費」の数値は、補正予算となっている。この事業については、 2018年度 当初予算 26,250 千円⇒補正予算 16,215 千円に減額。 2019年度 当初予算 26,250 千円⇒補正予算 22,187 千円に減額。 いずれも、事業の進捗状況が悪いため、予算を減額したとのことである。しかし、調査シートには、補正予算の金額が記載されているため、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。 <u>事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。</u>	令和2（2020）年度分の事務事業評価から「予算事業費」に当初予算額を記入することとした。
No.13 ふるさとの川リフレッシュ事業	
【意見】生き活き指標を用いた事業目標の見直しについて	
当該事業の事業目標である「洪水被害のリスクが高い箇所解消」について、2017年度の実績値53件が2018年度の目標値30件を大幅に上回っているが、2018年度の目標値の見直しを行っておらず、目標値が評価指標基準として意味を持たなくなっている（2019年度も同様）。この事業目標は生き活き指標を用いることから、目標値は4か年総合計画「新晴れの国おかやま生き活きプラン」で議会承認を得たものを利用しているため、総合計画進行期には目標値の見直しは行わないということであった。<u>事業目標に生き活き指標を用いる場合、各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、明らかに目標値と実績値に乖離がでてきたものについては目標の見直しを行うべきである。</u>	令和3（2021）年度から取り組む「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」において、生き活き指標を河道内整備の実施延長とし、実績値との乖離が生じないように、これまでの施工実績をもとに算定した目標値を掲げた。

No. 14 生き生きメンテナンス事業

【意見】事業目標について

事業目標を「橋梁点検研修の受講者数」としているが、市町村職員へ研修を実施することは橋梁管理の補助的な活動であると考えられる。そのため、橋梁管理に対する寄与度の大きい別の指標を事業目標とするべきである。例えば、橋梁の維持管理費用の縮減の取組みとして、1) 効果的な長寿命化対策、2) 効率的な点検手法の導入を行っており、「生き生きメンテナンス～橋梁長寿命化県を目指して～」の資料には770百万円の想定縮減額が認められるとの記載があることから、維持管理費用の縮減額を事業目標として採用することも1つの案であると考えられる。

当該事業は令和2（2020）年度に終了したが、今後類似の事業を実施する際には、意見を参考にして事業目標を設定してまいりたい。

No. 15 地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業

【指摘事項】従事職員数の集計誤りについて

従事職員数は、当該事業に携わった職員の概算人件費を計算する基礎となるもので、県の事務事業評価シートの作成要領によると、人事課の事務分掌調査を参考に、担当職員の従事職員数を入力することとされている。しかし、当該事業については従来から従事職員数について「1.0」と入力したまま、変更していなかったとのことである。そのため、概算人件費の金額は、当該事業の従事職員数に単価として8,000千円をかけて算出することから、8,000千円であったこととなっていた。しかし、実態としての従事職員数は、担当課へのヒアリングと事務分掌調査票の査閲によると、0.4人を特殊詐欺防止に関する2つの事業で配分したものが適切とのことであった。これを考慮すると、当該事業に係る概算人件費は3,200千円以下となる。概算人件費の計算を誤ると、費用対効果を勘案した有効な事務事業評価を行うことができないおそれがある。したがって、概算人件費を正確に計算し、事務事業評価を有効に行うためには、事業に携わった従事職員数を適切に集計する必要があった。

当該事業は令和2（2020）年度分の事務事業評価から評価の対象外となったが、今後対象となる場合は、従事職員数を適切に集計することとしたい。

【意見】事業評価の「達成度」の評価結果誤りについて

「達成度」に関する評価については、A：高い（100%以上できた）、B：やや高い（80%以上できた）、C：やや低い（60%以上できた）、D：低い（60%未満しかできなかった）、の4段

当該事業は令和2（2020）年度分の事務事業評価から評価の対象外となったが、今後対象となる場合は、意見を参考に対応してまいりたい。

階で評価することとなっている。当該事業の2018年度の「達成度」の評価は、事業目標である「特殊詐欺被害額」の目標値606,800千円に対する、実績値382,800千円により判断される。当該目標は削減目標のため、2018年度は実績値が目標値を大幅に下回っており、県の事務事業評価の方法によれば、「A」評価となる。しかし、上記事務事業調査シートでは、達成度の評価は「B」としていた。これは、年度目標値は達成したものの、特殊詐欺被害額は2016年度の水準に戻ったに過ぎないことから、担当課が自主的に「B」評価に下げたとのことである。このような自主的な判断が入った要因は、削減目標の目標値606,800千円が高すぎることにありと思われる。2018年度、2019年度ともに、実績値が目標値の5割～6割程度である。目標値自体は、2014年度～2016年度の平均値948,000千円から毎年20%削減を目標値として設定していたとのことであるが、現状の目標値としてはそぐわないものとなってきている。また担当課へのヒアリングによると、金額を指標にした場合、その年に数件被害額が大きい案件があれば金額が跳ね上がるので、事業目標を被害件数にすることも考えられるとのことである。事務事業評価を有効に行うために、目標値の適宜の見直しや事業目標を現在の特殊詐欺被害額と特殊詐欺被害件数の複数にする等の検討を行うべきである。

No.16 特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費

【指摘事項】概算人件費の集計について

当該事業は、特殊詐欺の被害防止を図ることを目的とし、特殊詐欺に対する危機意識の高揚に向け効果的な広報活動を実施するとともに、金融機関等における水際対策を推進しており、担当課は警察本部生活安全部生活安全企画課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、本監査の実施にあたり作成した事務事業調査シートへも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、担当が警察本部であ

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、警察本部の職員のうち、当該事業への企画立案に携わった人員等で人件費を算出することとした。

<u>る場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計するべきであった。</u>	
【意見】事業目標の設定について	
当該事業については、事業目標が設定されていない。そのため、事業評価の達成度の項目について、担当課の主観により評価結果を決定している。これについては担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事務事業評価に使用している事務事業評価シートへの事業目標の未記載を容認していたとのことである。事務事業を効果的・効率的に運用し、事務事業評価を有効に行うためには、<u>担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事業目標を設定し、当該目標を基に事務事業評価を行うべきである。</u>	令和2（2020）年度分の事務事業評価から、生き活き指標等の目標値を入力することとした。
No. 17 地域活力創出推進事業	
【意見】事業目標について	
当該事業は取りまとめ役となる県民生活部中山間・地域振興課で予算取りした上で県民局（備前県民局、備中県民局、美作県民局）に均等に配分し、各県民局が新晴れの国おかやま生き活きプランの地域別構想を踏まえ、中山間地域の活力創出に寄与する事業を計画し、実行しているものである。 本事業の事業目標は取り組んだ事業数となっており、平成30年度においては目標値17事業に対し、3県民局で計16事業が計画され、新晴れの国おかやま生き活きプランの地域別構想を踏まえた事業が実行された。 ここで事業目標となっている事業数は、例えば目標を達成しようと事業規模を小さくし、事業数を増やせば達成可能な指標であるが、実態は各県民局が必要な事業を選定すると概ね目標の事業数となっているに過ぎない。 <u>本来、事業目標は限られた予算の中で効率的に事業を行い、その達成度を測るものであるから、事業数を事業目標とすることは適切とは言えない。</u> 例えば、平成30年度に実施した16事業の中にある、販路開拓支援事業であれば、支援事業者数や、成立した商談件数などが考えられ、コミュニティビジネス推進事業であれば、新規ビジネスプランの応募件数などが事業目標として適切と考えられる。	令和3（2021）年度以降の事業について、事業ごとに事業目標を設定し、事業主体である県民局において、効率性を踏まえた達成度を評価することとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

No. 18 電気自動車等普及促進事業

【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について

事務事業調査シートに記載されている 2018 年度の「予算事業費」の 8,040 千円は、補正予算の金額となっている。当初予算は 18 百万円であったが、急速充電設備設置の補助をする事業が計画より少なかったため、減額したとのことである。

事務事業調査シート上、補正予算の金額を記載することにより、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。

事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。

令和 2（2020）年度分の事務事業評価から「予算事業費」に当初予算額を記入することとした。

No. 19 空き家等除却支援事業

【意見】事業目標について

事業目標は空き家等の除却件数としており、2017 年度実績の 110 件から、毎年 20 件ずつの増加を見込み、2018 年度は 130 件、2019 年度は 150 件としている。

これに対して実績は、2018 年度は 180 件、2019 年度は 173 件と、目標を大幅に超えて達成している。

しかし、この状況から、本来はこれ以上のニーズがあり、事業規模が小さすぎる可能性も考えられる。

これを適切に評価するには、除却が必要な空き家等がどのくらいあるかを把握し、その内、この事業によりどのくらい除却できたかを目標とすることが望ましい。

ただし、除却が必要な空き家等を、各市町村で同じレベルで判断するのは難しいと思われるので、例えば特に危険で問題がある「特定空き家等」の把握から実施することが考えられる。

特定空き家等を含む空き家の実態については、岡山県空き家等対策推進協議会を通じた市町村との情報共有や国の統計調査の活用等により把握に努めているところであるが、空き家は年々状態が変化するため、除却が必要な空き家等の全体数を定点で把握し、目標設定することが困難である。

そのため、事業実施主体である市町村の空き家対策の方針や過去の補助実績等から想定した除却件数を事業目標として設定しているところであり、当該支援事業を着実に実施することにより、市町村による空き家の除却が計画的に進むよう引き続き取り組んでまいりたい。

No. 20 空き家利活用支援事業

【意見】事業目標について

当該事業の事業目標は、空き家利活用支援事業を活用した市町村数としている。これは空き家対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に全面施行されているものの、空き家問題に対する市町村の取組には温度差があり、そうした市町村を支援する県の立場から、事業目標を「事業を活用した市町村の数（累積値）」と

市町村の空き家対策には取組状況に差があり、より多くの市町村の取組を促進する必要があることから、本事業の目標を「事業を活用した市町村の数」として設定している。

これまで本事業を活用した市町村は増加しており、現在の事業目標によって

設定したものであり、趣旨は理解できる。 しかし、平成30年度の本事業を活用している市町村を見ると偏り（空き家コンシェルジュ派遣事業として合計16件の利用があるが、そのうち1つの市町村からの利用が10件を占めている）があり、事業の実施が評価（事業目標）に必ずしも結び付いていない。 当事業の推進により、空き家支援事業の実績が積み重なり、結果的に支援事業を活用した市町村数が増加すると考えられるが、上述した通り空き家問題に対する市町村の取組には温度差があるため、当事業を活用する件数が増加しても、仮に同じ市町村ばかりが活用した場合は「事業を活用した市町村の数」は増加せず、当事業が評価されないことにつながることから、<u>当支援事業の活用件数等、事業の活動実績を適切に測る事業目標を検討すべきと考えられる。</u>	令和2（2020）年度までの間、本事業は適切に評価されてきたと考えている。 なお、意見も踏まえ、令和3（2021）年度からの後継の新規事業については、事業の展開状況を見ながら、活動実績を適切に測る目標を検討している。
【意見】再委託について	
当該事業は、岡山県住宅リフォーム推進協議会を委託先として、4,999千円の業務委託契約を締結している一方で、業務の一部、金額にして2,778千円の業務について特定非営利活動法人みんなの集落研究所を委託先として再委託を行っている。 上記岡山県住宅リフォーム推進協議会と県との委託契約は随意契約により締結されているが、随意契約によっている理由は、随意契約ガイドラインの運用基準第3第2号(3)③「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」に該当するため、となっている。 再委託については、委託契約上は第8条但し書きに記載の通り、県の承諾があれば可能であるが、そもそも当事業を岡山県住宅リフォーム推進協議会に随意契約により委託している理由が上記に記載の通りであるのであれば、業務委託費の50%超を占める業務内容の再委託が行われる理由が不明となる。 随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結した委託先が“大部分の”業務を再委託のないよう留意するとしているが、当業務の場合、“過半の”業務を再委託している。<u>業務をより迅速に行うため、業務委託費の一部を再委託することは認められるが、随意契約理由（「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」）に鑑みて、随意契約ガイドラインの慎重な適用が求められる。</u>	令和3（2021）年度からの後継の新規事業では業務内容を分類し、それぞれの業務について改めて委託先を検討し、契約を行った。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

No. 21 アートで地域づくり実践講座事業	
当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。	
No. 22 オリンピアン・パラリンピアン育成事業	
当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。	
No. 23 DV対策	
【意見】委託契約について	
当該事業の2018年度実績事業費12,031千円のうち、9,078千円がDV被害者等相談・自立支援充実事業として委託業者に支払われている。委託契約書によれば、委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（第2条）となっており、単年度契約となっている一方で、事業実績報告書に添付されている支出内訳書をみると、ステップハウス提供事業として、敷金167千円のほか、消耗備品681千円（生活用品・家具）が計上されている。 当該ステップハウス提供事業とは、DV被害者等が一時的に居住できる生活用品を備えたステップハウスを整備・管理しDV被害者等への支援を行うものであるが、敷金や生活用品・家具等は事業開始初年度に必要となる支出であるものの、複数年度に渡って使用あるいは償却すべきものである。 費消されない支出（例えば、敷金のように返還される支出）を経費として認めてしまうと、仮に当事業を継続し、翌事業年度に別の事業者と契約する場合、初年度経費が再度必要となる可能性がある。したがって、<u>単年度契約を前提とするのであれば経費として認める範囲を単年度内に費消される支出に限定するか、複数年度契約を検討するか、又は事業者が変更する場合であっても、物品を継続して使用させることができる仕組みを取り入れるべきであると考えられる。</u>	令和3（2021）年度から仕様書を変更して、10万円以上の物品及び電子計算機（パーソナルコンピューターと同等の機能を有するもの）については対象外経費とした。また、3万円以上の物品については購入時から県に帰属するものとし、物品管理簿で管理することとした。 次年度、公募時には、物品管理簿に記載した物品については使用することを明示して公募することとした。 また、敷金については、対象経費とするが、契約終了後に敷金が返還される場合は県に返還させることとした。
【意見】支出内訳書について	
当該事業の事業実績報告書に添付されている支出内訳書には、公認会計士への会計監査委託料負担分として151千円が計上されているが、県は当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を入手していない。 <u>会計監査委託料を支出経費として認めるのであれば、当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を提出させ、上記支出内訳書との整合性を確かめることは当事業に支出した委託料が適切に使用されたことを確かめるこ</u>	令和2（2020）年度事業から、契約年度中に作成される前年度分の決算関係書類を提出させ、確認することとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

とにつながり、必要であると考えられる。	
No. 24 首都圏アンテナショップ事業	
【意見】事業の達成度の評価について	
当事業の事業目標は、「全国における本県の認知度」となっており、2018年度の目標値25位に対して実績27位であり、目標に及ばないため達成度Aは適切でない。 達成度Aの評価とした理由について担当課にヒアリングしたところ、次の2点において問題が発見された。 1) 達成度は「全国における本県の認知度」の他、アンテナショップの入館者、売上高、販路開拓、マスコミへの露出などを総合的に判断して評価を行っている。 2) ただし、事務事業評価の上で目標値を設定しているのは「全国における本県の認知度」のみであり、それ以外の項目については目標値を定めていない。 <u>上記は1)「行政評価の概要」に記載された事務事業評価の方法と異なっており、また2)は目標を設定していなければ客観的な評価は行えない点で問題となる。</u>	令和元（2019）年度分の事務事業評価から、所定の方法に従い、目標値と実績値を踏まえた評価を行った。
【意見】アンテナショップ事業の収支について	
アンテナショップ事業を収支の観点から見れば、県からの支出である建物賃借料とアンテナショップ運営協議会への負担金に対して、県への収入である物販・飲食店舗両運営事業者からの売上高の5％に相当する納付金とコワーキングスペースや催事スペースの利用料では、県の実質負担は単年度で1億円超となっている。<u>アンテナショップには、物販・飲食の収益部門以外に、情報コーナーや移住・しごと相談コーナーなど公的な機能もあり、収益だけでは賄いきれない部分もあるが、県の実質負担が少しでも減るよう、収入を増やす努力が必要である。</u>	アンテナショップは、物販だけにとどまらず、観光誘客や移住の促進、県産品の販路拡大に向けた情報受発信拠点として設置したものであり、県産品の売上げや使用料収入ですべてを賄えるとは考えておらず、本県の認知度向上とブランドイメージ確立のための効果的なPR経費と考えている。 運営に当たっては、できるだけ県の実質負担が減らせるよう、コストを抑えながら、効果的・効率的なものとなるよう、努めてまいりたい。
No. 25 晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦	
当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。	

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳 田
岡山県監査委員	市 村
岡山県監査委員	浅 義
岡山県監査委員	飛 山
	保 正 仁 哲

令和3年度

包括外部監査結果報告書

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業
の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

【目次】

第1章	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した監査テーマ	1
3	監査テーマとして選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
7	利害関係	2
8	本監査報告書の構成	2
第2章	監査の視点等	4
1	監査の基本的な視点	4
2	外部監査の対象	13
3	外部監査の実施方法	14
4	監査意見の表明方法	15
第3章	岡山県の環境政策	17
1	環境政策に関する法体系	17
2	岡山県の環境政策の歩み	18
3	岡山県の環境政策関係行政組織	19
4	環境基本計画	20
第4章	外部監査の結果及び意見の総括（総論）	43
1	総括	43
2	指摘事項及び意見のまとめ	43
第5章	個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	69
	【環境企画課所管事業】	69
1	総合的な環境行政の推進事業	69
2	快適な環境づくり推進事業	85

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	景観形成推進事業	86
4	環境影響評価審査事業	88
5	公害・環境関連対策	90
6	人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	99
7	墓地・埋葬等に関する事業	109
【新エネルギー・温暖化対策室所管事業】		111
1	地球温暖化対策の促進事業	111
2	新エネルギーの推進事業	130
3	環境マネジメントの促進	138
4	環境学習の推進事業	142
【環境管理課所管事業】		147
1	水質保全対策事業	147
2	児島湖流域環境保全対策事業	180
3	化学物質対策	198
4	大気保全対策	217
5	アスベスト対策	242
6	騒音・振動・悪臭対策	247
【循環型社会推進課所管事業】		256
1	ごみゼロ社会推進事業	256
2	おかやま・もったいない県民運動推進事業	267
3	エコライフ推進事業	271
4	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	274
5	環境にやさしい企業づくり事業	278
6	循環資源情報提供システム運営・保守事業	281
7	中小企業3Rアドバイザ派遣事業	286
8	おかやまプラスチックスマート運動事業	288
9	プラスチック3R推進セミナー事業	291

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1 0	生活環境施設整備指導監督事業	293
1 1	浄化槽設置促進事業	297
1 2	災害廃棄物処理体制強化事業	300
1 3	おかやまの美しい海, 海ごみクリーンアップ事業	303
1 4	環境衛生普及事業	309
1 5	環境美化対策事業	312
1 6	きれいな生活環境づくり促進事業	314
1 7	県外搬入指導取締事業	316
1 8	育成指導事業	319
1 9	産業廃棄物実態調査事業	322
2 0	不法投棄防止啓発事業	324
2 1	監視指導体制強化事業	327
2 2	不法投棄等監視強化事業	331
2 3	廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	334
2 4	対応力強化事業	337
2 5	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	340
2 6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	342
	【災害廃棄物対策室所管事業】	346
1	災害廃棄物処理受託事業	346
	【自然環境課所管事業】	348
1	自然公園事業	348
2	塩釜園地再整備事業	365
3	国立公園満喫プロジェクト推進事業	367
4	誘客アップに向けた自然公園設備整備事業	370
5	観光客アトラクト推進事業	373
6	自然環境保全審議会運営事業	376
7	自然保護推進員活動事業	378

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

8 自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業……………	380
9 希少野生動植物保護事業……………	382
10 鳥獣保護区設定事業……………	390
11 愛鳥思想普及事業……………	395
12 鳥獣生息調査事業……………	398
13 野生鳥獣保護管理対策事業……………	402
14 ツキノワグマ等被害防止強化促進事業……………	408
15 外来生物被害防止対策事業……………	410
16 自然環境保全推進事業……………	413
17 みどりふれあい事業……………	417
18 自然保護センター管理事業……………	428
第6章 結語……………	436
【凡例】……………	437
【用語解説】……………	439

第1章 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した監査テーマ

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 我が国の高度経済成長期において、環境への配慮が十分ではなかったこと等から、環境汚染、自然破壊が生じ、これらが大きな社会問題となった。

これらの環境問題の解決のため、「公害対策基本法」や「自然環境保全法」が制定され、これらに基づく施策の推進と住民や地方公共団体の努力、企業の公害防止のための投資、技術開発等とがあいまって、公害の克服に向けて努力がなされた結果、昭和50年代半ば頃までには顕著な成果を挙げることができた。

- (2) もっとも、近年では、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題は深刻化するとともに、海洋プラスチック問題及びPM2.5に起因する大気汚染の問題など多様かつ新たな環境問題が生じている。

また、近年多発する自然災害（とりわけ豪雨災害）は、環境問題（特に、地球温暖化問題）と切り離すことは不可避である。岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、かかる災害によって物心両面において県民が負った傷は、未だ完全に癒えることはなく、県民の環境問題に対する意識は高まっていると思われる。

さらに、岡山県においては、児島湖の環境保全問題等の固有の環境問題を抱えている。

このように環境問題が再び大きな社会問題になる可能性があることや環境問題に起因した自然災害が甚大な被害を招いている昨今の状況に鑑みれば、国及び地方公共団体による環境政策は、県民の生命及び財産を守るために不可欠な政策であるといえ、その重要性を増している。

- (3) 岡山県は、環境基本条例に基づき平成20年に岡山県環境基本計画「エコビジョン2020」を策定するとともに、平成29年に公表された「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において「快適な生活環境保全プログラム」として重点的に取り組むべき環境施策を明らかにした。

なお、令和2年度は、上記「エコビジョン2020」の最終年度となる節目の年度であり、平成20年度から実施されてきた「エコビジョン2020」に基づく岡山県の環境政策に対する取組が検証されるべき時期にある。

- (4) また、岡山県の環境政策に関し、中心的に取組を進めている環境文化部で

は、令和2年度は当初予算として約33億円（環境関係に係るもの、人件費を除く）の予算を計上しており、その予算規模は必ずしも小さいものではない。

- (5) このように環境政策については、県民にとっても身近かつ重要な問題であるうえに、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱く事項である。

岡山県が取り組んでいる環境政策に関する事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

4 外部監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和2年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

5 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	弁護士	井上雅雄
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	井口亮
同補助者	弁護士	藤井藍沙

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 本監査報告書の構成

本書の構成であるが、第1章では、監査の種類や監査テーマを選定した理由等包括外部監査の概要を述べている。

第2章では、本監査の具体的な視点を明らかにするとともに、かかる監査の視点を踏まえた監査意見の表明方法を述べている。これらの監査の視点及び監査の意見表明方法を踏まえて、第5章以下において個別の事業の監査意見を述べていることから、第5章以下の各事業の監査意見をご確認いただくにあたり、監査の視点及び監査意見の表明方法については、ご留意いただきたい。

第3章では、個別事業の監査を実施する前提として、岡山県の環境政策に関する法令等や基本計画の過去の歩みや現在の状況等を明らかにしている。

第4章においては、個別の事業の監査を踏まえた結果を総括している。この章においては、監査の結果の概要を明らかにするとともに、監査人の総括的な意見を述べている。

第5章では、環境政策に関する個別の事業について、監査の結果を明らかにしている。個別の事業の監査においては、事業の概要を表に記載している。これらの表のうち「事業目的」欄及び「事業内容」欄は、監査の過程において県から提出された資料の内容を基に監査人が概要を記載したものである（ただし、表現等が不鮮明なもの等については、適宜監査人が表現を修正している。）。

最後に、第6章において、結語を述べている。

なお、本報告書においては、法令、条例、要綱及び基本計画について正式名称ではなく略語を用いる場合があるところ、その詳細については、末尾の「凡例」として記載している。

また、専門性が高い用語等については、※を付記したうえで、用語解説を末尾に設けていることから、こちらも併せてご参照いただきたい。

第1章	・ 監査テーマ及び監査テーマの選定理由 ・ その他監査の概要
第2章	・ 監査の基本的な視点についての解説 ・ 監査の視点に基づいた監査の対象 ・ 監査の実施方法 ・ 監査意見の表明方法
第3章	・ 岡山県の環境政策の歩み ・ 具体的な環境政策の内容
第4章	・ 監査人の総括的な意見 ・ 個別事業に対する監査結果の一覧
第5章	・ 個別事業に対する監査結果
第6章	・ 結語
巻末	・ 凡例，用語集

第2章 監査の視点等

1 監査の基本的な視点

(1) 監査の範囲について

ア 本件の包括外部監査を実施するにあたり、監査の範囲について意見交換をする場があった。

監査人としては、文献や過去の包括外部監査報告書を確認する等して包括外部監査の対象範囲について鋭意検討したものの、包括外部監査の範囲について明確な基準を確認することはできなかった。

そこで、本件の監査の基本的な視点を明らかにする前提として、監査の範囲について、監査人の考えを述べることとする。

イ 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定している。かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

ウ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる

ようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

エ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点をおいて監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

(2) 財務事務の合規性

環境基本法は、第1条において「この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としてその目的を明らかにするとともに、基本理念として、①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承（同3条）、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築（同4条）、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進（同5条）を掲げている。

また、同法7条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関

し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」として、地方公共団体の義務を明らかにしている。

このような環境関連法の法体系を前提とすれば、地方公共団体が実施する環境政策に係る施策は、国の施策に準じた施策であること又は地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策として執行されることが不可欠である。

そのため、仮に、環境政策に関する財務事務が法令等の手続きに則って適正に執行されていたとしても、財務事務のもととなる施策（事業）が国の施策等に準じたものとなっていなければ、財務事務の執行について合規性を認めることはできない。

以上を踏まえ、本件の監査においては、個別の財務事務のもととなる施策が環境基本法等の法律や環境法に基づく基本理念、国が定める基本政策又は岡山県の条例等や基本計画等に準拠して執行されているかについて確認する。

また、環境政策に基づく事業が法令等に依拠する合理的な事業であったとしても、その財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令及び県財務規則等に基づいて適法に執行される必要がある。

本件の財務事務の合規性の監査においては、事業を遂行するための契約関係を主な監査の対象とするところ、地方自治体が契約を締結する場合に準拠すべき法律等は、下記のとおりである。

本監査においては、下記の各規定を規範として、環境政策に関する財務事務が、これらの法令等に則り、適法かつ適正に執行されているかを中心に監査する（なお、岡山県の平成27年度の包括外部監査のテーマは「委託料に関する財務事務の執行について」であり、財務事務の執行の合規性の監査については、かかる外部監査の内容を踏まえて、監査を実施している。）。

記

地方自治法

- 234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

- 167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをする

き。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することに

つき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

県財務規則

- 151条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないときその他見積書を徴する必要がないときは、この限りでない。

会計要綱

【第151条関係】

(見積書の徴取の基準)

- 1 契約担当者は、契約事務の簡素化を図るため、見積書の徴取について次により取り扱うことができる。ただし、(1)のア及び(2)のキについては、一律に適用することなく、契約の種類、取扱業者の多寡等を考慮して適切に取り扱うこと。
 - (1) 2人以上の者から見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 予定価格が10万円未満であるとき。
 - イ 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。
 - ウ 緊急の必要から他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
 - (2) 見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 会場使用料、受験手数料、受講手数料、食糧費及び電気通信役務で、契約担当者が、見積書を徴する必要がないと認めるとき。
 - イ 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をするとき。

ウ 定期刊行物（新聞、雑誌等）、法令集の追録その他のもので相手方によって価格差がないものを購入するとき。

エ 災害その他特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。

オ 生産品を売り払う場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

カ 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で複数の相手方と同一内容の契約をしようとするとき。

キ 予定価格が5万円未満であるとき。

業務委託に係る随意契約ガイドライン

第4 運用に当たっての留意事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であって、無制限に認められるものではなく、令第167条の2第1項各号のいずれかに規定する要件に適合する場合に限り適用できるものであることを十分に認識し、次に掲げる事項を遵守し適正に運用しなければならない。

1 共通的事項

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては、規定を拡大解釈することなく適用すること。
- (2) このガイドラインで例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、形式的に該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨でないことや、例示したものに限定される趣旨ではないことを考慮のうえ、慎重に判断すること。
- (3) 随意契約を行う場合は、競争入札による場合の作成方法に準じて予定価格を定めること（財務規則第150条）
- (4) 特命随意契約となる場合は、見積書提出業者が1者となることから、特に慎重に予定価格の算定を行うとともに、相手方から見積書内訳を徴取し、これを詳細に点検するなどして、適正な契約金額となるように努めること。
- (5) 政策上の目的から、公益法人等と特命随意契約している場合は、経済動向に留意しながら、毎年度積算単価を点検して適正な委託料の積算を行うこと。
- (6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。
- (7) 随意契約を行う場合は、委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないよう留意すること。また、再委託が見受けられる場合は、再委託先との直接契約を検討すること。

- (8) 随意契約を行う場合は、その理由及び令の該当条項並びに相手方選定理由（特命随意契約にあつては特定の者に限られる具体的理由）を明確にすること。また、予定価格が100万円（消費税等を含む。）を超えるものは、入札・契約事務審査会に諮り、随意契約の適否等を審議するものであること。（事業執行伺等記入例）
- (9) 随意契約を行う場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取し、特別な事由がない限り、予定価格の範囲内において最低の価格で見積った者を契約の相手方とすること。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないとき、その他見積書を徴する必要がないときは、この限りでないこと。（財務規則第151条）
- (10) 随意契約における競争見積の執行回数は、原則として3回を限度として取扱うこと。
- (11) 随意契約の相手方の選定は、原則として競争入札参加資格者名簿登載者の中から行うこととすること。

競争随意契約の相手方の選定

競争随意契約



活用・効率化

競争入札

・競争入札参加資格者名簿

- (12) 技術提案型契約方式による選考委員会の設置に当たり、その審査を行う選考委員が当該業務に対する提案（応募）者と利害関係を有するときは、その提案（応募）者に係る審査に参加させないこと。

【注】利害関係を有すると考えられる範囲は、個々の事案において契約担当者が適宜判断すべものとするが、一例として、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が提案（応募）者と直接の利害関係にある場合等が考えられる。（地方自治法第117条「議長及び議員の除斥」参照）

（「業務委託に係る随意契約ガイドライン」6頁以下抜粋）

岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）

2 設計変更の取扱い

工事の施工は、設計図書に基づいて行うものであるが、やむを得ず設計図書と実際の施工条件に差異を生じ、設計変更及び契約変更を行う場合には、次の事項に留意しなければならない。

- ① 変更見込金額が請負代金額の30%又は3,000万円を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約する。

以上

(3) 事業の有効性

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。

環境政策における個別の財務事務についても、環境政策の目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることはいうまでもない。

なお、環境問題は、岡山県内における固有の自然環境（例えば、児島湖の汚染の問題等）に関する問題のように岡山県の環境政策のみによって対応すべき問題のほか、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の問題や海洋汚染問題のように地球規模や複数の県にまたがる問題があり、その範囲は多岐にわたっている。

このような環境問題に対する地方自治体による環境政策は、その効果を明確に判定できる場合だけでなく、その効果を定量的に判定しづらい場合がある（例えば、児島湖の汚染問題に関しては、汚染物質の増減から環境政策の効果を定量的に検証しうる一方で瀬戸内海の汚染問題や大気汚染の問題は、県境をまたぐ問題であり、岡山県が実施した環境政策の効果を定量的に判定することは容易ではないと思われる。また、啓発活動事業は、定量的な効果測定は困難である。）。

この点、環境政策について、定量的な効果が直ちに表れずとも、事業を継続することによって将来の環境の維持や改善に資する場合もあり、短期的かつ定量的な効果の有無のみをもって環境政策の有効性を評価することは早計である。

このように環境政策は、その効果を定量的に判断しづらい側面があり、かかる特徴を踏まえると、環境政策を実効的に実施するためには、その事業における目標が明確な目的意識をもって設定されること、目標の設定が合理的であること、その効果を合理的に検証されること及び検証された効果が次年度以降の事業に生かされることが極めて重要であり、かかる目標の設定及び効果の検証が適切になされなければ、事業としての有効性が乏しいにも拘らず、漫然とその改善がなされることがないまま、徒に公金が支出される恐れがある。

本監査においては、環境政策に係る事業の効果に関する目標が明確かつ合理的に設定されているのか、効果が検証されているか、かかる効果の検証手法が合理的か、その検証結果を次年度以降にどのように生かしているか等を事業の

有効性の評価指標として監査する。

(4) 事業の効率性

環境政策に基づく事業の目標の設定や効果の判定が的確になされていたとしても、事業によって得られた効果とその効果を得るために費やされた公金の額が相当なものでなければ、かかる政策の実施について、県民の納得を得ることはできない。

すなわち、投資された公金の額と得られた効果が均衡していなければ、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）と規定している趣旨を全うできない。

そのため、各環境政策に基づく事業の効果と予算の執行額が均衡しているかを監査の対象とする。

(5) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

記

ア 財務事務の合规性

- ・環境政策に関する事務の執行が環境法等の法令、環境基本条例等の条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

イ 事業の有効性

- ・事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

ウ 事業の効率性

- ・環境政策に基づく事業の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

2 外部監査の対象

(1) 対象部署及び対象事業

環境文化部のうち、環境政策に関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課を対象部署とし、上記各部署が令和2年度に予算執行した119の事業を監査対象とする。

(2) 選定理由

ア 岡山県の環境政策について、環境基本計画の立案等環境政策の中心を担っているのは環境文化部である。

なお、環境政策を担当するその他の部署としては、環境企画課が所管する環境保健センター内の環境科学部及び岡山県下に3か所所在する県民局（備前県民局、備中県民局及び美作県民局）の地域政策部環境課がある。

監査の過程において、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策の内容等について確認したところ、環境文化部の各課が事業の企画及び予算を作成しており、環境保健センター及び県民局は、定められた企画及び予算にしたがって実際に事業を実施しているとのことであった（例えば、環境保健センターが実施する大気の分析業務は、環境管理課において企画及び予算を編成しており、環境保健センターは、専門的知見に基づいて大気の測定を実施するものである。また、環境企画課が企画する県民の意見を聴く会の一部を県民局が実施したりするとのことである。）。

このように、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策に関する事業は、環境文化部が企画し予算を編成した事業であり、環境保健センター及び県民局が独自に環境政策を立案して実施することは、ほばないとのことであった。

そのため、監査テーマである環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のためには、環境文化部が所管する環境政策を監査することで必要かつ十分であると判断した。

なお、環境保健センターの財務事務については、令和元年の包括外部監査「試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について」、県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行については、平成22年の包括外部監査「岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について」においてそれぞれ監査の対象とされているため、環境保健センター及び県民局の財務事務の執行については、上記各監査報告書をご参照いただきたい。

なお、環境文化部には、上記の課のほかに、文化振興課、スポーツ振興課及び全国植樹祭推進室が存在するが、上記各課は、環境政策とは関わっていない

ことから、監査対象部署とはしていない。

イ また、対象事業については、岡山県の環境政策全般を監査の対象とするため、対象事業を選別することなく監査対象部署が令和2年度に予算執行した全ての事業を監査の対象とした。

3 外部監査の実施方法

(1) 環境関連法体系の理解

ア 環境関連法令等の理解

環境基本法をはじめ、国内の環境政策に関する法体系を把握するとともに、平成30年4月に策定された国の第5次環境基本計画の内容を精査した。

イ 岡山県の環境法令等、環境基本計画及び要綱等の理解

岡山県の環境政策に関する条例等を精査するとともに、環境政策の根幹となる環境基本計画エコビジョン2020及びエコビジョン2040の内容を精査した。

ウ 近隣県の環境基本計画の把握

岡山県の近隣県の環境政策の取組状況を把握するため、岡山県を除く中国4県、四国4県及び兵庫県の環境基本計画の内容を把握した。

(2) 環境政策の全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の環境政策の全体像を把握するため、令和3年7月2日、岡山県の環境政策を担っている環境文化部の担当者と面談を実施のうえ、岡山県の環境政策全般の概要資料の提出を受けるとともに、その内容について説明を受けた。

(3) 資料の実査

岡山県の環境政策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書、見積書、委託契約書、会議の議事録、事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで、個別の事業について、同年9月に1次的な質問を実施するとともに、事業に関する資料を追加で徴求し、下記のとおり、資料を実査した。

記

9月27日 : 環境企画課所管事業の資料の実査

9月28日 : 新エネルギー・温暖化対策室所管事業の資料の実査

10月6日 : 自然環境課所管事業の資料の実査

10月11日 : 循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業の資料の実査

10月20日 : 環境管理課所管事業の資料の実査

(4) 第1次ヒアリング

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて、監査対象とする環境政策に関する財務事務及び事業について、担当部署の責任者及び担当者に対して事業の内容や実施状況を把握するため、下記のとおりヒアリングを実施した。

記

10月7日：環境企画課所管事業に対するヒアリング

10月8日：新エネルギー・温暖化対策室所管事業に対するヒアリング

10月19日：自然環境課所管事業に対するヒアリング

10月22日：循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業に対するヒアリング

10月28日：環境管理課所管事業に対するヒアリング

(5) 運用現場の視察、事業等の管理状況の確認

令和3年12月24日、岡山県和気町に所在する自然保護センターを訪問し、指定管理に係る備品の管理状況等を確認するとともに、指定管理の状況について質疑応答をした。

(6) 第2次ヒアリング

監査人において、いったん監査意見を作成し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、下記のとおり、担当課の職員からヒアリングを実施した。

記

2月3日：環境企画課、循環型社会推進課・災害廃棄物対策室及び自然環境課の所管事業

2月7日：新エネルギー・温暖化対策室及び環境管理課の所管事業

(7) 第3次ヒアリング

監査人において、監査意見を修正し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、3月2日に環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、循環型社会推進課及び自然環境課の職員から改めてヒアリングを実施した。

4 監査意見の表明方法

環境政策に関する事業は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であると考える。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」，

「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなるおそれがある。

そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

記

- A：違法又は不適当な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適当な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

第3章 岡山県の環境政策

1 環境政策に関する法体系

環境基本法〔環境基本計画〕

岡山県環境基本条例〔岡山県環境基本計画／エコビジョン〕



2 岡山県の環境政策の歩み

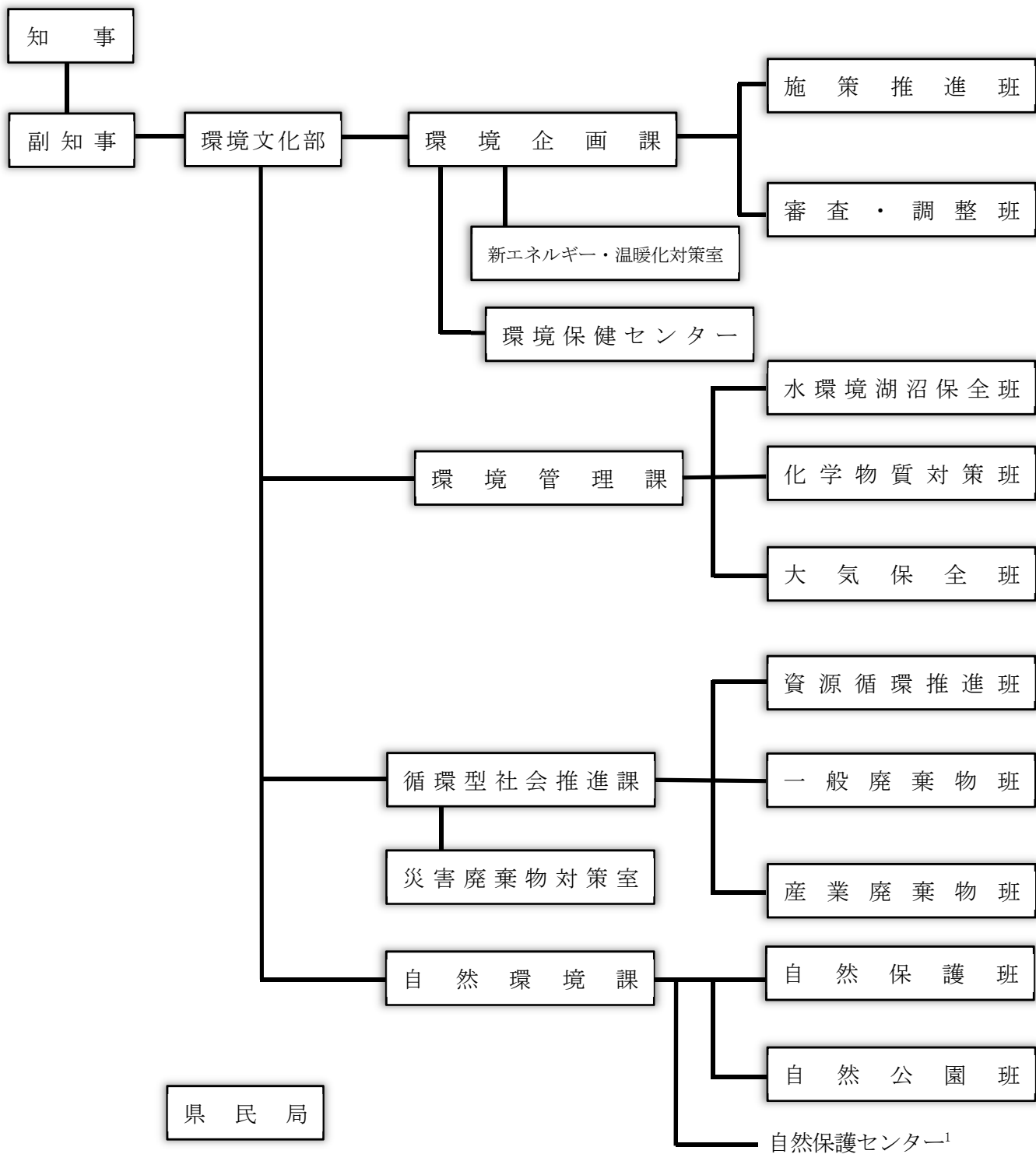
岡山県は、平成8年10月、岡山県の恵まれた環境を保全するため、環境の保全について基本理念を定めるとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにすること及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境条例を制定した。

環境条例は平成9年4月に施行され、同条例に基づき岡山県において最初の環境基本計画であるエコビジョン2010が策定されることとなったが、その後の環境条例に基づく岡山県の環境政策の具体的な歩みは下記のとおりである。（エコビジョン2040．80頁参照）

記

年月	岡山県の動向	外部要因
平成8年10月	環境基本条例 制定	
平成9年4月	環境基本条例 施行	
平成10年3月	岡山県環境基本計画 エコビジョン2010 策定	
平成15年3月	エコビジョン2010 改定	
平成20年2月	新岡山環境基本計画 エコビジョン2020 策定	
平成22年10月		愛知目標※ 採択
平成25年2月	エコビジョン2020 改定	
平成26年2月	エコビジョン2020 一部修正	
平成27年12月		パリ協定※ 採択
平成29年2月	エコビジョン2020 2次改訂	
平成30年4月		第5次 環境基本計画※ 策定
令和元年6月		大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 合意※
令和3年2月	岡山県環境基本計画 エコビジョン2040 策定	
令和12年		SDGs※目標年
令和32年		温室効果ガス排出実質ゼロ目標年

3 岡山県の環境政策関係行政組織



¹ 指定管理者：公益財団法人岡山県環境保全事業団

4 環境基本計画

(1) 環境基本計画の目的及び位置づけ

ア 環境条例は、基本理念として、以下の3点を掲げている。

〈基本理念〉

- ①環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行わなければならない。
- ②環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然の共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行わなければならない。
- ③地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(環境条例3条)

イ 同条例10条1項は「知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。」として、知事に対し、環境基本計画の策定を義務付けており、環境基本計画は、こうした条例が掲げる基本理念のもと環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されるものである。

ウ また、同条2項は、環境基本計画において定めるべき事項として、①環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を掲げており、環境基本計画は、これらの事項を詳細に定め、上記基本理念を実現すべく環境政策を進める役割を担っている。

(2) 環境基本計画の期間

ア エコビジョン2010

平成10年(1998年)から平成20年(2008年)

イ エコビジョン2020

平成20年（2008年）から平成32年（2020年）

ウ エコビジョン2040

- ・長期的な視点（計画の目指す姿を実現しようとする年次）

令和22年（2040年）頃

- ・長期的な視点（計画の目指す姿を実現しようとする年次）

令和3年（2021年）から令和6年（2024年）

(3) 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の策定経過

開催日時等	事項	内容
令和元年 12 月 13 日	岡山県環境審議会への諮問	県から岡山県環境審議会に対し、次期岡山環境基本計画の策定について諮問
令和2年	1 月 10 日	岡山県環境審議会政策部会 策定方針について審議
	5 月	環境に関する県民等意見調査 県民 2500 名・事業所 500 社に対し、環境に関するアンケート調査を実施
	8 月 3 日	岡山大学エコミーティング 岡山大学の学生から意見聴取
	8 月 13 日	県大エコミーティング① 岡山県立大学の学生から意見聴取
	8 月 19 日	県民の意見を聴く会(美作県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	8 月 21 日	県大エコミーティング② 岡山県立大学の学生から意見聴取
	8 月 25 日	県民の意見を聴く会(備中県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	8 月 27 日	県民の意見を聴く会(備前県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	9 月 4 日	岡山県環境審議会政策部会 骨子案について審議
	9 月 28 日	企業から意見聴取 倉敷市内の企業から意見聴取
	11 月 2 日	岡山県環境審議会政策部会 素案について審議
	11 月 20 日～ 12 月 19 日	パブリックコメント 素案についてパブリックコメントを実施
令和3年	1 月 20 日	岡山県環境審議会政策部会 修正案について審議
	2 月 5 日	岡山県環境審議会から答申 岡山県環境審議会から県に対し、次期岡山環境基本計画の策定について答申
	2 月 8 日	計画策定 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）を正式決定
	2 月 22 日	県議会 2 月定例会議に報告 件の基本的な計画として、策定したことを報告
	3 月	策定公表 冊子・要約版により改めて公表

(4) 環境基本計画において目指す将来の姿

ア エコビジョン2040において、環境基本計画に基づき、目指す将来の姿について、以下のとおり、明らかにされている（エコビジョン2040. 36頁）。

<目指す姿>

より良い環境に恵まれた持続可能な社会

～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～

そして、それが達成された将来の姿を

- 気候変動対策が進んでいる社会
- 資源循環の仕組みが構築された社会
- 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
- 自然と共生した社会
- 環境保全と経済的発展が両立し、一人ひとりの意識やかかわりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会。

として、その具体的なイメージを描きます。

イ エコビジョン2040は、「目指す将来の姿」を実現するため、以下の4つの基本目標及び2つの横断的視点を掲げている。

基本目標Ⅰ	気候変動対策（緩和・適応）の推進 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅱ	循環型社会の形成 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全と創出 重点プログラム：23 指標：14
基本目標Ⅳ	自然と共生した社会の形成 重点プログラム：23 指標：14
横断的な視点Ⅰ	環境の未来を支える担い手づくり 重点プログラム：23 指標：14
横断的な視点Ⅱ	環境の未来を創る経済振興 重点プログラム：23 指標：14

(5) 具体的な取組み

ア 前項に掲げられた「基本目標」とは、目指す姿の実現に向けた施策の柱であり、「横断的な視点」とは、基本目標を進めるうえでの土台とされている。また、重点プログラムは、基本目標及び横断的な視点に沿って重点的に進める取組であり、指標は、取組による達成目標、重点プログラムの進捗を評価するための数値目標である。

このように、環境基本計画で掲げられた目指す姿の実現するための具体的な取り組みとして、重点プログラムが策定されており、かかる重点プログラムを実践することで、目指す姿を実現するとされている。

なお、具体的な重点プログラム及び指標は、26頁以下に記載のとおりである。

イ 本監査においては、環境基本計画についても監査の対象としていることから、以下のとおり、重点プログラムの内容を明らかにするとともに、エコビジョン2020における重点プログラムと対比して、エコビジョン2020が策定された平成20年当時と現在の環境政策に関する進捗度合いを把握する。

(6) 環境基本計画の進め方

環境基本計画の進め方について、エコビジョン2040においては、下記のとおり、説明されている。

記

1 推進体制

(1) 連携・協働の体制

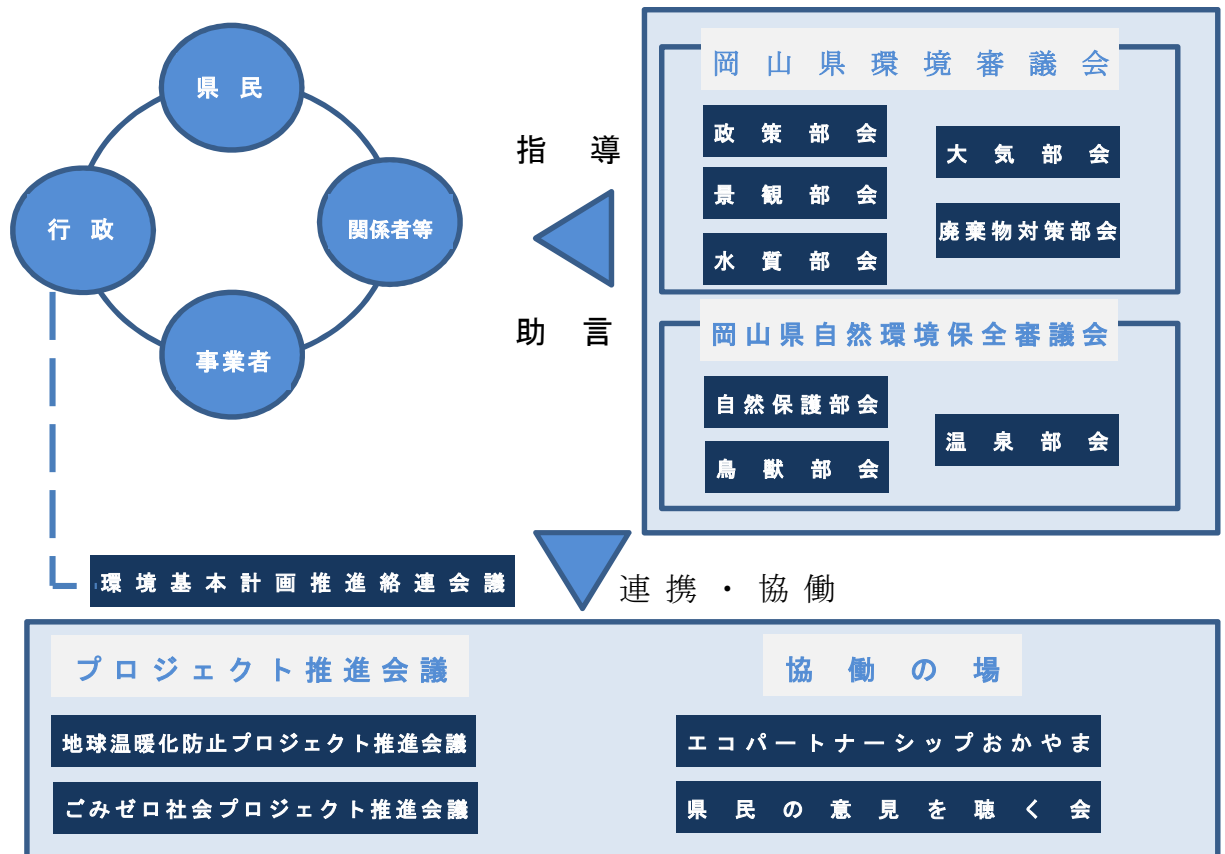
県民、事業者、関係者・関係団体、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等の参加のもとで意見交換を行う会議を定期的を開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民や事業者、有識者、行政等がとくに緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者より構成されるプロジェクト推進会議※を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化多様化する環境問題に対応するため、県庁内の部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の推進状況等を共有しながら、関連施策を推進していきます。

さらに、有識者からなる「岡山県環境審議会」の政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

【連携・協働の体制】



(2) 進捗管理と継続的改善 ～「短期的な取組」の推進～

●PDCAによる管理

計画の進捗に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認・評価）、Action（見直し）のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、岡山県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

●毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山環境白書や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表に当たっては、県の取組の状況や成果ができるだけ分かりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

●状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合、あるいは、画期的な研究開発・技術革新により、取組の進め方や手法が大きく変わるような場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた取組や指標を見直すなど、柔軟に対応します。

(3) 計画の見直し ～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次（令和22（2040）年頃）の中間地点となる令和12（2030）年をめどに、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。

2 取組の内容に応じた実施方法の工夫

計画に位置付けた取組の実施にあたっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

具体的には、デジタル化の進展や、感染症対策としての「新しい生活様式」の普及定着を踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に取り入れていくことを、取組ごとに検討します。

【気候変動対策（緩和・適応の推進）】

I 新エネルギーの導入推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
太陽光発電の導入促進	家庭や地域において太陽光発電の一層の導入を目指す取組を推進する。	努力目標：県内に設置された太陽光発電容量を3500メガワットとする（H27時点817メガワット）。	努力目標：令和6年度までに県内に設置された太陽光発電容量を3500メガワットとする（R1時点1802メガワット）
木質バイオマスのエネルギー利用推進	木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入によりエネルギー転換を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
情報の発信と地域資源を生かした取組の推進	新エネルギーについてセミナーや研修会を通じて広く情報の発信共有を図る等。	努力目標：新エネルギー関係セミナーへの参加者数3500人（H27時点は2027人）	努力目標：令和6年度までに新エネルギー関係セミナーへの参加者数3500人（R1時点は2889人）
地域ぐるみで進めるスマートコミュニティ※の推進	新エネルギーの導入等による創エネや省エネ、蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティの実現を目指す。	努力目標：令和2年度までに新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域数を10とする	努力目標：令和6年度までに新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域数を19とする（R1時点は9）
小水力発電の導入促進	県内の河川や農業用水さらには排水を利用した小水力発電の導入を促進する、	努力目標：小水力発電設備の導入数40（H27時点は12）。	記述なし。
野菜・花・木の栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大	中山間地域※など商業電気がない場で野菜等を栽培する場合、小規模太陽光発電を用いた自動かん水システムの導入を推進する。	努力目標：令和2年度までに太陽光発電による自動冠水システムを導入した施設の数115	記述なし。
県民参加による発電施設設置の普及拡大	県民からの寄付や市民ファンド等を活用した市民協働発電所の整備等自然の恵みを電力等のエネルギーに変える県民参加型の取組を普及する。	努力目標：令和2年度までに県民参加による発電施設数を80とする。	記述なし。
新エネルギー産業クラスターの形成	今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、産官学で計構成される新エネルギー産業クラスターを形成し、競争力のある新技術・新製品の研究開発と事業化を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅱ 省エネルギーの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
オフィスビル等の省エネルギー化の推進	建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の中地を図ること等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
県有施設等の省エネルギー化の推進	県有施設への省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、新エネルギーの導入等により県自ら率先して節電・省エネルギーに取り組む。	努力目標：令和2年度までに県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量を68,808tとする。	令和元年の温室効果ガス排出量は59,795 t/年であり、令和4年度の目標73,675 t/年を達成しているが、さらなる削減に努める。
省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大	住宅性能表示制度等の認知度の向上、省エネ措置の届出制度等の周知により、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
省エネルギー型機器等の普及拡大	「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員を通じて、太陽光熱利用システム等の省エネ型機器の積極的な選択を促すこと等	努力目標：令和2年度までに1世帯当たりのエネルギー消費量を35.6GJとする。	努力目標：令和6年度までに家庭用燃料電池の導入台数2600台

Ⅲ 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
アースキーパーメンバーシップ制度の促進	省エネ等による環境負担低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し会員の活動を支援する。	努力目標：令和2年度までにアースキーパーメンバーシップ会員数14,000人	努力目標：令和6年度までにアースキーパーメンバーシップ会員数16,000人（R1時点13,537）
COOL CHOICE（賢い選択）の推進	温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）が広がるよう積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促す。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までにCOOL CHOICE 宣言企業・団体数300（R1時点272）
エコドライブの推進	エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図る。	努力目標：令和2年度までに自動車1台当たりのエネルギー消費量を37.7GJとし、エコドライブ宣言者数29,000人	努力目標：令和6年度までにエコドライブ宣言者数47,000人（R1時点35,456人）
地球にやさしい移動手段の選択	「公共交通利用の日」や「スマート通勤おかやま」「ノーマイカーデー」等の設定により県民等の自動車利用抑制に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

IV 環境費配慮した交通環境の整備と活用の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
信号灯器の LED 化の推進	従来の電球式信号器に比べ消費電力が約 1/4 となる LED 信号灯器の設置を推進する。	努力目標：令和2年度までに信号灯器の LED 化率を 65%とする。	努力目標：令和6年度までに信号灯器のLED化率87% (R1 時点：67.1%)
県公用車へのエコカーの率先導入	エコカーについて県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき県公用車への率先導入を務める、	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
電気自動車等 (EV, PHEV, FCV) の普及促進	環境性能が高い電気自動車 (EV) , プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 及び燃料電池自動車 (FCV) について、普及促進に取り組む。	努力目標：令和2年度までに電気自動車等の普及台数 6,000 台	努力目標：令和6年度までに電気自動車等の普及台数 8,600 台 (R1 時点 5,797 台)
道路交通の円滑化の推進	交通渋滞の緩和や人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅や交通量の分散等を図る。	努力目標：令和2年度までに信号機の高性能化数 500) 及び高度化ビーコン整備数 500	努力目標：令和6年度までに主要渋滞か所数を 45 か所 (R1 時点 50) , 信号機の高性能化数 630 (R1 時点 504) 及び高度化ビーコン整備数 790 (R1 時点 569)
バス・電車の利用促進	バス事業者や鉄道事業者で実施されているパークアンドライド*や環境定期券等*の広報啓発によるバス・電車等の利用を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

V 温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制	県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表すること等を通じて事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進する。	努力目標：令和2年度までに製造品出荷当たりのエネルギー消費量を 83.2GJ*とし、業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量を 847MJ*とする。	努力目標：令和6年度までに岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量 2,895 万 t (R1 時点 3,281 万 t)
フロン類の排出抑制の推進	オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン類を私用している第一種特定製品の管理者に対し、フロン類回収等管理者の義務を周知徹底する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

公益的機能を高めるための森林整備の推進	林業経営が見込める人工林においては森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は針広混交林へと誘導することで豊かな森林の育成・保全に努める。	努力目標：令和2年度までに保安林*面積を 152,600ヘクタールとする。	具体的な指標なし。
県民参加による森づくりの推進	「おかやま森づくりサポートセンター」の運営支援を通じて、森林の保全活動を促進する。	努力目標：令和2年度までに森づくり活動への参加企業数 30	努力目標：令和6年度までに森づくり活動への参加企業数 28 (R1 時点は 26)
都市緑化等の推進	ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策として、事務所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 気候変動への対応

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
適応計画の策定と推進	県域における自然的経済的社会的状況に応じた地域気候変動適応計画を策定し、取組を実行する。	記述なし。	具体的な指標なし。
適応の推進体制の整備	県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を終始し、整理、分析及び提供を行う体制を整備する。	記述なし。	具体的な指標なし。

【循環型社会の形成】

I 循環型社会実現に向けた意識改革と実践

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
「おかやま・もったいない運動」の推進	3R について、県民一人ひとりの意識改革と行動実践を促すため、各種イベントの開催により、「おかやま・もったいない運動」を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
プラスチック 3R の推進	プラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行う。	記述なし。	具体的な指標なし。
食品ロス削減の推進	食品ロスについて、消費者、事業者及び行政の役割を明確にするとともに、具体的な削減方法等を示した腕、削減の取組を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに循環資源登録数 470（R1時点 441）
マイバッグ運動の推進	買い物にマイバッグを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバッグ運動」を「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者及び行政が一体となって展開する。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅱ 一般廃棄物3Rの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
循環型社会づくりに向けた処理システムの構築	循環型社会づくりに向けて廃棄物の排出抑制、循環的利用とともに費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言や技術的援助を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
ごみの分別収集の徹底	容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
リサイクル関連法の周知徹底	一般廃棄物のリサイクルの促進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図る。	努力目標：令和2年度までに一人当たりのごみ排出量を1日 935g、一般廃棄物のリサイクル率 32.7%、一般廃棄物の最終処分量1日 86.5t、家庭系ごみの1日の排出量 500g、使用済み小型家電回収市町村数 22。	努力目標：令和6年度までに一般廃棄物の排出抑制・資源化率 97%（R1時点は 96.3%）
家電のリサイクルの推進	使用済家電製品が家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正にリサイクルされるよう市町村による回収体制の構築に対して、技術的援助を行うとともに、県民に対して、法制度等について周知を行い、不適正処理対策を進める。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅲ 産業廃棄物3Rの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
排出事業者に対する指導・助言	廃棄物処理契約や実績報告への指導・助言，ホームページでの公表により，排出事業者の自主的な排出抑制，再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
リサイクル関連法の周知・徹底	建設リサイクル法，自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し，制度の周知や法令順守の徹底等を行い，産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに産業廃棄物の排出抑制・資源化率96%（H30時点95.6%）
3Rに関する広域ネットワークの形成	3Rに関する新技術やビジネスモデル，各種循環資源に関する情報提供等により県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図る。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
公共工事に係る廃棄物の再資源化	県の工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材廃棄物に建設汚泥を加えた建設廃棄物の再資源化に努める。	努力目標：令和2年度までに産業廃棄物の排出量を年間5649t，産業廃棄物のリサイクル率を45.4%，産業廃棄物の最終処理分量を年間303tとする。	努力目標：令和6年度までに建設廃棄物の再資源化率100%（R1時点は74.8%から100%）
循環型社会形成推進モデル事業の推進	循環型社会形成モデル事業（地域ミニエコタウン事業）を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
岡山エコタウンを生かした環境学習の推進	地域ぐるみの先導的リサイクルモデルの見学等を通じて循環型社会形成について学習する機会の提供を支援する。	具体的な指標なし。	記述なし。
ごみゼロガイドライン※の推進	排出量の多い汚泥，鉦さい，ばいじん，燃え殻，廃プラスチック類について，排出事業者に対して，ごみゼロガイドラインに沿った取り組みを促すとともに，更なる取り組みを促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

IV 廃棄物の適正処理の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	市町村に対し廃棄物施設の計画的な整備に対する助言等の技術的援助を行うとともに国の循環型社会形成推進交付金制度の活用を働きかける。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導	排出事業者や処理業者への立入検査などにより産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対して改善命令や許可取消等の行政処分や警察と連携して厳正な対応をする。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
PCB 廃棄物の計画的な処理の推進	PCB 廃棄物の保管、処理状況を把握し、保管事業者等に適正な保管および処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等と連携し、地域における回収・処理体制の充実等を図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率 40 %（R1 時点は 15.6%）
産業廃棄物の広域的な移動に対する対応	産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われていること等から他県との調整を図りながら的確な対応に努める。	記述なし。	具体的な指標なし。

V 不法投棄等の根絶と環境美化の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
不法投棄等の防止と早期発見	産業廃棄物監視指導員による監視パトロールや夜間休日監視、上空監視等により不法投棄の防止と早期発見に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
海ごみ対策の推進	市町村や経済団体等と連携し、瀬戸内海のごみの発生抑制や回収処理に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
地域の活動の促進	環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 災害に対する備え

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
円滑な処理体制づくり	災害廃棄物の発生に備えて、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県との協力・支援体制を整備するとともに、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育訓練等により円滑な処理体制の構築を図る。	努力目標：令和2年度までに災害廃棄物処理計画策定市町村数を19とする。	努力目標：令和6年度までに災害廃棄物処理計画策定市町村数を27とする（R1時点は14）

【安全・安心な生活環境の保全と創出】

I 大気環境の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
工場・事業場対策の推進	工場・事業場への立入検査の実施等により排ガス等の基準を順守させるとともに揮発性有機化合物の削減対策についても指導する。	努力目標：令和2年度までに工場・事業場の排ガス等基準適合率を100%とする。	努力目標：令和6年度までに工場・事業場の排ガス等基準適合率を100%とする（R1時点は98%）
大気汚染防止夏期対策の実施	夏期を中心に大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施する。	努力目標：令和2年度までにオキシダント情報等メール配信登録者数を18,000人とする。	努力目標：令和6年度までにオキシダント情報等メール配信登録者数を22000人とする（R1時点は16,894人）
微粒子状物質（PM2.5）対策の推進	PM2.5が高濃度になる恐れがあると判断される日は県民に対する注意喚起を行う。また、PM2.5の原因の一つである稲わらを野焼きせず、有効利用を促す。	努力目標：令和2年度までにPM2.5環境基準達成率を30%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数を40,000人とする。	努力目標：令和6年度までにPM2.5環境基準達成率を85%とする（R1時点は55.7）
ディーゼル自動車粒子状物質削減の推進	環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに低公害車等への代替を促す。	努力目標：令和2年度までにディーゼル自動車粒子状物質対策済率を85%とする。	努力目標：令和6年度までにディーゼル自動車粒子状物質対策済率を80%とする（R1時点は72.8%）

II 水質環境の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
生活排水対策の推進	クリーンライフ100構想等に基づき、生活排水処理施設の整備を促進すること等	努力目標：令和2年度までに単純処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換数を340基、汚水処理人口普及率を88%とする。	努力目標：令和6年度までに汚水処理人口普及率を92.1%とする（R1時点は87.3%）

工場・事業場対策の推進	特定事業場の立入検査等により排水基準，総量規制基準の順守を徹底する等	努力目標：令和2年度までに工場・事業場の排水基準適合率を98%とする。	努力目標：令和6年度までに工場・事業場の排水基準適合率を98%とする（R1時点は93.3%）
環境に配慮した水辺づくり	水辺の動植物，景観等の自然環境や親水性に配慮した農業用排水路の整備に努めるとともに，市町村との協働，伐採木の無償配布等を通じて地域住民の参画を促し，より環境に配慮した水辺づくりに取り組む。	努力目標：令和2年度までに蛍の生息地個所数330，ふるさとの川リフレッシュ事業*を実施した個所数150とする。	記述なし。

Ⅲ 児島湖水質保全対策の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
児島湖再生の推進	湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため，関係機関，関係団体等との緊密な連携により各種事業の円滑な推進を図る等。	努力目標：令和2年度までに児島湖の水質目標値 COD *6.8mg/l とする（H30時点は7.2）また，合併処理浄化槽の設置基数を5360，浄化用水の導入量を60.0，ヨシ原の管理免責を150000㎡とする。	努力目標：令和6年度までに児島湖の水質目標値 COD *7.2mg/l とする（R1時点は8.1）また，児島湖の環境用水の導入量を2.4m ³ とする（R1時点は0）
児島湖流域下水道事業の推進	岡山市，倉敷市，玉野市，早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図る等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅳ 瀬戸内海の保全と再生

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
沿岸域の環境の保全，再生及び創出	アマモ場等の保全及び再生の取組を支援するとともに，漁場環境改善のための資源回復を図る。また，岡山県自然海浜保全地区条例に基づき，指定区域内における建築行為等の規制を行う等。	努力目標：令和2年度までに里海*整備個数4か所，環境学習の場として活用自然海岸数を5とする。	努力目標：毎年自然海岸を活用した環境学習を5回行う（R1時点は5回）。
水質の保全及び管理	生活排水対策，事業場による送料基準の遵守徹底等により瀬戸内海の水質環境基準を達成する。	努力目標：令和2年度までに汚濁負荷の削減目標としてCODを32，窒素を37，りんを1.9とする。	具体的な指標なし。
瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全	瀬戸内海国立公園に指定されている地域について，優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底化を図る等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

水産資源の持続的な利用の確保	科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施する等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

V 騒音・振動・悪臭の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
道路交通，航空機，新幹線鉄道の騒音・振動対策	道路や新幹線沿線，空港周辺の環境調査を実施する等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定	関係機関と協議し，順次，環境基準の類型あてはめ※を行う等	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VI 土壌・地下水汚染の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
工場・事業者対策の推進	工場及び事業場への立入検査等により，水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導する等。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VII 有害価格物質による環境汚染の防止

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
有害大気汚染物質対策の推進	ダイオキシン類やベンゼン※等の環境中の濃度を的確に把握するとともに発生源に対する指導を通じて排出抑制を図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値を100%とする（R1 時点は93%）
有害化学物質対策の促進	残留性の高い化学物質について，環境調査を実施し，データの蓄積を図るとともに新たな知見の集積に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
アスベスト対策の推進	アスベストの飛散防止を図るため，建築物等の解体現場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

VIII 環境放射線の監視

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境放射線の監視測定の実施	環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するおともに放射線に関する知識の普及に努める等	記述なし。	具体的な指標なし。

【自然と共生した社会の形成】

I 自然公園等の保護と利用促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
自然公園等の魅力向上に向けた取組	豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクト※と連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図る。	努力目標：令和2年度までに年間自然公園利用者を1450万人とする（H27時点は1216万人）	努力目標：令和6年度までに年間自然公園利用者を1210万人とする（R1時点は1100万人）
自然と調和した開発の指導	環境影響評価※手法の活用や自然保護協定の締結により、既存植生の保護や改変地の緑化等適切な指導を行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
自然公園等の適切な利用指導	自然公園指導員※や自然保護推進員等※と連携し、自然公園等の適切な利用指導に努める。	努力目標：令和2年度までに自然保護推進員数を100人とする。	記述なし。

II 野生生物の保護と適正な管理の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
レッドデータブックの充実と活用	希少野生動植物について、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進めるとともに、希少野生動植物の保護について県民の理解を深め、保護活動を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
希少野生動植物の保護	岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物※に指定しその生息・生育環境を含め保護活動を推進する。	努力目標：令和2年度までに希少野生動植物（条例指定等）の保護に取り組む地域数を12とする。	具体的な指標なし。

鳥獣保護対策の推進	鳥獣保護区※等について、指定を行うとともに、鳥獣の定期的な巡視等適切な保護管理に努めるとともに、鳥獣保護センター※を活用して傷病鳥獣救護の取組を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
特定鳥獣保護・管理対策の推進	ツキノワグマとのすみ分け等の対策を実施するとともに、ニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害防止対策等を総合的に行う。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
狩猟者の確保	鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
外来生物※に関する普及啓発等の推進	ホームページや各種普及啓発資料の作成等により、外来生物に関する普及啓発を推進するとともに、普及啓発を行う人材の確保に努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅲ 自然とのふれあいの推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
自然環境学習等の推進	自然環境学習を支援するとともに、環境学習出前講座等を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努める。	努力目標：令和2年度までに自然保護センターの利用者を年間4万人とする。	努力目標：令和6年度までに自然保護センターの利用者を年間4万人とする（R1時点は3万2438人）
自然とふれあえる体験の場や機会の充実	自然環境学習や林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに情報収集及び提供に努める。	努力目標：令和2年度までに長距離自然歩道の利用者数を190万人とするほか身近な自然体験プログラムの参加者数を3万人とする。	努力目標：令和6年度までに長距離自然歩道の利用者数を160万人とする（R1時点は143万人）ほか身近な自然体験プログラムの参加者数を3万人とする（R1時点は2万8636人）
ニューツーリズムの推進	エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等ニューツーリズムの普及を図るとともに、これらの推進に関する市町村等の取組を支援する。	具体的な指標なし。	記述なし。

IV 里地・里山の保全

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
農地・農業用水等の保全	農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加による協働による農地・農業用水の資源の適切な保管理、生態系保全、景観形成等の活動を支援する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
都市と農村との交流推進	「おかやま晴れの国ぐらし」において、交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山移住候補地体感ツアーを年2回開催する（R1時点は年2回）

V 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
森林の整備による快適な環境の保全	人工林において、少花粉苗木による再造成を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図るとともに、間伐の遅れた人工林の解消を図る。	努力目標：令和2年度までに少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合を90%とする。	努力目標：令和6年度までに少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合を100%とする（R1 時点は96.6%）
都市と近郊のみどりの創出	自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
緑化推進体制の充実	みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動*を進め、緑化推進体制の充実を図る。	努力目標：令和2年度までに緑の募金総額を1900万円とする。	具体的な指標なし。
全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成	国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を令和6年度に岡山県で開催するにあたり、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取り組みを進める。	記述なし。	具体的な指標なし。

【環境の未来を支える担い手づくり（横断的な視点）】

I 協働による環境保全活動の促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境パートナーシップの形成促進	環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
地域課題解決ビジネスの支援	環境問題等地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援を実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
アダプト事業の推進	住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、講演などの環境美化運動（アダプト事業）を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
イベント等のエコ化の推進	「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、イベントのエコ化を推進する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までにグリーンイベント登録数を30とする（R1時点は17）

II 環境学習・環境教育の充実

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境学習の機会の提供	子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座等を通じて環境学習の機会を提供するとともに、環境関連施設を訪問するツアーを開催する。	努力目標：令和2年度までに環境学習出前講座の強度言う実施回数を300以上とするとともに、環境学習エコツアー参加者を6万人とする。	努力目標：令和6年度までに環境学習出前講座及び環境学習エコツアー参加者を2万人以上（2万7593人）
子どもたちの環境活動への支援	こどもエコクラブなどの活動を通じ、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
スーパーエンバイロメントハイスクールの指定	環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、研究促進、人材育成に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
環境学習指導者の育成・活用	環境学習を担う人材の育成及び育成した人材の活用を促すための情報提供や体制づくりに努める。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

教職員に対する環境研究の実施	教職員の環境に関する知識を高め、指導力を養うことにより、学校における環境教育の推進を図るため、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の新規採用教職員全員に対し、環境教育とその進め方に関する研修を実施する。	具体的な指標なし。	記述なし。
移動環境学習者の活用	環境学習機材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行う。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅲ 景観の保全と創造

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化	景観行政団体※となる市町村の拡大を目指すとともに、景観行政団体等で構成する連絡会議を開催し、市町村との連携強化を図る。	努力目標：令和2年度までに景観行政団体の数を10とする。	努力目標：令和6年度までに景観行政団体の数を12とする（R1時点は9）
快適な生活環境の保全	快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害※などの防止に向けた取組を市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と共同して推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
電線類地中化の推進	都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止等を図るため、無電柱化に係るガイドラインに基づき、国や市町村、電力及び通信事業者等と協力して電線類の地中化を進める。	具体的な指標なし。	記述なし。

【環境の未来を創る経済振興（横断的な視点）】

I 環境等関連分野の産業の振興

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
中小企業の新エネルギー設備導入等の支援	岡山県中小企業者向け融資制度により、岡山県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用促進法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置等に必要な資金を融資する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援	新エネルギー分野等に関する新技術・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図る。	記述なし。	具体的な指標なし。
電気自動車(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発	電気自動車等についてその普及と技術開発を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
循環型産業クラスターの形成	環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成する。	努力目標：令和2年度までに循環型産業クラスターで開発された製品の数を17とする。	努力目標：令和6年度までに循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組数を55件とする(R1時点は40件)
木質バイオマスの活用推進	木質バイオマスからセルロースナノファイバー※等次世代新素材の開発を促進するとともに、用途開発を進め、バイオマス※関連産業の創出を図る。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
総合特区※制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現	水島コンビナート全体を一つの企業とみなし、法的緩和により企業間の連携を進め、コンビナート全体の最適な資源の有効利用に取り組む。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
環境技術のアジア協力	本件の行政や事業者等に蓄積された経験や環境技術を活かし、アジア地域における環境問題の改善に協力する。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅱ 環境と好循環した農林水産業の推進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境保全型農業の推進	化学肥料・農薬（天敵を除く）を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の栽培等環境保全型農業を推進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
魅力ある林業の実現	森林経営の集約化等により、持続可能な魅力ある林業の実現を図るとともに、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。

Ⅲ 環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
環境マネジメントシステムの普及拡大	ISO14001 [※] やエコアクション21 [※] の認証取得者に対して、優遇措置を講じるとともに有料産廃処理業者認定制度 [※] の有料認定項目になっていることを周知する。また、エコアクション21の県内事業者への普及拡大を図る。	努力目標：令和2年度までにエコアクション 21 認証・登録事業者の数を 200 とする。	努力目標：令和6年度までにエコアクション 21 認証・登録事業者の数を 130 とする（R1 時点は 110）
「岡山県エコ製品」の認定・周知	県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定し、積極的に展示・PR する。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山県エコ製品の認定品目数を 380 とする（R1 時点は 372）
「岡山エコ事業所」の認定・周知	グリーン調達やゼロエミッション [※] に積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者などへ積極的なPRを図る。	具体的な指標なし。	努力目標：令和6年度までに岡山エコ事業所の認定件数 260 件とする（R1 時点は 256 件）
「岡山県グリーン調達ガイドライン」 [※] に基づく取組の推進	毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることで、県内の事業者等のグリーン購入を促進する。	具体的な指標なし。	記述なし。

Ⅳ 環境に配慮した事業者の育成・拡大

事業概要	事業目的	エコビジョン 2020	エコビジョン 2040
事業者による環境コミュニケーションの推進	環境に関する正しい知識等の情報をホームページ等により提供するとともに事業者向けセミナーを開催することで事業者による環境コミュニケーションを推進する。	努力目標：令和2年度までに事業者による環境コミュニケーションの取組率を 25% とする。	具体的な指標なし。
環境影響評価の適正な実施	環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施する。	具体的な指標なし。	具体的な指標なし。
「岡山県グリーン調達ガイドライン」 [※] に基づく取組の推進	岡山県グリーン調達ガイドライン [※] を定め県が率先してグリーン調達を努めることにより、県内の事業者のグリーン購入を促進する。	具体的な指標なし	努力目標：令和6年度までに岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合を 100% とする（R1 時点は 95%）

第4章 外部監査の結果及び意見の総括（総論）

1 総括

- (1) 本件の包括外部監査の結果は、49頁以降の一覧表に記載のとおりである。

まず、一覧表について概説する。

一覧表の「対象事業」欄には監査の対象とした環境政策に関する事業を記載している。

「評価欄」は、前記監査の視点において示した3つの視点に基づいて、それぞれの評価結果を記載している。なお、評価欄の①は財務事務の合规性、②は事業の有効性、③は事業の効率性に関するそれぞれの評価を記載している（例えば、①にBとあれば、「当該事業に係る財務事務の合规性について、違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている」という意味となる。）。

「指摘事項・意見」欄には、監査人の指摘事項及び意見の概要を記載している。指摘事項及び意見は、記載されている監査の視点に対応した指摘事項又は意見となっている。基本的には、評価がCとなった箇所には意見、Dとなった箇所は指摘事項を記載している。

これらの整理をすることで、監査人の指摘事項及び意見がいかなる事項に対してなされているのかを一覧性をもって把握できるようにした。

- (2) 次に、監査結果について概要を述べる。

本件の監査において、監査人が指摘事項とした項目は12項目、意見とした項目は23項目である。

監査人が本件の監査において特に留意すべきと考える指摘事項及び意見について、「指摘事項及び意見のまとめ」として次項に記載している。

2 指摘事項及び意見のまとめ

- (1) 財務事務の合规性について

ア 本件の監査対象とした環境政策に関する事業については、そのほとんどが法律、条令又は基本計画に基づいて執行されていることを確認した。

イ もっとも、財務事務の執行の根拠となる国の基本計画は存在し、かかる国の基本計画において各地方公共団体において計画を策定すべきとされているにも拘らず、基本計画等が策定されていないケース（指摘事項5-1）が確認された。

環境政策に係る財務事務は、環境基本法等の法令や国が定める基本政策又は岡山県の条例等の法令や基本計画等に準拠して執行されることが必要であることは既に述べたとおりである。

そのため、仮に、過年度において執行されている財務事務であったとしても、財務事務の執行にあたっては、その根拠法令を逐一確認するよう留意すべきである。

ウ また、監査の過程において、任意団体である岡山県環境衛生協会の事務局が県庁内に設置されていること、同協会の事務を県の職員が行っている場合があること及び同協会を対象とした補助金があることを確認した。

岡山県環境衛生協会がその成り立ちや活動の歴史的にも公的色彩が強い団体であること、同協会が岡山県の環境政策において果たす役割は必ずしも小さくはないことは監査人としても理解するところであるが、そのかわり方について、検討する必要があると考えるため意見としている（意見4－1）。

エ 次に、財務事務の執行において、工事の委託が一般競争入札の手続きを経て落札されたのち、仕様の変更により委託金額が落札額よりも30%を超えて増額されたケースを確認した。

かかる財務事務の執行はガイドラインに違反することから、この点については指摘事項とした（指摘事項5－2、指摘事項5－3）。

オ また、業務の委託が随意契約でなされているが見積書が1通しか確認することができないケースが散見されたところ、その理由のほとんどは「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に該当するという説明であった。

確かに、事業の特殊性から契約の相手方が特定される事業もある（例：鳥獣保護区設定事業におけるキジの放鳥事業等）。このように事業について顕著な特殊性が認められるケースについては、上記の会計要綱の定めに関連すると判断し、見積書が1通しかない場合でも財務事務の執行の合规性をBと評価している。

なお、契約内容が特殊なケースは、委託先が固定される傾向があるが、業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第4運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならないことに強く留意すべきである。

カ また、監査の過程において、現在、岡山県においてセミナー講師や専門家に対する謝金の支払額についての規程が存在せず、担当課室に委ねられている状況であることを確認した。

このような運用となっている理由を確認したところ、過去には講師に対する謝金の規程に準ずるものとして予算単価表が存在していたが、講師の知名度や

所属会社の相場等により大きく金額が異なる場合があり、統一的な金額で執行することは困難であって、廃止されたとのことであった（なお、不正防止の観点からは、県庁内において他部署の決裁（組織内の第三者チェック）により謝金が支払われる仕組みとなっており、不正防止機能があるとのことである。）。

確かに、講師の知名度等によって講師謝礼が異なることは理解できるものの、部署毎で謝金の金額の裁量の余地がある場合、個人的な関係を理由に講師料を増額する等の不正が行われるリスクは否定できない。

上記の点について、岡山県においては、過去、講師謝金に関する基準を設けていたものの、客観的な根拠として、規程を整備しそれに基づき支払額を決定することで、不正の防止や担当課への負担軽減にもつながると思われる。

したがって、将来的には、岡山県において、セミナー講師・専門家謝金に関する規程を整備すべきと考える（なお、上記は監査人の所感であって、指摘事項とする趣旨ではない。）。

(2) 事業の有効性

事業の有効性については、啓発事業等の効果測定及び会議や研修の持ち方について、留意すべき点があると思われたことから、下記のとおり、個別に記載する。

記

ア 啓発事業等の効果測定について

(ア) 岡山県の環境政策として、県民の環境に対する意識を醸成するための啓発事業や県民による環境保全活動を推進するための普及促進事業が複数取り組まれており、かかる事業に伴って財務事務が執行されている（例：「エコパートナーシップおかやまの活動推進事業」、「クールビズ・ウォームビズ県民運動事業」、「COOL CHOICE！推進事業」等）。

(イ) この点、岡山県民が一丸となって環境保全活動に取り組むためには、上記の啓発活動及び普及促進活動は極めて重要であって、これらの事業は、環境政策としての意義は大きい。

もっとも、上記の事業について事業の達成目標等が設定されていないケースが散見された。

確かに、啓発活動や普及推進事業について、目標を設定することは容易ではない。

また、このような事業の有効性に関する監査は、事業の在り方に関する監査であって、「指摘事項」には当たり得ないと思われるかもしれない。

しかしながら、第2章の1「監査の基本的な視点」において述べたとおり、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにその事務を処理しなければならないとされており（地方自治法2条14項）、包括外部監査は、かかる趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないとされている。

この点、予算を執行して実施された事業の効果を把握することができなければ、その後の事業内容について、改善策を検討する等のPDCAサイクルを機能させることができないし、執行された予算と事業効果が均衡しているかを把握することもできない（このような事態が継続すれば、効果の低い事業が前例踏襲という形で継続される恐れがある。）。

このように、事業の効果を把握しないことの弊害は大きいことから、監査人としては、啓発事業等の有効性の監査において、成果指標が設定されていない場合は「指摘事項」とし、成果指標が設けられていても、それが成果指標の設定を改善すべき場合や事業の成果を踏まえた改善策が検討されていないと判断される場合には「意見」としている。

(ウ) なお、啓発事業等であっても、その効果を的確に測定している事業もある。

具体的には、県民にレジ袋の削減のためマイバックの普及を進めること等を内容とする「エコライフ推進事業」（循環型社会推進課の所管）は、普及推進運動であるが、その効果を把握することでの的確に効果を測定している。

すなわち、エコライフ推進事業において岡山県マイバック持参率等について、毎年アンケートを実施しており、平成22年度以降のアンケート結果が岡山県のHPに掲載されている。

そのため、県民のマイバック保有率の推移が明確に把握することができるうえに、レジ袋有料化の影響はあるものの結果としてマイバックの普及率を上昇させることに成功している。

このように普及促進事業であっても、的確に効果を測定し、成果を挙げている事業があることを踏まえ、啓発事業や普及促進事業についても効果測定をする必要があることを強く留意すべきである。

イ 会議及び研修の在り方について

(ア) 会議及び研修が予定されている事業について、書面開催（参加者が集合することなく資料を配布するのみ）とされているケースを複数確認した。

(イ) 監査の過程について、書面開催ではなくウェブでの開催とすることの可否について確認したところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した最初の年度であり、岡山県においてウェブ会議等の導入に必要な機材の準備が

困難であったことや会議の参加者においてウェブ会議等の機材を確保することが困難であったこと及び令和3年度は積極的にウェブ方式を導入しているとのことであった。

- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば、令和2年度において直ちにウェブ方式を導入するための準備ができなかったことは無理からぬ面がある。

そのため、令和2年度において、本来予定されていた会議が書面開催とされたケースでも事業の有効性の評価をBとしている。

ただし、令和3年度以降は、積極的にウェブでの開催を検討すべきである。

(3) 事業の効率性について

ア 普及事業等において事業の達成目標等が設定されていないケースがあり、効果が把握できない事業があることは、前項において述べたとおりである。

この点、事業の効果が明らかでなければ投資された経費がかかる事業の効果と均衡しているかを把握することは困難であり、事業の効率性を検証することはできない。

このように、事業の効果を把握できないことによって、事業の効率性を判定できず、事業効果がない事業に対しても公金が投入される恐れがある。

なお、本監査においては、事業目的が設定されていないなど事業の効果が判明しない事業については、事業の効率性についてもCと評価している。

イ また、事業の効果に比して高額な経費が投入されていると思われる事業については、改善の余地があるとして意見を述べている（意見2-7、意見4-2）

ウ なお、環境政策に係る事業の内容として会議及び研修が予定されている業務が複数あるところ、比較的高額な会場利用料が予算として計上されているケースが散見された。

上記のケースについて予算の執行状況を確認したところ、予算の段階では民間のホテルを基準とした会場利用料を計上していたとしても、執行の段階ではウェブ会議や県が所有する施設を利用して会議や研修を行うなど効率的な予算執行に努めており、必ずしも会議及び研修の会場に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

そのため、会議や研修の会場費用として民間ホテルの費用を予算計上しているケースであっても、執行状況を踏まえて、その事業の効率性の評価をBとしている。

もっとも、参加者のアクセスの利便性や会場の広さなどを考慮して、会議や研修の会場に民間ホテルを利用しているケースもある。

しかしながら、会議や研修の会場に安易に民間ホテルを利用することは効率性の観点から改善の余地があり、慎重に会場を選択すべきであることはいうまでもない。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

環境企画課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 総合的な環境行政の推進事業			
1-(1)	環境基本計画策定事業	① B	
		② D	意見1-1：環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。
		③ B	指摘事項1-1：事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。
1-(2)	環境基本計画推進体制整備事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(3)	エコパートナーシップおかやまの活動推進事業	① B	
		② C	意見1-2：エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。
		③ B	
1-(4)	環境白書作成事業	① B	
		② C	意見1-3：環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。
		③ B	
1-(5)	環境審議会運営事業	① B	
		② C	意見1-4：環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。
		③ B	
2	快適な環境づくり推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	景観形成推進事業	①	B	意見 1－5：「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。
		②	C	
		③	B	
4	環境影響評価審査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 公害・環境関連対策				
5-(1)	公害防止計画推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(2)	公害苦情処理連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(3)	公害審査会連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(4)	公害健康被害予防事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(5)	公害防止管理者等指導事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(6)	公害防止指導調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(7)	フロン類等施行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等				
6-(1)	放射線等監視事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(2)	放射能水準調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(3)	広報調査等事業	①	B	
		②	C	意見1－6：視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。
		③	C	
6-(4)	原子力防災施設等整備事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	墓地・埋葬等に関する事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

新エネルギー・温暖化対策室所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 地球温暖化対策の促進事業				
1-(1)	クールビズ・ウォームビズ県民運動事業	①	B	
		②	D	指摘事項２－１：「クールビズ県民運動」，「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等，本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。
		③	B	
1-(2)	COOL CHOICE！推進事業	①	B	
		②	D	意見２－１：「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。
				指摘事項２－２：「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。
				指摘事項２－３：「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業の参加企業について，登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。
③	B			
1-(3)	アースキーパーメンバーシップ推進事業	①	B	
		②	C	意見２－２：会員数の増加に主眼が置かれ，アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから，目標設定を検討すべきである。
				意見２－３：アースキーパーメンバーシップの事業所版（法人会員）と「COOL CHOICE！推進事業」の棲み分けを検討すべきである。
③	B			
1-(4)	地球温暖化防止活動推進員の支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1-(5)	温室効果ガス算定・報告・公表 制度集計分析事業	①	B	
		②	C	意見 2－4：温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、 県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。
		③	B	
1-(6)	事業者の省エネ対策促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	住宅用省エネ・蓄エネ等設備導 入促進事業	①	B	
		②	C	意見 2－5：当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。
		③	C	
2 新エネルギーの推進事業				
2-(1)	おかやま新エネルギービジョン 推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(2)	電気自動車等普及促進事業	①	B	
		②	D	指摘事項 2－4：公用車として導入している E V 車について、一般車に優先して利用する仕組みを検 討すべきである。
				意見 2－6：県の職員が公用車としての E V 車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を 公表することを検討すべきである。
				指摘事項 2－5：試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきであ る。
③	C	意見 2－7：試乗モニター事業として、著名人モニター 7 名を選定し、SNS 等で発信してもらって いるが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべ きである。		
2-(3)	スマートコミュニティ形成支援 事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3 環境マネジメントの促進				
3-(1)	環境マネジメント推進事業	①	B	
		②	C	意見 2－8：外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。
		③	B	
3-(2)	エコアクション 2 1 認証取得支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 環境学習の推進事業				
4-(1)	協働による環境学習推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	環境学習エコツアー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

環境管理課所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 水質保全対策事業				
1-(1)	水質保全行政運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	特定施設の届出受理・立入検査指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(3)	排水基準監視事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(4)	環境負荷低減条例施行事業（特定施設の届出受理・立入検査指導事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(5)	環境負荷低減条例施行事業（排水基準監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(6)	水質汚濁事象調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	水質監視事業（公共用水域水質監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1-(8)	水質監視事業（地下水水質監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(9)	水質監視事業（公共用水域水質測定計画作成事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(10)	広域総合水質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(11)	生活雑排水対策推進事業	①	B	
		②	C	意見３－１：本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(12)	許可立入検査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(13)	自然海浜保全対策事業	①	B	
		②	C	意見３－２：解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(14)	自然海浜保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 児島湖流域環境保全対策事業				
2-(1)	啓発活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

2-(2)	児島湖再生事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(3)	浄化用水導入事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(4)	児島湖環境保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(5)	湖沼水質保全計画推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(6)	児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(7)	児島湖水質改善促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3 化学物質対策				
3-(1)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法監視指導事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(2)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）	①	C	意見3－3：委託契約における委託費用が増加することがないように財務事務の執行については留意すべきである。
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3-(3)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング機器整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(4)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング調査事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(5)	有害大気汚染物質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(6)	化学物質環境調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(7)	有害化学物質対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(8)	土壌汚染対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 大気汚染対策				
4-(1)	大気汚染防止法等事業（大気保全行政運営事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	大気汚染防止法等事業（大気汚染防止法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

4-(3)	大気汚染防止法等事業（環境負荷低減条例施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(4)	大気汚染防止法等事業（環境大気常時監視システム整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(5)	大気汚染防止法施行事業（公害防止推進事業）	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(6)	大気汚染防止法施行事業（オフロード法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(7)	光化学オキシダント対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(8)	晴れの国ブルースカイ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(9)	環境バス導入加速事業	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(10)	環境対応バス導入応援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(11)	酸性雨等監視測定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

5 アスベスト対策				
5-(1)	アスベスト対策協議会運営事業	財務事務の執行がなく， 監査の対象とはしていない。		
5-(2)	アスベスト濃度調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 騒音・振動・悪臭対策				
6-(1)	生活公害対策（騒音規制法施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(2)	生活公害対策（振動規制法施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(3)	生活公害対策（悪臭防止法施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(4)	生活公害対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

循環型社会推進課所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1　ごみゼロ社会推進事業				
1-(1)	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議開催事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	3 R 活動推進フォーラム会議開催事業	財務事務の執行がなく， 監査の対象とはしていない。		
1-(3)	再生品使用促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(4)	岡山県食品ロス削減推進計画策定事業	財務事務の執行がなく， 監査の対象とはしていない。		
2	おかやま・もったいない県民運動推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3	エコライフ推進事業	①	A	
		②	A	
		③	A	
4	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5	環境にやさしい企業づくり事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

6	循環資源情報提供システム運営・保守事業	①	B	
		②	D	指摘事項4－1：循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。
		③	C	
7	中小企業3Rアドバイザー派遣事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	おかやまプラスチックスマート運動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9	プラスチック3R推進セミナー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	生活環境施設整備指導監督事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	浄化槽設置促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	災害廃棄物処理体制強靱化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	おかやまの美しい海，海ごみクリーンアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

14	環境衛生普及事業	①	C	意見4－1：岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること，同協会の事務を県の職員が行うことについて，そのかわり方を検討するとともに，補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。
		②	C	
		③	B	
15	環境美化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	きれいな生活環境づくり促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17	県外搬入指導取締事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	育成指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
19	産業廃棄物実態調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
20	不法投棄防止啓発事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
21	監視指導体制強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

22	不法投棄等監視強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
23	廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見4-2：上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。
24	対応力強化事業	①	B	
		②	C	意見4-3：研修会についてはオンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。
		③	B	
25	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

災害廃棄物対策室所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1	災害廃棄物処理受託事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

自然環境課所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 自然公園事業				
1-(1)	自然公園（管理指導）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	自然公園管理（中国自然歩道）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(3)	自然公園管理（野営場等）事業	①	D	指摘事項 5－1：野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって，基本計画を根拠とすべきである。
		②	B	
		③	B	
1-(4)	自然公園設備（国定公園等）事業	①	D	指摘事項 5－2：請負工事の仕様の変更については，ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B	
		③	B	
1-(5)	自然公園設備（国立公園）事業	①	D	
		②	B	
		③	B	
2	塩釜園地再整備事業	①	D	指摘事項 5－3：請負工事の仕様の変更については，ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

3	国立公園満喫プロジェクト推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4	誘客アップに向けた自然公園設備整備事業	①	B	
		②	D	指摘事項5－4：自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。
		③	C	
5	観光客アトラクト推進事業	①	B	
		②	D	指摘事項5－5：定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。
		③	C	
6	自然環境保全審議会運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	自然保護推進員活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9 希少野生動植物保護事業				
9-(1)	希少野生動植物保護（条例施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9-(2)	希少野生動植物保護（保護推進活動支援）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

9-(3)	希少野生動植物保護（レッドデータブック等更新）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	鳥獣保護区設定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	愛鳥思想普及事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	鳥獣生息調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	野生鳥獣保護管理対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
14	ツキノワグマ等被害防止強化促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
15	外来生物被害防止対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	自然環境保全推進事業	①	C	意見5-1：本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。
		②	B	
		③	B	

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

17 みどりふれあい事業				
17-(1)	みどりふれあい（みどりの少年 隊交流等）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17-(2)	みどりふれあい（みどりの大会 開催）事業	①	C	意見5－2：みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。
		②	B	
		③	B	
17-(3)	みどりふれあい（緑化運動ポス ターコンクール）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	自然保護センター管理事業	①	C	意見5－3：自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。
		②	B	
		③	B	

第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）

【環境企画課所管事業】

1 総合的な環境行政の推進事業

(1) 環境基本計画策定事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	岡山県の環境基本計画の策定及び改定を行うこと。		
事業内容	岡山県環境審議会政策部会及び県民の意見を聴く会を開催するなどして、広く県民の意見を集約し、環境基本計画を策定する。		
法令・条例・要綱等	環境基本法36条、環境条例10条1項及び2項		
主な財源	環境保全基金		
令和2年度予算	729万3000円	令和2年度決算 (執行率)	693万7068円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

環境条例10条は、下記のとおり、規定している。

記

第二節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（「環境条例」抜粋）

本事業は、環境条例の規定に基づいて、環境基本計画を策定することを目的とするものであり、条例の内容を履行する事業である。

このように、本事業は、条例に基づく事業であることを確認した。

また、監査の過程において、県民等意識調査及び環境基本計画冊子・概要版データ作成の委託契約の内容及び契約形式等を調査したところ、上記委託契約は「公募型企画提案方式」であること及び2者から技術提案があり、それぞれから見積書が提出されていることを確認した。

その他、財務事務の執行において問題となる点は認められなかったため、財務事務

の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

1 環境基本計画の策定について

本事業は、岡山県における環境保全に関する施策の方向性を決定づける重要な政策であったところ、令和2年度は、平成20年2月に策定された新岡山環境基本計画エコビジョン2020の最終年度であり、過去12年間の取組みが総括されるとともに、2040年までの環境政策であるエコビジョン2040を策定する節目の年であった。

なお、エコビジョン2020とエコビジョン2040が掲げる具体的取組内容は、本書26頁から42頁記載のとおりである。

監査の過程において、具体的取組内容の決定方法等について確認したところ、エコビジョンに掲げられる具体的な取組内容は、岡山県庁の各課から、取り組むべき環境政策の内容、過去のエコビジョンからの事業を継続して実施するか、具体的な指標を設けるか、指標を設けるとしてもその指標等については、担当課から個別に判断して決定するとのことであった。

この点、岡山県のエコビジョン2040には103の事業が重点プログラムとして掲げられており、これらの事業は、他県の環境基本計画に掲げられている事業よりも広範に亘っており、取り組むべき内容も可能な限り明確にされている。

また、エコビジョン2040の体裁も、他県の環境基本計画と比較して、県民に分かりやすいものとなっている。

もっとも、エコビジョン2040に掲げられている具体的な事業のうち指標が設けられているのは45の事業に過ぎず、過半数は具体的な指標がない。

そのため、指標が掲げられていない事業については、事業の進捗状況を把握することができない状態となっている。

また、具体的な指標が設けられている事業についても、エコビジョン2020と同じ指標となっているもの（例：「太陽光発電の導入促進事業」、「情報の発信と地域資源を活かした取組事業」、「工場・事業場対策の促進事業」等）、具体的な指標が減退しているもの（例：「児島湖再生の推進」）がある。

この点について、環境保全対策の基幹となる事業については、継続性にも配慮しつつ長期目標の実現に向けて重点的プログラムとして位置づけるため、指標について変更がないものもあるとのことであった。

もっとも、環境基本計画は、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」（環境条例10条1項）ことを目的として作成される計画である以上、環境政策は、各事業の推進を図るべく策定される必要があるが、指標がなかったり、指標の変更がなかったりする現状では施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには不十分と思われる。

【意見1－1】環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。

前記のとおり、環境基本計画は、各事業の推進を図ることを目的として策定されるものであるが、エコビジョン2020とエコビジョン2040を比較した場合、具体的な指標がなく、進捗を明確に把握することができない事業や具体的な指標において進捗が認められない事業が散見された。このように単に環境基本計画に事業を掲げるのみでは、その目的を達成することができないのであるから、環境基本計画において各事業について具体的な指標を設けること、仮に、指標を設けないとしても、各事業の進捗が把握できる工夫を検討すべきである。

2 県民等の意識調査手続きについて

県民意見の調査及び事業所の調査の概要は下記のとおりである。

記

調査地域：岡山県全域

調査対象：県民調査2500人

事業所調査500社

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査機関：令和2（2020）年5月～6月

有効回答：県民調査1515件（回収率60.6％）

事業所調査245件（回収率49.0％）

（「エコビジョン2040」110頁抜粋）

また、調査結果としてエコビジョン2040に指摘されている事項は下記のとおりである。

記

〔県民調査〕

- ・環境学習や環境保全活動に参加したことの有無
- ・SDGsの認知度
- ・岡山県の取組状況についての重要度及び満足度
- ・行政に期待すること

〔事業所調査〕

- ・環境保全に関する具体的な行動方針の設定と対策の実施の有無
- ・環境に配慮した取組の実施状況
- ・環境保全への取組と事業収益の関係
- ・環境ビジネスの重要性

・環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること

以上

まず、本事業における意見聴取のサンプル数について検討すると、岡山県の令和2年度の人口数は188万9607人（岡山県国勢調査結果参照）であり、そのうち県民からの有効回答数は1515人である。

また、岡山県内において従業員数が30名以上の事業所数は4485社であるところ、本事業における有効回答は245である。

この点、統計学によれば、母集団数を188万9607とした場合、集計結果の誤差を慣例的に許容される5%の範囲内に収めるために必要なサンプル数は、383となる²。

また、母集団を4485とした場合に必要とされるサンプル数は354となる。

本事業における県民からの有効回答数は1515であり、必要なサンプル数が確保されているが、事業所からの有効回答数は245であり、標準誤差を5%以内に収めるために必要なサンプル数に達していない（因みに、事業所からの有効回答率は49%であることを考慮すると、必要な調査対象事業所数は少なくとも722となる（ $354 \div 0.49 \div 722$ ））。

したがって、現状の事業所に対するサンプル数は、アンケート結果の信頼性を担保するためのサンプル数に満たさないことから、事業の有効性の観点から改善を検討すべきである。

次に、本事業の内容が事業目的を果たしているかの点について検討する。

まず、エコビジョン2020第5章「計画の進め方」において「県民、事業者、行政が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有し、それらの共通認識を持ち関係団体間のネットワーク化を図りながら、協働による計画の推進を行います。そのため、県民、NPOなど各種団体、事業者等に参加いただき意見交換を行う会議を定期的で開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止、ごみゼロ社会づくり、自然との共生などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。」とされていることを考慮すれば、県民の意見を聴取する趣旨は、それぞれの地域をとりまく環境を踏まえた環境政策を立案するとともに、環境基本計画を推進することにあると理解できる。

監査の過程において、「環境に関する県民等意識調査報告書」の提出を受けて、そ

²許容誤差を5%に収める場合のサンプルサイズの算定式（Nが全体数であり、n¹がサンプル数）：① $n = 1.96^2 \times 0.5(1-0.5) \div 0.05^2$ ② $n^1 = nN \div (N+n-1)$ 、この式のNに1,889,607又は4,485を代入すると、n¹の値は概ね383となる（参考文献：杉原左右一著「統計学増補版第3版」、高橋洋一著「図解統計学超入門」等）。

の内容を精査したところ、県民調査結果について回答者の属性等を踏まえた分析がなされていることを確認した。

このように、県民の属性に踏まえた意識調査がなされており、その回答結果は、環境基本計画の立案の基礎資料となり得るものであった。

そのため、本事業の内容は、事業目的を達成しうるものとなっている。

ただし、前記のとおり、事業者数については、アンケートの回答数が十分ではないと思われることから、本事業の有効性をDと評価した。

【指摘事項1－1】事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。

環境基本計画は、岡山県の環境政策の根幹をなす計画であり、かかる環境基本計画の策定にあたっては、単に県民の意見の傾向を把握するだけではなく、広く県民及び事業者の意見を集約することが望ましいことはいうまでもない。

前記のとおり、現状では、事業者からの意見聴取については、慣例的に許容される誤差（5％）に収めるためのサンプル数が不足しており、事業所の意見を十分に集約したとは言い難い。

なお、意見の集約方法として、現在では郵送による方法が採用されているが、インターネットによる意見聴取等を利用することで、多額の費用を投じることなく多くの県民の意見を集約することは可能であると思われる。

このように、次回に環境基本計画を策定する際には、意見を聴く対象となる事業所を拡大することについて検討されたい。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、本事業の予算として、政策部会及び意見を聴く会の会場として民間のホテルを利用すること及び借上料として、19万6000円が計上されていたため、会場利用料の内容について確認した。

この点について、総論で指摘したとおり、部会等の会場選定は、参加者の利便性等を考慮して総合的に判断するものであり、予算に計上された内容が当然に執行されるわけではなく、執行の段階で適切な会場を決定することであった（実際に、令和2年度には、民間のホテルを利用することを想定して予算計上したものの、実際には県の施設を利用した例があるとのことであった。）。

このように、予算に計上された会場利用料（民間のホテル水準）が執行されるわけではないこと、その他効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) 環境基本計画推進体制整備事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	エコビジョン2020第5章「計画の進め方」に位置づけられている「県民，NPOなど各種団体，事業者等に参加いただき意見交換会を行う会議」及び「プロジェクト推進会議」を実施し，環境基本計画を推進すること。		
事業内容	(1) 県民の意見を聴く会の実施 環境基本計画について，県民，事業者，行政が一体となり，推進するための会議を開催する。 (2) プロジェクト推進会議 環境基本計画に基づく取組のうち，県民，事業者，行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止，ごみゼロ社会づくり，自然の共生について，関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を設置し，環境基本計画の推進を図る。		
法令・条例・要綱等	環境条例10条3項		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	53万8000円	令和2年度決算 (執行率)	10万2470円 (19%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

環境条例10条3項は下記のとおり定めている。

記

10条3項 知事は，環境基本計画を定めるに当たっては，県民，事業者及び市町村の意見を反映できるように，必要な措置を講ずるものとする。

(「環境条例」抜粋)

本事業は，上記の条例を踏まえ，県民及び事業者の意見を広く集約することを目的とするものであり，その目的は条例の趣旨に適合する。

もっとも，本事業においては，市町村に対する意見聴取手続きを実施しているか確認したところ，市町村の意見は，県民の意見を聴く会において聴取されているとのことであった。

この点，対面による市町村からの意見聴取は県民の意見を聴く会において実施しているが，かかる会に参加していない市町村に対しては，書面による意見照会を複数回実施しているとのことであった。

また、本事業の予算の支出に係る資料を精査したが、費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、県民の件を聞く会及びプロジェクト推進会議の開催状況について確認したところ、エコビジョン2040の策定過程において、県民の意見を聴く会及びプロジェクト推進会議がそれぞれ開催されていることを議事録と共に確認したところ、特に問題となる点は認められなかった（ただし、地球温暖化防止プロジェクト会議は書面会議であり、自然との共生プロジェクト推進会議は新型コロナウイルス感染症の影響で未実施であった。）。

そのため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の予算及び積算の内容を検証したところ、令和2年度において実際に実施された費用の支出として、不当に高額であるとは認められなかった。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(3) エコパートナーシップおかやまの活動推進事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業団体、行政が協働して推進するため、「エコパートナーシップおかやま」を運営し、各種取り組みを県民運動として、普及させる。		
事業内容	(1) エコパートナーシップおかやま総会の開催 各構成団体が各事業・活動分野において、また相互に協働して地球温暖化防止活動等に取り組むために総会を開催する。 (2) 企画運営委員会の開催 エコパートナーシップおかやまの活動や運営について、企画立案及び活動計画活動テーマの決定をするため、企画運営委員会を開催する。 (3) 迅速かつ円滑な情報提供 メール連絡体制やホームページを積極的に活用し、情報提供や各種の環境セミナー等への参加を呼び掛ける		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	38万円	令和2年度決算 (執行率)	3万7559円 (9%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

エコパートナーシップおかやまは、地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、岡山県内の県民団体・事業者団体・行政が協働して取り組むことを目的として、平成14年8月28日に設立された団体である（「温暖化防止行動計画」120頁参照）。

温暖化防止行動計画は、「計画の推進にあたっては、県民団体や事業者団体、行政が協働して地球温暖化をはじめとする環境保全活動に取り組むことを目的に設立された『エコパートナーシップおかやま』や環境NPO等とも連携し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。」としている。

また、エコビジョン2040において、環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進するとされている。

このように、エコパートナーシップおかやまは、環境保全活動を推進するために設立された団体であり、エコパートナーシップおかやまの活動推進を図ることは、温暖

化防止行動計画の推進に適うものである。

また、財務事務の執行に関して、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業は、エコパートナーシップおかやま総会を毎年1回開催し、活動実績の報告を行うとともに有識者による講演を開催すること及びエコパートナーシップおかやまの活動や運営に関する企画運営委員会を開催すること及びメール連絡体制を構築する等して、情報提供を行うことを内容としている。

監査の過程において令和3年2月に開催されたエコパートナーシップおかやまの企画運営委員会の議事録を確認するとともに、メール連絡体制の活用状況について確認した。

この点について、「多くの参加団体が参画していただいている環境行政の取組を活動内容とすることで、活動の輪を広げるとともに、さらに効果的な取組につなげるため意見交換している。」とのことであった。

もっとも、議事録によれば、企画運営委員会の内容は、岡山県が取り組んでいる環境政策について専ら報告がなされており、エコパートナーシップおかやまが積極的に温暖化防止計画の立案や県民団体、事業者団体及び行政と協働して環境保全活動に取り組んでいることが一見して明らかではなかった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－2】エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、行政等と共に地球温暖化防止のための活動を行うことが期待されており、単に行政の環境保全活動の報告を受けるのみでは、その目的を果たしているとは言えない。エコパートナーシップおかやまが積極的に環境保全活動に取り組むよう明確な成果目標を立てて活動を推進すべきであって、かかる経過が県民に把握できる状況にすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算額は38万円であったものの、実際の執行額は約3万8000円にとどまった。これは、本来予定されていた講演が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、講師謝礼や交通費が支出されなかったことによるものである。

また、本事業の予算の積算過程において会場使用料として、民間のホテルを利用することを想定して約11万円が計上されているものの、実際には執行されていない。

その他、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

(4) 環境白書作成事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	岡山県環境白書を作成公表すること。		
事業内容	岡山県環境白書として、環境基本計画の進捗状況を公表するとともに及び県の環境蓄積データを中心とする調査データに掲載すること。		
法令・条例・要綱等	環境条例8条		
主な財源	環境保全基金		
令和2年度予算	121万1000円	令和2年度決算 (執行率)	88万4400円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

環境条例8条は、「知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。」と規定しており、本事業は、同条例の趣旨を全うすることを目的としている。

このように、本事業は、条例に基づく事業であることを確認した。

また、財務事務の執行に関して、特に問題となる点は、認められなかったため、その評価をBとした。

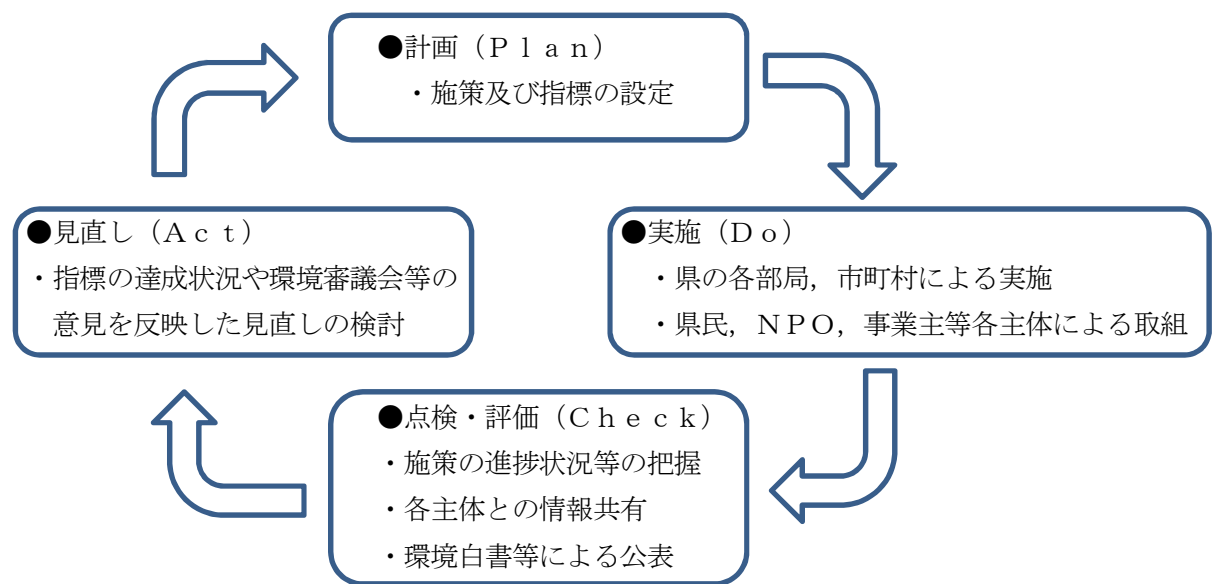
【事業の有効性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

エコビジョン2020は、環境基本計画の進め方について、下記のとおり、定めている。

記

(2) 継続的改善

計画の進捗に当たっては、施策の進捗状況や指標の達成状況、環境審議会等からの意見を踏まえ、施策等の見直しをPDCAサイクルにより行い、実効性を確保します。



2 進捗状況等の公表

計画に掲げた各種施策・事業の進捗状況や指標の達成状況などを的確に把握し、その結果を毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等により公表します。

公表に当たっては、県の施策の実施状況や成果がより分かりやすく説明され、県民や事業者と行政とのパートナーシップの形成に役立つよう、利用しやすい形に整理する等の内容の充実を図ります。

(「エコビジョン2020」85頁抜粋)

以上の位置けから明らかなように環境白書は、環境基本計画の実効性を確保するため、計画の進捗がPDCAサイクルに沿って達成されているか等を確認し評価することが期待されている。

監査の過程において、令和2年度の環境白書の内容を精査するとともに、その内容について質疑応答をした。

この点、令和2年度の環境白書の資料1「(2)新岡山県環境基本計画主要施策等の達成状況」において、各主要施策の達成度に関する評価として「現状」，「努力目標」，「数値」，「達成率」及び「達成レベル」が記載されている(環境白書96頁以下)。

しかしながら、多くの主要施策において、具体的な指標が定められていないことから、「現状」欄，「努力目標」欄，「数値」欄及び「達成率」欄には斜線がなされており、達成度を把握できない状況にある。

また、各主要施策の「達成レベル」は、1から5までの評価がなされているが、その評価は各担当課による自己評価であるとのことであった。

このように現在の環境基本計画においては、多くの事業において指標が設けられていない結果、「現状」、「努力目標」、「数値」、「達成率」が評価されていないうえ、「達成率」にいたっては、自己評価にとどまっており、外部的な評価がなされていない状況にある。

かかる現状では、環境白書において、環境基本計画の進捗にあたってPDCAサイクルに沿って達成されているか等を確認し評価することは凡そ困難である。

以上の点を考慮して、事業の有効性をCとした。

【意見1－3】環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

【意見1－1】において述べたとおり、環境基本計画において、具体的な指標が求められていない事業が多く、その結果、環境白書においても、事業の進捗を評価できない状況にある。

また、事業の達成度が自己評価とされているところ、この点について環境審議会において指導・助言がなされているものの、現状では、環境白書に期待されている確認・評価が十分に機能していないと思われる。

したがって、環境基本計画に具体的な指標を設けるとともに、達成度の評価については、外部による評価制度等自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特に問題となる点は、認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 環境審議会運営事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	岡山県における環境の基本的事項及び環境の保全に関する提言について調査審議を行うこと。		
事業内容	環境審議会の運営		
法令・条例・要綱等	環境基本法43条1項		
主な財源	一般財源		
令和2年度予算	355万7000円	令和2年度決算 (執行率)	95万0064円 (26%)

岡山県環境審議会組織図



(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

環境基本法43条は、1項において「都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。」と規定し、同条2項は「前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。」と規定し、同法を受けて環境条例10条4項は、知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ環境基本法43条1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない旨を定めている。本事業は、上記法令及び条例に基づき、岡山県環境審議会を運営するものであり、その目的は法律及び条例に適合するものであることを確認した。

また、監査の過程において、支出に関する資料を確認したが、本事業の財務事務の執行において、特に問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

環境基本計画の進め方については、エコビジョン2020において「岡山県環境審議会に設置した政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します」とある（エコビジョン2020. 84頁）。

かかるエコビジョン2020の定めを前提とすれば、岡山県環境審議会に期待されている役割は、高度で専門的な立場から、環境基本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等を行うことである。

監査の過程において、環境審議会の総会及び各部会の議事録を精査したところ、部会のうち、景観部会、水質部会、大気部会及び廃棄物対策部会は、総会の開催日（令和2年9月4日）と同日に開催されており、かつ、その開催時間は約20分程度であったことを確認した（この点、各部会を総会開催日に合わせて開催しているのは、総会において委員の改選がなされることになり、その際に各部会の正副部会長を選任する必要があるとのことであった。なお、水質部会は、上記日時とは別に開催された会議の議事録を確認した。）。

なお、総会の議事録によれば、総会の開催時間は、9時30分から10時00分、10時35分から10時45分とあり、開催時間は40分とされている。

また、議事録からは、全ての委員が協議において発言しているか否かを確認することができなかった。

この点、会議の開催時期や会議の時間のみをもって会議の有効性を判断することは早計である。

もっとも、現状の議事録から、環境審議会において高度で専門的な知見を有する委

員の全員から十分に助言をいただけているかが一見して明らかではなかった。

この点、各委員に対しては、日当と交通費を支給して環境審議会にご参加いただく以上、各委員からいただいた専門的な見地からの助言は、議事録に残したうえで、環境基本計画の推進に役立てる必要があるが、現状の議事録の在り方は、上記の観点からは不十分であると思われる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－4】環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。

環境審議会は、環境基本法に基づいて設置される組織であり、岡山県の環境基本計画が適切に実行されているかを専門的な知見からチェックすることが期待されているが、現状の議事録の在り方では、環境審議会の委員からの助言を十分に活用できないと思われる。

環境審議会がその役割を十分に果たすように、委員からの助言について、漏れなく議事録に記載する等の対応を検討すべきである。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

環境審議会の総会及び部会の会場費として約87万円を執行されることが想定されているが、既述のとおり、執行の段階で会場の選定が決定され、予算に計上されたものが当然に執行されているわけではないとのことであった。

その他、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 快適な環境づくり推進事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	快適環境条例により目指す「落書き」，「空き缶等の投棄」等がない街を実現するため，同条例に定められた県の責務である教育，広報活動，市町村が実施する事業への必要な支援又は協力を行うこと。		
事業内容	(1) 市町村等への活動支援 安全・安心のまちづくり活動や環境衛生協議会活動等と連携し，落書き防止等，条例の目指す快適な環境づくりに重点的に取り組む地区を指定し，活動に必要な資材等の支援を行う。 (2) 広報等 広報資料として快適環境条例パンフレットの印刷，配布 (3) 実績の公表 岡山県のホームページにおいて，実績を公表する。		
法令・条例・要綱等	快適環境条例3条		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	43万4000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

快適環境条例3条は，下記のとおり規定しており，本事業は，同条例に定める①落書き対策である。本事業について，令和2年度は，財務事務の執行がなかったことから，監査の対象とはしていない。

なお，監査意見ではないが，岡山県のホームページの「快適な環境の確保に関する条例のあらまし」とあるページの最終更新日は「2014年4月1日」とあり，県ホームページによる情報更新は近年ではなく，「落書き対策の推進」とあるページには，平成26年の活動紹介が最後であって，本事業については，今後の事業の在り方について検討が必要であると思われることは付言する。

記

第3条 県は，快適な環境の確保に関する総合的かつ広域的な施策を策定し，及び実施するものとする。

2 県は，快適な環境の確保に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のため，必要な措置を講ずるものとする。

3 県は，快適な環境の確保に関して市町村が実施する施策について，必要な支援又は協力を行うものとする。

(「快適環境条例」抜粋)

3 景観形成推進事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観を創造するため、景観法及び景観条例に基づき、総合的な景観対策に取り組むこと。		
事業内容	(1) 届出受理及び指導 景観法及び景観条例に基づく景観モデル地区等の届出等を受理するとともに、当該届出等の内容が周辺景観と調和していないと判断された場合等において調和させるための必要な指導を行う。 (2) 意見の聴取 (1)の必要な指導を行う場合、必要に応じて景観アドバイザーから意見の聴取を行う。 (3) 研修会の開催 市町村の景観形成に対する取組を促し、景行政団体への移行及び景観計画策定を支援するための研修会を開催する。		
法令・条例・要綱等	景観法、景観条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	景観行政団体の数：10	2019年度達成状況	景観行政団体の数：9
令和2年度予算	43万5000円	令和2年度決算（執行率）	22万8000円（52%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A **B** C D】

景観法4条は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として、地方自治体に施策の策定とその実施の責務を明らかにしており、岡山県は平成20年4月1日から「晴れの国おかやま景観計画」を施行している。

本事業は、景観法及び景観条例に基づき、総合的な景観対策に取り組むものであって、その目的は景観法及び景観条例に適合している。

その他の財務事務の執行について合规性の観点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

監査の過程において、令和2年度の景観法及び景観条例に基づく届け出件数並びに指導件数を確認したところ、令和2年度の届け出数は下記のとおりであった。

また、令和2年度には、周辺景観と調和していないと判断され、景観アドバイザーの意見聴取が必要となる指導事案はなかったとのことである。

記

大規模行為 [*] に関する届出	345件
吉備高原景観モデル地区 [*]	21件
背景保全地区事前指導 [*]	0件

以上

また、令和2年度においては、市町村担当者及び県民局担当者を参加者として景観街づくり研修会が開催されている（講演者：国土交通省都市局公園緑地・景観課 山崎技官）。上記の事業は審査事業であり、かかる事業の有効性について特段問題が認められなかった。

もっとも、晴れの国おかやま景観計画には「景観形成に関する基本的事項」として、①県民との協働による景観形成、②景観意識向上のための普及啓発、③専門家の活用、④大規模な行為の景観形成、⑤重点的に景観形成をすべき地域、⑥景観形成を促進するための必要な施策、⑦景観形成を推進するための事業及び⑧景観行政団体間の連携と調整といった事項が掲げられているが、本事業は、これらの事項を網羅しているとは言いがたい。

このように、現状の事業は、晴れの国おかやま景観計画に定められた内容の全てを実施しておらず、同計画の目的を十分に達成できているとはいえない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－5】「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。

現状の本事業の内容は、晴れの国おかやま景観計画を十分に実現する内容となっていないことから、同計画の基本事項を踏まえた事業内容とすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 環境影響評価審査事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	事業者が行う環境影響評価等*の手続き等が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷の回避、低減及び環境の保全について配慮が適正になされるよう、指導及び助言を行うこと。 また、適宜技術審査委員会等を開催し、知事意見の形成に資すること。		
事業内容	(1) 指導・助言 業者からの相談に応じ、環境影響評価の対象となる業種、手続きの内容等について、指導・助言を行う。 (2) 知事意見の形成 環境影響評価の手続きについて、事業者から配慮書、方法書、実施計画及び準備書が提出された場合は、知事は、事業者に対し、環境保全の観点から意見を述べるものとされており、かかる知事意見を形成するにあたり、岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、必要に応じて、昆虫等の自然環境分野について個別に審査レポートを依頼する。		
法令・条例・要綱等	環境影響評価法・環境影響評価条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	184万5000円	令和2年度決算 (執行率)	14万4000円 (7%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

環境影響評価条例5条第1項は、事業者が対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、環境影響評価実施計画書の作成を義務付けるとともに、同条例18条1項は、「知事は、第16条第3項の書類の送付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。」として、知事の意見表明手続きを定めている。

本事業の目的は、事業者による環境影響評価実施計画の作成を円滑に行うとともに知事の意見表明を速やかに実施することであり、その目的は、上記の各法令等に適合するものであることを確認した。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の事業者からの相談実績及び実施計画等が提出された件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・相談（事前相談）		1件
・審査件数	配慮書	1件
	実施計画書	1件
	準備書	1件

以上

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から旅費の支出が減少するとともに、技術審査委員会の開催が1回にとどまったことから、報酬、旅費等の支出が大幅に抑えられ、予算の執行率が7%となったとのことである。

本事業は、法律及び条令に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 公害・環境関連対策

(1) 公害防止計画推進事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	公害防止計画は、現に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害御防止に関する施策を総合的に講じなければ公害防止を図ることが著しく困難であると認められる地域において、都道府県知事が公害防止に関する施策について作成することができる計画であり、本事業はかかる公害防止計画の内容を推進することを目的とする。		
事業内容	平成23年度に策定した第6次岡山・倉敷地域公害防止計画及び第8次備後地区公害防止計画の現況調査を実施する。		
法令・条例・要綱等	環境基本法17条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算 (当初予算)	22万4000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

環境基本法17条は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域において、都道府県知事は、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」）を作成することができると規定しており、これをうけて岡山県は、水島臨海工業地帯及びその周辺の地域において大気汚染や水質汚濁等の公害が深刻化したことから、倉敷市を対象とした昭和46年度から3度にわたり「水島地域公害防止計画」を策定するとともに、昭和50年度から3度にわたり、岡山市を中心とした地域を対象とした「岡山地域公害防止計画（昭和59年度までは岡山・備前地域公害防止計画）」をそれぞれ策定し、その後対象地域を統合拡大して、昭和63年度から5度にわたり、「岡山・倉敷地域公害防止計画」を策定し、公害防止に関する諸施策を推進している。

また、広島県の南東部と岡山県の南西部にまたがって位置する備後地域について、昭和39年の工業整備特別地域としての指定を契機に大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境汚染が顕在化したことから、同地域について、昭和49年度から7度にわたり公害防止計画を策定している。

本事業は、平成23年に策定された第6次岡山・倉敷地域公害防止計画及び第8次備後地域公害防止計画を推進する事業である。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(2) 公害苦情処理連絡調整事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	公害に関する苦情処理に係る連絡調整を行う。		
事業内容	県民からの公害苦情の訴えについては、原則、市町村が騒音規制法、悪臭防止法等の環境関係法令に基づき、公害苦情処理を行っているが、市町村域をまたぐ公害苦情等については、県民局に配置した公害苦情相談員等が対応しており、市町村等と連絡調整を行いながら公害の苦情解決に努める。		
法令・条例・要綱等	公害紛争処理法49条2項		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算 (当初予算)	52万2000円	令和2年度決算 (執行率)	0 (0%)

公害紛争処理法49条2項は、下記のとおり定めており、本事業は、下記の公害紛争処理法の規定に基づき、公害苦情相談員を配置し、相談苦情処理を行うものである。

なお、令和2年度の公害苦情件数の合計は800件である。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

記

2 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

- 一 住民の相談に応ずること。
- 二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

（「公害紛争処理法」抜粋）

(3) 公害審査会連絡調整事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	公害に係る被害について民事上の紛争が生じた場合、当事者は、公害審査会に調停の申請を行うことができるとされている。 かかる申請が行われた場合に、公害審査会は、調停員会を設け、当事者からの意見聴取及び勧告等による調停を行う。		
事業内容	調停の申請がなされた場合、公害審査委員会（9名）のうちから会長の指名による3人の委員による調停委員会を設ける。 調停期日では、当事者からの事情や意見聴取、必要に応じ専門家や関係行政機関からの意見聴取、現地調査等を行う。 これらの調停員会や調停期日を重ね、調停委員会が合意に近づいたと判断すれば、調停案を提示し、両者の合意が得られれば調停成立となる。 他方、当事者が調停の受諾を拒否したり、調停員会が調停の成立が不可能と判断したりした場合は、調停打ち切りとなる。		
法令・条例・要綱等	公害紛争処理法13条以下・岡山県公害処理条例		
主な財源	一般財源・申立手数料		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	44万9000円	令和2年度決算 (執行率)	0 (0%)

公害紛争処理法13条は、「都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。」と規定し、岡山県公害処理条例2条は「法第13条の規定に基づき、岡山県公害審査会（以下「審査会」という。）を置く」として、岡山県公害審査会の事務や調停及び仲裁の手続きの詳細を定めているおり、本事業は、上記法令及び条例に基づいて、公害審査会の運営を円滑に遂行するものである。

なお、公害審査会の利用件数について確認したところ、令和2年度の利用はなく、平成16年から令和2年度の調停等の受理件数は7件であった。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(4) 公害健康被害予防事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	独立行政法人環境保全機構（以下「機構」という。）が市町村に対して公害健康被害予防事業（大気改善事業）の助成金の交付を行うにあたり、事業計画の策定や事務連絡を行うこと。		
事業内容	機構は、①大気汚染及び水質汚濁により健康被害を受けたものの救済のため、当該者への医療費や補償費の支給、②大気汚染が生じないように知識普及や研究調査等を行うとともに、自治体が実施する公害健康被害予防事業に助成金を交付という事業を行っている。 機構の事業の対象地域は、著しい大気汚染により気管支喘息などの疾病が多発した全国46地域であり、岡山県内では、倉敷市、玉野市及び備前市の3市が対象となっている。 ②記載の公害健康予防事業として上記3市は大気改善事業を行っており、岡山県は、3市が事業を行うための事業計画の策定及び3市と機構との事務連絡を行う。 なお、現在の事業計画は、平成29年度に3年間（平成30年か令和2年度）を対象として策定されており、令和2年度においては、次期（令和3年から令和5年度）計画の策定及び連絡調整事務を行う。		
法令・条例・要綱等	公害健康被害補償法		
主な財源	諸収入（公害健康被害予防事業助成金）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	8万9000円	令和2年度決算 (執行率)	8000円 (8%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

公害健康被害補償法第68条1項2号は、「大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。」を機構の業務として定めており、本事業は、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るため、倉敷市、玉野市及び備前市が補助金の交付を受けられるよう事業計画の策定や事務連絡を行うことを目的としている。

このように本事業の目的は、公害健康被害法の趣旨に合致するものであることを確認した。

また、本事業の予算の執行に係る財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、平成29年及び令和2年に岡山県が作成した環境改善事業に係る計画を確認したところ、その内容等について、特段問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度において、本事業の予算執行額は8000円にとどまっており、事業の効率性について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 公害防止管理者等指導事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	一定の条件を有する特定工場※において、公害防止統括者並びに公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備及び公害防止管理者の選任及び解任等について、県知事に対する届出の受理業務を円滑に行うこと。		
事業内容	公害防止管理者等の選任・解任等の届出の受理、必要の応じ特定事業者に対する報告聴取等を実施する。		
法令・条例・要綱等	特定工場法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	10万1000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

特定工場法は、産業公害の防止に万全を期すため、各種公害防止関係規則が順守されるように、事業者が工場内において有効適切な公害防止体制を確立することが必要との観点から、公害防止統括責任者※、公害防止主任管理者※及び公害防止管理者※（以下3者を合わせて「公害防止統括責任者」等という。）について選任のときから30日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならず、それらの者が死亡し、又は解任されたときも同様とする旨を定めている（特定工場法3条3項、同4条3項、同5条3項）。

本事業は、公害防止統括責任者、の選任及び解任等に関する県知事に対する届出の受理業務を円滑に行うことにある。

なお、令和2年度の公害防止統括責任者等の選任及び解任の件数は、選任は74件、解任は69件の届出の受理があったとのことである。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(6) 公害防止指導調整事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	工場等の立地・操業に伴う大気汚染や騒音に等の公害及び地域住民からの苦情等を未然に防ぐには、工場等の立地の時点で環境保全に配慮した対策を講じておく必要があり、岡山県では、誘致する企業が環境保全の面から法令等に適合した適切な立地となるよう工事等立地前に審査、指導する制度を導入している。なお、事前審査・指導制度は、県営工業団地に企業を誘致する場合のほか、市町村から要望があった企業についても、対象としている。 また、県民局環境課や市町村環境部局等とも適宜調整を行い、適切な事前審査、指導や必要に応じて事後指導を行っている。 本事業の目的は、上記の自然審査・指導制度を円滑に運営することにある。		
事業内容	【誘致企業審査の流れ】 ① 企業による立地計画 ② 企業誘致・投資促進課から環境企画課へ環境保全計画案を提出し、事前協議 ③ 環境企画課は、環境保全計画書案の内容を審査するとともに、関係各課から意見聴取（必要に応じてヒアリング）。環境影響評価を実施した工業団地の場合には、環境評価における基準等との整合も含めて審査。 ④ 環境保全計画書案の内容が整った後、環境企画課から企業誘致・投資促進課へ事前協議終了を連絡 ⑤ 企業誘致・投資促進課から環境企画課へ環境保全計画書を提出 ⑥ 環境企画課は関係各課の意見聴取を経て、審査結果を企業誘致・投資促進課へ回答		
法令・条例・要綱等	環境基本法・環境基本条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	37万8000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

環境基本法17条以下は、都道府県知事に対し、公害の防止に関する施策に係る計画が策定できるとしており、本事業は、公害の発生を事前に防止することを目的とする事業である。なお、岡山県においては、工事等立地前に審査、指導する制度の根拠規定として、「誘致企業に対する環境審査取扱い」が制定されている。

令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(7) フロン類等施行事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器に使用されているフロン類の回収及び管理等の実施を確保するため、第一種フロン類充填回収業者の踏力や指導等を行うこと及び関係事業者や県民に対し、オゾン層保護等について、普及啓発を行うこと。		
事業内容	(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録・指導 事業者から登録申請がなされたものについて、書類審査を行う。 また、登録業者に対しては、事業所並びに重点及び回収業務を行う場所に職員が立入検査を実施し、登録内容、回収・運搬基準の遵守状況及び回収量等の記録についての確認・指導を行う。 (2) 第一種特定製品管理者の指導 第一種特定製品管理者に対し、職員が立入検査を実施し、管理状況の確認、指導を行う。 (3) 解体工事現場等に関する監視 建築物その他工作物の解体現場におけるフロン適正化法の遵守状況の確認のため、解体工事現場に対する監視（建設リサイクル法全国一斉パトロールにあわせての解体工事現場等に対する監視（年2回。5月及び10月））等を実施し、法周知を行う。 (4) 関係事業者、県民等への普及啓発 オゾン層保護についての普及啓発（ポスター掲示等）		
法令・条例・要綱等	フロン適正化法27条、17条及び92条1項等		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	46万3000円	令和2年度決算 (執行率)	9万7000円 (20%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

フロン適正化法7条は、「地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、地方公共団体の一般的な義務を定め

るとともに、第一種フロン類充填回収業を行おうとする者に対する都道府県知事への登録義務（フロン適正化法27条）、都道府県知事の第一種特定製品^{*}の管理者に対する第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言権限（フロン適正化法17条）及び解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立入等の権限を認めている（フロン適正化法92条1項）。本事業は、フロン適正化法に基づく都道府県知事の義務及び権限を全うするものであり、その趣旨は法令等に適合することを確認した。

その他、本事業の財務事務の執行において、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の本事業の実施実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 第一種フロン類充填回収の登録・指導の実績

新規登録： 75件

更新登録： 114件

立入検査： 23件

指 導： 1件

2 解体工事現場等に対する監視の実績

立入検査： 22件

指 導： 0件

3 オゾン層保護の普及啓発活動

ラジオ放送による広報活動： 1回

以上

上記の第一種フロン類充填回収の登録・指導業務及び解体工事現場等に対する監視業務について、事業の有効性の観点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかった（ただし、啓発事業については、成果目標が明らかではないことから、投資された金額と成果との均衡が保たれているかを判断することは困難であることから、成果目標の設定については改善を検討されたい。）

6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

(1) 放射線等監視事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	苫田郡鏡野町上齋原にある国立研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠環境技術センター」という。）は、現在、主要事業として、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発している。 人形峠環境技術センターにおける事業活動について、岡山県は昭和54年度から、人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するために協定に基づいて、環境放射線等の監視測定を実施しており、令和2年度も引き続き、人形峠環境技術センター周辺の放射線等監視事業を実施することが本事業の目的である。		
事業内容	(1) 連続測定監視 人形峠環境技術センターの周辺に連続測定の観測局を3か所設置し、それぞれの観測局において、24時間連続で自動測定を行っている。その測定値は、テレメータ装置により岡山市南区内尾にある環境保健センター内の中央局に転送し、コンピュータ処理している。なお、中央局の自動通報装置により、異常値を検出した場合には、速やかに覚知することが可能である等緊急時に備えた対策を行っている。 (2) サンプル測定監視 サンプリング測定は、人形峠環境技術センターの敷地周辺及び人形峠付近を源流とする吉井川流域を測定箇所として51か所から試料を採取している。大気・陸水・土壌及び生物質等の試料を定期的に年1から4回採取して、放射能分析及びフッ素分析を行う。 (3) 環境放射線等測定技術委員会の運営 測定計画、監視測定の結果やその他技術的な事項については、学識経験者等で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において審議する（年2回程度）。 また、測定結果については上記委員会の検討・評価を経て「人形峠周辺の環境放射線等測定報告書」として年に1回公表している。		
法令・条例・要綱等	人形峠に関する協定6条		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	8319万7000円	令和2年度決算 (執行率)	7877万円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県は、昭和54年7月28日、上齋原村（平成17年3月1日、苫田郡内の鏡野町（初代）、奥津町及び富村との合併により現在の鏡野町となる。）、動力炉・核燃料開発事業団（平成10年10月に動力炉・核燃料開発事業団から核燃料サイクル開発機構、平成17年10月に核燃料サイクル開発機構から独立行政法人日本原子力研究開発機構へ順次承継され、平成27年4月に独立行政法人日本原子力研究開発機構から現在の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）へ名称を変更している。）との間で「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全に関する協定書」（以下「人形峠に関する協定」という、）を締結している。

同協定の6条において、人形峠環境技術センターは、同所から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図ること（1項）、岡山県及び人形峠環境技術センターは、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施すること（2項）、人形峠環境技術センターは、岡山県が実施する監視測定に協力すること（3項）及び人形峠環境技術センターは、実施した監視測定の結果を岡山県に提出すること（4項）等を定めている。

本事業は、上記協定の定めに基づいて、環境放射線等の監視測定を実施することを目的としており、その目的は協定の趣旨を全うするものであることを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、放射線監視事業の委託に係る契約書、中央局テレメータ装置非常用発電設備設置工事に係る契約書等を精査した。

まず、本事業の委託事業の随意契約については、その大部分において、それぞれ見積書を1通しか確認することができなかったため、その理由を確認したところ、「専門的な機器の保守点検等について、その特殊性から製造事業者しか業務を遂行できない」ため、他社から見積書を取得することができないとのことであった。

この点、上記の随意契約の内容を踏まえれば、令和2年度の監査の時点においては「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）にあたるといえると判断した（なお、技術革新等によつては、製造事業者以外でも業務を遂行することが可能となる可能性があることを踏まえると、今後も常に製造事業者に委託するという運用をするのではなく、他の事業者に対する委託の可否を検証すべきであることはいふまでもない。）。

また、本事業の委託契約について、100万円を超える契約については一般競争入札による手続きが実施されていた。

なお、一つの事業（具体的には「プルトニウムに係る監視測定業務」）の委託について落札額は予定価格の約93%であり、もう一つの事業（具体的には「高線量γ線測定装置点検業務」）については、前記事業の落札業者と同じ業者1社のみの入札となっており、その落札価格は予定価格の100%であった。

監査の過程において、両事業の関連性について確認したところ、前者のプルトニウムに係る監視測定業務は環境試料の分析測定業務、後者の高線量γ線測定装置点検業務は測定装置の性能確認業務であり、2つの事業に特別の関連性はなく、一括して競争入札に付せる事業ではないとのことであった。

なお、一般競争入札の手續において、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

人形峠環境技術センターは、設立当初は、エネルギーの安定確保を図る目的からウランの探鉱、採鉱、製錬、転換及び濃縮までの一貫した技術開発に取り組んできたが、事業の発展に伴い、上記事業は終了している。

また、製錬転換施設についても運転を終了するとともに、ウラン濃縮型プラントについても生産終了しており、人形峠環境技術センターの現在の主要事業は、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発に移行している。

この点、人形峠環境技術センターにおいて、ウランの探鉱、採鉱、転換及び濃縮までの技術開発業務に取り組んでいた当時やウラン濃縮型プラントを運営していた当時は、事故による放射性物質の漏洩の可能性が典型的に高いといえるものの、現在の人形峠環境技術センターの主要業務は、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術等を研究開発であり、過去に行っていた業務内容と比較すれば、放射線監視事業の重要性は低減していると思われる。

もっとも、人形峠環境技術センター内のウラン採掘等に関する施設が完全に解体撤去されるまでは、事故による放射性物質の漏洩の可能性は否定できないことから、依然として、本事業の有効性は否定されるものではないと思われる。

なお、人形峠環境技術センターのウラン濃縮原型プラントについては、令和3年1月20日付けで原力規制委員会より加工事業の廃止措置計画の認可を得たことを受けたことから、設備の解体撤去を進めることとされている（人形峠環境技術センターの令和3年度事業計画参照。）。

また、六フッ化ウランの譲渡に向けた検討を進めるとされており、かかる人形峠環境技術センター内の施設の撤去が完了するまで、本事業の有効性は継続するものと思われる。これらの点を考慮して、本事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、放射線等監視事業に係る旅費の支払に関する資料及び報告書（復命書）旅費の支出及び環境放射線等測定技術委員会の議事録を確認したところ、この点については、特段問題となる点は認められなかった。

その他、本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 放射能水準調査事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	放射線監視事業において測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要があり、この監視事業の成果を高めるために、センターの周辺よりも広範囲な地域において環境放射能水質調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価を行うこと。		
事業内容	日常一般生活に関係する環境試料（降水、降下物、陸水等）中の放射性物質等を測定するとともに、ストロンチウム等の放射化学分析に必要な環境試料の分析担当機関への送付及び必要備品の更新等の更新等を行う。 なお、全国の放射能調査体制強化のため、国は、岡山県内において、平成23年度にモニタリングポスト4基、ゲルマニウム半導体検出器1基の増設をしている。		
法令・条例・要綱等	原子力規制庁委託事業（水質汚濁防止法15条3項、大気汚染防止法24条2項）		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	877万9000円	令和2年度決算 (執行率)	831万8000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

本事業は、環境放射能水質調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価を行うこと等を目的とする事業である。

監査の過程において、人形峠環境技術センターが実施する事業との関連を確認したところ、本事業は、「人形峠環境技術センターのみならず国内外の原子力施設に係る影響について調査するものであり、人形峠環境技術センターのみとの対比を目的とした事業ではない。また、当該事業は人形峠に関する協定によるものではなく、原子力規制庁委託の事業である。」とのことであつた。

この点、水質汚濁防止法15条3項は「環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。」と、大気汚染防止法22条3項は「環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四条第二項において同じ。）による大気の汚染

の状況を常時監視しなければならない。」と規定しており、本事業は、これらの条項に基づく水質汚濁及び大気汚染の監視について委託を受けて実施している事業である。

このように、本事業は、法令の根拠に基づく事業であることを確認した。

また、本事業の財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

前記のとおり、人形峠環境技術センターにおいて、ウラン採掘等は実施されておらず、過去と比較して、放射性物質等の漏洩の恐れは低減しているものの、全国の原子力発電所等の原子力関係施設の事故発生時における影響の有無等について判断するために必要な調査であることから、人形峠環境技術センターの事業動向にかかわらず、本事業の有効性は否定されるものではないと思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業における事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 広報調査等事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報すること。		
事業内容	(1) 視察調査、研修（岡山県職員対象） ア 原子力行政視察研修 県職員を対象に、原子力発電関連施設が立地されている都道府県の環境保全対策事業や広報・調査等事業について、行政視察を行う（視察先：青森県庁、青森県六ヶ所原燃PRセンター等） イ 人形峠研修会 県職員、鏡野町職員及び周辺市職員を対象に、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの事業概要、環境監視の取組について研修会を開催し、併せて施設視察を行う。 (2) 広報事業（岡山県民対象） ア 人形峠環境技術センター施設見学会の開催 県民を対象に、バスを借り上げて、センター及び人形峠アトムサイエンス館の施設見学を行う。 イ 原子力に関する知識の普及啓発 施設見学会参加者を対象とした体験型学習講座の実施。 ウ 広報パンフレット等の作成、配布 環境監視測定結果や環境保全対策などを内容とした広報パンフレット及びアトムサイエンス館のリーフレット等の作成配布。 (3) 連絡調整事業 広報調査等事業について、文部科学省及び鏡野町等と業務連絡等を行う。 (4) 原子力広報展示物保守管理、修繕及び更新 人形峠アトムサイエンス館において原子力に関する基礎的な知識の普及を目的として広報展示物を設置しており、消耗品の交換等の保守管理や展示物の故障時の修繕及び更新を行う。 (5) 岡山県広報・調査交付金交付事業 鏡野町が実施する広報調査事業への補助を行う。		
法令・条例・要綱等			
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1976万3000円	令和2年度決算 (執行率)	1670万8000円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B C D】

本事業の目的は、放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報することにある。

この点、エコビジョン2040において、下記のとおり、定められている。

記

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線を監視するため、5箇所を設置したモニタリングポストにより測定している結果についても情報提供を行います。

以上

上記の規定は、エコビジョン2040に記載されているものであり、令和2年度時点におけるエコビジョン2020には上記の規定は存在しなかった。

監査の過程において、本事業に係る広報調査事業の根拠法令を確認したところ、本事業は国が定めた「広報・調査等交付金交付規則」に基づいて、適正に事業執行がなされているとのことであった。

このように、本事業は、エコビジョン2020には記載がなかったものの、国が定める規則に則って執行されているうえに、現在では、エコビジョン2040に記載されていることを確認した。

その他財務事務の執行については、特に問題となることが認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

1 視察調査、研修（岡山県職員対象）

本事業の視察調査及び研修事業の内容は、県職員による他県の原子力行政の視察及び鏡野町における県職員等に対する研修である（期間：1泊2日、参加者：岡山県職員、津山市や鏡野町の職員も参加、参加人数：1日だけの参加者も含め20名、宿泊場所：民間施設）。

監査の過程において、青森県の原子力行政の視察に関する報告書（復命書）及び鏡野町における県職員等に対する研修の復命書等の資料を確認した。

また、原子力行政視察及び人形峠の研修の成果について、確認したところ、視察による情報収集により本件設備改修の参考にしていること及び研修者のアンケート調査を実施することにより、研修の目的は達成できていると思われるとの回答を得た。

確かに、原子力行政視察について先進県の状況を視察することは一定の意義が認め

られるものの、監査の過程において確認した資料からは、具体的な成果及びその成果がどの程度県政に反映されているのか一見して明らかではない。

また、鏡野町における研修についても、その期間や対象人数について、必要性やその成果が明らかではない。

監査人としては、視察や研修の必要性を一律に否定するものではないが、現状の事業の在り方については、改善の余地があると考えられることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－6】視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。

前記のとおり、本事業の視察や研修について、その意義を否定するものではないが、その成果を明確にしなければ、事業の有効性や効率性を判定することができない。

特に、研修に関しては、その参加人数、開催期間等について、検討する必要があると考える。

2 広報事業（岡山県民対象）

本事業は、人形峠環境技術センター施設見学会を開催したり、体験型学習講座を実施すること等で、放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報することを目的とするものであり、その事業内容は本事業の目的に沿うものである。

3 その他の事業

本事業のその他の事業は、連絡調整事業（文部科学省及び鏡野町等と業務連絡等を行うこと、原子力広報展示物保守管理、修繕及び更新及び岡山県広報・調査交付金交付事業であって、いずれも放射線に関する基礎知識や原子力施設の安全対策等について、広く県民に広報するために必要な業務を行うものであって、事業の目的に沿う事業である。

【事業の効率性 A B C D】

前記のとおり、本事業の成果目標は、必ずしも明確でないうえに、本事業の予算は約1900万円、決算は約1600万円と高額である。

この点、本事業の財源は国庫負担金であり、県の財政に影響を与えるものではないものの税金による事業であることには変わりがない。

そのため、前記のとおり、事業の成果目標を明確に設定すべきである。以上の点を考慮して、本事業の効率性の評価を事業の有効性の評価と同じくCとした。

(4) 原子力防災施設等整備事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	人形峠環境技術センターにおける原子力災害が発生するおそれ又は発生した場合、適切に緊急時モニタリングを実施し、人形峠環境技術センター周辺の住民の安全を確保するため、緊急時対応システムや防災活動機材の維持管理、防災関係者の知識習得等をあらかじめ講じること。		
事業内容	(1) 緊急時対応システム（モニタリング情報共有）の維持管理 モニタリング情報共有システムは、原子力事業所から放射性物質が放出される際、周辺に設置するモニタリングポスト※やモニタリング要員用端末からの放射線等の実測値をリアルタイムで原子力規制庁及び県災害対策本部へ送信し、迅速かつ正確に周辺環境中の放射性物質濃度や被ばく線量等の情報を共有するシステムである。 令和2年度はモニタリング情報システムの維持管理、中継器撤去に伴うサーバーへのデータ経路変更作業等を行う（外部委託）。 (2) 防災活動資材の維持管理 防災活動従事者等が使用する防災活動資機材の購入構成等を行う。具体的には、中性子サーベイメーター更新及びサーベイメーター等点検校正を行う。 (3) 防災関係者の知識習得 防災活動従事者が原子力防災に関する知識の習得のために研修に参加する。 (4) その他 各種会議等への参加、先進地への調査のほか、業務に必要な図書を購入等すること。		
法令・条例・要綱等	人形峠に関する協定6条5項 原子力災害対策特別措置法		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2096万5000万	令和2年度決算 (執行率)	1597万6000円 (76%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

人形峠に関する協定6条5項は、人形峠環境技術センターは、同所から放出する放射性物質及びフッ素等が管理目標値を超える数値を計測したときは、その都度岡山県及び鏡野町に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとするとして定めている。

本事業は、人形峠環境技術センターにおける原子力災害が発生するおそれ又は発生した場合、適切に緊急時モニタリングを実施し、センター周辺の住民の安全を確保するため、緊急時対応システムや防災活動機材の維持管理、防災関係者の知識習得等をあらかじめ講じることを目的とするものであり、かかる目的は、人形峠に関する協定6条5項の趣旨に適うものであることを確認した。

また、本事業の財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

前記のとおり、人形峠環境技術センター内のウラン採掘等に関する施設が完全に解体撤去されるまでは、事故による放射線物質の漏洩の可能性は否定できないことから、依然として、本事業の有効性は否定されるものではないと思われることから、事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

7 墓地・埋葬等に関する事業

【概要】		担当部署	環境企画課
事業目的	墓地，埋葬などに関する法律の規定により，町村，宗教法人が行う墓地，火葬場，納骨堂に係る経営許可を行うとともに，死体の埋葬又は火葬を行うものがないとき又は判明しないとき（いわゆる「葬祭者不明死亡人」）について，市町村からの請求により葬祭費の支出を行うこと。		
事業内容	市町村からの請求により，適宜葬祭費の支出を行う。		
法令・条例・要綱等	墓地，埋葬等に関する法律第9条第10条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	25万6000円	令和2年度決算 (執行率)	4万5000円 (17%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

墓地埋葬法は下記のとおり規定している。
記

第9条

- 1 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは，死亡地の市町村長が，これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは，その費用に関しては，行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第10条

- 1 墓地，納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は，都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し，又は墓地，納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も，同様とする。
(「墓地埋葬法」抜粋)

本事業は，上記墓地埋葬法の規定に基づき，岡山県内の町村や宗教法人が運営する墓地，火葬場及び納骨堂の許可を与えること及び葬祭者不明死亡人に対する事務を行うことを目的とするものであり，法律の趣旨に合致するものであることを確認した。

また、財務事務の執行において問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、令和2年度の墓地、火葬場、及び納骨堂の許可実績を確認したところ、墓地1件、火葬場0件、納骨堂2件であった。

また、令和2年度には葬祭者不明死亡人の取り扱いは0件であった。

上記事業の内容は、事業目的に整合するものであり、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本年度の予算及び決算の内容からは、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

【新エネルギー・温暖化対策室所管事業】

1 地球温暖化対策の促進事業

(1) クールビズ・ウォームビズ県民運動事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	省エネルギー及び地球温暖化防止のため、事業所（オフィス等）や家庭において、冷暖房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルの一層の定着を図る「クールビズ県民運動」「ウォームビズ県民運動」を推進すること。		
事業内容	(1) 「クールビズ県民運動」の推進 5月1日から10月31日の期間、冷房時の室温を28℃で快適に過ごせるように努め、冷房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心掛ける県民運動を推進する。 (2) 「ウォームビズ県民運動」の推進 11月1日から3月31日の期間、暖房時の室温20℃以下で快適に過ごせるよう、暖かい服装に努め、暖房に頼り過ぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心掛ける県民運動を推進する。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	26万3000円	令和2年度決算 (執行率)	15万3000円 (58%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

クールビズ・ウォームビズ県民運動事業について、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●COOL COICE（賢い選択）の推進

クールビズ・ウォームビズの更なる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択＝クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

(「エコビジョン2020」57頁抜粋)

本事業の目的は、「クールビズ県民運動」「ウォームビズ県民運動」を推進し、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現することにより、事業目的はエコビジョン2020の内容に合致していることを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業の内容は、「クールビズ県民運動」及び「ウォームビズ県民運動」の推進であるところ、当該事業は、非常に低予算の中で実施されている。

また、本事業は、主に啓発を目的とするものであり、事業の有効性を直接的に評価することが困難なものであることは理解できる。

もともと、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）とされていることから、事業の成果指標を明らかにしなければ、事業の費用対効果を検証することはできない。

また、事業の有効性を高めるためには、必ずしも追加的なコストをかけなくても実施できることもある。

現状では、過去からの事業を継続的に実施しているのみに留まっており、より有効性の高い事業の遂行及びより広い範囲での事業促進という観点からは、問題点があるといわざるを得ないことから有効性評価はDとした。

なお、「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」の普及促進を目的として、ポスターを1200部作成し、市区町村やCOOL CHOICE参加企業に配布しているところ、当該自治体・企業がクールビズ・ウォームビズを実施しているということを訪問者に周知するだけでなく、訪問者自身にもクールビズ・ウォームビズ運動を理解して、自社で取組んでもらうという普及促進の意味も含まれていることから、具体的なメッセージをポスターに盛り込むことについて検討の余地があると考える。

【指摘事項2-1】「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等、本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。

現在、岡山県庁で「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」を実施しているが、実際に当該運動を体験している県庁職員及び来庁者に対してのアンケート調査は実施されていない。

職員が実際に取り組んでみてのよかった点、改善すべき点の振り返り、及び、来庁者がどのように感じているか、また、自社でどのように取り組むべきと感じているかについてアンケート調査を実施し、今後の事業推進に活用することは有用であると思われる。クールビズ・ウォームビズという言葉が世間一般的にある程度浸透してきた今、現

状維持ではなく、事業の有効性を高めること及びその対象範囲を広げることが求められる。

また、本事業は、毎年同様の取組が継続的に実施されているものの、裏を返せば、事業の有効性が検証・評価されないままとなっている。

当該事業をよりよいものにしていくためには、本事業の有効性を評価し、次年度以降の取組に反映させる仕組みを検討するべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の予算及び積算の内容を検証したところ、事業の目的及び規模に比して非常に低額なものとなっており、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

(2) COOL CHOICE！推進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に連動し、県民や事業者等各主体の温暖化防止への意識と実践がさらに広がるよう岡山版の運動として積極的な情報発信や普及啓発等に取り組むこと。		
事業内容	(1) 「おかやま COOL CHOICE！サポーター」による啓発活動 地球温暖化の問題やエコライフに関心のある県内大学生を「おかやま COOL CHOICE！サポーター」として登録し、環境関連イベントなどの普及活動のほか、関連情報を SNS 等により広く発信する。 (2) 「おかやま COOL CHOICE！宣言企業」の募集 環境省の COOL CHOICE 賛同団体登録制度を活用し、県を經由して登録した企業等を「おかやま COOL CHOICE！宣言企業」として岡山版ポスターやステッカーを提供するとともに、各社の取組等をHP等で情報発信し、各事業者の取組の拡大を促す。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	50万円	令和2年度決算 (執行率)	7万円 (14%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

本事業の目的は、国民運動「COOL CHOICE」に連動し、県民や事業者等各主体の温暖化防止への意識と実践をさらに広げることにある。前項において指摘したエコビジョン2020に掲げられた目標を実現することにある。

本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C ☒ D】

本事業の内容は、「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」による啓発活動を行うとともに「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」の募集を行うことである。

この点、「おかやま COOL CHOICE！サポーター」事業は、募集人員が20名に対して、募集チラシを1500部作成しているところ、募集人員が20名である理由について、「サポーターのボランティア保険料や旅費等を措置する必要があるため定員を設けている」とのことであった。

しかしながら、令和2年度は募集人員20名に対して、令和元年からの継続申込が15名にすぎず、応募チラシの効果が表れているとは思われない。

また、「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業についても、参加申し込み時には、各社の取組状況を確認するものの、登録後は定期的な確認は行っておらず、取組状況が不明となっている。

このような登録後の確認に関して質問したところ、「事業の目的はクールチョイスの輪を県内に広めることである。参加企業を県HPに掲載、企業は自社にポスター等を掲示しPRすることで、その目的は達成できていると考えている。各社で取組は継続されており、事業自体が形骸化する恐れはない」との説明を受けた。

しかしながら、本事業の目的は、「地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動」を促すことにあつて、単に「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」として、登録するだけでは足りず、地球温暖化防止に向けたその後の活動が伴わなければ地球温暖化防止の活動を促すという目的は達成できない。

地球温暖化のための対策は、全世界において喫緊の課題であるから、真に温暖化防止に向けた対策が取られる必要があることを考慮すると、両事業ともに、事業としての有効性を再検討すべきと考えられることから評価はDとした。

【意見2-1】「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。

本事業は、募集人員が年20名で県内大学生に募集チラシを配布するなどして参加を呼び掛けている。

ただし、募集人員20名と規模が非常に小さいところ、上記のとおり、ボランティア保険料や旅費等を措置する必要性から人員を制限せざるを得ず、担当室において、募集人数を大幅に増加させることが困難な状況にあることが窺えた。

しかしながら、総論においても述べたとおり、岡山県は、平成30年度豪雨災害の被災県であり、かかる豪雨災害が地球温暖化と切り離して考えることができないことを踏まえれば、岡山県は、率先して地球温暖化の対策に取り組むべきと思われる。

かかる地球温暖化対策の一つである本事業においては、募集人員を20名に限定する必要はなく、岡山県としてより裾野を広げるべきであると考ええる。

【指摘事項2－2】「おかやまCOOL CHOICE！サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。

おかやま COOL CHOICE！サポーターの募集人員は、年間20名であるが、その応募チラシは1500部作成されている。当該チラシを県内大学に配布し、余った部数はイベントで配布したり県の関連施設に置いてあるとのことであるが、上記のとおり、令和2年度は募集人員20名に対して、実に15名が継続申込であり、チラシのほとんどが募集に結びついていない可能性がある。

募集チラシをより魅力的なものにすること、募集方法、チラシの配布部数、配布場所等について再検討すべきである。

【指摘事項2－3】「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業の参加企業について、登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。

現状において、「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」は、参加申込時に取組状況を確認するものの、登録後の取組状況の確認は十分とは言い難い。

また、参加自体も更新制ではなく、一度登録すれば、登録が取消されることもない。

参加企業からすれば、当該事業に参加していることを企業のPR材料にするというメリットがあるが、現在の運用では、宣言企業の取組状況は十分に把握することができず、事業自体が形骸化する恐れがある。

以上より、登録後の取組状況についても、定期的に確認することで、より効果的な事業になると考えられる。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の予算及び決算の内容を検証したところ、事業の目的及び規模に比して非常に低額なものとなっていることを考慮して、本事業の効率性の評価はBとした。

(3) アースキーパーメンバーシップ推進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく環境負荷低減活動を通じて、自らの環境に対する影響を認識し、その改善に向けた取組を継続して行う県民・事業者を「アースキーパー」として募集し、会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ること。		
事業内容	(1) アースキーパーメンバーシップ運営事業 アースキーパーメンバーシップ制度の運営を行う。 (2) アースキーパーメンバーシップ制度システム改修事業 平成30年4月から、システムをリニューアルし運営を行っているが、システムの改修時には想定されなかった課題が発生し、制度の普及啓発や管理運営上苦慮する状況がみられることから、より使いやすいシステムへの改修を行う。 (3) アースキーパーメンバーシップ会員のつどい等開催事業 ア 目的 アースキーパーメンバーシップへの参加促進及び取組継続を積極的に推進するため、会員を対象に、地球温暖化問題に関する学習機会の提供、情報交換や交流等を行う。 イ 概要 会 場：岡山市内の民間施設 募集人数：200 人程度 内 容：地球温暖化防止に関する講演等 (4) 「見える化で節電」推進事業 アースキーパーメンバーシップ会員の参加促進と省エネの取組を促進するため、節電効果をわかりやすく確認できる省エネナビの機器の貸出や専門診断員が各家庭の省エネ診断に基づき効果的な省エネ方法をアドバイスする「うちエコ診断」により、活動の見える化を図る。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税※		
エコビジョン2020目標	1万4000人	2019年度達成状況	1万3537人
令和2年度予算	847万2000円	令和2年度決算 (執行率)	847万2000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

エコビジョン2020において、下記のとおり定められている。

記

●アースキーパーメンバーシップ会員の拡大

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止推進員が会員の活動を支援します。

(「エコビジョン2020」57頁抜粋)

本事業の目的は、「アースキーパー」として募集し、会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、上記エコビジョン2020の内容に適うものであることを確認した。

その他、本事業の費用の支出に関して、財務事務の執行の合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

アースキーパーメンバーシップ制度は平成14年から募集を開始している。

募集形態としては県民版（個人）、事業所版（法人）に区分され、県民版（個人）の会員数は、平成24年に10,000人を突破し、令和2年に1万3591人となっていることから、個人の会員数の増加は認められる。

一方で、事業所版（法人）は平成26年に552事業体から直近の令和2年の576事業体と直近での増加数が明らかに鈍化している。

監査の過程において、法人のアースキーパーメンバーシップへの登録が鈍化した理由について確認したところ、法人については「COOL CHOICE! 推進事業」に誘導しているため、アースキーパーメンバーシップへの登録は鈍化しているとのことであった。

また、アースキーパーメンバーシップ会員は、その活動内容によってポイントが付与される仕組みとなっているが（例：会員専用の「マイページ」にログインしたら1ポイント。エコ活動の取組みの投稿をしたら5ポイント等）、令和2年度においてポイントを獲得した会員数は779名に過ぎなかった。

これは、アースキーパーとして登録はしたものの、その活動は全く行っていない会員が大多数であることが示唆されている。

このように、本事業は、会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であると考えられる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-2】 会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから、目標設定を検討すべきである。

2020年度の会員数が1万4000人という目標を掲げており、かかる会員数によって、事業成果の検証は可能である。

もっとも、本事業の目的は、県民に対して省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、県民の1人1人が省エネ重視のライフスタイルへと転換することにあるところ、会員数が増加したとしても、アースキーパーが具体的な環境保全活動を行わなければ、上記の目的を達成できない。

この点、当該制度は、アースキーパーとしての活動を全くしていなくてもメンバーシップ資格は剥奪されない。

また、アースキーパーの環境保全活動を促進するために、会員が行った活動に関連してポイントを付与する方法を採用しているが、令和2年度に実際にポイントを付与した会員数は779名（県民版13,591,事業所版576 計14,167）にとどまっており、会員数の増加に伴い、アースキーパーの環境保全活動の普及促進が図られているか不明である。

会員数の増加は、客観的な数値目標として把握しやすいが、各会員の活動状況が伴わなければ、本来の事業目的は達成されないため、会員の活動状況がより分かる仕組みが必要であると考える。

【意見2-3】 アースキーパーメンバーシップの事業所版（法人会員）と「COOL CHOICE! 推進事業」の棲み分けを検討すべきである。

本事業において、事業所向けの広報は特になされておらず、事業者については「COOL CHOICE! 推進事業」へと誘導されているとのことであった。

このように事業所に対しては、同様の事業が重複する事態となっていることから、2つの事業の棲み分けについて検討すべきである。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業において、システム改修費として119万5000円が計上されているが、アースキーパーメンバーシップの平成29年度の会員数は1万2136（県民版11,567,事業所版569）であり、その後は平成30年度1万2396（県民版11,821,事業所版575）、令和元年度1万3537（県民版12,961,事業所版576）、令和2年度1万4,167（県民版13,591,事業所版576）となっている。

このように、会員数については、大幅な増加は見られていないことから、当該シス

テム改修の費用対効果を確認したところ、「改修の目的はより使いやすいシステムへの改修であり、その改修効果は、会員数の増加で図られるものではない。なお、H30年4月のホームページ開設後、1141人増加（H30年度からR1年度にかけて）しており、過去3年間においても最も増加数が多いことから、一定の効果はあったものと考え。」との回答を得た。

確かに、システムの改修は、現状のシステムの改善という点において、直ちに会員数の増加を見込めるものではないことを踏まえ、本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、より使いやすいシステムへの改修という目的で公金を投入している以上、最終的には会員数の増加を目指すべきであり、今後、システムの改修に見合った会員の増加を目指すべきであり、今後のコストとベネフィットの観点から事前及び事後の検討が必要である。

(4) 地球温暖化防止活動推進員の支援事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	地球温暖化防止対策の推進のため温暖化対策推進法に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の促進を図ること。		
事業内容	(1) 推進員委嘱式の開催 令和2年4月から委嘱する推進員を対象に委嘱状交付式を開催し、併せて県や推進センターの事業説明、講師による講演等を実施する。 (2) 推進員相談支援の実施 推進員への情報提供・相談、報告処理、その他連絡調整を実施する。 (3) 推進員研修の実施 推進員は、地球温暖化の現状及び対策の重要性について住民の理解を深め、また、住民の求めに応じた調査と指導・助言をし、かつ、地球温暖化防止への情報提供その他の協力を行うこととされており（温暖化対策推進法37条2項）、ボランティアながら上記活動を行いうるだけの見識が求められている。 このような推進員の資質向上を図るため、温暖化防止対策の最新の知見の提供のほか、グループワーク等の実習や強化研修を実施する（実施回数：県南1回、県北1回 各30名程度。）。 (4) 温暖化防止対策啓発用資材の作成 推進員活動が円滑に行えるよう温暖化防止啓発用資材を作成する。作成した資材は、他事業及び地球温暖化防止活動推進センター独自の啓発資材等と併せ推進員からの必要量の調査や各地域でのイベント等にあわせた要望等に基づき適宜、配布及び貸出しを行う。		
法令・条例・要綱等	温暖化対策推進法,		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	178万8000円	令和2年度決算 (執行率)	144万1000円 (81%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B C D】

温暖化対策推進法は、下記のとおり、規定している。

記

第37条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする。
- 四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする。

（「温暖化対策推進法」37条抜粋）

本事業の目的は、岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の促進を図ることにあり、上記温暖化対策推進法の趣旨に合致することを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業に関連して、有効性の観点から特段問題となるような事項は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業に関連して、効率性の観点から特段問題となるような事項は認められなかったため本事業の効率性の評価をBとした。

(5) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	(1) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析 県内の温室効果ガス排出事業者（特定事業者）が、自らの温室効果ガスの排出量の削減に向けた具体的な取り組み計画を作成し、実施するとともに、その内容を県が公表することにより、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 (2) 岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析 岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理の一つとして、県内の温室効果ガス排出量を経年で把握し、その要因等を分析する。		
事業内容	(1) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析 ア 令和2年提出分報告書及び計画書の審査 イ 報告書提出に係る問い合わせ対応 ウ 未提出特定事業者への提出依頼 エ 令和2年提出分報告書の集計 オ 令和2年提出分削減報告書内容のエクセルデータ入力作業 カ 令和2年提出分削減報告書のPDF化HP原稿作成作業 キ 事業者報告用マニュアルの改訂 ク 令和2年提出報告書の分析 ケ 集計・分析結果の県HP公表用の原稿作成 （ア〜キまでの業務をフルタイムの会計年度任用職員を7月から10月まで雇用し対応する。） (2) 岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析 ア 平成29年度及び平成30年度（速報値）の岡山県内温室効果ガス排出量の算定等 イ 上記算定結果の分析		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	314万5000円	令和2年度決算（執行率）	251万5000円（79%）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

本事業は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の取組を推進するため、温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析すること及び岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理のために岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析することにある。

この点、岡山県地球温暖化防止行動計画において、「1 温室効果ガス排出量の現況」として、その増減の原因が分析されている（同計画37ページ以下）。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出を推進します。

（「エコビジョン2020」56頁抜粋）

このように、本事業は、岡山県地球温暖化防止計画を遂行する上で不可欠の事業であるとともにエコビジョン2020の目標を実現するものであり、岡山県地球温暖化防止計画及びエコビジョン2020の目的に適うものであることを確認した。

また、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業において、岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析業務を外部委託している。

この点、監査の過程において、委託の結果の内容の取扱いについて確認したところ、委託業者が分析した結果については県としてその内容を確認のうえ、妥当性を確認しているとのことであった。

なお、本事業は、岡山県地球温暖化防止行動計画に掲げる目標の達成に向けた進捗管理の一つとして、県内の温室効果ガス排出量を経年で把握し、その要因等を分析するものであるところ、県がこれまで行ってきた事業との関連性及び今後の事業への活用等については触れられていないため、岡山県内温室効果ガス排出量の増減と県の施策との関連性を報告書からは十分に把握することができない状況にある。

このように、成果の把握について改善の余地があると思われることから、本事業の有効性は評価をCとした。

【意見2－4】温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。

委託業者から提出された温室効果ガスの増減分析資料には、「1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているため」との記載がある。

また、岡山県が実施している各事業との関連の分析は、仕様書で求められておらず、報告はなされない状況となっている。

この点、1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているとの報告を受けたとしても、今後岡山県としてどのようなアクションを起こすべきかの資料とすることができない。

施策との関連性を分析することにより将来の事業遂行に役立てることができると思料するが、現状の分析結果は、次へのアクションに直接結びつくものではない点が問題であると考えため、施策との関連性の分析についても委託内容に含めて報告を求めることを検討されたい。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性は評価Bとした。

(6) 事業者の省エネ対策促進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	岡山県地球温暖化防止行動計画に基づき、温室効果ガス排出量削減を図るため、県内事業者が主体的に進める省エネ対策やエネルギー管理・効率化等の取組をサポートするための専門スタッフを引き続き配置することにより、相談支援体制を継続するとともに、現地での無料省エネ診断等を行う。また、事業者相互の情報交換の場やノウハウ習得等スキルアップの場を提供すること。		
事業内容	(1) 省エネ支援コーディネーター配置事業 専門知識を持つ職員1名（嘱託職員）を県庁内に配置し、事業者からの多様な相談に応じるとともに、電話等による省エネ取り組みへの働きかけを行い意識向上を図る。 (2) 省エネ対策普及促進事業 温室効果ガス排出量削減取組の周知と省エネへの理解の促進を図ることを目的とする効果的な省エネ対策セミナーや事業者同士の業種を超えた情報共有等を行うための情報交換会を開催する。また、先進的な取り組みを行う事業所への現地視察等を実施する。		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	900万	令和2年度決算 (執行率)	618万円 (68%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県の地域特性を生かした全県での低炭素社会の構築を目指すことを目的として、岡山県地球温暖化防止行動計画が策定されているところ、かかる計画において、「事業者の取組」として、環境マネジメントシステム等の推進等を掲げている。

本事業の目的は、岡山県地球温暖化防止行動計画を実現するため、県内事業者のための専門スタッフを引き続き配置することや現地での無料省エネ診断等を行うことにあり、その目的は、岡山県地球温暖化防止行動計画に合致することを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、セミナー講師や専門家に対する謝金について、規程が存在せず、各部署で都度決定している状況であった。この点については、個別の事業に対する監査というよりも、岡山県として対応を検討すべき事項であるため、この点についての監査人の考えを総論において述べている。

その他、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業のうち、事業者の温室効果ガス排出量削減対策サポート事業は、外部委託されているところ、報告書受領後、当該業務の妥当性、委託先の実施した業務の質、内容が委託者である岡山県が意図した内容のものであるか、業務結果からして、委託した業務の質的レベルが妥当であるかについて検討したうえで、事業を執行しているとのことであった。

その他、事業の有効性において問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の委託料の予算のうち、出張旅費が109万4000円と高額になっていたため、その内容を確認したところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、オンラインを活用した結果、旅費交通費は事業者へ支出していないとのことであった。

そのため、令和2年度における本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、今後も必要に応じて、出張回数を減らす、コロナ禍ではリモート対応などにより、今後も経費削減の観点が必要である。

(7) 住宅用省エネ・蓄エネ等設備導入促進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	県と市が連携して住宅用省エネ・蓄エネ等設備を導入する県民向けの支援を行うことで、家庭の省エネルギーの加速化を図ること。		
事業内容	県が提示する家庭の省エネ対策メニュー（住宅用省エネ・蓄エネ等設備の導入補助）について、県民向け補助を実施する市町村への補助を行う。 ① 補助対象メニュー（過去内は補助金上限額、千円） ・ZEH※（100）・HEMS※（10）・高効率給湯器（40）・窓断熱（50）・高効率照明（LED）（6）・蓄電池（エネファームを含む。）（40）・太陽熱温水器（20）・太陽熱利用システム（30）・薪ストーブ等（30）・電気自動車等（EV※・PHV※・FCV）（100）・V2H※（100） ② 補助額 市町村が行う補助額の1／3（補助金上限額は上記のとおり）		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	6083万円	令和2年度決算（執行率）	3851万2000円（63%）

(監査結果)

【財務事務の目的の合规性 A ☒ B C D】

エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●省エネルギー住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、省エネ対策（性能）の度合いなどを評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

●省エネルギー型機器等の普及拡大

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、太陽熱利用システムや高効率給湯器の導入、照明機器のLED化、冷蔵庫、エアコン等の買い替え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活

用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

(「エコビジョン2020」57頁抜粋)

本事業の目的は、住宅用省エネ・蓄エネ等設備を導入する県民向けの支援を行うことで、家庭の省エネルギーの加速化を図ることにあり、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現することにある。

本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

当該事業は、県民向け補助を実施する市区町村への補助という形で行われ、岡山県としての裁量の余地はないと思われる。

ただし、予算額は多額であることから、市区町村への補助事業であるとは言え、事業の有効性を評価することなく予算を執行することは問題である。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-5】当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。

当該事業は多額の予算が付けられているものの、コストとベネフィットの観点から、有効な事業なのかどうか検討されていない。

省エネ・蓄エネ等の設備の導入を補助すれば、省エネに効果があることは理解できるが、多額の予算を考えると、投入された予算に見合うだけの効果があるのか不明である。

コストとベネフィットの観点から、当該事業の有効性を検討する必要があるものの市区町村の補助事業という点を踏まえ、意見として述べるに留める。

【事業の効率性 A B ☒ C D】

有効性で指摘した問題点により、事業の効率性も十分かどうか評価出来ないことから、本事業の有効性と同様の評価Cとした。

2 新エネルギーの推進事業

(1) おかやま新エネルギービジョン推進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく、産業振興や地域活性化にも結びつけることを目的として策定した「おかやま新エネルギービジョン」の推進について、取組の全県への広がりや全国に向けた情報発信等を図ること。		
事業内容	(1) セミナー・研修会の開催 新エネルギーの地域での導入・活用を支援し、普及拡大を図るため、市町村やNPO等を対象に、新エネルギー導入にあたっての課題の抽出や解決策の検討、先進事例の研究を行う研修会を開催する。 また、県内外の先進的な取り組みを県民・事業者等に広く普及させるためのセミナーを開催する。 (2) 自然エネルギー協会への参加 自然エネルギーの普及・拡大を図ることを目的に、賛同する34の道府県が参加している自然エネルギー協議会への参加により、参加団体の先進的取組事例や課題等の情報交換、情報共有を通じて、国に対し規制改革の推進等の政策提言を行う。		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	139万9000円	令和2年度決算 (執行率)	86万5000円 (61%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

おかやま新エネルギービジョンは、重点的に進める分野として①太陽光発電，②小水力発電，③木質バイオマスの利活用，④EV等の普及と技術開発を掲げるとともに、今後期待される新たな視点として、①水素の利活用，②熱の有効利用，③蓄エネの導入を指摘している（「おかやま新エネルギービジョン」12頁ないし14頁）。

また、エコビジョン2020は「新エネルギーの普及啓発等」として、水素社会の実現に向けた可能性の研究と理解の促進、県民参加による発電施設設置の普及拡大、新エネルギー産業クラスターの形成及び地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進を掲げている（エコビジョン2020. 55頁）。

本事業は、「おかやま新エネルギービジョン」の推進について、取組の全県への広

がりと全国に向けた情報発信等を図るために、セミナーを開催すること等を目的とするものであり、かかる目的は、おかやま新エネルギービジョン及びエコビジョン2020の趣旨に適うものであることを確認した。

また、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

事業の有効性について、特段問題点は発見されていないことから、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性について、特段問題点は発見されていないことから、その評価をBとした。

(2) 電気自動車等普及促進事業

【概要】	担当部署		新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	県内のEV等普及台数は、平成29末時点で4438台（対前年度1127台）と年々増加しているものの令和2年度の目標台数（6000台）に対しては伸び悩んでおり、充電環境についても空白地域の存在や充電重体といった課題が顕在化している。EVの普及は、温室効果ガス削減の取組として有効であり、国内外がEV化に向けて加速しているこの時期をとらえ、県全体としてEV等車両の普及拡大や充電器の整備等さらなるEV環境の充実に向け取組を進める。		
事業内容	(1) EV等の普及促進 ア 業務用車両EV等転換支援事業 新たに営業等に使用する業務用車両としてEV等を導入する法人に対して、導入したEV等の活用による普及・啓発活動の実施や利用者アンケートへの協力を要件に、車両購入費の一部を補助する。 また、購入費補助を活用してEV等を購入する法人に対して、普通充電設備やV2H充電設備の設備費用を補助する。 イ EV等の魅力発信事業 優れた運転性能や環境性能又は充電や外部給電等EV等の特性を実感することで、EV購入の契機につなげ、EV等の普及を図るため、試乗モニター事業を実施する。 (2) 充電環境整備事業 ア 急速充電器整備加速化事業 法人等が行う急速充電器の整備を支援する。 ・補助対象者：市町村、公共的団体、民間法人等 ・補助率等：空白地域等解消事業 2/3 上限 300 万円 充電渋滞等解消事業 1/2 上限 150 万円 イ 普通充電設備設置事業 ・補助対象者：商業施設、宿泊施設（集合住宅以外は一般開放を要件とする。） ・補助率等：1/2 上限 18 万円（20 基） (3) その他 ・室優先車両（EV）リース ・EV等関係会議、協議等への出席		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源，再エネ基金		
エコビジョン2020目標	6000台の導入	2019年度達成状況	5133台の導入
令和2年度予算	5478万7000円	令和2年度決算 (執行率)	2293万6000円 (41%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前記のとおり、おかやま新エネルギービジョンにおいて、重点的に進める分野としてEV等の普及と技術開発が掲げられている。

また、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

■低公害車の導入促進

●県公用車への低公害車の率先導入

低公害車の県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車等（EV・PHV・FCV）の普及促進

走行中のCO₂や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車（EV）やプラグインハイブリット自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）について、蓄電池の機能に着目しながら、普及促進に取り組みます。

（「エコビジョン2020」58頁抜粋）

本事業の目的は、県全体としてEV等車両の普及拡大や充電器の整備等さらなるEV環境の充実に向け取組を進めることにあり、エコビジョン2020に掲げられた目標を実現するものであり、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の財務事務の執行について、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

エコビジョン2020（P58）に「岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。」と記載され、実際に30台のEV車を公用車として導入している。

しかしながら、監査の過程において、EV車の利用状況を確認したところ、EV車以外の一般車に優先して使用するなどの取り決めもなく、その利用実績は必ずしも高いものではなかった（ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行下において出張が減少し、公用車を利用する機会が減少したことによるものである。）。

この点、EV車を導入するだけでは当然のことながら効果はなく、30台のEV車を有効活用して初めて普及促進が図られるのであるから、岡山県としても、率先してEV車を利用していることを対外的に示す必要がある。

さらに、普及促進活動として、試乗モニター事業を実施しているが、当該事業の有効性が評価されていないことや試乗モニターからのアンケートを取り忘れている事案も発見されている。

以上を踏まえ、本事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項2-4】 公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

県公用車への導入により、普及促進に努める目的でEV車30台を保有しているが、一般車に優先して利用するなどの取り決めはなく、利用実績は高くない。

予算を投じて、保有するだけでは普及効果は得られず、EV車を公道で走らせて初めて普及効果があることから、岡山県として一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

例えば、公用車としてEV車を利用する県職員に対してアンケート調査を実施し、利用促進の方策を検討することが考えられる。

【意見2-6】 県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を公表することを検討すべきである。

現状では、試乗モニターなど外部人員を使った啓発活動は行っているが、県職員が公用車としてのEV車を使ったうえでのアンケートは実施されていない。

公用車としてのEV車を取得するのみでは、普及効果はなく、それをどのように活用するか、また活用した結果、どのようなメリット・デメリットがあるかという情報を公開することで初めて、保有資産を有効活用したことになると考えられる。

追加的なコスト不要で実施できることであり、是非、検討していただきたい。

【指摘事項2-5】 試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきである。

EV車の魅力発信事業として、試乗モニター事業を実施している。

当該事業は、一般モニターとして県民に一定期間試乗していただき、充電や外部給電機能などその特性を実感し、SNS等で発信してもらう事業及び著名人をモニターとして同様にSNS等で発信してもらう事業である。

一般モニター、著名人モニターともに発信効果は少なからずあるものの、実際のEV車の購入という効果の測定までは行われておらず、支出に見合う効果があるのか判断出来ない（確かに、EV車の価格等を考慮すれば、啓発効果によってEV車の販売台数が増加するというものではないことは理解できるものの、成果の指標がなければ事業効果が測定できないことから、最小の経費で最大の効果が生じているかを検証するうえでより適切な成果目標の設定が不可欠である。）。

また、アンケートを取り忘れた場合、当該事業の目的は達成されておらず、取り忘れたまま放置されていることは問題であることから、改善を検討されたい。

【事業の効率性 A B ☒ D】

試乗モニター事業として著名人モニターを使って普及活動を実施しているが、事業の有効性の検証が不十分であるため支出に見合う効果があったといえるのか一見して明らかではない。

これらの点を考慮して、本事業の効率性は評価Cとした。

【意見2－7】試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらっているが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべきである。

著名人モニターには、県内民放5局のアナウンサー各1名及び地元プロスポーツチームを選定しており、合計で450万円の支出となっている。

2週間試乗をするとともに、テレビ・ラジオ、SNS等で積極的に発信してもらうものであるが、現実として、著名人のSNS等のアクセス数は必ずしも高いとはいえない（「いいね」がなされたのが20件台から多くて600件である。）。

本事業の有効性を否定するものではないが、上記の成果と執行された予算額を考慮すれば、改善の余地があると思われることから、事業の実施方法を工夫すべきであると考ええる。

(3) スマートコミュニティ形成支援事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	おかやま新エネルギービジョンに基づき、地域の自然や資源を生かした新エネルギーの導入を推進していく必要がある。 また、固定価格買取制度の期間が終了するのを機に蓄電池、特にEVの蓄電機能と外部給電機能に着目し、再生可能エネルギー電源を自家用消費に有効活用し、地域における平時での分散型エネルギーを活用した仕組みの構築と災害時における非常用電源の確保等に取り組む市町村を支援することにより、地球温暖化対策（温室効果ガス排出削減）のみならず、それぞれの地域の課題解決につなげることも重要である。 こうしたことから、意欲ある市町村による地域に根差した「スマートコミュニティ」形成の取組が進むよう、またそれら先進的な取り組みが他の地域にも波及するよう県として支援すること。		
事業内容	地域の特性や資源を生かした新エネルギーの導入等により、創エネや省エネ、蓄エネを進めエネルギー利用の効率化やエネルギー自給を目指す市町村を対象に「スマートコミュニティ形成支援事業補助金」により支援を行う。 補助率：1/2 補助額：上限 500 万円		
法令・条例・要綱等	おかやま新エネルギービジョン，エコビジョン2020		
主な財源	再エネ基金		
エコビジョン2020目標	地域の数 10	2019 年度達成状況	地域の数 9
令和2年度予算	1500 万円	令和2年度決算 (執行率)	0 円 (0%)

おかやま新エネルギービジョンにおいて「2 目標達成のための施策」として、「(2) 地域資源を生かした施策」，「①地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進」があげられている。

また、エコビジョン2020において、下記のとおり規定されている。

記

●地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を有効に活用した新エネルギーの導入等による創エネや蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティ

の実現を目指す，意欲ある市町村の取組を拡げていきます。

（「エコビジョン2020」55頁抜粋）

本事業は，「スマートコミュニティ」形成の取組が進むよう，またそれら先進的な取り組みが他の地域にも波及するよう県として支援することにより，上記のおかやま新エネルギービジョン及びエコビジョン2020の趣旨を全うするものである。

なお，令和2年度は，採択を見込んでいた地域での取組が事業性を確認する過程で，実施されなかったため，補助金の支給はなく，財務事務の執行がなかったことから監査の対象とはしていない（なお，平成27年度は対象地域の数が3であったものが，令和2年度には9まで増加しており，対象地域が増加している。）。

3 環境マネジメントの促進

(1) 環境マネジメント推進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用すること。		
事業内容	(1) EMS の運用 各部局の環境配慮行動の進捗状況を把握する。 (2) 外部評価委員会の開催 県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMS の運用状況等についての評価や意見の聴取を行う。 (3) 研修 制度の周知や環境リスクに関する知識習得のため、EMS 担当者及び環境リスクの高い事務担当者研修を行う。 (4) 集中自転車の管理 県職員に近距離出張用の自転車を貸し出す。		
法令・条例・要綱等	岡山県環境方針，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020 目標	—	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	41 万 1000 円	令和2年度決算 (執行率)	19 万円 (46%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県の環境方針は、基本理念として、「本県独自の環境マネジメントシステムにより、職員一人ひとりの力を結集して環境にやさしい行政運営を徹底し、環境の保全と創造の総合的推進の中で、岡山県としての役割が十分発揮できるよう努めます。」として、環境マネジメントシステムを踏まえた行政運営を行うことを明らかにしている。

本事業の目的は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することであり、かかる目的は、環境方針が環境マネジメントシステムを活用して、岡山県の行政運営を行うことを企図している環境方針に合致することを確認した。

本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

本事業の内容は、環境マネジメントシステム（EMS）の運用、外部評価委員会の開催、研修の開催及び集中自転車の管理である。

監査の過程において、外部評価委員会の結果記録書を確認したところ、外部評価委員会結果記録書は、1頁であって簡素なものであった。

この点、外部評価委員会は、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行う手続きであって、その会議は充実することが望ましいうえに、県の取組状況を把握するためには評議の内容は可及的に県民に開示されるべきである。

このように、本事業において改善の余地が認められることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2－8】外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。

本事業は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るため、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することを目的としており、かかる目的を達成するため、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行うものであるが、前記のとおり、外部評価委員会の結果記録書は、簡素なものとなっている。

この点、議事録の分量をもって評価委員会の存在意義が左右されるものではないものの、岡山県は、委員に対し、日当と旅費を支給して、委員からの意見をいただいている立場である。

このような点を踏まえると、全ての外部評価委員から意見をいただいたうえで、その意見を可及的に結果記録書に反映させることで、岡山県の環境マネジメントシステムの取組状況について県民に明らかにすることを検討すべきである。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の外部評価委員会の予算として、5万円が計上されていたものの、実際の開催場所は、県庁の施設であったとのことであり、上記5万円は執行されていないとのことであった。

これらの点を考慮して事業の効率性の評価をBとした。

(2) エコアクション21 認証取得支援事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	岡山県は、「岡山県地球温暖化防止行動計画」に温室効果ガス排出削減の目標を掲げ、県を挙げた取組を進めているが、県内事業者による温室効果ガスの排出量は一部増加しており、削減には小規模事業者も含めた全ての事業者の取組が不可欠である。 一方で小規模事業者は、体制、人員に余裕がなくノウハウや技術も不足している等、取組を進めるうえでの課題が多い。 こうした状況を踏まえ、中小企業者を対象に、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の導入を支援し、排出削減に向けた中小事業者の主体的な取組を促進すること。		
事業内容	(1) 中小企業の「エコアクション 21」認証取得を技術・資金面で支援 エコアクション21認証取得に係る必要な経費の一部を補助する。 補助額：定額 10 万円×20 社 (2) エコアクション 21 認証取得研修会の実施 エコアクション 21 認証取得を目指す事業者を対象に専門の指導員による研修会を開催し、認証取得を支援する。		
法令・条例・要綱等	岡山県地球温暖化防止行動計画		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020 目標	エコアクション登録事業者数 200	2019 年度達成状況	エコアクション登録事業者数 111
令和2年度予算	200 万円	令和2年度決算 (執行率)	25 万 2000 円 (12.6%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境マネジメントシステムに関する環境方針及びエコビジョン2020の規定は、前項「環境マネジメントシステム推進事業」において指摘したとおりである。

本事業の目的は、中小企業者を対象に、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の導入を支援し、排出削減に向けた中小事業者の主体的な取組を促進することであり、環境方針及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容は、中小企業の「エコアクション21」認証取得を支援するため、エコアクション21認証取得に係る必要な経費の一部を補助するとともに、エコアクション21認証取得研修会の実施するものであり、目的達成のための事業内容といえる（なお、令和2年度の研修の実施回数は4回であった。）。

もっとも、監査の過程において、平成30年度から令和2年度までの岡山下のエコアクションを取得した事業者数の把握方法等を確認したところ「補助実績となる取得事業者数を含めた総取得状況については、エコアクション21地域事務局（岡山県環境保全事業団）が把握しており、会議等で報告を受けるなど、県としても承知しているところである。」との回答を得た。

このように、エコアクション21取得事業者数を把握することで事業の有効性を検証しているとのことであった。

また、本事業の有効性について、その他問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 環境学習の推進事業

(1) 協働による環境学習推進事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	環境問題は、ごみ処理や景観など身近な問題から地球環境問題に至るまで非常に幅広く複雑多岐にわたっている。こうした問題を解決していくためには、行政や企業の取組だけではなく、一人ひとりの参加と多様な主体の協働により、自然環境の保全や地位におけるより良い環境の創造に向けた取組を着実に進めていくことが何より重要である。このため、県民により身近な NPO など環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政と NPO 等との協働による環境学習を推進する。		
事業内容	(1) 岡山県環境学習協働推進広場の運営 各団体間のネットワーク化を図るとともに、環境 NPO 等が常時情報交換できる場として平成20年に設置した広場の運営を継続する。 (2) 環境学習出前講座の実施 環境教育活動を展開している広場参加団体が、その保有するノウハウや得意分野のプログラムを持ち寄り、移動環境学習車を活用しながら、広く県民等を対象とした環境学習出前講座を実施する。 (3) 環境学習指導者の育成・発掘事業 環境学習出前講座の質の向上と新規指導者の確保のため、指導者のさらなるレベルアップを図る研修を実施するとともに、ベテラン指導者のノウハウの継承及び次世代の指導者の発掘、育成を行う。 (4) 「おかやま環境教育ミーティング」の実施 環境教育や環境保全活動等に関心のある県民、NPO、企業、学校教育・行政関係者環境学習施設関係者等が広く参集する「おかやま環境教育ミーティング」を実施する。 (5) 環境学習拠点整備 移動環境学習車の法定点検等を行い、出前講座等において移動環境学習者を活用できる体制を整備する。		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	－
令和2年度予算	2285 万 9000 円	令和2年度決算 (執行率)	2073 万 5000 円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

環境基本条例18条は、環境の保全に関する教育及び学習の進行等について、県民が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするための必要な措置を講ずるものとする旨を規定しており、これを受けて、エコビジョン2020において、協働による環境学習推進事業について、下記のとおり、規定されている。

記

■協働で取り組む体制の充実

●環境学習協働推進広場場の活動推進

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等をすすめながら、相互の連携を深め、それぞれの取組を高めるとともに、環境学習出前講座など共同で取り組む活動の推進に努めます。

●環境学習指導者の育成

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

(「エコビジョン2020」76頁抜粋)

本事業の目的は、NPOなど環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進することにあり、上記エコビジョン2020の目的に合致することを確認した。

本事業のうち、ネットワークづくり推進事業、環境学習出前講座事業、環境学習指導者の育成・発掘事業及びおかやま環境教育ミーティング事業は、委託されているところ、その形式は公募方式の随意契約（委託先：岡山県環境保全事業団、委託金額：2255万410円。ただし、おかやま環境教育ミーティング事業は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、契約金額は2060万9618円に減額されている。）である。

この点、随意契約とされている理由は、本事業の遂行にあたっては「広場を安定・継続的に運営するための事務局機能と拠点施設、常勤スタッフを有し、かつ様々な環境分野に関する県内NPO等環境団体との連携、各種調整や環境学習事業提案のとりまとめ、環境学習出前講座とその指導者養成等を確実に実施するための実績や専門知識・ノウハウを有する者を契約の相手方とする必要があり、岡山県環境保全事業団は上記の能力を有する県内唯一の団体であるため」とされている。

なお、公募型が採用された理由は、「県が把握していない他の者で本業務を遂行できるものがないとは断定できないため、契約の相手方の有無を確認する目的で、参加意思のあるものからの提案書等の提出を招聘するべく公募する。」とされている。

また、予定価格の設定については、詳細な支出計画書に基づいて積算されている。

なお、本事業の委託業務に係る見積書は1通しか確認できなかったものの、公募の方式による随意契約において、入札者も1者であったという事情によるものであり、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に当たるといえる。

以上のとおり、本事業の財務事務の合规性について問題となる点は認められなかったことから、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、岡山県環境学習協働推進広場の運営、環境学習出前講座の実施、環境学習指導者の育成・発掘事業、おかやま環境教育ミーティングの実施及び環境学習拠点整備である。

この点、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でおかやま環境教育ミーティングの開催は中止されたものの、その余の事業は実施されていることを確認した。

ただし、環境学習出前講座における成果については、講師、学校及び生徒からのアンケート等による検証が可能であると思われる。

環境学習講座は、学生等若い世代に対して環境の保全について理解を深めるうえで非常に有意義な事業であることから、その成果を残すことは事業を継続するうえで重要である。

また、本事業の成果を検証するためには、講師、学校及び生徒に対するアンケートが有効であると思われるところ、出前講座において、個別にアンケートが実施されており、その後の運営に生かされているとのことであった。

その他、本事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について、特段問題となる事項は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 環境学習エコツアー事業

【概要】		担当部署	新エネルギー・温暖化対策室
事業目的	今日の環境問題の多くが日常生活等に起因しており，県民一人ひとりが原因者であると同時にその影響を受けることから，その解決のためには，環境問題の正しい理解と環境保全意識の醸成のための環境教育，環境学習を進めていく必要がある。 特に，21世紀の本県の環境保全を担う青年や児童等を対象に工夫を凝らした環境学習の機会の提供が不可欠である。 環境保全意識の高揚，普及啓発を図るには，環境問題を身近な問題ととらえ，現実の施設等に接することが必要である。 このため，資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設等を実際に見学し，知識だけでの学習ではなく，現場を体験する環境学習エコツアー（日帰り）を行うことで，特に若い世代の意識高揚，普及啓発を図る。		
事業内容	【環境学習エコツアーの概要】 1 対象 小中学校，地域の子供会，町内会等の団体，個人 2 募集 県，市町村教育委員会，各種団体等を通じて募集 3 事業の種類 ア 学校・各種団体エコツアー 関係施設（循環資源利用企業，廃棄物処理施設等）を1か所以上見学体験するか，又は「瀬戸内海の魅力発見コース」若しくは「森林環境学習コース」を選択する日帰りバスツアーの参加を受け付け，バスの手配等コーディネート及びツアーを実施する。 イ 一般個人参加エコツアー 標準的な環境学習ツアープラン（年3回程度）を企画し，主に小学校4～6年生のターゲットを広く募集し参加者を受け付け，ツアーを実施する。		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税（1065万5500円），森税（99万1000円）		
エコビジョン2020目標	参加者6万人	2019年度達成状況	参加者5万6565人
令和2年度予算	1164万4000円	令和2年度決算（執行率）	517万円（44%）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

環境学習に関する環境基本条例及びエコビジョン2020の規定内容は前項において指摘したとおりである。

本事業は、環境学習エコツアー（日帰り）を行うことで、若い世代の環境保全に対する意識高揚、普及啓発を図ることにあり、その目的は環境基本条例及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業については、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、委託によって運営されているところ、その形式は技術提案方式の随意契約である（委託先：株式会社JTB岡山支社、委託金額：516万9677円。なお、当初の委託金額は1158万5640円であったが、変更契約の締結により委託金額は516万9677円となったものである）。

この点、契約方式について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の内容は、環境学習エコツアーを実施することにあるが、平成29年から令和元年度の一般個人参加エコツアーの参加者は、平成29年度100名、平成30年度64名、令和元年度80名であった（なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一般個人向けのツアーは実施されなかったとのことである。）。

また、令和元年度の学校・各種団体エコツアーは2639名、令和2年度は806名の参加があった。このように、エコツアーについて一定数の参加が認められる。

エコツアーにあたってはアンケートが実施されているとのことであり、成果の検証もなされているとのことである。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業において、令和元年度は、一般個人参加エコツアーのチラシが5万2000部作成されているところ、その理由について、県内の小学3年から6年生に一人一枚ずつ配布するために必要であるとのことであった（なお、令和2年度は、個人向けのツアーを実施しておらず、チラシの印刷をしていないとのことであった。）。

この点、一般的なチラシの効果は0.01%から0.3%とされているところ、個人参加エコツアーの令和元年度の参加者は、前記のとおり80名であって、チラシの反応率は概ね0.1%であり、計上された費用が過大であるとの事実は認められない。

その他、事業の効率性の点において問題となる点は認められなかった。これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

【環境管理課所管事業】

1 水質保全対策事業

(1) 水質保全行政運営事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	(1) 発生負荷量管理調査 環境基準を確保するため、昭和54年、瀬戸内海の汚濁負荷量を全体的に削減する制度が開始され、工場排水の総量規制を行うとともに、国の方針に沿って県総量削減計画を策定し、目標達成のために各種施策を実施している。現在、第8次総量削減計画における目標量の達成状況を毎年把握し、県としての進行管理に努めるとともに環境省に報告する。 (2) 各種講習会参加 水質保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や水環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、水質保全行政を推進する。		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法4条の3、瀬戸内海環境保全特別措置法12条の3第2項、第8次総量削減計画、エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	COD：32，窒素：37，りん：1.9	2019年度達成状況	COD：32，窒素：37，りん：1.9
令和2年度予算	51万3000円	令和2年度決算 (執行率)	本項の(1)から(9)までの決算3369万7000円（予算額は3709万4000円であり、執行率は(90.8%)）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、水質汚濁防止法第4条の3及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3第2項の規定により定められた「第8次岡山県水質総量削減計画」に基づき、瀬戸内海の汚濁負荷量を全体的に削減することを目的とするものである。

この点、第8次岡山県水質総量削減計画は下記のとおり、目標を定めている。

記

1 削減の目標

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	14	16
産業排水	12	12
その他	6	6
合計	32	34

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	9	9
産業排水	7	7
その他	21	21
合計	37	37

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量 削減目標量 (トン/日)

	削減目標 (トン/日)	参考：平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	0.8	0.9
産業排水	0.6	0.6
その他	0.5	0.5
合計	1.9	2.0

以上 (第8次岡山県水質総量削減計画1頁抜粋)

また、第8次岡山県水質総量削減計画は、教育等について下記のとおり規定している。

記

(5) 教育、啓発等

本計画をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、本計画の趣旨及び内容について、県の広報紙、ホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請す

る。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒等に対しては、学校教育の中でも、水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努める。

(6) 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の充実に努める。

以上（第8次岡山県水質総量削減計画4頁抜粋）

本事業は、第8次岡山県水質総量削減計画に定められた目標数値の達成状況を把握することを目的としており、第8次岡山県水質総量削減計画の遂行に当たっては不可欠の事業である。

また、上記のとおり、第8次岡山県水質総量削減計画において、教育・啓発及び調査研究体制の整備が目的として掲げられており、各種講習会の参加は、かかる目的の達成に資するものであるといえる。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務として33万802円が計上されているところ、かかる財務事務について合規性の観点から特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において平成31年度に実施された達成状況の結果を確認したところ、上記のとおり実績値はCOD：32，窒素：37，りん：1.9であって、計画値の総量削減に成功している。

その他、事業の執行について特段の問題点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

なお、第8次岡山県水質総量削減計画の期間は平成31年度までであり、新たな総量削減計画が策定される必要がある。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 特定施設の届出受理・立入検査指導事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	水質汚濁防止法に基づいて届出がなされた（有害物質）特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、厳正な書類審査を行うとともに立入検査を実施し、届出内容との整合を確認する。特に、有害物質使用特定施設等については、地下水汚染の未然防止のため構造基準の遵守等が義務づけられており、構造基準等の遵守状況を確認する。 また、届出内容の確認のため、立入検査により排水の採水・分析を行う。 さらに、総量規制基準が適用される事業場については、汚濁負荷量測定手法のチェックや汚水処理施設の維持管理状況等を重点的に監視する。		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法5条1項，環境負荷低減条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	34万9000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、（有害物質）特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、厳正な書類審査を行うとともに立入検査を実施し、届出内容との整合を確認することを目的とするものである。

この点、水質汚濁防止法項及び環境負荷低減条例は、工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならない旨を定めており（水質汚濁防止法5条1項，2項及び環境負荷低減条例54条），本事業はかかる法律及び条令の内容を執行することを目的とするものである。

このように、本事業の目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務の執行において、有害物質の分析は、岡山県環境保健センターで実施しており、その費用については需用費として計上しているとのことであった。

監査の過程において、事業の一部を外部委託ではなく、岡山県環境保健センターで実施している理由について確認したところ、環境保健センターは、あくまでも県の依頼を受けて分析・助言を行っており、外部に委託するよりも融通が効くこと、県民局や市

町村に対する指導等を行う必要があることから、県としてもその能力が必要となること、外部委託の場合は、同一業者に継続的に委託できるか不透明な点があり、データを継続的に確保できない恐れがあること、岡山県においてノウハウの蓄積をすべきであること、機密性の高い情報であること等を総合考慮して、岡山県環境保健センターで分析を実施しているとのことであった。

ただし、機材のコストや分析費との兼ね合い等から、外部に委託するか否かについては環境保健センターの意見も聞きながら、県の方で決定しているとのことであった。

このように岡山県環境保健センターで実施することについて合理性が認められる。その他、財務事務の執行について特に問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の特定施設設置届及び変更届並びに立入検査の件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・設置届	41件
・変更届	7件
・立入検査数	355件

以上

監査の過程において令和2年度の総量規制適用事業場数を確認したところ、315件であった。

また、本事業に関しては、立入検査に関するマニュアルも策定され、水質汚濁防止法に基づく立入検査のより一層の重点化・効率化が図られていた。

そして、本事業に関しては、立入検査について、過去5年間の平均届出の約半数について立入検査を実施し、そのうち約1割（4件、有害項目については必要に応じて1件）について水質検査を実施されているところ、これは、現状、人員が限られていることから、基本的に「排水基準が適用される事業場」や「有害物質使用特定事業場」へ優先的に立入を行うとともに、提出される各届出には現地確認の必要がない軽微な変更な場合も多いことから、現地確認が必要な届出があった事業場に優先的に立入を行っているためである。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 排水基準監視事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	水質汚濁防止法が適用されている事業場のうち、国が定める排水基準（一律排水基準）及び県が定める排水基準（上乘せ排水基準）が適用されている事業場については、各県民局が排水基準の遵守状況を確認するため、各年度に策定する発生源監視計画に基づいて調査を行うこと。		
事業内容	○対象事業場 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設を設置する2,631事業場のうち、上記排水基準が適用される922事業場を採水検査の対象とする。 ○分析項目（岡山県環境保健センターにて分析） 採水検査により実施する分析項目は以下のとおり。 ・[一般項目]・・・pH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数, T-N, T-P ・[特殊項目]・・・油分, フェノール, 銅, 亜鉛, 鉄, マンガン, 全クロム ・[有害項目]・・・重金属類（シアン, カドミウム, 鉛, 砒素, 6価クロム, 水銀, セレン, フッ素, 亜素, アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素） VOC（トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 四塩化炭素, ジクロロメタン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, ペンゼン, 1,4-ジオキサン） 農薬類（チウラム, シマジン, チオベンカルブ） PCB		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法3条1項, 排水基準を定める省令別表第1, 第2, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 環境負荷低減条例53条, 別表7		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	765万6000円	令和2年度決算（執行率）	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、水質汚濁防止法3条1項, 排水基準を定める省令別表第1及び第2, 瀬戸内海環境保全特別措置法並びに環境負荷低減条例53条及び別表7に基づき、国が定める排水基準（一律排水基準）及び県が定める排水基準（上乘せ排水基準）が適用されている事業場については、各県民局が排水基準の遵守状況を確認するため、各年度に策

定する発生源監視計画に基づいて調査を行うことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業の執行のうち、分析については、岡山県環境保健センターで実施されているところ、環境保健センターで実施することについて、合理性は認められる。

また、監査の過程において、本事業のように分析費が500万円を超過するような場合における費用対効果の検討について確認したところ、「環境保健センターでの費用は、当該センターにおいて分析に要する試薬等の購入に充てられるもので人件費等は含まれておらず、したがって、当然に外部業者へ委託する場合と比べると安価となる」ため、外部委託業者の見積と比較する必要はないとのことであった。

このように、岡山県環境保健センターで分析を実施していることは、費用対効果の点も検討されているとのことであった。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、委託費用が100万円を超過する等高額となる場合には、常に価格の相当性を客観的に明らかにするため、委託の段階で価格の相当性を検証することが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の監視結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・延べ検査事業場数	331件
・延べ違反事業場数	19件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の効率性について、財務事務の合規性において記載した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 環境負荷低減条例施行事業（特定施設の届出受理・立入検査指導事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	環境負荷低減条例に基づいて届出がされたものについて書類審査を行うとともに、立入検査を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、必要に応じて分析を行う。		
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例54条，55条，56条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	6万1000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

環境負荷低減条例54条は「工場等に特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。」と定めており、本事業は同条，同55条及び同56条に基づき、届出がされたものについて書類審査を行うとともに、立入検査を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、必要に応じて分析を行うことを目的とするものである。

このように本事業の目的は、法令に定められた手続きを執行するものであって、法令の趣旨に適合するものである。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において平成31年及び令和2年度の環境負荷低減条例に基づく届出件数及び立入検査の実施件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

【平成31年度】

- ・届出件数 1件
- ・立入件数 5件

【令和2年度】

- ・届出件数 0件
- ・立入件数 2件

以上

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 環境負荷低減条例施行事業（排水基準監視事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	環境負荷低減条例に係る特定事業場の排水の分析を行ない、排水基準の遵守状況等を確認する。		
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例53条，別表7		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標		2019年度達成状況	
令和2年度予算	8万3000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

環境負荷低減条例53条1項は、知事は汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水の排水基準を定め、これを告示する旨を規定している。本事業は、同条及び同条例別表7に定められている排水基準を満たしているかを確認するため、特定事業場の排水の分析を行ない、排水基準の遵守状況等を確認することを目的とするものである。

このように、本事業は法律に定められた排水基準の告示等を行うために排水の分析を行うものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の分析結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- ・ 検査事業場数 1件
- ・ 違反事業場数 0件

以上

水質分析の実施が2割、有害項目の分析が1件とされているが、これは、現状、人員が限られていることから、排水基準適用事業場については最低でも5年に1度以上水質検査を行うこととされているためであり、環境への影響度（排出量や過去の違反の有無等）を考慮して決められている。

また、立入検査が全体の1割とされており、必要に応じて水質分析を行うこととさ

れているのは、排水基準「非適用」事業場については排水基準「適用」事業場と比較して立入検査の優先順位が低いことからであり、排水基準が適用されていないことから水質分析は必要に応じて行うこととされている。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(6) 水質汚濁事象調査事業

【概要】		担当部署	環境管理課		
事業目的	公共用水域における魚のへい死や油の流出等の水質汚濁事故に対し、水質検査等により汚濁の範囲や程度、また原因を調査するなど迅速かつ適切な対応を行い、被害拡大を防止するとともに住民の安全・安心を確保する。				
事業内容	(1) 実施体制				
	・ 試料採取：県民局・地域事務所，環境管理課				
	・ 分析期間：環境保健センター				
	(2) 検査項目				
	・ 一般項目：pH，D0（酸欠），COD（白濁等）				
	・ 有害項目：シアン，六価クロム，砒素，農薬類等				
	・ 油分				
	(3) 対応実績				
	年度	H28	H29	H30	平均
	魚のへい死	14	12	9	12
	油の流出	21	26	26	24
	その他	23	11	9	14
	合計	58	49	44	50
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法 14 条の 2，環境負荷低減条例 6 2 条				
主な財源	一般財源				
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況		—	
令和 2 年度予算	76 万 2000 円	令和 2 年度決算 (執行率)		※	

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

水質汚濁防止法14条の2及び環境負荷低減条例62条は、排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定工場から公共用水域に排出される等の水質汚濁事故が生じた場合、知事は、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならない旨を定めている。

本事業は、上記法令に基づく措置を講ずるか否かに関する調査として、公共用水域における魚のへい死や油の流出等の水質汚濁事故に対し、水質検査等により汚濁の範囲

や程度、また原因を調査するなど迅速かつ適切な対応を行い、被害拡大を防止するとともに住民の安全・安心を確保することを目的とするものである。

このように、本事業は、法令に定められた措置を講じるために執行するものであり、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、平成30年ないし令和2年度の分析結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・平成30年度	44件
・平成31年度	51件
・令和2年度	50件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(7) 水質監視事業（公共用水域水質監視事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第 15 条で、環境基準の達成状況を確認するため、知事に公共用水域の水質の状況を常時監視することが義務付けられている。		
	岡山県では、他の都道府県と同様、水質汚濁防止法が施行された年（昭和 46 年）から水質測定業務を実施しており、蓄積されたデータは、水質汚濁機構の解析をはじめ、地域開発、水利用、環境アセスメント等広範囲に利用されている。		
	測定に当たっては、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が連携して実施している。		
	・岡山県 国交省、岡山市及び倉敷市の担当水域を除く河川及び地先海域		
	・国交省 高梁川、旭川、吉井川（苫田ダムを含む）の同省直轄管理区域		
	・岡山市 同市内に存在する河川（国土交通省区域を除く。）、湖沼（児島湖）、同市の地先海域		
	・倉敷市 同市内に存在する河川（国土交通省区域を除く。）、同市の地先海域		
	○測定地点		
	県下の公共用水域の総合的な水質の状況を把握するため、汚水の流入状況、地域特性等を考慮し、水域の代表的な地点を最小限に設定する。		
	・環境基準点 環境基準の類型指定水域の常時監視の基本となる測定地点		
	・補助測定点 類型指定水域において環境基準点を補足する測定地点		
	・その他地点 環境基準の類型指定がされていない水域の測定地点		
	[R2 年度] 前年度から測定地点を変更せず、計 160 地点で測定を実施する予定。そのうち、岡山県所管の測定地点は計 86 地点である。		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法 15 条 1 項、16 条、水質汚濁防止法施行規則 9 条の 5、令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	2587 万 7000 円	令和 2 年度決算（執行率）	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

水質汚濁防止法15条1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。」と規定し、同法16条1項は「都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。」と規定している。

上記の規定を踏まえ、岡山県では「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」が策定されているところ、同計画には公共用水域の測定に関し「目的」、「対象水域」及び「測定機関」等を下記のとおり規定している。

記

1 目的

令和2年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川41水域、湖沼1水域、海域10水域の合計52水域を対象とする。

河川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
	高屋川、里見川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*	
湖沼	児島湖	
海域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は生活環境項目に係る環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川10水域)

3 測定機関

岡山県，国土交通省，岡山市及び倉敷市

以上

（「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」1頁及び2頁抜粋）

本事業は，令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づいて，公共用水域の水質の状況を常時監視することを目的とするものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

次に，財務事務の執行についてであるが，本事業の執行（公共用水域の水質測定）は委託契約の方式でなされているところ，監査の過程において，委託契約の方式を確認した。

本事業の委託契約については，一般競争入札の方式が採用されており，入札は3社であったこと，入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ，本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(8) 水質監視事業（地下水水質監視事業）

【概要】	担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	地下水の水質の汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法第15条により、平成元年から知事に常時監視が義務付けられている。 常時監視に当たっては、水濁法第16条に基づき作成した測定計画に沿って、岡山市及び倉敷市と連携して実施している。 地下水の水質調査は、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査及び発見された汚染の継続監視のための継続監視調査を実施している。 ○概況調査（岡山県実施分） ・測定地点 令和元年度に引き続き、市町村単位で年調査地点を19地点選定する。 （市）年1地点 津山市，玉野市，笠岡市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市（13市） （町村）2年で1地点 和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄町，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，（12町村） 従って，市13地点／年＋町村6地点／年＝19地点／年 ・測定項目 地下水環境基準項目（28項目） 要監視項目（24項目） ○継続監視調査（岡山県実施分） ・調査地点 2地点（高梁市成羽町地内，井原市高屋町地内） ・調査項目 VOC 年2回（季節変動を加味） ・実施体制 概況調査に併せて実施（分析は業者委託）	
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法15条1項，16条，水質汚濁防止法施行規則9条の5，令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画	
主な財源	一般財源	
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況 —
令和2年度予算	176万4000円	令和2年度決算（執行率） ※

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

前記のとおり，水質汚濁防止法15条1項，同法16条1項を踏まえ，「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」が策定されているところ，同計画には地下水

の測定に関し「目的」，「調査種別」，「測定機関」及び「等を下記のとおり規定している。

記

1 目的

令和2年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県，岡山市及び倉敷市

4 測定地点，測定項目及び頻度等

概況調査31地点，継続監視調査4地点において，別表5のとおり実施する。

なお，測定地点の位置図は別図9のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区 分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合 計	21	7	7	35

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2地点）

岡山市：ふっ素（1地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（1地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年1回測定する。

要監視項目は，2地点で年1回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を，年1～2回測定する。

以上

（「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」23頁抜粋）

本事業は，水質汚濁防止法15条1項及び16条，水質汚濁防止法施行規則9条の5並びに令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき，地下水の水質の状況を常時監視することを目的とするものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

また，財務事務の執行についてであるが，本事業の執行（ダイオキシン類環境調査（地下水））は委託契約の方式でなされているところ，かかる委託は前項の公共用水域水質監視事業とともに委託されており，その手続きは前項において記載したとおりである。

そのため，本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

令和2年度の本事業の執行に関し，有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(9) 水質監視事業（公共用水域水質測定計画作成事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	水質汚濁防止法第 15 条の規定により，知事は公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視することとされ，さらに同法第 16 条の規定により，毎年関係機関と協議して測定計画を作成することとされている。ついては，岡山県は，国土交通省，岡山市及び倉敷市と協議し，県環境審議会に諮った後，測定計画を作成する。		
事業内容	○測定地点について [公共用水域] 平成 15 年度：苫田ダムの工事に伴い，測定地点変更（昭和橋→葛下橋），1 地点追加（杉橋） 平成 17 年度：1 地点追加（苫田ダム） 平成 19 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，千屋ダム及び新成羽川ダム上流の流入河川の 2 地点追加 平成 20 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，旭川ダム上流の流入河川 1 地点追加 平成 21 年度：ダム湖の湖沼類型あてはめの調査のため，河本ダム，小阪部川ダム及び苫田ダム上流の流入河川 3 地点追加 平成 22～24 年度：いずれも前年度から変更なし（合計 159 地点で測定） 平成 25 年度：佐伯橋撤去に伴い，測定地点変更（佐伯橋→佐伯大橋），1 地点追加（備前大橋） 平成 26～28 年度：平成 25 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 平成 29 年度：落合橋及び嵯峨堰の工事並びに日上大橋採水地点見直しに伴い，測定地点変更（落合橋→落合大橋，嵯峨堰（右岸）→嵯峨堰（上流左岸側），日上大橋→新日上大橋）（計 160 地点）で測定を実施 平成 30 年度：平成 29 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 平成 31 年度：平成 30 年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施 令和 2 年度：令和元年度と同様の地点（計 160 地点）で測定を実施		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法 15 条 1 項，16 条，水質汚濁防止法施行規則 9 条の 5		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	2 万 9000 円	令和 2 年度決算（執行率）	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

前記のとおり、水質汚濁防止法15条1項及び16条並びに水質汚濁防止法施行規則9条の5に基づき、毎年関係機関と協議して測定計画を作成することとされており、本事業は、かかる法令の規定を踏まえ公共用水域水質測定計画を作成することを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、有効性の観点から特段の問題点は認められなかった。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(10) 広域総合水質調査事業

【概要】	担当部署	環境管理課
事業目的	瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、環境省からの委託を受けて瀬戸内海沿岸府県が連携して水質調査を実施する。 ＜環境省委託事業＞	
事業内容	○調査地点，調査時期 8 地点（別図）×年4回（春，夏，秋，冬） ○調査項目	
	区分	項目
	水質調査	一般項目 水温，塩分，色相，透明度，pH，DO，COD，ろ過海水 COD（表層水のみ）
		栄養塩類 全窒素，全りん，アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素，硝酸性窒素，りん酸態りん
		葉緑素 クロロフィル a
	その他	イオン状シリカ
	プランクトン調査	沈殿量，細胞数（表層水のみ）
	(検体数)	
	一般項目	ろ過 COD 栄養塩類 葉緑素 その他 プランクトン
	64	32 64 64 64 12(採取)
	※プランクトンについては検体の採取のみを行い，他の項目は採水，分析を行う。	
法令・条例・要綱等	瀬戸内海環境保全特別措置法3条，19条の4，瀬戸内海環境保全基本計画	
主な財源	国庫支出金	
エコビジョン2020目標	なし	2019 年度達成状況
令和2年度予算	284 万 2000 円	令和2年度決算（執行率）
		283 万 8000 円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

瀬戸内海環境保全特別措置法19条の4は「環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。」と規定するとともに、瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海の環境保全という目的の達成のための施策の一つとして、下記のとおり規定している。

記

1 2 水質等の監視測定

水質総量規制制度の実施及びダイオキシン類対策法の施行等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努めるとともに、引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。

以上（環境省HP抜粋）

本事業は、上記の瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、環境省から委託を受けて、瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の執行（瀬戸内海水域の水質測定）は委託契約の方式でなされているところ、監査の過程において、委託契約の方式を確認した。

本事業の委託契約については、一般競争入札の方式が採用されており、入札は1社であったものの、落札金額は予定価格の約75%にとどまっていた。

その他、入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、令和2年度の瀬戸内海の水質調査の結果に関する資料を確認したところ、事業の執行において問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(11) 生活雑排水対策推進事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	生活雑排水は、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっており、水質汚濁防止法で、調理くず、廃食用油等の適正な処理及び洗剤の適正使用等が国民の責務として定められている。 このため、県下生活排水対策重点地域を中心に、生活排水対策啓発パンフレットの配布等により、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図り、各家庭での実践活動につなげていくことで、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境の保全を図る。		
事業内容	水質汚濁防止法に基づき、水質環境基準が確保されていないなど、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定し、啓発用のパンフレットとともに生活排水対策資材を配布し、自治体における啓発活動の支援や県民の生活排水の推進を図る。		
法令・条例・要綱等	水質汚濁防止法14条の5第2項、14条の8		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	127万3000円	令和2年度決算 (執行率)	69万8000円 (54%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

水質汚濁防止法14条の5第、14条の8は、下記のとおり規定している。

記

(国及び地方公共団体の責務)

- 第14条の5** 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。
- 2** 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。
- 3** 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図る

とともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(生活排水対策重点地域の指定等)

第14条の8 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

- 1 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
- 2 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

以上

本事業は、上記法律の規定に基づいて、水質環境基準が確保されていないなど、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定するなどして県下生活排水対策重点地域を中心に、生活排水対策啓発パンフレットの配布等により、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図り、各家庭での実践活動につなげていくことで、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境の保全を図ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業の執行として、啓発用パンフレット及び普及啓発資材購入費として69万8000が支出されているところ、かかる支出は需用費として支出されており、その手続きにおいて特段問題となる点は認められなかった。

そのため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ D】

本事業の内容は、上記のとおり、生活排水対策重点地域を中心に、水環境保全対策の重要性についての意識の醸成を図るため生活排水対策啓発パンフレットの配布等を行うことにある。

監査の過程において、事業目的の達成度の指標について確認したところ、県や市町村のイベントなどで普及啓発資材を不特定多数の県民へ配布しているもので、その効果を把握することは困難であり、数値目標の設定等特に目標設定は行われていないとのことであった。

この点、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）。

本件の事業執行として約70万円が支出されているのであるにも拘らず、その事業成果の指標がなく、事業が有効に機能しているかを判定することができない。

このように、本事業の有効性について改善の余地があると判断したことから、その評価をCとした。

【意見3-1】本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。

本事業の成果を定量的に明らかにすることは容易ではなく、個別の事業の成果を検証することはできないとの反論があることも理解できる。

しかしながら、事業の成果を判定できなければ、当該事業における支出の合理性や効率性を検証することはできず、PDCAサイクルも機能しない。

本事業のように県民に対する啓発を目的とする事業の成果判定については、事業にアンケートを実施することが成果を把握する一つの手法と考えられる（個別の事業について逐一アンケートをすることは困難であると思われるものの、環境企画課において実施している県民の意見を集約するためにアンケートを実施しており、かかるアンケートにおいて、担当課からアンケート項目を追加するよう依頼するなどの対応も考えられる。）。

このような成果指標を設定するための方策を検討すべきであると考えている。

【事業の効率性 A B ☒ D】

本事業の成果が明らかにされていないことから、本事業の執行に関する費用がその費用に見合ったものであるかを判定することができない。

以上の点から、本事業の効率性についても、その評価をCとした。

(12) 許可立入検査事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可又は変更許可等を行うとともに、瀬戸内海に関係する府県等の自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議や、各種団体も会員となっている公益法人（社団法人瀬戸内海環境保全協会）に加盟し、瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、国への提言・要望等を行うこと。		
事業内容	(1) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議 ① 設立趣旨 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現する。 ② 構成団体 39 府県市 (2) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 ① 設立趣旨 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動その他の事業を行うことにより、比類なき景勝地であり、水産資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資する。 ② 構成団体 55 団体		
法令・条例・要綱等	瀬戸内海環境保全特別措置法 5 条， 6 条， 7 条， 8 条， 9 条， 10 条， 瀬戸内海環境保全憲章		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	175 万 7000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	次項に記載

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

本事業は、瀬戸内海環境保全特別措置法 5 条は、関係府県の区域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない旨を規定するとともに、同法 9 条は、第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、その許可に係る事項に変更があったとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、その旨を府県知事に届け出なければならない旨を定めている。

上記規定から明らかなように、本事業は、岡山県のみならず、関係府県と足並みをそろえて対応することが必要となる事業である。

そのため、瀬戸内海に関係する府県等の自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議や、各種団体も会員となっている社団法人瀬戸内海環境保全協会に加盟して、瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、国への提言・要望等を行うことは、本事業を執行するうえで不可欠であるといえる。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業において、瀬戸内海環境保全知事・市長会議負担金及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会負担金の支出が本事業の執行の大部分を占めるところ、監査の過程において、かかる支出の手続きに関する資料を確認したが、特に問題となる点は認められなかった。

その他、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の瀬戸内海環境保全措置法に基づく許可または変更許可の件数及び内容を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・設置許可	9件
・構造等の変更許可	11件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められなかった。

また、監査の過程において、瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会の配布資料等の資料を確認したところ、事業の執行について、問題となる点は認められなかった。そのため、本事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(13) 自然海浜保全対策事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	自然海浜保全地区は、自然状態が維持され、将来にわたって公衆に利用されることが指定の要件になっている。自然海浜保全地区条例第11条に基づき保全地区を周知するとともに、条例第12条に基づき指定地区を利用可能な美しい状態に保つため、普及啓発及び地区活動の実施・拡大を図る。 [自然海浜保全地区] ・備前県民局：西脇，宝伝，前泊海岸，銚島（4地区） ・備中県民局：沙美東，唐琴の浦，北木島楠，北木島西の浦（4地区）		
事業内容	環境管理課，県民局及び地元市等と連携して次の事業を実施する。 (1) 解説看板の設置 昭和56年の地区指定以後，普及啓発のため，随時解説看板の設置更新等を行っており，令和2年度は銚島に1基を設置する。 [解説看板設置状況] ・備前県民局：西脇（1基），宝伝（2基），前泊海岸（1基），銚島（1基） (2) 清掃活動 指定地区では，地元町内会や子ども会等のボランティア団体を主体にして海開き前に清掃活動等が行われており，各団体に対して，ごみ持ち帰り運動推進のためのごみ袋の配布を行う。（1地区 1,000枚）		
法令・条例・要綱等	自然海浜保全地区条例11条，12条		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	57万1000円	令和2年度決算（執行率）	前項の事業と併せて 219万2000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

本事業は，自然海浜保全地区条例11条及び12条は，下記のとおり規定している。

記

(周知のための措置)

第11条 県は、自然海浜保全地区の指定があつたときは、その地区内に自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を講ずるものとする。

(清潔の保持)

第12条 県及び関係市町村は、自然海浜保全地区内の海水浴場、遊歩道その他の公共の場所について、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するよう努めるものとする。

2 何人も、自然海浜保全地区内において、みだりにごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置してはならない。

以上

本事業は、自然海浜保全地区を周知するとともに、指定地区を利用可能な美しい状態に保つため、普及啓発及び地区活動の実施・拡大を図ることを目的とするものであり、その目的は、上記条例の趣旨に適合するものである。

また、財務事務の執行についてであるが、令和2年度の本事業に係る財務事務の執行に関する費用の大部分は、需用費及び備品購入費として支出されているところ、かかる支出に関して、特段問題となる点は認められなかった。

そのため、本事業の財務事務の合规性の評価はBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において令和2年度の解説看板の設置実績を確認したところ、1基板面追加（西脇自然海浜保全地区）とのことであった。

監査の過程において、解説看板の設置による啓発の効果の測定方法について確認したところ、「自然海浜保全地区に指定され、美しい状態を保つことを周知するために看板を設置しており、経年劣化で損傷が激しい看板を予算の範囲で順次更新している。看板を設置することで当該場所が自然海浜保全地区であることを知ってもらうことに意義があり、普及啓発イベントのように閲覧人数や訪問者数を集計して看板での啓発効果を検証することは費用対効果の面からも困難である」ため、効果の測定は行っていないとのことであった。

しかしながら、看板を設置する意義は、当該場所が自然海浜保全地区であることを知ってもらうことにある以上、看板によって自然海浜保全地区であることを知ってもらえたか否かが事業の成果指標となることは明らかであって、そのような成果があったかを検証する必要がある。

この点、看板の設置費用は約20万円であるが、看板の設置の効果や設置場所の相

当性等を適切に判定することができなければ、啓発の方法として看板を設置することの是非を検証することはできない。

このように現状では、本事業の有効性を検証することができないことから、事業の有効性の評価をCとした。

なお、監査の過程において、清掃活動の報告書を確認したところ、この点については特に問題点は認められなかった。

【意見3－2】解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。

本事業は、自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を行うことにあり、単に看板を設置することが目的ではない。

そのため、看板設置によって、どれだけの県民に自然海浜保全地区であることを認知してもらえたかを把握することは、PDCA サイクルを実施するうえで不可欠であると考ええる。

この点、看板設置の効果を定量的に測定することは容易ではないものの、前記のように県民から意見を聴取するアンケートにおいて、アンケート項目に追加する、自然海浜保全地区の利用者にアンケートをとる、その他県のホームページを通じて、県民の認識を確認すること等の方法で解説看板の啓発効果を検証することは可能であると思われる。

したがって、解説看板の設置による啓発効果の検証について検討すべきと考える。

【事業の効率性 A B ☒ D】

前項に記載のとおり、解説看板の設置による啓発の効果が明らかでないことから、看板設置の費用とその効果が均衡しているか判定することができない。

そのため、本事業の効率性の評価をCとした（この点の改善方法については意見3－2のとおりである。）。

(14) 自然海浜保全推進事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	砂浜，岩礁等の自然の海浜環境は，県民の健康的で文化的な生活にとって極めて貴重であり，後代に継承すべきものであることにかんがみ，自然海浜保全地区条例に基づいて，県は8地区を自然海浜保全地区に指定し，その保全及びその適正な利用が図られるように努めている。 エコビジョン2020では，自然海浜を人と海が直接ふれあうことができる身近な場として環境学習の場に海浜等を活用することとしており，また，2月に閣議決定された国の瀬戸内海環境保全基本計画でも瀬戸内海の環境保全や自然に対する感性を育むため，地域の自然を活用することとされていることから，海とのふれあいを確保し，その利用や理解を促進するため，この事業を行うこと。		
事業内容	親子等を対象に，自然海浜保全地区内で海ごみの回収と磯生物の採集を行い，海ごみの現状や，自然海浜の多様な生物及びその場所の水質の状況について調査する体験学習を実施する。		
法令・条例・要綱等	自然海浜保全地区条例，瀬戸内海環境保全基本計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	里海の整備箇所数：4 環境学習の場としての活用自然海岸数：5	2020年度達成状況	学習会：2回
令和2年度予算	74万1000円	令和2年度決算 (執行率)	66万5000円 (89%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は下記のとおり，規定している。

記

■瀬戸内海の保全と再生

●沿岸域の環境の保全，再生及び創出

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の保全及び再生に取り組むとともに，隣接県とも連携し，海域環境の特性等に応じた里海づくりを進めます。また，カキ殻を利用した底質改善技術や効果的な栄養塩供給技術を早急に確立し，漁場環境の改善による資源回復を図り，漁業資源の持続的な利用を推進します。さらに，底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすため，県，市町村，漁協，NPOが連携して発生抑制・回収・処理対策を推進します。

岡山県自然海浜保全地区条例に基づき，指定区域内における建築行為等の規制を行

います。あわせて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や 清掃活動等を実施するとともに、自然海岸等を活用した環境学習の実施に努めます。

以上

(「エコビジョン2020」66頁抜粋)

本事業は、砂浜、岩礁等の自然の海浜環境は、県民の健康的で文化的な生活にとって極めて貴重であり、後代に継承すべきものであることにかんがみ、8地区を自然海浜保全地区に指定し、その保全及びその適正な利用が図るとともに、海とのふれあいを確保し、その利用や理解を促進することを目的として執行されるものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち環境学習事業については、委託契約に基づいて外部の業者によって執行されている。

監査の過程において、委託契約の内容を確認したところ、委託費は66万4400円、委託先は岡山県環境保全事業団であること等を確認した。

また、委託契約の締結にあたって、委託先以外からも見積書が取得されていた。

このように本事業に係る財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の学習会の開催実績を確認したところ、2回（7／18西脇海岸、8／14渋川海岸）とのことであった。

なお、成果の算定は、環境管理課を含む県主催の環境学習を集計して算定しているとのことであった。

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

2 児島湖流域環境保全対策事業

(1) 啓発活動事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、「児島湖流域環境保全推進期間」を設け、県、国、流域市町及び民間団体等が一体となり、流域住民の理解と協力のもとに県民運動として各種行事を実施すること。		
事業内容	(1) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール 流域小中学校児童生徒から児島湖環境保全推進のポスターを募集し、ポスター制作過程を通じて児島湖環境保全推進意識の高揚と実践活動への取り組みの契機とする。 (2) ポスター・パネル展 ポスターコンクール入賞・入選作品 100 点及び環境啓発パネルを展示する。また、児島湖に生息する魚類の水槽展示及びお絵かきコーナーの設置を行い、県民の児島湖に対する意識と関心を深め、環境保全を広く呼びかける。 (3) 児島湖流域清掃大作戦 児島湖及び流入河川等において、県・国・市町等が一斉清掃を実施することにより、地域住民を始めとした県民の意識の高揚を図る。 また、知名度のある団体と連携して若い世代を中心にこれまで清掃活動に参加したことがない人の参加意欲の向上を図るとともに、楽しんで清掃活動に参加してもらうための啓発や取組を実施することで、児島湖への愛着、関心を深める契機とする。 (4) 普及啓発 児島湖クリーンアップキャンペーン（ラジオスポット放送）を実施する。 テレビ、パンフレット、インターネットのホームページ等により児島湖の環境保全について啓発を行う。 また、児島湖水質調査への参加学校やエコツアーにおける環境学習、環境関係各課や県民局が開催するイベント等でパンフレットを活用し、より児島湖の普及啓発の効果を高める取組を行う。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	671万6000円	令和2年度決算 (執行率)	531万1000円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

湖沼水質保全特別措置法は1条において、「湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定し、2条1項で国が湖沼水質保全基本方針を定めなければならないものとしたうえで、4条1項で都道府県知事において指定湖沼について湖沼水質保全基本方針に基づき湖沼水質保全計画を策定しなければならないものとしている。

岡山県知事は、これをうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定している。

本事業は、こうして策定された児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画及びエコビジョン2020に基づき、児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、「ポスターパネル展業務」、「児島湖流域清掃大作戦業務」、「連携啓発事業」及び「ごみ書処理業務」については、外部への委託によって執行されている。監査の過程において、委託に関する書類を確認したところ、「ポスターパネル展業務」及び「児島湖流域清掃大作戦業務」は一般競争入札によって委託業者が選定されており、かかる一般競争入札の手続きについて特別の問題は認められなかった。

また、「連携啓発事業」及び「ごみ処理業務」は、随意契約（少額随意契約）の方式でなされており、見積書は1通のみしか確認することができなかったところ、その理由は下記のとおりであった。

記

① 児島湖流域清掃大作戦に一人でも多くの県民参加を促すため、岡山県民に広く知られている「ファジアーノ岡山」との連携啓発事業を行った。

連携啓発事業の委託先はファジアーノ岡山とし、選定理由は、「子どもたちに夢を！」をチーム理念とした岡山県をホームタウンとするプロサッカーチームであり、若い世代を中心に広く県民に親しまれていることから、連携することにより高いPR効果が見込まれることから同社を選定した。

上記選定理由のとおり、本事業は同社でなければ行うことができないため、特命随意契約で実施することとし、見積書については、岡山財務規則第151条及び会計要綱のとおり、相手方が特定される場合に該当する。

② ごみ処理業務は、岡山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者の中から選定する必要があるが、岡山廃棄物リサイクル協同組合は、岡山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者で構成する市内唯一の組織であり、運搬車両の手配等を最

も効率的に行うことができ、過去に同様の業務を委託し、誠実に履行した実績を有するため同社を選定した。

上記選定理由のとおり、本事業は同社でなければ行うことができないため、特命随意契約で実施することとし、見積書については、岡山県財務規則第151条及び会計要綱のとおり、相手方が特定される場合に該当する。

以上

以上のとおり、委託する業務の内容から委託先を特定せざるを得なかったことを確認した。

その他、財務事務の合规性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において啓発活動における目標とする成果及び成果の判定方法について確認したところ、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の参加人数で把握しているとのことであった。

監査の過程において、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の参加者の推移やそれを踏まえた検討状況を確認したところ、「児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の各種啓発事業の参加者や児島湖保全対策事業の取組状況については、毎年7月に児島湖流域環境保全対策推進協議会を開催し、各事業の実施状況や参加者数を報告し、関係団体から意見等をいただきながら、取組の効果検証や今後実施すべき事業等を検討している。また、児島湖は、指定湖沼に指定されていることから、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画期間に達成すべき目標や目標達成のために実施すべき対策を定めており、その進捗状況は、毎年、専門家、関係機関で構成する検討会において報告を行っているところである。」との回答を得た。このように、児島湖清掃大作戦、ポスターコンクール及びポスターパネル展等の成果について検討がなされていること等を確認した。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 児島湖再生事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	児島湖及びその流域には、植物、魚介類、鳥類など数百種類の生物が棲息している。その一方で、児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、環境基準を達成するには至っていない。 本事業では、児島湖の水質改善に資するためにヨシ原を管理するとともに、刈り取ったヨシの再生利用を推進すること、及び児島湖の保全・再生に資する参加体験企画を実施することによって、県民の環境保全意識の高揚を図り、児島湖の水環境の向上を目指す。		
事業内容	児島湖に生息するヨシの刈取りを行う。刈取りを終えたヨシ原には看板を設置し、ヨシの水質浄化効果の啓発やゴミの不法投棄防止について県民に訴える。 刈り取ったヨシは堆肥、水田暗渠材などの農業資材として再生利用する。また、ヨシを用いて画用紙等を作成し、小中学生を対象とする児島湖ポスターコンクールの募集用画用紙として利用するなど、ヨシを活用したリサイクル製品を通じて環境保全意識の高揚を図る。さらに、ヨシのリサイクル体験については広く県民から参加者を募集し、参加者にヨシの水質浄化効果やヨシのリサイクルについても幅広い知識を提供し、児島湖やリサイクルに対する環境保全意識の啓発を図る。 上記の事業全体を技術提案書の公募により業者を選択し委託する。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法、湖沼水質保全基本方針、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画、エコビジョン2020		
主な財源	産廃税繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	838万7000円	令和2年度決算 (執行率)	759万円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B ☐ C ☐ D ☐】

湖沼水質保全特別措置法は、1条において、「湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定し、同法2条1項で国が湖沼水質保全基本方針を定めなければならないものとしたうえで、

4条1項で都道府県知事において指定湖沼について湖沼水質保全基本方針に基づき湖沼水質保全計画を策定しなければならないものとしている。

岡山県知事は、これをうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定しているところ、同計画は下記のとおり規定している。

記

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道，農業集落排水施設，合併処理浄化槽等の整備

省略

(2) 湖沼等の浄化対策

ア ヨシ原の適正な管理

児島湖畔に生育するヨシは、懸濁態粒子の沈降促進や窒素，リンの吸収などによる水質浄化の効果があり、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているため、適正な管理を図る。

対策	実施主体	現状（平成23～27年度）	目標（平成28～32年度）
ヨシ原の管理	県	183,765 m ²	150,000 m ²

以上

（「児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」4頁）

本事業は、児島湖の水質が、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、環境基準を達成するには至っていないことから、上記計画内容及びエコビジョン2020に基づき、児島湖の水質改善に資するためにヨシ原を管理するとともに、刈り取ったヨシの再生利用を推進すること、及び児島湖の保全・再生に資する参加体験企画を実施することによって、県民の環境保全意識の高揚を図り、児島湖の水環境の向上を目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、ヨシを活用したリサイクル品の製作・利用については、委託契約（予定価格：828万3000円）に基づいて外部業者に委託しているところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、随意契約とされている理由として本事業は「幅広い技術、知識及び事業全体を通じた計画が求められることから競争入札になじまないため、技術提案により委託者の選定を行う。」とされており、見積書は委託業者からのみ提出されていた（なお、委託価格は759万円とされていた。）。

なお、見積書が1通のみであることの理由について確認したところ「技術提案実施公告「7 委託候補者の選定及び契約の締結等」において、「委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。」と定めており、同公告に基づき、提案業者を募集したとこ

ろ、1者のみであった」とのことである。

この点、技術提案型の随意契約であり、広く提案の機会が与えられていたにも拘らず、提案者が1者であったことを踏まえると、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に該当すると思われる。

その他、財務事務の執行の合规性の観点から問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 浄化用水導入事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	児島湖の水質は、流域の都市化や生活様式の変化などにより悪化し、その後の水質浄化対策によって改善傾向にあるが、環境基準は未達成であり、更なる水質改善が求められている。 このため、旭川及び高梁川より農業用水路を利用し、非かんがい期（4～5月、10～3月）の期間に、水利権の範囲で出来るだけ多量の用水を導入することにより、児島湖の水質浄化を図ること。		
事業内容	(1) 浄化用水導入の方法及び量 水利権の範囲において、農業用水路の構造等を考慮し、農作物等に被害を生じさせない範囲で可能な水量を樋門操作等により取水する。 (2) 農作物等への被害防止について 降雨等増水時においては、農業用水路の水位上昇、排水の悪化等による農作物への悪影響を避けるため、取水量に配慮するとともに、水路及び周辺農地の監視を十分に行う。 (3) 樋門操作に伴うゴミ等の除去について 樋門操作等による浄化用水導入を円滑に行うために必要に応じてゴミ等の回収を行うものとする。 (4) その他 用水の水質浄化や水路の通水状況の改善を図るため、必要に応じて水路に堆積している沈砂やゴミの除去・藻刈等を実施するものとする。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金（水環境分）		
エコビジョン2020目標	60万m ³ /日 (5年間平均)	2019年度達成状況	64.1万m ³ /日 (5年間平均)
令和2年度予算	223万6000円	令和2年度決算 (執行率)	223万5400円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともにエコビジョン2020において下記のとおり規定している。

記

■湖沼水質保全対策の推進

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

以上

(「エコビジョン2020」66頁抜粋)

エコビジョン2020は上記のとおり規定したうえで、浄化用水の導入量を60万 m^3 /日という目標を掲げている。

本事業は、旭川及び高梁川より農業用水路を利用し、非かんがい期(4～5月、10～3月)の期間に、水利権の範囲で出来るだけ多量の用水を導入することにより、児島湖の水質浄化を図ることを目的とするものであり、上記のエコビジョン2020の目的を達成しようとするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業に係る財務事務のうち、樋門操作等については、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、いずれも随意契約の方式で委託先が選定されており、その詳細は下記のとおりである。

記

旭川合同用水路 委託金額：34万7000円、委託先：岡山市

八ヶ郷合同用水路 委託金額：29万3700円、委託先：八ヶ郷合同用水組合管理者

十二箇郷用水 委託金額：157万2000円、委託先：総社市

以上

なお、見積書は、各委託先から取得しているとのことであった。

この点、岡山市及び総社市に委託する際には、複数の見積書は不要とされている。

また、八ヶ郷合同用水路に関する事業において見積書が1通のみ提出されている理由について確認したところ、本事業は、旭川及び高梁川から農業用水路を通じて児島湖に浄化用水を導入する事業であるが、樋門の操作と用水路の管理を行う業務であり、管理者以外が実施することができないこととなっているとのことであった。

そのため、本事業の委託については「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」(会計要綱)に該当すると思われる。

その他、本事業の財務事務の合規性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 児島湖環境保全推進事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	「児島湖畔環境保全アダプト」推進事業は、児島湖流域の住民及び企業等の団体が県と流域市の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とする。		
事業内容	(1) 事業内容は流域の清掃草刈り浮遊ごみの回収等の清掃美化活動とする。 (2) 活動区間は、200m 以上、活動回数は年 2 回以上とし、あらかじめ認定申請の際申し出るものとする。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	113 万 9000 円	令和2年度決算 (執行率)	52 万 3000 円 (45%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

前記のとおり，岡山県知事は，湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともに，同計画及びエコビジョン2020において下記のとおり規定している。

記

(6) 緑地の保全その他環境の保護・回復

ア アダプト事業の推進

おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトを一層推進し，地域住民との連携による児島湖流域（湖畔，道路，河川）の環境美化に努めることにより，流域の水質を保全する。

（「児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」10頁）

■湖沼水質保全対策の推進

児島湖については，児島湖に係る湖沼水質保全計画に掲げる生活排水対策や流出水対策，浄化用水の導入等により水質改善を図るとともに，アダプト推進事業や清掃活動，児島湖協働研究・環境学習など，県民との協働による事業の着実な推進により，水

質目標値の達成に努めます。また、児島湖及び周辺一帯を自然豊かで県民以上が憩い楽しむ場とするよう努めます。

(「エコビジョン2020」38頁抜粋)

本事業は、児島湖流域の住民及び企業等の団体が県と流域市の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とするものであり、その目的は、上記の児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画及びエコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、各事業の執行に関する資料を確認したところ、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の清掃美化活動の実施実績を確認したところ、11団体へ計49万2443円の補助を行ったとのことであった。

また、監査の過程において、令和2年度の認定団体数及び人数を確認したところ、19団体、人数697人とのことであった。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 湖沼水質保全計画推進事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にはあるものの、最終的な目標である環境基準を達成するまでには至っていない。 児島湖の水質保全対策については、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し各種施策を推進しているが、各種施策の進行管理及び、より詳細な汚濁要因の究明等により、児島湖水環境のさらなる改善を目的とする。		
事業内容	(1) 指定湖沼汚濁負荷量削減状況調査 児島湖流域の人口、産業等フレームの推移や児島湖の水質改善対策の進捗状況から、流域から排出される汚濁負荷量の削減状況等を把握し湖沼水質保全計画の進行管理に資する。 (2) 児島湖の共同調査研究事業（検討会の設置・運営） 専門家、関係機関による検討会を設置し、行政機関や大学が共同による効果的な調査方法や役割分担の検討を行うとともに、調査結果を定期的に評価し、併せて水質浄化の技術的な検討を行う。 (3) 児島湖の共同調査研究事業（汚濁要因解明のための詳細調査） 児島湖の水質汚濁要因を解明するため、流入河川の汚濁要因について、より詳細な調査を実施する。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1360万9000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	1265万8000円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

前記のとおり，岡山県知事は，湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画が策定されている。

本事業は，湖沼水質保全計画を策定し各種施策を推進しているが，各種施策の進行管理及びより詳細な汚濁要因の究明等により，児島湖水環境のさらなる改善を目的とするものであり，その目的は，法令等の趣旨に適合するものである。

次に，財務事務の執行についてであるが，本事業のうち指定湖沼汚濁負荷量削減状況調査については，委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において，委託に関する資料を確認したところ，委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約，委託金額：305万8000円，委託先：

株式会社日水コン岡山事務所)。なお、随意契約とする理由について「第7期計画の進行管理を目的としていることから、検証を行う際には、第7期計画策定時に構築した児島湖専用の水質シミュレーションを用いて行う必要がある。この水質シミュレーションを取り扱うことができるのは、著作権等を有する株式会社日水コンのみであることから随意契約により事業を実施する」とされていた。

上記の事情を踏まえれば、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができるとともに、見積書を他社から取ることも困難と思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、流出水対策地区関係機関等連絡調整会議の開催を確認したところ、ここ数年は開催していないとのことであった。

その他、本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の予算の段階で、会議の会場として民間のホテルを利用することを想定して、会場借上料が計上されていたため、その理由を確認したところ、「公共施設（県会議室）では、会議室の数や広さに限りがあり、会場を確保できる保障がないため、民間のホテルを会場として実施することを想定して予算を確保している。また、外部委員の出席が多い審議会や民間業者を対象にした研修会については、公共交通機関の利便性や会議室の環境設備等を勘案すると、民間施設の会場で行うことが望ましいと考える。なお、県庁内関係課が多く出席する会議や担当者研修等については、公共施設（県会議室）を積極的に利用して会議を実施している。」とのことであった。

このように、会議の会場利用については、一律に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(6) 児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	児島湖が湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定され、昭和62年に最初の湖沼水質保全計画を策定して以降、5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し児島湖の水質保全対策の推進を図ってきた。 現在は、第7期計画期間中（H28～R2年度）であるが、令和2年度に満了するため、令和3年度中の策定を目指して作業を進める必要がある。策定に当たっては、検討会を設置・開催し、効果的な対策の検討、対策の実施による将来水質の予測等を行い、今後実施すべき児島湖の水質保全対策を定める。		
事業内容	(1) 検討会の開催 専門家から構成する「児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定検討会」を開催する。（3回／年） (2) 検討会での検討内容 ・第7期湖沼水質保全計画に係る実績の評価 ・水質、汚濁負荷量データの解析・評価についての検討 ・水質汚濁メカニズムの検討 ・実施すべき水質保全対策の検討 (3) 事業の実施体制 データの解析及び検討資料作成の作業は、水質予測等の能力を保有するコンサルが実施し、検討会の開催と併せて業務を委託する。 (4) 委託の内容 ・水質、汚濁負荷量データ、第7期計画での取組の効果解析業務 ・水質シミュレーション見直し業務 ・水質浄化対策の検討業務		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	前項に記載のとおり	令和2年度決算 (執行率)	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画が令和2年度に満了するため、令和3年度中に新たな計画の策定を目指して、検討会を設置・開催し、効果的な対策の検討、対策の実施による将来水質の予測等を行い、今後実施すべき児島湖の水質保全対策

を定めるものであり、その目的は、前項と同様である。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち水質・汚濁負荷量等解析、水質予測、取りまとめ等の業務については、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約、委託金額：792万0000円、委託先：株式会社日水コン岡山事務所）。なお、随意契約とする理由について「本事業は、児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画の策定に当たり、湖沼の汚濁機構を解析し、必要となる水質化対策を検討するとともに、その実施による将来水質を科学的に予測し、これらを踏まえて施策の立案を進めるもので、これらの業務に係る高度な技術力及び企画力を有する者に委託して実施する必要がある、その特質上、競争入札に適さない。また、委託業者の選定は、使用する水質シミュレーションが優秀であり、対策立案に関する提案力等を総合的に勘案して決定する必要があることから、技術提案により行う。」とされていた。

この点、上記の理由を踏まえれば、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができる。

また、上記の理由のほかに前項において検討した随意契約の理由を踏まえると見積書を他社からとることも困難と思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業において、前項の事業と同じく、会議の会場として民間のホテルが利用されているところ、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(7) 児島湖水質改善促進事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	○児島湖は、湖水が樋門操作により不定期に排出される形態であることに加え、流域人口は 67 万人に達し、周辺に農地が多いなど水質汚濁しやすい条件が揃っている。 ○児島湖の水質は、COD などいずれの項目も環境基準を達成できていないが、7 次におたる湖沼水質保全計画に基づく取組の成果により、緩やかな改善傾向を示しており、項目によっては基準達成が見え始めている。 ○数値上の水質改善が窺える中、茶色く濁った『見た目』が悪いことから、実際の水質以上に「汚い」とのイメージが先行し、児島湖への県民の関心は低い。 ○したがって、これまでの汚濁負荷量の流入削減策等の取組に加えて、『見た目』の改善に繋がる施策に取り組むことにより、県民が水に親しみ・憩う、季節によっては観光資源ともなる、透明度が高く青い水を湛える児島湖を目指す。		
事業内容	(1) 生物の力による水質浄化 湖水の主な着色原因であるプランクトンや湖岸で大量発生しているユスリカの幼虫（アカムシ）などの有機物を捕食するテナガエビ、プランクトンをろ過摂取し水質浄化機能の高いシジミなどの二枚貝を増殖し、漁獲を通じて有機物を湖外に持ち出すことで持続的な水質浄化を狙う。また、漁獲増加による児島湖の知名度を高め、関心を深める。 (2) 人の五感による水質評価 COD の数値は汚れの総量を精密に示す一方で、見た目との相関が低く県民にも分かりにくいいため、視覚や嗅覚などの人の五感を用いた、県民にわかりやすい水質評価手法を導入する。 (3) 農地からの汚濁負荷削減 児島湖のりん濃度は全国 2 位（平成 29 年度）と高く、プランクトンの繁殖原因になっているため、周辺農地の L 字型肥料への転換を促進・定着させ、りん汚濁負荷量の約 32%を占める農地からのりん流出削減を図る。 (4) 環境用水利権の取得 新たに環境用水利権を取得し、浄化用水を旭川から導水し、湖水の流動性を高め、湖水の滞留日数の短縮化等を図り、湖内でのプランクトン発生量など内部生産量を減少させる。		
法令・条例・要綱等	湖沼水質保全特別措置法，湖沼水質保全基本方針，児島湖に係る第 7 期湖沼水質保全計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	968 万 3000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	931 万 3000 円 (96%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

前記のとおり、岡山県知事は、湖沼水質保全特別措置法4条1項をうけて、児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画を策定するとともに、前記のとおり、エコビジョン2020において湖沼水質保全対策の推進について規定している（「(4) 児島湖環境保全推進事業」参照）。

本事業は、これまでの汚濁負荷量の流入削減策等の取組に加えて、『見た目』の改善に繋がる施策に取り組むことにより、県民が水に親しみ・憩う、季節によっては観光資源ともなる、透明度が高く青い水を湛える児島湖を目指すものであり、その目的は、上記のエコビジョン2020に掲げられた目的に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち二枚貝増殖実証調査業務等の各種調査分析業務は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、テナガエビ事業委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（特命随意契約、委託金額：594万4875円、委託先：海洋建設株式会社）。なお、随意契約とする理由について「本事業を効率的に実施するためには、テナガエビなど水生生物の生態等に精通する者により、魚礁の選定、設置から一連の調査に至るまでの全体を通じた計画案及び進行管理が行われる必要がある。また、本事業は、平成30年度及び令和元年度に児島湖内3地点に設置した貝殻基質魚礁を用いて実施した調査を継続するものであり、継続性を確保し、かつ、調査結果の信頼性を確保するには、同一の調査手法を用いて調査を行う必要がある。ついては、平成30年度及び令和元年度に本事業を委託した海洋建設株式会社と随意契約により事業を実施するのが適当である」とされていた。

この点、上記のとおり、調査の継続性を維持するためには、特命随意契約とすることについて合理性を認めることができる。

また、上記の事業の特徴から、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」（会計要綱）に該当すると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、特定の事業者に対する委託が継続されることとなれば、価格の相当性について疑義が生じることは不可避であるから、継続的に事業を委託する場合には、価格の相当性については慎重に検討することが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

3 化学物質対策

(1) ダイオキシシン法施行事業（ダイオキシシン法監視指導事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置している工場・事業場等に対し、立入検査、指導等を行う。		
事業内容	(1) 特定施設の設置届等の審査・指導 法の規定に基づき、事業者から提出された届出書の審査を行う。 また、特定施設の設置場所等への立入検査を行い届出内容又は施設の稼働状況等について確認するとともに、必要に応じて指導を行う。 (2) 排出基準違反事業者等に対する指導等 特定施設の設置者には排出ガス及び排出水の測定及び測定結果の報告が義務付けられており、測定結果が排出基準に適合していない場合、県は、設置者に対して、改善の指示等の指導を行う。事業者による改善措置完了後、行政検査を実施し、排出基準の適合を確認する。		
法令・条例・要綱等	ダイオキシシン類対策特別措置法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1368万3000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	1257万4000円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

ダイオキシシン類対策特別措置法は、下記のとおり、規定している。

記

(都道府県知事等による調査測定)

第27条（1項から3項省略）

- 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土壌のダイオキシシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取させることができる。
- 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

以上

本事業は、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置している工

場・事業場等に対し、立入検査、指導等を行うものであり、その目的は、法律に定められた都道府県の義務を履行するものであり、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうちダイオキシン類分析業務は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先との契約は随意契約の方式でなされていた（少額随意契約、委託金額：41万5800円、委託先：株式会社エヌ・イーサポート岡山支店）。

なお、監査の過程において、見積書を確認したところ5社からの見積が提出されていることを確認した。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の立入検査及び指導の実績及び行政検査後の排出基準の適合結果を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・立入検査施設数	17件
・指導（口頭指導）	2件
・行政検査	1件

測定結果が4.9ng-TEQ/m³で、排出基準値（5ng-TEQ/m³以下）に適合

以上

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) ダイオキシンの法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（大気、水質、土壌）中のダイオキシン類の常時監視（環境調査）を実施する。		
事業内容	(1) 調査の役割分担 県、岡山市及び倉敷市が連携して実施する。 (2) 調査媒体 ア 環境大気 イ 水環境（水底の底質を含む。） ウ 土壌 (3) 調査時期 ア 大気 年4回（春期、夏期、秋期、冬期） イ 水質及び土壌 年1回（秋期） (4) 調査地点 ア 大気 県内の全体的な状況を把握するため、県民局及び地域事務所ごとに1地点を選定し、計8地点で調査。 イ 水質 (ア) 河川 公共用水域（河川）の常時監視地点のうち、岡山市、倉敷市及び国土交通省が所管している調査地点を除いた20地点で調査。 (イ) 海域 公共用水域（海域）の常時監視地点のうち、岡山市、倉敷市が所管している調査地点を除いた6地点で調査。 (ウ) 地下水 岡山市、倉敷市を除く25市町村のうち、前年度に調査が行われていない市町村の13地点（井戸）で調査。（前年度12地点） ウ 土壌 地下水と同じ市町村の13地点で調査。（前年度12地点）		
法令・条例・要綱等	ダイオキシン類対策特別措置法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	前項に記載のとおり	令和2年度決算（執行率）	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

ダイオキシン類対策特別措置法は、下記のとおり、規定している。

記

(常時監視)

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

以上

本事業は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境（大気、水質、土壌）中のダイオキシン類の常時監視（環境調査）を実施するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうちダイオキシン類採取分析業務等は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は一般競争入札の方式でなされていた（予定金額：408万8370円、落札価格：第1回入札額445万円、再入札額400万円、再々入札額370万円、落札者：中外テクノス株式会社岡山営業所。）

なお、上記の落札金額は、落札後395万1700円に増額変更されている。変更の理由として「令和3年2月18日～26日に4回目の調査を実施する予定であるが、日程調整の結果、調査地点の1つである美作県民局が新しい非常用発電設備の接続テスト等による停電作業を行うため（2月12日、20日及び3月6日）、他の地点とは別日程（2月1日～8日）で調査回数を増やさざるを得なくなった。調査回数の増加に伴い、人件費及び旅費が増額するため、変更契約を行う」とされている。

この点、上記の増額の理由は日程調整等の手続き上の過誤であるところ、このような過誤はやむを得ない点があることは否定できないものの、結果としていた委託金額が増額されていることは重視すべきである。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をCとした。

なお、その他の委託業務についても、一般競争入札の手続きが取られており、特に問題となる点は認められなかった。

【意見3-3】委託契約における委託費用が増加することがないよう財務事務の執行については留意すべきである。

一般競争入札の手続き等によって、委託金額の相当性を確保したとしても、その後に委託料が増額することとなれば、かかる手続きの意味が失われることから、財務事務の執行については、契約後に委託費用が増加することがないよう留意すべきである。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、岡山市及び倉敷市との連携について確認したところ、協定書等はないものの、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市及び倉敷市は各市においてダイオキシン類の調査を実施しており、調査結果については県市で情報共有しているとのことであった。

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(3) 有害大気汚染物質調査事業（モニタリング機器整備事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	大気汚染防止法第22条第1項の規定により、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならないとされている。県では平成9年以降、有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられている物質（優先取組物質）等について、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に基づき測定を実施している。		
事業内容	(1) 測定方法 優先取組物質のうちベンゼン等の揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の測定方法については、マニュアルで「容器採取-ガスクロマトグラフ質量分析法」が定められており、専用の金属容器（キャニスター）に採取した大気試料中のVOC成分を、自動濃縮装置により濃縮し、濃縮試料を分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析計）へ注入して分析を行う。 (2) 使用する分析機器及び今後の機器整備計画 VOCの測定に使用する機器は次のとおりであり、計10年の物品貸借契約により、分析機器を一体的かつ継続的に更新し整備する計画としている。（当該機器は一体として稼働）		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第22条第1項、大気汚染防止法施行規則16条の19第1項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	808万7000円 (次項の事業と合算)	令和2年度決算 (執行率)	823万3000円 (101%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

大気汚染防止法22条1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない」と規定し、これを受けた大気汚染防止法施行規則16条の19第1項は、「各都道府県における大気の汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする」と規定している。これに関して、環境省は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）」を策定し、各有害大気汚染物質の測定方法等を定めている。

本事業は、有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられている物質（優先取組物質）等について、大気汚染防止法第22条第1項、大気汚染防止法施行規則16条の19第1項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル及び大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）に基づき、優先取組物質（ダイオキシン類を除く。）並びに水銀及びその化合物の測定をするための機器を整備するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の執行として、大気汚染物質のモニタリングに用いられるガスクロマトグラフ質量分析器の賃料が支出されているところ、かかる賃貸借契約は、平成28年に締結されている。

このように、令和2年度の財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 有害大気汚染物質調査事業（モニタリング調査事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	有害大気汚染物質等による大気汚染の防止を目的として、大気汚染防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携を図りながら、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の常時監視や住民への情報提供等、必要な対策を実施する。		
事業内容	(1) 有害大気汚染物質等環境調査（常時監視） 法の規定により、健康リスクがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質（ダイオキシン類を除く 21 物質））並びに水銀及びその化合物について、県内 4 地点（茂平測定局、日比測定局、美作県民局、長津測定局）で環境調査を行う。 (2) 有害大気汚染物質詳細調査 玉野市内において、大気中の「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、ヒ素等の重金属類の濃度状況を詳細に把握するため、詳細調査を行う。 また、日比測定局において毎月実施する有害大気汚染物質等環境調査に併せ、追加の調査（銅及びその化合物）を実施し、詳細調査の結果と比較を行う。		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第 22 条第 1 項、24 条 1 項、大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）、エコビジョン 2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	前項に記載のとおり	令和 2 年度決算（執行率）	前項に記載のとおり

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

前記のとおり、大気汚染防止法 22 条 1 項は、都道府県知事に対し、大気の汚染の状況を常時監視すべき義務を課している。

岡山県においては、岡山市及び倉敷市と連携を図りながら、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の常時監視を実施するとともに、住民への情報提供等、必要な対策を実施するものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、大気の汚染状況を常時観測するため、有害大気汚染物質の分析等を実施するものであり、かかる分析事業は、岡山県環境保健センターで実施している。

また、その他の財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 有害大気汚染物質調査事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	有害大気汚染物質等に係る排出抑制対策を円滑かつ適切に実施するため、PRTR データから有害大気汚染物質等の排出量が多い事業者における排出実態調査を行うとともに有害大気汚染物質等環境調査（常時監視）において高濃度を示した物質について、その汚染の広がり状況や原因を把握するための調査を行い、条例に基づく規制の検討に資するための必要な知見の集積を図る。		
事業内容	(1) 排出実態等調査 環境基準が定められている 4 物質及び指針値が定められている 9 物質について、PRTR データや環境調査の結果から発生源となっている事業場における排出口濃度、敷地境界濃度等の排出実態等について調査を行う。 ア 対象物質 環境基準が設定されている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）及び指針値が設定されている 9 物質（ニッケル化合物、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）の計 13 物質 イ 調査箇所 施設排出口 2 箇所、敷地境界 8 箇所 (2) 先進的な取組に関する情報収集 先進的な環境対策の事例や他の自治体における取組について情報収集を行い、知見の集積を図るとともに県内の有害大気汚染物質対策に役立てる。		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第 22 条第 1 項、24 条 1 項、大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）、エコビジョン 2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	161 万 8000 円	令和 2 年度決算（執行率）	147 万 4000 円（91%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D ☐】

岡山県は、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準

を定める条例」を設け、下記のとおり、その趣旨を明らかにしている。

記

(趣旨)

第1条 この条例は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、ばいじんに係る法第三条第一項の排出基準にかえて適用する同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準（以下「上乘せ排出基準」という。）を定めるものとする。

以上

このように岡山県においては、大気汚染の防止のために、県独自の排出基準を設けるための条例を整備している。

本事業は、有害大気汚染物質等に係る排出抑制対策を円滑かつ適切に実施するため、P R T Rデータから有害大気汚染物質等の排出量が多い事業者における排出実態調査を行うとともに有害大気汚染物質等環境調査（常時監視）において高濃度を示した物質について、その汚染の広がり状況や原因を把握するための調査を行い、条例に基づく規制の検討に資するための必要な知見の集積を図り、上記条例に基づいて適切な規制を行うことを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、分析事業は岡山県環境保健センターで実施しており、その費用は需用費（63万7000円）として計上されており、特段問題となる点は認められなかった。

その他、本事業の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(6) 化学物質環境調査事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	環境中における化学物質の存在状況を把握することにより、化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得ることを目的とする。		
事業内容	環境省では、化学物質の環境中における残留状況をはじめ、経年的な変化を把握するためのモニタリング調査や環境リスク評価に必要な曝露量を把握するための実態調査を毎年度実施しており、令和元年度に引き続き当該調査の一部を環境省から委託を受けて実施する。 (1) 初期環境調査 環境中での存在が明らかでない物質について、その存在の確認を目的とした調査を行う。（岡山県では試料採取及び分析を実施） (2) 詳細環境調査 環境中での存在が確認された物質について、高感度の分析法を用いて、水質、底質等の環境媒体ごとに汚染状況の把握を目的とした定量的な調査を行う。（岡山県では試料採取のみ実施） (3) モニタリング調査 環境中において分解等がされにくく、経年的な環境中残留量の把握が必要とされる物質について、その環境残留実態の定期的なモニタリングを目的とした調査を行う。（岡山県では試料採取のみ実施）		
法令・条例・要綱等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律		
主な財源	国庫支出金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	163万4000円	令和2年度決算 (執行率)	152万円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、下記のとおり規定している。

記

(立入検査等)

第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物

質を収去させることができる。

以上

このように、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の調査のため立入る権限等を認めている。本事業は、環境省からの委託に基づき、環境中における化学物質の存在状況を把握することにより、化学物質による環境汚染を未然に防止するための基礎資料を得ることを目的とするものであり、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、調査の結果有害な化学物質が発見された場合の対応について確認したところ、本調査は、物質の一般環境中の残留状況や人への暴露情報が不足している物質を調査し、今後の施策の検討の基礎資料とすることを目的とされており、本調査結果に基づき、環境省において詳細な調査の実施等が検討されることとなるとのことであった。なお、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課が「化学物質環境実態調査実施の手引き（平成27年度版）」を策定しており、調査はこれに沿って行われるとのことである。

本事業は、環境省からの委託に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(7) 有害化学物質対策事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	著書「奪われし未来」において指摘された、いわゆる「環境ホルモン」に社会的関心が高まったことを受け、国では平成 10 年度から環境ホルモン緊急全国一斉調査を行い、県も協力して環境汚染の実態把握に努めた。さらに、全国一斉調査とは別に、岡山県独自で県内の汚染実態を詳細に把握するため、平成 11 年度から調査を開始した。現在では、内分泌かく乱作用が疑われる物質だけでなく、残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質等について、水環境中の実態を把握する「化学物質環境モニタリング調査」を継続的に実施している。（全国のほとんどの自治体で同様の調査が実施されている。）本調査の対象物質は、産業廃棄物の焼却や最終処分により排出されるとの知見があるものや、既に使用が禁止された農薬等であることから、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見の一助となる。また、河川等から検出されているにも関わらず、法的規制の対象外である物質もあり、こうした物質に対する排出企業の環境に対する意識や社会的責任の喚起にも役立っている。		
事業内容	(1) 化学物質環境モニタリング調査 ア 調査物質 20 項目 イ 調査地点 13 地点（河川 11 地点、湖沼 1 地点、海域 1 地点） ウ 調査媒体 水質 13 検体（13 地点）、底質 7 検体（7 地点） エ 調査回数 年 1 回（夏期） オ 調査方法 環境省が示した調査方法に基づき、環境管理課、環境保健センターが河川及び湖沼、委託業者が海域の試料を採取する。分析については環境保健センターが行う。 (2) 分析機器整備 ア 機器名 ①二重収束型高分解能七寮分析計、②四重極型質量分析計 イ 使用目的 環境水、工業排水、産業廃棄物、生物試料等に含まれる微量な化学物質の測定を高精度かつ高感度に行う。 ウ 賃借料 機器リース料 7,129 千円（令和 2 年度途中で現システムのリース期間が終了するため、新システムのリースを行う）		
法令・条例・要綱等	エコビジョン 2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	1128 万 7000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	1127 万 9000 円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の環境への排出を抑制し、環境汚染の未然防止を図るため、大気・水・土壌など環境中への排出量や汚染状況等を把握するとともに、P R T R法に基づく届出に係る集計データなども活用し、身近で分かりやすい情報として提供します。

また、発生源の監視を充実させるとともに、適正使用及び自主管理の徹底のほか、排出抑制対策の実施についても指導します。

以上

(「エコビジョン2020」39頁)

本事業は、その対象物質が、産業廃棄物の焼却や最終処分により排出されるとの知見があるものや、既に使用が禁止された農薬等であることから、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見の一助となるうえ、河川等から検出されているにも拘わらず、法的規制の対象外である物質もあり、こうした物質に対する排出企業の環境に対する意識や社会的責任の喚起にも役立っているものであり、その目的は、上記エコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の調査実績を確認したところ、20項目の物質群を県内の主要河川、児島湖及び代表海域で行い、そのうち水質は13地点、底質は7地点の計20地点で調査が実施されていた。

また、監査の過程において、有害化学物質が検出された際の対応について確認したところ、測定を実施した化学物質による人体への影響については未解明な部分が多く、評価を行える状況ではないが、検出された値が環境省の全国調査結果と比較して高濃度な値が継続して検出される場合は、より詳細な調査を実施するとのことであった。

そして、環境ホルモン全国一斉調査は、国によって平成10年度に実施されて以降、現在は実施されておらず、化学物質環境実態調査は、国によって現在も全国で実施されているが、調査地点が少ない(県内2地点)こと等から、県で独自に主要河川、児島湖及び代表海域において、継続して調査を実施しており、国の調査で調査対象になっていない物質についても必要に応じて選定することができることが、全国一斉調査との差異等、独自で本事業を行うメリットであるとのことであった。

本事業は、法令等に基づかない県独自の事業であり、その有効性に特段の問題は認

められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(8) 土壤汚染対策事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	県内における土壤汚染の状況把握，汚染区域の対策，汚染土壤の適正処理の確保等を行うことにより，土壤汚染対策の実施を図るとともに，土壤環境を保全することを目的とする。		
事業内容	(1) 土壤・地下水汚染事案に係る地下水分析調査 土壤・地下水汚染が新たに判明した土地の周辺において，地下水の調査を行い，周辺における地下水汚染の状況を把握する。また，既存の汚染事案については，汚染状態の監視や浄化対策に伴う周辺環境への影響について把握する。 (2) 専門家会議の開催(汚染土壤処理業許可等に係る意見聴取等) 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可申請があった場合，許可審査等に際して専門家による会議を開催し，意見聴取等を行う。 (3) 金剛川流域における土壤汚染状況調査 金剛川流域では，廃鉱山跡の影響でヒ素等の重金属が土壤環境基準を上回って検出されるおそれがあることから，周辺の土地（備前市及び和気町）における土壤調査を実施する。		
法令・条例・要綱等	土壤汚染対策法，土壤汚染対策法施行令，土壤汚染対策法施行規則，汚染土壤処理業に関する省令，岡山県汚染土壤等の処理に係る指導要綱，土壤汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源 汚染土壤処理業許可手数料		
エコビジョン2020 目標		2019 年度達成状況	
令和2年度予算	199 万 8000 円	令和2年度決算 (執行率)	150 万円 (75%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

土壤汚染対策法3条及び5条等は，都道府県知事に土壤汚染状況調査の実施・報告の命令等の権限を認めるとともに，岡山県では，汚染土壤等の処理に係る指導要綱及び土壤汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針を定めている。

また，エコビジョン2020は，下記のとおり規定している。

記

■土壤・地下水汚染の防止

トリクロロエチレンや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など，地下水に係る環境基準項目などについて計画的に監視測定を実施します。

また、有害物質貯蔵指定施設などの構造基準等の遵守及び定期点検の実施の指導のため、工場・事業場への立入検査等を行い土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

なお、土壌・地下水汚染を把握した事例にあつては、汚染の除去等の必要な措置の指導及び周辺井戸調査等の監視を継続します。

以上

(「エコビジョン2020」39頁)

本事業は、県内における土壌汚染の状況把握、汚染区域の対策、汚染土壌の適正処理の確保等を行うことにより、土壌汚染対策の実施を図るとともに、土壌環境を保全することを目的とするものであり、その目的は、上記の各法令等の趣旨に適合するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、土壌汚染事案に係る地下水調査等の業務等の分析業務は、岡山県環境保健センターで執行されている(需用費150万5000円)。

この点、かかる執行やその他の財務事務について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の汚染土壌処理許可申請の件数及び許可審査などに関する専門家会議の開催実績を確認したところ、汚染土壌処理業の許可申請がないため、専門家会議を開催していないとのことであった。

また、監査の過程において、土壌汚染が判明した場合の対応について確認したところ、「土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針」に基づき、土壌汚染が発見された土地の周辺地下水の利用状況及び水質調査を実施し、必要に応じて公表するとともに、土壌汚染対策法に基づく区域の指定や土地の所有者等に措置の指示又は環境負荷低減条例に基づき有害物質取扱事業所を設置している者に浄化対策計画の作成・実施を指導するとのことであった。

なお、土壌汚染が判明する端緒としては、下記の3つがあるとのことであった。

記

- ・土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の報告があり、基準の超過があったとき。
- ・土壌汚染対策法第14条第1項に規定する申請を受理したとき。
- ・環境負荷低減条例第65条第1項に規定する届出を受理したとき。

以上

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、予算の段階で民間のホテルの借上料が計上されているものの、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 大気保全対策

(1) 大気汚染防止法等事業（大気保全行政運営事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	(1) 大気環境情報の発信 岡山県における大気汚染の状況について、環境データを的確に把握するとともに、県民に情報を発信し、大気保全に係る啓発を行う。 (2) 各種講習会参加 大気保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や大気環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、大気保全行政を推進する。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	39万4000円	令和2年度決算 (執行率)	本項の(1)から(7)までの決算 2704万7000円 (予算の合計は 2887万7000円であり執行率は 93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■大気汚染防止対策の実施

ばい煙発生施設等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理の指導を行います。特に、光化学オキシダントについては、濃度が高くなりやすい夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、常時監視網の整備を進め、正確な情報の提供に努めるとともに、高濃度時には注意喚起を行います。

また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究や関係情報の収集に努めます。

以上

(「エコビジョン2020」39頁)

本事業は、岡山県における大気汚染の状況について、環境データを的確に把握するとともに、県民に情報を発信し、大気保全に係る啓発を行うとともに、大気保全行政に携わる職員の研修実施や各種協議会参加によって、各職員の知識・技術の習得や大気環境に係る情報の収集・動向の把握等を図り、大気保全行政を推進するものであり、その目的は、上記エコビジョン2020の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の目標とする成果及び成果の算定方法を確認したところ、具体的な成果に基づいて事業を組み立てている事業ではなく、大気汚染防止に関する各種研修参加費、旅費、啓発チラシの作成など、必要経費を計上しているとのことであった。

もっとも、本事業の成果について確認したところ、本事業は具体的な成果に基づいて事業を組み立てている事業ではなく、大気汚染に関する各種研修参加、旅費、啓発チラシの作成など必要経費を計上しているとのことであった。

このように、本事業の経費は、啓発を主たる目的とするものではないこと及び啓発チラシの費用として計上される金額は少額であることを考慮して、本事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 大気汚染防止法等事業（大気汚染防止法施行事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	○大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設（ボイラーや廃棄物焼却炉など）」、「揮発性有機化合物排出施設（グラビア印刷乾燥施設など）」及び「水銀排出施設（廃棄物焼却炉など）」について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施する。 ○また、排出基準の適合状況を確認するため、ばい煙（ばいじん、窒素酸化物、塩化水素）、揮発性有機化合物、水銀及びその化合物の測定を行う。 さらに、ばい煙中の硫黄酸化物濃度は燃料中の硫黄分に比例するため、燃料検査（燃料中の硫黄分）を行う。 ○なお、ばい煙及び揮発性有機化合物の分析測定は環境保健センターで行うが、燃料検査については、分析機器を保有していないため、業者委託により実施する。		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法8条ないし10条の6等		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	286万2000円	令和2年度決算（執行率）	※

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

大気汚染防止法6条は、ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。」として、届け出義務を定めるとともに、都道府県知事は、同法9条、10条の6等に基づいて届出がされたものについて書類審査を行うこと等を定めている。

本事業は、上記の届出に関して、排出基準の適合状況を確認するため、立入調査等を実施して、届出の内容が適正かどうか確認し、ばい煙（ばいじん、窒素酸化物、塩化水素）、揮発性有機化合物、水銀及びその化合物の測定を行い、ばい煙中の硫黄酸化物濃度は燃料中の硫黄分に比例するため、燃料検査（燃料中の硫黄分）を行う必要に応じて分析を行うものであり、その目的は、法令等の義務を実施するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち燃料中の硫黄分測定事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契

約の方式でなされていた（少額随意契約，委託金額：25万7400円，委託先：株式会社三井EASテクニカルリサーチ）。

なお，随意契約とされている理由として，上記委託先のみが岡山県内の自社の事業者で燃料中硫黄分濃度の測定が可能な業者であることが記載されており，見積書も同社のみから取得されていた。

この点，本事業の特殊性を考慮すれば，随意契約によること及び見積書を1者のみから取得することもやむを得ないと思われる。

以上の点を考慮して，本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

ただし，一社のみ契約が固定化すると価格の相当性に疑義が生じることから，今後は県外の業者も含めて，見積書を取得することが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の法律に基づく「ばい煙排出施設」等の設置等の届出件数及び立入調査の実施実績を確認したところ，下記のとおりであった。

記

・届出件数	157件
・立入件数	443件

以上

本事業は，法令等に基づいて執行される事業であり，その有効性に特段の問題は認められず，事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(3) 大気汚染防止法等事業（環境負荷低減条例施行事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	○環境負荷低減条例（以下「県条例」という。）では、大気汚染防止法の規制対象外であるばい煙発生施設、粉じん発生施設、有害ガス発生施設の規制を行っている。 ○県条例に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設及び有害ガス発生施設について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施する。 ○また、有害ガス発生施設については、排出基準を定めている物質を対象に、毎年1物質を選定（令和2年度はシアン化合物を予定）し、排出基準の適合状況を調査するため、当該有害ガスの測定を行う。		
事業内容	○県条例において、ディーゼル自動車に係る粒子状物質（黒煙のすす）の削減に関する規定を設け、指定地域（岡山市・倉敷市の一部・早島町の全域）において一定台数（50台）以上のディーゼル自動車を保有する事業者に対し、粒子状物質の削減計画の作成や実施状況の報告を求めることにより、粒子状物質の削減を図ることとしている。 ○令和元年度に事業者から提出される実施状況報告書の結果についても、年次計画書と併せて公表することとしている。（対象事業者数20社）		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法，環境負荷低減条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	74万3000円	令和2年度決算（執行率）	※

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

環境負荷低減条例6条は、知事は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準を定め、これを告示するものとする旨を定めるとともに、同条例7条はばい煙発生施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、一定の事項を知事に届け出なければならない旨を定めている。また、同条例10条は、知事は、第7条1項等による届出があった場合、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい

煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる旨を定めている。

本事業は、上記の環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び有害ガス発生施設について、新たに設置される場合等には、設置等届出書の審査（必要に応じて現地調査）を行うとともに、設置後は、施設設置事業所に対して、届出事項等の確認を行うため、立入調査を実施し、有害ガス発生施設については、排出基準を定めている物質を対象に、毎年1物質を選定（令和2年度はシアン化合物を予定）し、排出基準の適合状況を調査するため、当該有害ガスの測定を行うことを目的とするものであり、その目的は、環境負荷低減条例に定められた業務を実施するものである。

このように、本事業の目的は、環境負荷低減条例の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度の本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において令和2年度の条例に基づく「ばい煙排出施設」等の設置等の届出件数及び立入調査の実施実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・届出数	252件
・立入数	390件

以上

本事業は、法律及び条例に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(4) 大気汚染防止法等事業（環境大気常時監視システム整備事業）

【概要】	担当部署	環境管理課
事業目的	都道府県知事は、大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を常時監視しなければならないと規定されていることから、環境大気常時監視システム（以下「システム」という。）を構築し、県下 66 局（うち県設置は 23 局）の環境大気測定局において大気の常時監視を行っている。 システムにより、環境大気測定局及び 15 局の発生源局（ばい煙の排出量が多量な工場に設置）の測定データを処理し、リアルタイムでの監視やホームページで県民へ常時監視結果及び大気汚染の緊急時における情報の提供を行っている。 また、長期間の使用に伴い老朽化している測定機及び測定局舎を更新し、常時監視体制を維持するとともに、常時監視項目である PM2.5 の成分分析も実施する。	
事業内容	(1) システムの賃借及び保守 平成 28 年度に株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスが設計を行った当該システムは、その賃借及び保守管理業務について、同社と平成 30 年 3 月から令和 7 年 2 月まで 7 年間の長期継続契約を締結している。 (2) 自動測定機の更新 購入から 10 年以上が経過し特に老朽化が目立つ測定機（6 台）のうち、特に老朽化の著しい浮遊粒子状物質自動測定機 1 台（新見局）及び二酸化窒素自動測定機 2 台（新見局、寺間局）を更新する。 ＜老朽化が目立つ測定機（6 台）＞ ・二酸化硫黄自動測定機 三石局（備前市）、東片上局（備前市）、寺間局（笠岡市） ・浮遊粒子状物質自動測定機 <u>新見局（新見市）</u> ・二酸化窒素自動測定機 <u>新見局（新見市）、寺間局（笠岡市）</u> (3) PM2.5 成分分析 県設置 10 測定局のうち、長津局（唯一の自排局）及び総社局（バックグラウンド）で成分分析を実施し、分析は環境保健センターで行う。 〔回数〕 年 4 回（各 14 日間） 〔項目〕 イオン成分、無機成分、炭素成分	
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法第 22 条第 1 項、24 条 1 項、大気汚染防止法施行規則 16 条の 19 第 1 項、有害大気汚染物質測定方法マニュアル、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）、エコビジョン 2020	

主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2014万5000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

大気汚染防止法22条第1項は、「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない」と規定し、同法24条1項は「都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない」と規定し、これを受けた大気汚染防止法施行規則16条の19第1項は、「各都道府県における大気の汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする」と規定している。これに関して、環境省は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（環境省）」を策定し、各有害大気汚染物質の測定方法等を定めている。

本事業は、大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を常時監視しなければならないと規定されていることから、環境大気常時監視システムを構築し、県下67局（うち県設置は23局）の環境大気測定局において大気の常時監視を行うものであり、その目的は、法令に定められた義務を履行するものである。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、環境大気常時監視システムの賃借料として約861万円が支出されているところ、賃貸借契約は平成30年に締結され、賃貸借期間は平成30年3月1日から令和7年2月28日までとされている。

このように、賃借料の支払は既に締結されている賃貸借契約に基づくものであることを確認した。

また、令和2年度において、浮遊粒子状物質自動測定器（新見局）1台、二酸化窒素自動測定器（新見局、寺間局2台）が購入されている。

上記の備品はいずれも100万円を超過するものであるところ、上記の備品は岡山県環境保健センターが選定し、本庁において物品等の購入を担当する用度課が一般競争入札（条件付）又はオープンカウンターで実施したとのことである。

なお、かかる手続きの際、岡山県の用度課からの依頼により入札参加者の仕様確認を環境管理課及び環境保健センターで実施するとともに、入札等の結果も用度課から連絡されるなど、物品の購入に当たっては、関係課で情報共有しており、購入手続きに特段の問題点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、法令等に基づいて執行される事業であり、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(5) 大気汚染防止法施行事業（公害防止推進事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	経済の高度成長に伴い、昭和40年代には公害問題も一層深刻な状況となったことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令を補完しつつ、地域における公害防止対策を推進するため、大規模な工場等が立地する際には、当該企業と立地市町村が公害防止協定を締結し、公害防止に努めること。 また、環境への影響が広域に及ぶ可能性のある大規模な発生源を持つ企業等については、県も当事者も加わり、公害防止協定を締結すること。		
事業内容	(1) 施設設備の新增設に当たっての事前協議 県が当事者となって公害防止協定を締結している企業及び水島臨海工業地域に立地している企業で倉敷市と公害防止協定を締結している企業のうち岡山県が立会人になっているものについて、企業が公害を発生するおそれがある施設や設備を新增設する場合は、協定に基づき、新增設計画の事前審査・指導を行うなど協定のフォローも行っている。（事前協議） なお、水島地域に立地する協定締結企業については、県が定めた汚染物質に係る排出許容総量を、倉敷市と協議の上、各企業に配分している。 (2) 企業の誘致に当たっての事前審査 県工業団地へ企業が立地する場合や県が主体となって誘致を進めた企業の立地に際しては、地域において環境保全上の問題が生じることがないように計画段階で審査・指導し、必要な環境保全上の配慮を求めている。		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	4万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

エコビジョン2020は、下記のとおり規定しているところ、本事業は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令を補完しつつ、地域における公害防止対策を推進するため、大規模な工場等が立地する際には、当該企業と立地市町村が公害防止協定を締結し、公害防止に努めるものであり、また、環境への影響が広域に及ぶ可能性のある大規模な発生源を持つ企業等については、県も当事者も加わり、公害防止協定を締結しているものであって、上記エコビジョン2020に掲げられた目的を全うする事業である。

記

■CSR（企業の社会的責任）活動の普及

●中小企業の環境対策の促進

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者などの公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

以上

（「エコビジョン2020」81頁）

なお、令和2年度の施設設備の新增設計画の事前審査及び指導の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・事前協議数	14件
・報告数	16件

以上

本事業について、令和2年度は財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(6) 大気汚染防止法施行事業（オフロード法施行事業）

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	第5次地方分権一括法により、特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律（通称「オフロード法」。以下「法」という。）が改正され、国の権限の一部（技術適合命令、報告徴収や立入検査等）が平成29年4月1日に都道府県に移譲された。 ついては、特定特殊自動車（以下「オフロード特殊自動車※」という。）の使用者に対し、適切な指導を行う。		
事業内容	(1) 法第18条（技術適合命令） オフロード特殊自動車が技術基準（排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術基準）に適合しない状態となったと認めるときは、当該自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるため必要な整備を行うことを命じる。 (2) 法第28条2項（業として使用する者に対する指導及び助言） オフロード特殊自動車を業として使用する者に対して、国が定めた排出ガス抑制指針に即してオフロード特殊自動車排出ガスの抑制を図るよう指導及び助言を行う。 (3) 法第29条（報告徴収及び立入検査） (1) 及び (2) の施行に必要な報告徴収及び立入検査を行う。		
法令・条例・要綱等	第5次地方分権一括法、オフロード法		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	9万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

オフロード法18条は、都道府県知事は、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること等を定めており、本事業は、かかるオフロード法に基づく事業であって、その目的は、法令等の趣旨に適合するものである。

また、令和2年度において、本事業に係る旅費の支出はなく、その他、本事業の財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、令和2年度のオフロード特殊自動車の技術適合命令、使用者

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

に対する指導及び助言，並びに報告徴取及び立入検査について，実績を確認したところ，実績はないとのことであった。

このように，令和2年度においては，事務の執行はほぼ認められないものの，法律に基づく事業であり，その有効性に特段の問題は認められず，事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し，効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(7) 光化学オキシダント対策事業

【概要】		担当部署	環境管理課						
事業目的	光化学オキシダントの発生に伴う県民の健康被害を未然に防止するため、県民へ迅速かつ正確な情報を伝える体制を整備するとともに、県民の意識高揚を図るため啓発資材の配布を行う。 特に光化学オキシダントが発生しやすい夏期（5月10日～9月10日）には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部を設置し、大規模事業所に対し取組内容の周知を図るとともに、大気汚染物質の削減指導を行う。								
事業内容	(1) 光化学オキシダント防止対策 光化学オキシダントによる高濃度汚染防止及び健康被害等の未然防止のため、県市町村会議等を開催し、大気汚染防止夏期対策を実施する。								
	(2) 過去5年間の発令回数								
		H27	H28	H29	H30	R1			
	情報	60(11)	33(9)	36(8)	43(4)	54(9)			
	注意報	18(9)	14(7)	14(8)	30(12)	33(6)			
	(注) () は年間発令日数 令和元年度は9月24日現在の発令状況								
事業内容	(3) 緊急時協力工場数								
	市町村	岡山	倉敷	玉野	笠岡	井原	総社	備前	合計
	工場数	13	31	7	3	1	1	10	66
	(令和元年9月24日現在)								
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則								
主な財源	一般財源								
エコビジョン2020目標	オキシダント情報等メール配信登録者数1万8000人	2019年度達成状況		オキシダント情報等メール配信登録者数1万6894人					
令和2年度予算	74万1000円	令和2年度決算(執行率)		※					

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■CSR（企業の社会的責任）活動の普及

●中小企業の環境対策の促進

夏期は、日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダントの濃度が上昇しやすくなります。

このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、光化学オキシダントの発生に伴う県民の健康被害を未然に防止するため、県民へ迅速かつ正確な情報を伝える体制を整備するとともに、県民の意識高揚を図り、特に光化学オキシダントが発生しやすい夏期（5月10日～9月10日）に、岡山県大気汚染防止夏期対策本部を設置し、大規模事業所に対し取組内容の周知を図るものであり、エコビジョン2020が規定する「光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策」を実施するものであり、エコビジョン2020の趣旨に合致することを確認した。

また、令和2年度において、本事業に係る財務事務として旅費の支出はなかったことである。その他、財務事務の執行に関して、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の県市町村会議等の開催実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

(1) 本部員会議（書面開催）

- ・令和2年度の大気汚染防止夏期対策の実施について
- ・令和元年度の大気汚染防止夏期対策の結果について
- ・その他（微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起について）

(2) 市町村会議（書面開催）

- ・令和2年度の大気汚染防止夏期対策の実施について
- ・令和元年度の大気汚染防止夏期対策の結果について
- ・その他（微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起について）

以上

また、令和2年度の発令回数は31回（情報22回，注意報9回）であり、その周知方法はメール配信サービス，ホームページ，道路情報表示，テレビのテロップ放送，ラジオ放送であり，発令時の連絡系統等について定めたマニュアルも存するとのことであった。

さらに、令和2年度の緊急時協力工場数は65工場であった。このように、本事業の内容は、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策である。

なお、本部員会議及び市町村会議は、書面会議によって開催されていたため、その理由を確認したところ、「環境審議会や大気部会など重要施策の方針を決定する会議は、議題に対する意見や要望等多いため、オンライン会議を積極的に導入している。県関係機関や市町村が多く出席するような担当者会議などについては、議題内容が定例的なものであることから、書面により意見を求めても十分に対応が可能であるため、書面会議で行う方が効率的と考えられる。昨年度の光化学オキシダントの本部員会議、市町村会議についても、例年から大きな変更点がなかったことから、後者の考え方に沿って書面会議で行ったものであり、特段支障は生じていない。」との回答を得た。

このように会議の議事内容等を考慮して、書面会議を採用しているとのことであり、新型コロナウイルス感染症が最初に蔓延した令和2年度においては、やむを得ない面もある。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、令和3年度以降は、オンライン会議が普及していることから、オンライン会議を導入することが望ましい。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業において、民間のホテル借上料が予算計上されているものの、当然に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

その他、本事業の効率性の点について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(8) 晴れの国ブルースカイ事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	野焼きを規制するのではなく、PM2.5の濃度に直接影響を与える野焼きの減少に向け関係者の理解を深めつつ効果的な対策を行うことにより、野焼き件数を減少させ、煙及び悪臭を減少させることで、県民の安全な生活環境を確保すること。		
事業内容	(1) 稲わら等有効活用把握事業 稲わらの処理実態を衛星写真等により調査する。 (2) 関係団体連携推進会議 県、市及び農業団体を出席者とした会議を開催し、野焼き率減少に向けた協議を行う。 (3) 稲わら有効活用促進事業 農家に対し、稲わらをすき込んだ際に必要となる稲わら腐食促進剤の購入支援を行う。 (4) 大気環境改善普及啓発事業 大気環境クリーンアップキャンペーン（ラジオスポット放送）を実施する。 新聞、パンフレット、インターネットのホームページ等により大気環境の保全について啓発を行う。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	PM2.5環境基準達成率30%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数4万人	2019年度達成状況	PM2.5環境基準達成率80.8%、PM2.5注意喚起メール配信登録者数4万1551人
令和2年度予算	1253万1000円	令和2年度決算 (執行率)	1228万2000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

新晴れの国おかやま生き生きプラン及びエコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

■水、大気、土壌などの保全対策の推進

生活の基盤となる河川、湖沼、海域等の水質、大気、土壌等の環境の状況を的確に把握し、関連する各種計画などに基づき必要な対策を講じることにより、安心して快適な生活環境の保全を推進します。

また、豊かな瀬戸内海の実現や微小粒子状物質（PM2.5）対策、アスベスト対

策などの課題にも対応していきます。

(「新晴れの国おかやま生き生きプラン」69頁)

●微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

常時監視網の整備を進め、PM2.5に関する正確な情報の提供に努めるとともにPM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される日には、注意喚起を行い県民に注意を促します。

また、発生源対策の検討を行うため成分分析等の調査研究を進めるとともに、関係情報の収集に努めます。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、新晴れの国おかやま生き生きプランの重点的目標及びエコビジョン2020に掲げられたPM2.5に関する対策として、野焼きを規制するのではなく、PM2.5の濃度に直接影響を与える野焼きの減少に向け関係者の理解を深めつつ効果的な対策を行うことにより、野焼き件数を減少させ、煙及び悪臭を減少させることで、県民の安全な生活環境を確保することを目的とするものである。

このように、本事業は、新晴れの国おかやま生き生きプランの重点的目標及びエコビジョン2020に掲げられた目的を実現することを目的とするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち野焼き率事調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされていた(技術提案型随意契約、委託金額:507万1249円、委託先:一般社団法人リモート・センシング技術センター)。

なお、随意契約とされている理由として、本事業を効率的に実施するためには、衛星画像の解析ノウハウを有する者により、野焼きが行われている圃場の特徴及び水稻が作付けされている圃場の特徴を鑑み、必要なデータを適切に収集する必要があることから、単純な価格競争では委託先の適正な選定、事業目的の達成ができない旨が指摘されていた。

この点、本事業の特殊性を考慮すれば、技術提案型の随意契約によることはやむを得ないと思われる。

また、監査の過程において、2人から見積書が提出されていることを確認した。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の負担金、補助金及び交付金の交付実績を確認し

たところ、703万6000円（補助件数：155件）であった。

また、監査の過程において、啓発事業の成果目標及び成果の把握方法を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- ・成果目標：令和4～6年度のPM2.5の環境基準達成率加重平均値 85%
- ・成果の把握方法：環境大気常時監視の実施

以上

そして、監査の過程において、平成30年から令和2年度までのPM2.5の環境基準達成率の推移を確認したところ、下記のとおりであった。

記

・平成30年度	38.1%
・平成31年度	80.8%
・令和2年度	70.3%

以上

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(9) 環境バス導入加速事業

【概要】		担当部署	環境管理課											
事業目的	旅客自動車運送事業者（バス事業者）による環境対応バスの導入に対し補助を行うことにより、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を加速する。													
事業内容	(1) 補助事業 環境対応バス（ディーゼル車、ハイブリット車、CNG（圧縮天然ガス）車）を購入するバス事業者に対し、車両導入の経費の一部を補助する。なお、ハイブリット車及びCNG車は、県が補助すれば国（国土交通省）の補助を受けられる国との協調補助を活用する。													
	<table><tr><th>補助対象</th><th>補助率</th><th>補助条件等</th></tr><tr><td>ディーゼル車</td><td>車両購入価格の1/10 (上限240万円)</td><td>・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス※2の買替え※3に限る。</td></tr><tr><td>ハイブリット車</td><td>通常車両価格との差額の1/3</td><td rowspan="2">・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、新車購入に限る。</td></tr><tr><td>CNG車</td><td>通常車両価格との差額の1/3</td></tr></table>			補助対象	補助率	補助条件等	ディーゼル車	車両購入価格の1/10 (上限240万円)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス※2の買替え※3に限る。	ハイブリット車	通常車両価格との差額の1/3	・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、新車購入に限る。	CNG車	通常車両価格との差額の1/3
	補助対象	補助率	補助条件等											
	ディーゼル車	車両購入価格の1/10 (上限240万円)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス※2の買替え※3に限る。											
	ハイブリット車	通常車両価格との差額の1/3	・国との協調補助 ・平成6年規制以前の規制適合車の廃車※1を伴う、新車購入に限る。											
CNG車	通常車両価格との差額の1/3													
※1 初年度登録が平成元年度以前の車両の廃車を伴うものは、平成29年度中に発注したものに限る。														
※2 高速バスは除く。														
※3 新車は平成29年度以降に発注したものに限り、中古車は平成29～令和元年度に購入したものに限る。														
事業内容	(2) 意識啓発事業 公共交通機関の利用を促進する県民意識啓発事業を行う（パンフレットやステッカーを作成し補助対象者のバス等に備え付ける。）													
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例，エコビジョン2020													
主な財源	再エネ基金													
エコビジョン2020目標	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率85%	2019年度達成状況	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率68.1%											
令和2年度予算	4080万円	令和2年度決算（執行率）	0円											

環境負荷低減条例97条は、軽油を燃料とする自動車のうち県内に使用の本拠を有するもので知事が別に定めるものを事業の用に供する者は、当該自動車の代替としての低公害車その他の知事が別に定める自動車を導入し、又は知事が別に定める粒子状物質

を減少させる装置を装着することにより、粒子状物質の削減に努めなければならない旨を定め、粒子状物質の排出量が少ない等環境性能が優れたバスの導入を勧めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

以上

(「エコビジョン2020」65頁)

本事業は、旅客自動車運送事業者（バス事業者）による環境対応バスの導入に対し補助を行うことにより、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を加速することを目的とする事業である。

なお、令和2年度は本事業について財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

もともと、前記のとおり、環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である以上、環境計画に掲げられた事業については、一定の成果を目標とされるべきであるところ、環境計画の策定において、単に事業として掲げるのではなく、一定の成果を上げることを目的として、事業の選定がなされるべきである。

本事業は、令和4年度以降の環境対応バスへの更新に係る補助事業の継続は予定されていないとのことであったため、環境計画の改定がなされることが望ましいことは付言する。

(10) 環境対応バス導入応援事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	バス事業者による環境対応バスの導入を支援し、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を回復させる。なお、既存の環境対応バス導入加速事業補助金よりも活用しやすい制度とする。		
事業内容	環境対応バス導入回復事業 環境対応バス（平成17年規制以後の規制適合ディーゼル車）を導入する路線バス事業者に対し、車両購入の経費の一部を補助する。		
	補助対象	補助率	補助条件等
	路線バス事業者	【ディーゼル車】 車両購入価格の1/2 (上限10,000千円/台)	・平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車（新車）への路線バス（高速バスを除く）の買替えに限る。
法令・条例・要綱等	環境負荷低減条例，エコビジョン2020		
主な財源	全額国庫（地方創生臨時交付金）		
エコビジョン2020目標	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率85%	2019年度達成状況	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率68.1%
令和2年度予算	2,000万円	令和2年度決算（執行率）	2000万円（100%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、前項の事業と同じく、バス事業者による環境対応バスの導入を支援し、環境性能の劣る古いバスから環境対応バスへの更新を回復させ、既存の環境対応バス導入加速事業補助金よりも活用しやすい制度とすることを目的とするものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

また、本事業は補助金の交付をすることを内容とするものであり、かかる財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、前項に定める事業と類似する事業ではあるものの、前項の事業は、環境対応バス（ディーゼル車、ハイブリッド車、CNG（圧縮天然ガス）車）を購入するバス事業者を対象としている事業であるのに対し、本事業は、環境対応バス（平成17年

規制以後の規制適合ディーゼル車）を導入する路線バス事業者を対象とするものである。

この点、ハイブリッド車及びCNG車についてはコスト面等から導入が進んでいないものの、平成17年規制以後の規制適合ディーゼル車の導入については、一定の成果を認められることから、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(11) 酸性雨等監視測定事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	近年，全国的に降水の酸性化が認められている。岡山県内においては，現時点では，森林そのほかの生活環境への影響は顕在化していないが，酸性雨の影響は急激に現れない場合でも土壌や植生，建築物等に徐々に現れると考えられている。 また，アジア大陸等からの大気汚染物質の移流が大きな社会問題となっており，その影響による更なる降水の酸性化が懸念されているところである。 従って，継続的に実態把握調査を実施し，その結果を広く情報提供することにより，県民の安全・安心を確保することを目的とする。		
事業内容	全県的な状況を把握するため，平成2年度から次のとおり県内各地で監視測定を行ってきた。 平成2年度～9年度 10地点 (9地方振興局及び吉備高原都市) 平成10年度～14年度 4地点 (3地方振興局及び吉備高原都市) 平成15年度～18年度 5地点 (4県民局・支局及び吉備高原都市) 平成19年度～20年度 4地点 (4県民局・支局) 平成21年度～ 2地点 (美作県民局・井笠地域事務所) 平成30年度の2地点のpHの平均値は，井笠地域事務所が5.2，美作県民局が4.9であり，酸性雨の状態が継続しているため，継続的監視が必要である。 令和2年度も同2地点でpHを測定し，引き続き酸性雨の実態把握に努める。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	11万4000円	令和2年度決算 (執行率)	11万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

エコビジョン2020は，下記のとおり規定している。

記

■硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制

酸性雨の原因物質を削減するため，今後も，企業等に対して硫黄酸化物や窒素酸化

物の一層の排出抑制を働きかけるとともに、継続して酸性雨の状況を監視します。

以上

(「エコビジョン2020」29頁)

本事業は、酸性雨の継続的に実態把握調査を実施し、その結果を広く情報提供することにより、県民の安全・安心を確保することを目的とするものであり、その目的は上記エコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

また、本事業の執行として、備品が需用費として計上されており、その執行について、特段問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の酸性雨の観測実績を確認したところ、令和2年度は下記の2カ所で観測を実施しており、測定結果は下記のとおりであった。

記

- ・備中県民局井笠地域事務所 p H 4. 9
- ・美作県民局 p H 4. 8

以上

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

5 アスベスト対策

(1) アスベスト対策協議会運営事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	1 アスベスト対策協議会 アスベスト対策に関する関係機関・団体間の連携を図り、アスベスト対策を総合的に推進するため、「アスベスト対策協議会」を設置しており、令和2年度も引き続き開催する。 2 アスベスト対策連絡会議 平成17年6月、石綿関係企業が石綿による健康被害について公表したことを契機に、県民の石綿に対する健康や環境への不安が高まったことから、平成17年7月に「岡山県アスベスト対策協議会」を設置し、関係行政機関が情報を共有し、連携して対応している。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	2万8000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

エコビジョン2020は、下記のとおり規定しているところ、本事業は、継続的にアスベストの実態把握調査を実施し、その結果を広く情報提供することにより、県民の安全・安心を確保することを目的とするものであり、かかる目的は上記エコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

記

■アスベスト対策の推進

関係団体や関係機関で構成する「アスベスト対策協議会」により協力・連絡体制の充実・強化を図り、アスベスト対策を総合的に推進します。また、建築物の解体現場等における濃度測定及び情報提供などを行い、アスベストによる健康影響に対する不安の解消に努めます。

(「エコビジョン2020」39頁)

令和2年度のアスベスト対策連絡会議の開催であるが、本事業のアスベスト対策連絡会議は、県関係機関や市町村が多く出席する会議であって、議題内容が定例的なものであることから、書面により意見を求めても十分に対応が可能であるため、書面会議によって開催したとのことである。ただし、上記会議は、令和3年度はオンライン形式で実施予定であるとのことである。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

なお、本事業に関し、令和2年度は、財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

(2) アスベスト濃度調査事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	平成17年6月、アスベスト関連企業によりアスベスト健康被害等が公表されたことを契機に、アスベスト問題への社会的な関心が高まり、アスベストに係る規制が順次強化されている。 また、アスベストは建築物に限らず、自動車のブレーキパッド等にも使用され、発生源は多岐に渡る。 ついては、アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺でのアスベスト濃度調査により、適切な飛散防止措置が講じられていることを確認するほか、一般大気環境中のアスベスト濃度調査により、県民のアスベスト暴露に対する不安解消を図る。 また、平成30年7月豪雨による被害建築物や、災害廃棄物からのアスベスト飛散の有無を調査する。		
事業内容	(1) 特定粉じん排出等作業周辺調査 アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺 4 地点において作業前・中・後の3回濃度測定（総繊維数）を実施し、総繊維数に異常が見られた場合は、電子顕微鏡によりアスベスト繊維の計数を行うこととする。 なお、濃度測定は、結果判明までに数日程度必要なことから、現場においてリアルタイムで粉じんの飛散の有無の確認をするため、粉じん相対濃度計を各県民局に配備する。 さらに、本件調査に併せて作業現場への立入検査を実施し、法に定める作業基準等の適合状況を確認する。 (2) 一般環境調査 アスベストの多様な発生源を想定し、県内7地域（津山市、玉野市、笠岡市、新見市、備前市、早島町、吉備中央町）において一般環境中のアスベスト濃度調査を実施する。 (3) 平成30年7月豪雨に係る大気環境中調査 平成30年7月豪雨により、多数の建築物が被害を受けており、被害を受けた建築物の中には、アスベスト使用建築物が含まれている可能性があるため、被害の大きい地域、仮置場等の災害廃棄物関連施設周辺の大気環境中アスベスト濃度調査を実施する。		
法令・条例・要綱等	大気汚染防止法，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	552万円	令和2年度決算（執行率）	385万4000円（69%）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

大気汚染防止法18条の6は、「特定粉じん³を大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない」と規定し、アスベストを含む特定粉じんの排出について、規制をしている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●アスベスト対策の推進

アスベストを使用した建築物の解体現場や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施し、飛散防止対策の実施状況を監視します。

以上

(「エコビジョン2020」69頁)

本事業は、大気汚染防止法に基づき、アスベスト使用建築物解体等作業現場周辺でのアスベスト濃度調査により、適切な飛散防止措置が講じられていることを確認するほか、一般大気環境中のアスベスト濃度調査により、県民のアスベスト暴露に対する不安解消を図るとともに、平成30年7月豪雨による被害建築物や、災害廃棄物からのアスベスト飛散の有無を調査することを目的とするものであり、大気汚染防止法及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行であるが、本事業のうち特定粉じん排出等作業周辺調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、委託先の選定は随意契約の方式でなされていた（少額随意契約、委託金額：63万3600円、委託先：株式会社エクスラン・テクニカル・センター）。

また、随意契約とされている理由として、過去7年間に岡山県が実施した同様の事業の受託実績を有しており、本事業を適切に実施できると認められるためとされていた。

なお、随意契約の締結にあたって、3人から見積書が提出されており、受託者が最も少額の提示をしていたことを確認した。

この点、上記の運用において法令違反等の事実は認められないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

³大気汚染防止法2条8号：この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

ただし、随意契約の理由として、単に過去の受託実績のみを指摘すると委託先が固定化する恐れがあることから、委託先を選定する際には単に受託の実績のみではなく、総合的な判断をすることが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、アスベストが検出された場合の対応を確認したところ、アスベストが検出された場合は、作業場に立ち入り、同地点で再測定を実施すると同時に、解体作業を行う業者に対してヒアリングを行い、作業基準遵守状況を確認するとともに建築物に使用されている石綿含有建材の情報を基にアスベストが漏洩した場所が推察される。

また、必要に応じて作業を一時的に停止させるとともに、再測定の結果、再びアスベストが検出された場合、アスベストの漏洩が続いているため、早急に原因を究明し、アスベストが飛散しないように事業者には指導が行われる。

また、敷地境界における測定も実施し、周辺にアスベストが飛散していないことを確認される。

敷地境界において高濃度が検出された場合には、周辺環境への影響が懸念されることから、周辺住民等へ広く周知するため、報道発表が行われる。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

6 騒音・振動・悪臭対策

(1) 生活公害対策（騒音規制法施行）事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	騒音については、騒音規制法に基づく地域指定を行い、当該地域内の工場、事業場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について規制を行っている。騒音規制法では、工場等から発生する騒音について規制する地域を指定することができるが、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23法律第105号）が施行され、市の区域内については市長が指定することとなったことから、知事は市を除く町村の区域内について、指定をすることとなった。こうした指定地域制をとっているのは、騒音による影響が、大気汚染や水質汚濁と比較して局地的であり、発生源の周辺地域の範囲に限られることが多く、広域的に影響を及ぼすおそれがないことによるものである。 岡山県では、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図っていくものとする。 また騒音に係る環境基準については、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、環境基本法に基づき地域ごとに類型あてはめを行い、その類型の基準を維持するよう各種施策を講じている。 これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくとともに、県民からの苦情に対し、市町村と連携し取り組む。		
令・条例・要綱等	環境基本法、騒音規制法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	239万1000円	令和2年度決算（執行率）	本項の(1)から(4)までの決算 200万8000円（予算の合計は 306万9000円（補正前）であり執行率は55%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

騒音規制法3条は、都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認

める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律169条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

以上

(「エコビジョン2020」68頁)

本事業は、騒音規制法に基づいて、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図るとともに、騒音に係る環境基準については、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、環境基本法に基づき地域ごとに類型あてはめを行い、その類型の基準を維持するよう各種施策を講じていき、これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくことを目的とするものであり、上記騒音規制法及びエコビジョン2020等の内容を実現しようとするものであることを確認した。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業のうち、道路交通騒音常時監視調査事業は、委託契約に基づいて外部に委託されている。

監査の過程において、委託契約の方式を確認したところ、委託先の選定は、一般競争入札の方式が採用されており、入札は3社であったこと、入札手続きについて特に問題となる点は認められなかったことをそれぞれ確認した。

これらの点を踏まえ、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、騒音の基準を維持していない場合の具体的な対策を確認したところ、特定工場・特定建設作業現場から発生する騒音が規制基準を超過していることにより、周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うこと、事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うこと等の対応が可能であることを確認した。

また、道路交通騒音に関しては、指定地域内の自動車騒音が要請限度を超過し、周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、都道府県公安委員会等に対して道路交通法の規定による措置などを要請することとなっている。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

このように、本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(2) 生活公害対策（振動規制法施行）事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的・事業内容	振動については、振動規制法に基づく地域指定を行い、当該地域内の工場、事業場、建設作業及び自動車交通から発生する振動について規制を行っている。 振動規制法では、工場等から発生する振動について規制する地域を指定することができるが、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が施行され、市の区域内については市長が指定することとなったことから、知事は市を除く町村の区域内について、指定をすることとなった。 こうした指定地域性をとっているのは、振動による影響が、大気汚染や水質汚濁と比例して局所的であり、発生源の周辺地域の範囲に限られることが多く、広域的に影響を及ぼすおそれがないことによるものである。 岡山県では、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図っていくものとする。 また、これらの規制地域を拡大し、振動対策を実効的に運用していくとともに、県民からの苦情に対し、市町村と連携し取り組む。		
法令・条例・要綱等	振動規制法，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	－
令和2年度予算	14万円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

振動規制法3条は、都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律178条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるな

ど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

以上
(「エコビジョン2020」68頁)

本事業は、振動規制法に基づき、市街化の進展や各種開発の状況等地域の実情を勘案しつつ、指定地域の拡大を図るとともに、これらの指定地域及び環境基準の類型指定地域を拡大し、騒音対策を実効的に運用していくことを目的とするものであり、上記の振動規制法及びエコビジョン2020に定められた事務を執行することを目的とするものである。

このように、本事業について法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、振動規制に違反する事態が生じた場合の対策を確認したところ、特定工場・特定建設作業現場から発生する振動が規制基準を超過していることにより、周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うことができること及び事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うことができることを確認した。

また、道路交通振動に関しては、指定地域内の自動車振動が要請限度を超過し、周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、都道府県公安委員会等に対して道路交通法の規定による措置などを要請することとなっている。

このように、本事業について、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(3) 生活公害対策（悪臭防止法施行）事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、悪臭に係る生活環境を保全する地域を指定することにより、工場・事業場から発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。 なお、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が施行され、市の区域については市長が指定することとなったことから、知事は、市を除く町村の区域内について、指定を行うこと。		
事業内容	(1) 環境省主催の臭気指数規制に係る研修会等へ参加する。 (2) 規制基準に関して必要な情報を収集する。 (3) 今後規制地域を指定する予定の町村において、周辺環境等の事前調査を実施するとともに、町村指導を行う。 (4) 環境省主催の全国大会等へ参加 環境省主催の各種全国大会へ参加することで、全国の担当者と意見交換を行い、情報収集する。		
法令・条例・要綱等	悪臭防止法，地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律，エコビジョン2020		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	82万6000円	令和2年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

悪臭防止法3条は、都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない旨を規定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律174条は、市の区域内については市長が指定すること等を定めている。

また、エコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

●悪臭被害の防止

悪臭による生活環境への被害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域を拡大します。なお、特定悪臭物質*の濃度規制では捕捉できない複合臭や未規制の悪臭物質

が原因で特定悪臭物質濃度規制のみでは対応が難しい場合には、臭気指数[※]規制による規制地域の導入に努めます。

以上
(「エコビジョン2020」38頁)

本事業は、悪臭防止法に基づき、悪臭に係る生活環境を保全する地域を指定することにより、工場・事業場から発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものであり、悪臭防止法及びエコビジョン2020の趣旨に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行及び指定予定町村事前調査に関する委託業務はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、悪臭が基準を上回る水準となった場合の具体的な対応を確認したところ、規制地域内の事業場から発生する悪臭が規制基準を超過していることにより、周辺の生活環境が損なわれていると市町村長が認めるときは、改善勧告を行うことがで、事業者が改善勧告に従わない場合、市町村長は、改善命令を行うことができる。

本事業は、その有効性に特段の問題は認められず、事業の有効性の評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

(4) 生活公害対策事業

【概要】		担当部署	環境管理課
事業目的	最近の環境問題は、かつての産業公害から、生活に関連した生活公害へと変化し、身近な環境に対する住民意識の高まりとともに県や市町村に寄せられる公害苦情も年間 800 件以上になり、また、低周波音に係る苦情等の新たな問題も生じており、その内容も複雑多様化している。 これらの諸問題に適切に対応していくためには市町村との協議体制を確立すること。		
事業内容	(1) 環境対策研修会の開催 複雑多様化している近隣騒音等の苦情に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局職員に対して、生活公害に関する専門知識の研修を年 1 回開催する。 ○研修内容 騒音・振動及び悪臭測定の実技などの研修 ○令和 2 年度予定 音の専門会社が講演を行う予定である。 (2) 環境省主催の各種研修会・全国大会等へ参加 環境省主催の各種研修会に出席し、騒音・振動対策行政の動向等について見識を深めるとともに、各種全国大会へ参加する。		
法令・条例・要綱等	岡山・倉敷地域公害防止計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	25 万 2000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	※

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山・倉敷地域公害防止計画は、下記のとおり規定している。

記

第 7 節 監視・観測体制の整備及び調査研究の充実

1 監視・観測体制の整備

(1) 発生源の監視

(ア及びイ省略)

ウ 騒音・振動

騒音及び振動に係る特定施設を有する工場・事業場の発生源監視については、騒音

規制法及び振動規制法に基づく立入検査等を市町が実施する。

また、これに対して支援を行うために県環境保健センターを中心に測定機材の貸し出し、測定方法の技術指導、騒音振動防止対策についての情報交換を行っている。

さらには、市町村担当職員等を対象とする環境対策研修会を開催する。

以上

(「岡山・倉敷地域公害防止計画」79頁抜粋)

本事業は、複雑多様化している近隣騒音等の苦情に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である県民局職員に対して、生活公害に関する専門知識の環境対策研修会を開催すること等を目的とするものであり、上記岡山・倉敷地域公害防止計画の趣旨に合致するものである。

このように、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、財務事務の内容を確認したところ、令和2年度において旅費の執行はなかったとのことである。

その他、本事業に係る財務事務について、特段問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の環境対策研修会の開催実績を確認したところ、令和2年度は書面開催のみであった。書面会議とした理由について確認したところ、本事業の環境対策研修会は、例年から関係法令に大きな変更点がなかったことから、書面会議で行ったものであり、特段支障は生じていないこと及び騒音・振動・悪臭の苦情に係る対応事例を各市町村に作成してもらい、県内の全市町村で情報共有や意見照会を行うなど、書面でも効果的な研修となるよう努めたとのことである。

この点、他の事業における会議と同様に、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年度において書面会議を導入したことはやむを得ない側面もあったのであり、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、研修会においては、講師との質疑応答も含めたやり取りが想定されていることから、オンライン会議を積極的に導入することが望ましい。

【事業の効率性 A **B** C D】

令和2年度の本事業の執行に関し、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

【循環型社会推進課所管事業】

1 ごみゼロ社会推進事業

(1) 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議開催事業

【概要】	担当部署	循環型社会推進課
事業目的	循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために設置された「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」及び「ワーキング会議」を開催すること及び新晴れの国おかやま生き生きプランで目指す循環型社会形成の推進に向け、3R、特にリデュース（発生抑制）を推進するため、事業者、消費者・環境団体等、行政が協議を行う「レジ袋削減検討会」を開催すること。	
事業内容	以下のとおり、会議を開催する。 推進会議（委員22名）年2回 ワーキング会議（委員11名）年3回 レジ袋削減検討会 年1回	
法令・条例・要綱等	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱	
主な財源	産廃税基金繰入金	
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況 —
令和2年度予算 (ごみゼロ社会推進事業全体)	101万8000円	令和2年度決算 (執行率) 45万7000円 (44%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

岡山県が策定した「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において「推進施策」として「循環型社会形成の推進」を掲げ、「『もったいない』をキーワードとした日常生活の行動意識の醸成や、再生品の使用拡大などに、市町村と連携して全県的に取り組み、県民・事業者の廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を進め、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の形成を推進します。」としている。

また、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱は、循環型社会の形成を推進するため、下記のとおり、規定している。

記

(目的及び設置)

第1条 循環型社会を形成していくことが、緊急の課題であることに鑑み、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみ

で推進するため、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（事業）

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案
- (2) 岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践

（部会）

第7条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、副会長をもって充てる。

（「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱」抜粋）

また、監査の過程において、ワーキング会議及びレジ袋削減検討会の概要について確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

○ワーキング会議

推進会議の委員は、学識経験者、事業団体等、廃棄物再生事業者、NPO、義務教育関係者、市町村の22名（現在は1名欠員）で構成されているが、本会議には、それぞれの立場から数多くの意見が寄せられる。

そのため、委員のうち数名が集まり、本会議の開催前には、議論すべきテーマや配布資料についてアイディアを出し合い、事前に大筋を決める作業を行うとともに、本会議での決定事項については、細部を詰める作業を行っている。

○レジ袋削減検討会

推進会議では、平成12年度の設置より、買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする「マイバック運動」に取り組んでいるが、レジ袋削減の取組を強化するため、平成20年度から「レジ袋削減検討会」を設け、県内の主要なスーパーマーケットチェーンの事業者17社及び市町村を加え、レジ袋の削減に向けた事業について協議している。

以上

本事業は、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱に基づき、推進会議を設置するとともに、部会としてワーキング会議及びレジ袋削減検討会を開催することで、推進会議を実効的に運営することを目的とするものであり、エコビジョン2020

に適うものであることを確認した。

その他、財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会等の開催実績について確認したところ、下記のとおりであることを確認した。

記

- (1) 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会：書面開催
- (2) おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト審査選考会：令和2年10月22日（木）開催（審査員4名出席）
- (3) 「わたしのプラごみ削減テクニック」審査会：令和2年11月2日（月）開催（審査員3名出席）
- (4) ワーキング会議：令和3年2月9日（火）開催。令和2年度の取組実績及び令和3年度の取組（案）について検討。

以上

この点、令和2年度においては、審査選考会やワーキング会議は開催されていたが、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会は書面開催で開催されていた。

監査の過程において、オンライン会議等の方法の可否について確認したところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延した最初の年であり、岡山県においても設備が不十分であったこと及び参加者もオンライン会議に対応することができないことが多かったこと等から、書面会議の方法によらざるを得なかったが、令和3年に入ってからオンライン会議が一般的に採用されるようになったとのことである。なお、マイバック運動の成果等について確認したところ、令和2年7月から開始されたレジ袋有料化により、マイバック持参率が8割を超えたことから、令和3年度からは、マイバックだけではなく、ストローやスプーンを含めたワンウェイプラスチックの削減について周知を行う予定であるとのことである。このように、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議が開催できない場合があったところ、かかる社会情勢を踏まえた検討がなされたうえ、令和3年度は会議の開催に関しては改善されている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の予算作成時点においては、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会等の会場費として民間のホテル等を利用することが想定されていたものの、執行の段階では、利便性やその他の事業を総合考慮して、会場を選択したとのことであった。その他、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 3R活動推進フォーラム会議開催事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	全国組織である3 R活動推進フォーラムは、当初、ごみ問題に対し、国民、事業者、行政が一体となって国民運動として排出抑制、再利用等によるごみの減量化等を推進するための機関として、我が国の直面するごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進に資することを目的に、平成4年9月25日に「ごみ減量化推進国民会議」として設立された。 その後、平成14年7月の総会において、その目的を「ごみの減量」からさらに、「ごみの排出ゼロ」に進め、併せて会議の名称を「ごみゼロパートナーシップ会議」に変更し活動を推進してきたが、平成18年12月の臨時総会において、これまでの事業を引き継ぐとともに「3 Rによる循環型社会づくりを推進すること」を目的として、会議の名称を「3 R活動推進フォーラム」に変更した。 「3 R活動推進フォーラム」への加入については、下記のメリットがあることから、岡山県は、ごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進のため平成4年度から加入している。 記 ア 国民的課題となっているごみ問題について、全国的な動向を把握することが可能となる。 イ 先進的な取り組みに関する情報の入手が可能となる。 ウ 共通の課題を持っている自治体等とコミュニケーションを図ることにより対策の推進が可能となる。 エ 会議、研修会への参加が可能となる。		
事業内容	3 R活動推進フォーラムの総会及び3 R推進会議全国大会等へ参加する。 ・総会 年1回（東京） ・3 R推進全国大会 年1回（未定）		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	－
令和2年度予算	11 万円	令和2年度決算 (執行率)	0 円 (0%)

本事業は、下記の循環型社会形成推進条例に基づいて、ごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進のため、全国的な動向を把握することや先進的な取り組みに関する情報の入手等を内容とする事業である。

なお、令和2年度は、3R活動推進フォーラムの総会は書面開催とされ、3R推進会議全国大会は1年間延期となり、開催がなかった。

このように、令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

記

第2章 循環型社会の形成に関する基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定するに当たっては、県民の意見を施策に反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、必要に応じ、国及び他の地方公共団体の施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をしなければならない。

(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

(3) 再生品使用促進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	循環型社会形成推進条例に基づき策定した「岡山県再生品の使用促進に関する指針」を事業者や県民に対して周知することで再生品等の需要を喚起し、資源の循環的な利用を促進すること。		
事業内容	(1) 岡山県グリーン購入対策会議の運営 再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議するために設置した岡山県グリーン購入対策会議を年2回（8月，2月）開催する。 (2) 岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知 ・ホームページへの掲載 ・グリーン購入法に関する情報収集（基本方針説明会，グリーン購入ネットワーク）		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例，岡山県再生品の使用促進に関する指針		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	38万8000円	令和2年度決算 (執行率)	38万8000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

循環型社会形成推進条例及び岡山県再生品の使用促進に関する指針は、それぞれ下記のとおり、規定している。

記

(再生品の使用の促進)

第10条 県は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、市町村、事業者及び県民による再生品の使用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(再生品の使用促進に関する指針)

第23条 知事は、再生品の使用を促進するため、事業者及び県民が再生品を使用する際の指針（以下この条及び第二十五条において「指針」という。）として、再生品に関し、次に掲げる事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 特に使用を促進すべき再生品の品目
- 二 前号に規定する再生品において循環資源が使用され、又は利用されている割合

三 その他規則で定める事項

- 2 事業者及び県民は、指針に沿って再生品の積極的な使用に努めるものとする。
- 3 知事は、指針を定めるに当たっては、再生品の品質及び価格並びに再生品の製造、流通、使用及び処分の際の環境への影響について配慮するものとし、これらの事情の変動のため必要があるときは、指針を改定し、これを公表するものとする。
(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

Ⅲ. 再生品の使用を促進するため、県が取り組むべき事項

1. 使用の促進

再生品への転換を図るため、使用方法等の見直しにより、再生品の積極的な使用に努めるものとする。

2. 再生品使用状況の把握・公表

- (1) 県は、再生品使用の実績として、指針に掲げる指定品目ごとに、使用事例や使用状況の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、環境マネジメントシステムとの連携を図り、再生品使用を促進するための体制を確立するとともに、各組織においてその使用状況等を定期的に点検・評価し、報告を行うものとする。
- (3) 把握した当該年度の再生品使用の実績は、翌年度中に公表するものとする。
- (4) 再生品使用の実績を公表するにあたっては、廃棄物の減量、省資源、地球温暖化防止など環境への負荷の低減についての分かりやすい指標を用いるよう努めるものとする。
- (5) 県は、当該結果を踏まえ、再生品の使用が促進されるよう図るものとする。

3. 公共工事における環境配慮事項

- (1) 県は、県の行う工事において、循環資源を原料とした再生品を、その性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で優先的に使用するよう努めるものとする。
- (2) 県は、環境負荷の低減及び事業者の取組を促す観点から、循環資源を原料とした資材について実証試験、試験施工に自ら取り組むとともに、当該資材の安全性や機能を確認し、事業者や県民に対して情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4. 事業者、県民等の再生品の使用を促進するための措置

- (1) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、本指針に適合する製品、環境ラベルを取得した製品、循環資源を原料とした再生品の有無等に関する情報について積極的に収集するとともに、事業者や県民に対して情報の提供その他の

必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講ずるものとする。

5. 指針の見直し

本指針は、社会経済情勢の変化、技術の進歩、再生品の製造・販売状況及び使用実績等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(「岡山県再生品の使用促進に関する指針」抜粋)

本事業は、事業者、県民等の再生品の使用を促進することを目的としており、かかる目的は、上記指針の「4. 事業者、県民等の再生品の使用を促進するための措置」に基づく事業であることを確認した。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、事業者、県民等の再生品の使用を促進することを目的として、岡山県グリーン購入対策会議を運営するとともに、岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知を図ることを内容としている。

なお、岡山県グリーン購入対策会議設置要綱において、同会議の業務は、下記のとおり定められている。

記

(業務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について、調査、審議するものとする。

- (1) 岡山県循環型社会形成推進条例（以下「条例」という。）に基づく再生品使用促進指針の策定に関すること。
- (2) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定基準に関すること。
- (3) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定審査に関すること。
- (4) 県、市町村における再生品等の調達の推進に関すること。
- (5) 県、市町村の公共事業への再生品等の使用の推進に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか再生品等の使用促進対策に関すること。

(「岡山県グリーン購入対策会議設置要綱」抜粋)

監査の過程において、令和2年度の岡山県グリーン購入対策会議の運営状況について確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

○開催実績

(1) 第1回会議

令和2年8月26日（水）開催。

「岡山県エコ製品」の判断基準の改正及び認定審査

(2) 第2回会議

令和3年2月24日（水）開催。

- ・「再生品使用促進指針」及び「岡山県エコ製品」の判断基準の一部改正
- ・「岡山県エコ製品」の認定審査

以上

各会議の議事録によれば、各会議で議題とされたのは、「岡山県エコ製品の認定及び利用の促進に関する要綱第3条に規定する品目その判断基準の改正」、「再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品音判断基準の一部改正について」であった（なお、会議の所要時間は約1時間であった。）。

この点、上記の議題は、岡山県グリーン購入対策会議設置要綱2条2号及び3号に関する協議であり、要綱に沿う運営がなされているといえる。また、要綱は、県、市町村における再生品等の調達の推進に関すること（4号）、県、市町村の公共事業への再生品等の使用の推進に関すること（5号）及びその他再生品等の使用促進対策に関すること（6号）について、令和2年度は協議事項がなかったとのことであった。

さらに、岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知に関し、ホームページへの掲載を確認するとともに、令和2年度においてグリーン購入ネットワークが開催するグリーン購入基礎講座や特定テーマの研修会については、国のHP等の資料を参照して最新の情報を確認しているとのことであった。

このように令和2年度の本事業の内容について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

岡山県グリーン購入対策会議の開催場所について、①委員が参集しやすい場所として主要駅から近い場所であること、②駐車場が十分にあること及び③会場として適当な広さがあることを条件に検討し、最終的に民間のホテルを選択したとのことである。

かかる手続きについて、新型コロナウイルス感染症の問題があった令和2年度においては、直ちに問題があるとはいえないことから、本監査においては、事業の効率性の評価をBとした。

ただし、上記の評価は、あくまで令和2年度の事情を考慮したものであって、かかる例を前例に安易に民間のホテルを利用することは妥当ではなく、可及的に公共の施設を利用することが望ましいことはいうまでもない。

(4) 岡山県食品ロス削減推進計画策定事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	令和元年5月に公布された食品ロス削減推進法により，地方公共団体においても，食品ロス削減に関し，地域の特性に応じた施策を策定し，実施する責務を有することとなった。 また，都道府県は，同法に基づき，国が策定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（基本方針）を踏まえ，都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと明記された。 令和元年度末に，国の基本方針が示されたことから，令和2年度に岡山県食品ロス削減推進計画を策定することを目的とする。		
事業内容	岡山県環境審議会の審議及びパブリックコメント等を経て，岡山県食品ロス削減推進計画を策定する。 なお，県内の食品ロスの実態等基礎データの収集等については，委託により実施する。		
法令・条例・要綱等	食品ロス削減推進法		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	334万1000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

食品ロス削減推進法は下記のとおり規定しており，本事業は，食品ロス削減推進法12条に基づき，岡山県の食品ロス削減推進計画を策定することを目的とするものである。

本事業のうち，食品ロス削減計画策定業務については見積書の取得までの手続きが完了しているが，岡山県食品ロス削減計画は，令和3年度策定予定の「第5次岡山県廃棄物処理計画」の中に位置づけられる形で策定されることとなったため，令和2年度においては，本事業は完了していない。

このように，令和2年度は，本事業に関する財務事務の執行がなかったことから，監査の対象とはしていない。

記

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第12条 都道府県は，基本方針を踏まえ，当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は，都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては，廃棄物の処理

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であつて食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は，都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は，都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

（「食品ロス削減推進法」抜粋）

2 おかやま・もったいない県民運動推進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	岡山県では、平成18年度から「もったいない」をキーワードとして、循環型社会の形成に向けた「3R」（「発生抑制（リデュース）」、「再利用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」についての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、「おかやま・もったいない運動」を実施しており、令和2年度も引き続き取組を行うこと。		
事業内容	(1) 「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催 ○目的 「循環型社会形成（もったいない）」をテーマに、県民が日常生活の中で実践できることを講演、活動事例発表、パネルディスカッション等を通じて提示するとともに、県民の3R関連施策や環境団体（NPO法人、地域団体、学校等）の活動内容について展示するブースを設置することにより、広く情報の発信・収集・交換を図るイベントとする。また、巡回エコ製品等普及展示会を併せて実施する。なお、環境団体の自立促進や協働の観点から、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議や環境団体等の意見を踏まえた企画内容や運営方法とし、県民局管内で実施する「環境保全普及啓発事業」に併せて実施する等効率的に実施する。 (2) おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施 ○目的 県内の小学生とその家族が、家庭でごみの減量などに取り組むことにより、家族全員が「もったいない」に関心を持つ契機とするとともに、取組結果をゴミの減量をはじめとする「もったいない」の普及啓発に広く活用する。		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	528万6000円	令和2年度決算 (執行率)	250万2000円 (47%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

環境基本条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

(資源の循環的利用等の推進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(「環境基本条例」抜粋)

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動により、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、おかやま・もったいない県民運動を推進することを目的としており、上記環境基本条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、おかやま・もったいない運動推進フォーラムの委託に関する資料を確認したところ、いずれの委託業務も委託費用が50万円未満であることや委託業者は重複しておらず、事業を分割して発注した等の事実がないことを確認した(なお、委託の金額が50万円未満であることから、契約書は作成されていない。)

また、いずれの委託契約においても見積書の取得は一社であったものの、10万円未満であること、又は、契約内容の特殊性により相手方が特定されるときに該当することを確認した。

その他、財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため「おかやま・もったいない運動推進フォーラム」を開催するとともに、「おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」を実施することにある。

監査の過程において、おかやま・もったいない運動推進フォーラム及びおかやま・もったいない小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの開催実績を確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

1 おかやま・もったいない運動推進フォーラム

(1) 「おかやまプラスチックスマート展～プラスチック問題と私たちの生活について考える～」(備前局)

日 時：令和2年11月25日(水)～12月5日(土)

場 所：環境学習センター「アスエコ」〔岡山市北区下石井2-2-10〕

参加者数：103名

(2) 「3R推進月間展示事業」(備前局)

日 時：令和2年10月1日(木)～30日(金)

場 所：備中県民局本館内

内 容：備中県民局管内で製造されているエコ製品や海ごみ問題に関するパネル展示等

参加者数：不明

(3) 「にいみみんなのエコカルタ」作成事業(備中局)

日 時：令和2年12月

場 所：新見市内

参加者数：不明

(4) 「環境絵馬展示・表彰」「食品ロス削減等に関するパネル展」(美作局)

日 時：令和2年10月2日(金)～16日(金)

場 所：津山市立図書館前(アルネ津山4階)〔津山市新魚町17〕

参加者数：500人程度

(5) 海ごみパネル展(美作局)

日 時：令和2年12月1日(火)～15日(火)

場 所：美作市役所1階ロビー〔美作市栄町38-2〕

参加者数：不明

2 おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト

応募期間：令和2年5月15日～9月15日

応募数：21校, 786点

受賞者：個人の部16名, 団体の部4校

以上

本事業は、おかやま・もったいない県民運動を推進するため、上記各事業を運営す

るものであり、その事業内容は事業目的を全うするものであるうえに、一定の参加者がいることから、啓発という目的を達成しているものと思われる。

なお、本事業の成果指標の有無について確認したところ、「おかやまもったいない推進フォーラムのうち、『にしみみんなのエコかるた』作成事業については、作成したかるたを環境学習の教材として市内の小中学校等に配布し、使用状況や感想について聞き取りを行っている。また、おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテストについても、報告様式に応募者及び保護者の感想を記入する欄を設けており、事業の成果の検証に使用している。」との回答を得た。

また、令和3年度のマイバック持参率アンケート調査において、「使い捨てプラスチックごみの削減について」等3Rに関する意識調査の項目を追加しているところであり、アンケート調査によって、本事業による周知の状況を把握できる状況にあるとのことであった。

さらに、環境企画課において実施している「環境に関する県民等意識調査」においても、廃棄物の3Rについて、その重要度や県の取組状況への満足度を把握しているとのことである。

このように、本事業の成果の把握について検討されていることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

上記のとおり、本事業の有効性について、事業目的と関連した成果の把握がなされており、執行された金額との効果を検証することができる。

また、上記の啓発効果を得るための費用として、極めて高額が予算が実行されているとは言えないと思われることから、事業の有効性と同じくその評価をBとした。

ただし、事業効果と予算の執行額については、費用対効果が得られているのかを慎重に検討することが不可欠であることは付言する。

3 エコライフ推進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	循環型社会のライフスタイルである3Rを促進するためには、県民の意識啓発を継続的に行うことが重要である。 このため、県民に身近なレジ袋や食品ロスの削減事業を中心に、身近に取り組むための効果的な普及・啓発資材を作成し、事業の推進に役立てるとともに、先進的な取組を行う他県等の視察を行うこと。		
事業内容	(1) 先進地視察 ・レジ袋、食品ロス削減等の先進的な取組を行う自治体等の視察 (2) 普及・啓発資材の作成 ・レジ袋、食品ロス削減等を呼びかける効果的な啓発資材を作成・配布 (3) 調査研究 ・マイバック持参の経年での推移について、調査を実施		
法令・条例・要綱等	環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	624万3000円	令和2年度決算 (執行率)	582万1000円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 **A** B C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり定めている。

記

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

●マイバック運動の推進

消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買い物にマイバックを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバック運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、その半分が一般家庭からといわれており、買いすぎない、食材を使い切る、食べ切る等の食品ロスを減らすライフスタイルの定着に向け、啓発や情報提供を市町村と連携して行うとともに、飲食店等の事業者にも協力を働き掛けながら、県民、事業者の削減行動を促進

します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、レジ袋や食品ロスの削減事業を中心に、効果的な普及・啓発資材を作成し、事業の推進に役立てるとともに、先進的な取組を行う他県等を視察することを目的としており、環境基本条例17条1項及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、マイバッグ持参率等定点調査の委託に関する資料を確認した。

本事業の委託は、一般競争入札の手続きによってなされており、入札手続きにおいて2者が入札しており、手続きに不当な点は認められなかった。

また、本事業を実施している業者が固定化しているという事実もなかった。

この点、アンケート調査に関する業務の委託は随意契約となる例が多いものの、本事業は、アンケートの方式を岡山県において固定化しており、委託業務が定型化されているため、随意契約ではなく一般競争入札の手続き採用することが可能となっている。

その結果、落札価格は、予定価格よりも2割程度低額となっており、支出額が抑えられている。

以上の点を考慮して、財務事務の合规性の評価をAとした。

【事業の有効性 **A** B C D】

監査の過程において、本事業に関する資料を確認した。

まず、先進地視察について、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会は書面開催、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会食べきり塾はウェブ開催であったため、県外視察は実施されていないことを確認した。

次に、平成30年度から令和2年度マイバッグ持参率等定点調査（アンケート調査）の結果を確認した。（なお、アンケートは岡山県下の市町村におけるスーパーマーケットの顧客200名、合計3000名に対し実施されていた。）。

上記アンケート調査の結果によって、マイバックの所持率の推移（マイバックの所持率：平成30年度81.37％、令和元年度82％、令和2年度95.2％）、食品ロスの認知の推移等（食品ロスの認知：平成30年度71％、令和元年度82％、令和2年度58.5％）を把握できる状況にある。

このように、レジ袋削減啓発や食品ロス削減啓発について、事業効果を定量的に把握できるうえに、アンケートにおいて、「マイバックを買う際に重視することはありますか」等の質問がなされており、マイバック普及のための施策を検討する資料となり得る状況にある。

また、過去10年間のアンケート結果が岡山県のHPに掲載されており、県民の意

識の推移が誰でも閲覧可能な状態となっている。

このように、啓発事業について成果を把握し、かつ、当該年度の成果を次年度に生かすことが可能な体制となっているうえに、啓発について一定の成果を認めることができることから、事業の有効性の評価をAとした。

【事業の効率性 A B C D】

本件事業の成果を踏まえると、支出された資金が不当に高額であるとの事実は認められなかった。

また、前述の財務事務の合规性において述べたとおり、本事業の委託契約は一般入札の方式が採用されている結果、支出金額が予定価格より2割程度抑えられている。

これらの点を考慮して、事業の効率性の評価をAとした。

4 食品ロス・家庭ごみ削減促進事業

【概要】	担当部署	循環型社会推進課
事業目的	日本では、年間 2,759 万トンの食品廃棄物が出されており、このうち、食べられるのに廃棄される「食品ロス」は 643 万トンと推計されている。（平成 28 年度環境省及び農林水産省推計） この食品ロスのうち、約半分は事業系食品ロスであり、その削減について検討の必要がある。 また、残り約半分は一般家庭から発生しており、国民一人一日当たり茶碗 1 杯分ものご飯の量に相当することから、対策が求められている。そのため、多方面からの検討及び啓発を展開すること。	
事業内容	(1) 事業系食品ロス削減モデル事業（R1～R3） ①食品ロス削減マッチング検討事業 食品関連事業者とフードバンクをつなぐ食品ロス削減マッチングシステムの構築を調査・検討する。 ②検討会・シンポジウム等の開催 食品関連事業者がフードバンクを利用する際の課題を整理する検討会や、フードバンク利用の意識醸成のためのワークショップやシンポジウムを開催する。 (2) 食品ロス削減月間キャンペーン事業 食品ロス削減推進法に定められた食品ロス削減月間である 10 月に、県民にとって楽しく親しみやすい方法で、食品ロス削減月間を PR するキャンペーンを行う。 (3) 地域を学んでのこさずたべよう事業（H30～R2） 若い世代の食品ロス削減意識の醸成のため、食品が作られるまでの労力や食品が生まれてくる地域の土壌・気候・風土等に係る研究フィールドワーク、若者の視点や発想を生かした小学生が取り組みやすい教材の作成及び小学校への出前講座等について、大学の研究室等が行う研究活動を支援する。 (4) マスメディア等による広報 ①マスメディアによる広報 新聞紙面に、上記取組等について掲載し、一般家庭向けに広報することにより取組の推進を図る。 ②食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集・増刷 一般家庭向けに食品ロスについての意識を高めるための啓発資料として、家庭で取り組める方策を提示する小冊子を作成・配布する。 (5) フードバンク活動の推進（H31～R3） （補助対象例）未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの貸借等	

法令・条例・要綱等	食品ロス削減推進法，環境基本条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金（1956万3000円） 食料産業・6次産業化交付金（国庫）（180万円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2136万3000円	令和2年度決算 （執行率）	1766万6000円 （82%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

食品ロス削減推進法は下記のとおり規定している。

記

（食品ロス削減月間）

第9条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため，食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は，十月とし，特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は，食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において，その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（「食品ロス削減推進法」抜粋）

本事業は，食品ロス・家庭ごみ削減促進するため多方面の啓発をすること等を目的としており，前記の環境基本条例17条1項及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

また，食品ロス月間の開催は，上記食品ロス削減推進法に基づく事業である。

このように，本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また，財務事務の執行に関し，監査の過程において，事業系食品ロス削減モデル事業，食品ロス削減月間キャンペーン事業の委託に関する委託の契約書を確認したところ，いずれの事業についても，契約の方式は随意契約とされていた。

まず，事業系食品ロス削減モデル事業について，同事業が随意契約（委託先：株式会社廃棄物工学研究所，委託金額：860万0680円）とされた理由は，「本案件は事業系食品ロス削減を目指し，「マッチングシステムの検討」「食品ロス削減検討会」「食品ロス削減ワークショップ」等を行うものであり，価格競争のみでは成果を期待しにくい業務であることから，技術提案によるコンペ方式により受注者を決定するものであるため」とされている。

この点，委託先の株式会社廃棄物工学研究所（以下「廃棄物工学研究所」という。）の事業内容に関し，同所のHPに下記のとおり，記載されている。

記

③ シンポジウム開催

食品ロスの現状を広く訴え、その削減のために考え、行動する人を増やすための岡山市内においてシンポジウム「大切な食べ物がごみになっている？考えよう！食品ロス問題」を開催します。

シンポジウム前後においてアンケート調査を行い、参加者の意識や理解度について把握します。

一般市民の皆様を対象に開催いたしますので、多くの方々のご来場をお待ちしております。

以上

また、食品ロス削減月間キャンペーン事業について、同事業が随意契約（委託先：株式会社ビザビ、委託金額：564万960円）とされた理由は、「本案件は、食品ロス削減の県民への普及啓発のため、普及資材の作成、県民参加型企画の立案及び実施や各種広報媒体での幅広い県民の方に向けたPRを連携させたキャンペーンを実施するものであり、単なる価格競争ではなく、企画内容により成果が期待されるものであり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案によるコンペ方式により受注業者を決定するものであるため」とされている。

廃棄物工学研究所のノウハウ等を踏まえると、同所に対して、事業系食品ロス削減モデル事業を委託することについて、合理性を認めうる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、各事業の執行状況に関する資料を確認した。

まず、事業系食品ロス削減モデル事業について、令和2年度の検討会・シンポジウム等の開催実績を確認したところ、下記のとおり回答を得るとともに、削減検討会の議事録を確認した。

記

○検討会

- ・第1回食品ロス削減検討会 令和2年7月17日（金）開催
- ・第2回食品ロス削減検討会 令和2年9月1日（火）開催
- ・第3回食品ロス削減検討会 令和3年2月5日（金）開催

○ワークショップ

- ・令和2年8月28日（金）開催

○シンポジウム

- 令和2年10月30日（金）開催

以上

また、食品ロス削減キャンペーン事業に係る業務の報告書、地域を学んでのこさずたべよう事業の実施状況に関する実施結果調書及び岡山県HP、広報資料及びフードバンクの活動推進に関する資料等をそれぞれ確認した。

上記のいずれの事業についても、事業目的に沿って事業が実施されており、また、食品ロスに関するアンケート結果からも啓発に関して一定の効果を認めることができる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 環境にやさしい企業づくり事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	循環型社会形成に資するために、循環資源の排出の抑制及び循環的な利用に関する取組や再生品の使用に関する取組が先進的であり、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を岡山県資源循環推進事業所（岡山エコ事業所）として、また、県内で現に製造されている使用を促進すべき再生品であって、県が定める認定基準を満たした製品を岡山県エコ製品として認定し、その取組を促進することにより、環境にやさしい企業づくりを推進すること。		
事業内容	(1) 岡山エコ事業所の認定及び周知 ・募集ちらしの作成・配布 ・認定事業所への認定証及び認定銘板（プレート）の作成・交付 ・パンフレットの作成・配布 ・巡回エコ展等での啓発用パネルの作成・展示 ・県広報紙、業界紙等を活用したPR (2) 岡山県エコ製品の認定及び周知 ・パンフレットの作成・配布 ・巡回エコ展等での啓発用パネルの作成・展示 ・県広報紙、業界紙等を活用したPR		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	272万2000円	令和2年度決算 (執行率)	208万2000円 (76%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり定めている。

記

(循環型社会の形成に資する製品の認定)

第27条 知事は、規則で定めるところにより、循環型社会の形成に資すると認められる製品を岡山県エコ製品（以下この条において「エコ製品」という。）として認定することができる。

2 県は、その事務を執行し、又は事業を実施するに当たり、必要とする品質が他の製品と同等と認められるエコ製品があるときは、当該エコ製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

- 3 県は、エコ製品の使用が促進されるよう、事業者及び県民に対しその周知に努めるものとする。

(循環型社会の形成を推進する事業所の認定)

第28条 知事は、規則で定めるところにより、循環型社会の形成を推進していると認められる事業所を岡山県資源循環推進事業所（以下この条において「認定事業所」という。）として認定することができる。

- 2 県は、認定事業所の行う循環型社会の形成のための取組を事業者及び県民に対し周知するよう努めるものとする。
- 3 県は、認定事業所の行う循環型社会の形成のための取組に対し、その取組を維持し、又は促進するために必要な情報の提供その他の支援に努めるものとする。

（「循環型社会形成推進条例」抜粋）

●「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

●「岡山県エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

（「エコビジョン2020」62頁抜粋）

本事業は、県内の事業所を岡山県資源循環推進事業所（岡山エコ事業所）として認定すること及び岡山県が定める認定基準を満たした製品を岡山県エコ製品として認定し、その取組を促進することを目的とするものであり、上記循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について法令等の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、本事業におけるパンフレット作成・配布及びパネル作成事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業は、公募型プロポーザルによる随意契約（提案者1社、委託先：株式会社JR西日本コミュニケーションズ、委託金額：207万9000円）とされていた。

なお、随意契約とされた理由は、「本業務は一般県民を対象とし、エコ製品の利用促進等に資するパンフレット等の作成業務であるため、県民が親しみやすく利用しやすいデザインとする必要があり、単なる価格競争では成果が期待しにくい業務であることから、価格及びデザイン等を総合的に勘案・評価の上委託先を決定することが妥当であるため」とされている。

この点、岡山エコ事業所及び岡山県エコ製品の認定件数が伸び悩んでいることを踏まえると、現在の状況を改善するため、技術提案を募ることについて合理性を認めうる。

これらの点を考慮して財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、岡山エコ事業所及び岡山県エコ製品の認定及び周知を図るため、ちらしやパンフレットの作成・配布や県広報紙、業界紙等を活用したPRを行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、本事業の成果検証方法について確認したところ、岡山県エコ製品認定数及び岡山県エコ事業所認定数で成果を把握しているとのことであった。

なお、岡山県エコ製品の認定件数は、年度末計は、平成19年の455件をピークに減少し、令和2年度は372件となっている。

また、岡山エコ事業所の認定件数は、平成23年の277事業所をピークにほぼ横ばいであり、令和2年度は247事業所となっている。

この点、本事業の成果指標として、岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定件数を利用することは合理的である。

また、岡山県エコ製品の認定数は減少、岡山県エコ事業所の認定件数は横ばいの状態にあるものの、これは認定数が増加すれば、未認定製品や事業所が減少するためであり、一定程度はやむを得ないと思われる。

この点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

6 循環資源情報提供システム運営・保守事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	循環型社会の形成を推進するためには、県民、事業者の自発的かつ積極的な取組が極めて重要であり、この取組には、循環資源に関する信頼性の高い、整理された地域情報が、タイムリーにかつ手軽に入手できる環境整備が必要不可欠である。 このため、情報先進県としての岡山の特性を最大限に活用し、インターネットとデータベースシステムを組み合わせ、循環資源に関する地域情報を一括管理し「岡山県循環資源総合情報支援センター」から情報の受・発信を行うシステムを整備したところであり、本システムの運営・支援を行うものである。		
事業内容	(1) マッチングシステム等の運営 県が情報支援センターに指定している公益財団法人岡山県環境保全事業団が行う循環資源マッチングシステム、リサイクル技術情報提供システムの運営費に対して補助を行う。 (2) 行政情報システムに係るソフトウェアの保守等 行政情報システムについてソフトウェアの保守等を行う。 また、業者選択画面について利便性向上のため検索条件の回収を行う。		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	468万5000円	令和2年度決算 (執行率)	459万5000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり定めている。
記

(岡山県循環資源総合情報支援センター)

第30条 知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、本県に一を限って、岡山県循環資源総合情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報支援センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

(情報支援センターの業務)

第31条 情報支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 企業間における循環資源に関する情報の交換を促進すること。
- 二 事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報の提供を行うこと。
- 三 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報の提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

■循環資源情報の提供

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、インターネットとデータベースシステムを組み合わせ、循環資源に関する地域情報を一括管理し「岡山県循環資源総合情報支援センター」から情報の受・発信を行うシステムの運営・支援を行うことを目的とするものであって、循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について法令等の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、本事業のソフトウェア保守、ソフトウェア改修費及びデータ入力・更新については、令和元年の契約に基づいて支払がなされていることを確認した。

また、補助金の交付について特に問題となることは認められなかった。

以上の点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、循環資源情報提供システム及び岡山県循環資源総合情報支援センターの概要について確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

(1) 循環資源情報提供システムの概要

① 行政情報

県民・事業者に対して「産業廃棄物処理業許可情報」や「行政処分情報」等の情報を発信する。岡山市・倉敷市の職員も情報の入力を行うことで、3者間で迅速に情報共有を行う。

また、「産業廃棄物許可証」や「検察庁への照会文」等の各種行政手続で利用

する様式の出力を行う。

② 企業情報

ア 循環資源マッチングシステム

事業活動に伴って発生する循環資源の有効利用を促進するため、循環資源を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）する「循環資源マッチングシステム」を運営する。

イ リサイクル情報システム

県内においてリサイクルを実施している事業者の技術情報や製品等の登録を行う「リサイクル情報システム」を運営する。

③ その他リサイクルに関する情報（県民情報）

県民・事業者に対し、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所に関する情報等の提供を行う。

(2) 岡山県循環資源総合情報支援センター

- ・岡山県、岡山市、倉敷市が提供するデータの一部を利用して、循環型社会形成推進条例に掲げる次の業務を行う。
- ・企業間における循環資源に関する情報の交換を促進すること。
- ・事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報の提供を行うこと。

(3) システム運営の分担

区分	主体	内容	委託先
行政情報システム	県	産廃実績報告書のデータ入力	事業団
企業情報システム	事業団	循環資源等の情報提供	
ハードウェア	県	仮想サーバー（情報政策課）	
ソフトウェア	県	保守・軽微な改修	中電技術

以上

本事業は、上記のマッチングシステム等の運営及び行政情報システムに係るソフトウェアの保守等を行うことを目的としており、事業目的の内容に沿うものである。
また、循環資源マッチングシステムの事業効果は下記のとおりである。

記

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
マッチング実績	2 件	0 件	1 件	1 件	0 件
費用効果	119 万 9000 円	0 円	113 万 6000 円	18 万 9000 円	0 円
積算効果	1729 万 4000 円	1729 万 4000 円	1843 万円	1861 万 9000 円	1861 万 9000 円

以上

この点、監査の過程において、循環資源情報提供システムの概要等に確認したところ、かかるシステムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことを確認した。

したがって、上記のとおり、マッチング成立の実績が少ないと言わざるを得ないとしても、循環資源情報提供システムに意義がないとはいえない。

もっとも、システムの利便性については利用者のアンケートを実施しておらず、また、後述の中小企業 3 R アドバイザ派遣事業により、アドバイザを企業に派遣し、提供事業者と利用事業者のマッチングを行っており、インターネット上で双方が情報交換を行う「システム」としての運用はできていない状況である。

加えて、マッチング後の取引継続の調査についても実施されていないとのことであり、循環資源マッチングシステムの事業効果が低い点は改善の必要があると思われる。

このように、現状の在り方については、直ちに改善の必要があることから、事業の有効性の評価を D とした。

【指摘事項 4－1】循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。

上記のとおり、過去数年間にわたって、循環資源マッチングの成立実績が極めて少ない状況にある。

この点、マッチングがいったん成立すれば、その当事者間で循環資源のやり取りがなされる可能性があることから、マッチングの成立件数が収斂することは理解できるもののマッチングの成立実績を踏まえると事業効果が疑わしいと言わざるを得ない。

循環資源情報提供システムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことから、循環資源に関するマッチングの成立件数が乏しいとしても、かかるシステム全体の有効性を否定するものではないが、循環資源に関するマッチングの成立件数が伸び悩んでいることを踏まえ、広報の在り方や本事業の活用等その運営について検討する必要があることは明らかであることから、循環資源マッチングシステムの運営について検討する必要があると考える。

【事業の効率性 A B ☒ C D】

循環資源マッチングシステム事業の費用効果は前記のとおりであるが、循環資源情報提供システム全体の事業効果は認められるものの、前記のとおり、循環資源マッチングシステムの事業効果が低い点は改善の余地がある。

このように、事業効果が低い事業について、補助金として175万円の予算が執行されており、かかる費用と効果と比較した場合、費用は相性を欠いていると思われることから、本事業の効率性の評価をCとした。

7 中小企業3Rアドバイザ派遣事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	県内の企業のうち、中小企業が占める割合（企業数）は99.8%となっていることから、企業の3Rを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要がある。 県内の中小企業では、自社で発生する廃棄物を減らすことによるコスト削減化、事業活動における3Rの導入、事業所のゼロエミッション化など、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどに積極的に取り組みたいと検討する企業が存在する一方、それらの取組を実施するため、企業は多くの課題を抱えている現状がある。 そういった課題やニーズに沿った助言、情報提供、橋渡し等を行うことにより、産業振興と循環型社会形成の両立を図ることができるとともに、近年横ばいを続けている3R関連施策を発展すること。		
事業内容	公益財団法人岡山県環境保全事業団に標記事業を委託し、環境への取組に精通している人物をアドバイザとして企業に派遣し、廃プラ、木、繊維それぞれに応じた取り組み方法のアドバイス等を行う。令和2年度については、アドバイザの人数を減少し、新たに中核アドバイザを設置することにより、少数精鋭であっせん件数を増加することを目指す。 また、同様の事業を実施している他府県に視察を行い、知見を得ることで本事業をより効率的に進める。		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	559万1000円	令和2年度決算 (執行率)	548万9000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、中小企業に対する3Rに関する課題やニーズに沿った助言、情報提供、橋渡し等を行うことにより、産業振興と循環型社会形成の両立を図るとともに、3R関連施策の発展を図ることにあり、その目的は、循環型社会形成推進条例や情報支援センターを設立した趣旨に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の委託は、随意契約（委託先：公

益財団法人岡山県環境保全事業団、委託金額：549万2850円）とされており、随意契約とされている理由は「本事業は、中小企業に対し、廃棄物の3Rの取組の導入促進のため、環境への取組などに精通した人物をアドバイザーとして企業に派遣することとしており、事業実施にあたっては、廃棄物に関する技術的、法令的な知見を持ち、事業所に対して適切なアドバイザーを選定、派遣できるものである必要があることから、契約の目的が一般競争入札に適さないものである。（公財）岡山県環境保全事業団は、企業間における循環資源に関する情報の促進や、循環型社会の形成に関する事業者等の意識向上を図ること等が適切かつ確実に行うことができるものとして岡山県循環型社会形成推進条例に基づく「岡山県循環資源総合情報支援センター」に指定されていることから、本事業の趣旨に最も適したものであり、当事業を的確かつ合理的に実施できる唯一の事業者である」とされていた。

この点、本事業の内容を踏まえると、委託先を岡山県循環資源総合情報支援センターに指定されている岡山県環境保全事業団に委託する合理性は認められる。

また、委託費の算定については、基本方針に基づき算出されていることを確認した。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の企業に対するアドバイザーの派遣実績を確認したところ、80件のアドバイザーが派遣されていること及びアドバイザーが具体的にどのような指導・助言をしたのか把握するための報告書が提出されていることを確認した。

その他、本事業の有効性について、問題となる点は認められなかったため、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性に関して、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

8 おかやまプラスチックスマート運動事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	外国政府による廃棄物輸入禁止措置や、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題等により、廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。 このため、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取組を促すべく各種事業を展開すること。		
事業内容	(1) わたしのプラごみ削減テクニック 県内の住民、団体、事業所の廃プラスチック削減意識の醸成を図るため、廃プラ削減の取組状況や、実施予定の取組を募集し、応募された取組をごみゼロ社会プロジェクト推進会議で審査し、優秀な取組の応募者には賞状と商品を贈る。 (2) おかやまプラスチック3R宣言事業所 県内の事業所に、従業員のマイボトル持参等や事業に伴う廃プラスチックの削減（例：プラスチック製品の不使用や、リユース、異なる素材の製品に切替え）など、プラスチック製品の3Rを宣言し取り組んでもらう。 宣言を行った事業所には登録証を交付するとともに、取組を行っていることを従業員・来客にアピールできる資材（例：のぼり旗、ステッカーなど）を配布する。 また、宣言した事業所及び取組内容をHPで公開する。 (3) プラスチック3Rに関する広報 (1)の優秀な取組をとりまとめた冊子やパンフレット等の啓発資材を作成し、県内の環境イベント等で配布するとともに、各種媒体を利用して広報を行う。		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	789万8000円	令和2年度決算 (執行率)	590万3000円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取組を促すことにあり、その目的は循環型社会形成推進条例の趣旨に合致する。

この点、プラスチック3Rに関する取組についてエコビジョン2020において

は、言及されていなかった。

監査の過程において、プラスチック3Rに関する取組を実施した理由を確認したところ、①プラスチックの削減の必要性について海洋プラスチックごみ問題や外国政府のプラスチックごみ輸入規制等により近年急速に高まっていること、②令和元年5月31日には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として、プラスチック資源循環戦略が国の施策として示され、戦略の1つとして、レジ袋の有料化が容器リサイクル法の省令改正（令和元年12月）により令和2年7月1日から全国一律に開始されたこと及び③スプーンやストローなどの使い捨てプラスチック製品の有料化等を盛り込んだプラスチック資源循環法の成立に向けて検討が進められていた（令和3年6月成立、令和4年4月1日施行）を踏まえて、令和2年度において本事業に取り組んだとのことである。

また、エコビジョン2040においては、プラスチック3Rの推進として「海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行うことによりプラスチック3Rに向けた主体的な取組を推進します。」と記載されている。

このように、本事業について、エコ2020には直接の規定はなかったものの、その他の法令等を根拠に本事業を実施したことを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、おかやまプラスチック3R宣言事業所募集事業に関する契約締結に関する資料を確認した。

上記事業は、技術提案型の随意契約（委託先：公益財団法人岡山県環境保全事業団、委託金額400万円）の方式でなされており、提案は1社のみからなされたことを確認した。

なお、技術提案とする理由は、「本業務は県内の事業所に、プラスチック3Rに係る取組を宣言し、実践していただくものであることから、プラスチック3Rに関する事業者の主体性を引き出すために、事業者のメリット等を効果的にPRする必要がある、かつ、専門的な知識が必要であり、単なる価格競争では成果を期待しにくい業務であり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案により委託することが相当であるため。」とされていた。

この点、本事業は、令和2年度から開始された事業であり、民間の技術提案を受けることは岡山県においてノウハウを蓄積するうえで重要であることを考慮すれば、技術提案方式による随意契約によることに合理性を認めうることから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、事業の内容について岡山県においてノウハウを蓄積すべきであり、将来にわたって技術提案方式による随意契約によることは避けることが望ましい。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、廃プラスチックの削減に向けた取組を推進するため、①わたしのプラご

み削減テクニックとして、廃プラ削減の取組状況や、実施予定の取組を募集し、表彰すること、②県内の事業所にプラスチック製品の3Rを宣言し取り組んでもらうこと及び③プラスチック3Rに関する広報を行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、各事業の参加人数等を確認したところ、令和2年度のわたしのプラごみ削減テクニックの応募数は31件、3R宣言事業所の登録件数は595件及び広報資材の配布実績は木の登録証が468件、のぼり旗78件、木のファイルとマウスパッドが48件であることを確認した。

この点、本事業は令和2年度から実施されていることから、わたしのプラごみ削減テクニックが必ずしも大多数ではないものの、啓発としての事業の有効性を認めることができると思われる。

なお、本事業の成果設定について確認したところ、前記のとおり、令和3年度のマイバック持参率アンケート調査において、「使い捨てプラスチックごみの削減について」等3Rに関する意識調査の項目を追加するとともに、「海ごみ」についての項目も追加されており、県民の廃プラスチックに関する意識調査がなされているとのことであった。

このように、本事業の成果の把握について検討されていることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の有効性において検証したとおり、本事業の成果の指標が設定されているとのことである。

この点、本事業において、令和2年度は、約590万円の予算が執行されているところ、執行金額と事業の成果が均衡しているか否かを把握することができる状況にあることを考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

もっとも、上記の予算執行額は必ずしも少額とは言えないことから、啓発事業である本事業の費用対効果を常に検証する必要があるのであって、漫然と前例踏襲とならないよう強く留意する必要がある。

9 プラスチック3R推進セミナー事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	外国政府による廃棄物輸入禁止措置や、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題等により、廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。 このため、廃プラスチックが環境へ及ぼす影響や、プラスチック製品の3Rの必要性、日常生活で出来る取組例等を、県民に対して分かりやすく紹介するセミナーを開催するとともに、排出事業者に対し、事業者が出来る廃プラスチックの3Rに向けた取組例を紹介するセミナーを開催すること。		
事業内容	(1) 排出事業者向けセミナーの開催 環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、排出事業者が出来る廃プラスチックのリサイクルに向けた取組について実例を交えた講演を行う。 (2) 県民向けセミナーの開催 環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、廃プラスチックのリサイクル促進の必要性、日常生活で出来る取り組みについて実例を交えた講演を行う。		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進条例		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	282万円	令和2年度決算 (執行率)	239万3000円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

前項のおかやまプラスチックスマート運動事業において検討したとおり、プラスチック3Rに関する取組についてエコビジョン2020においては言及されていないものの、その他の法令等を根拠に本事業を実施したとのことである。

また、監査の過程において、事業者向けプラスチック3R推進セミナー開催業務に関する契約締結に関する資料を確認した。

上記事業は、技術提案型の随意契約（委託先：株式会社オフィスダン、委託金額131万7030円）の方式でなされており、提案は3社からなされたことを確認した。

なお、技術提案とする理由は、「本業務は、プラスチックが環境に及ぼす影響や、プラスチック3R等への取組事例などについてのセミナーを開催するものであり、単に

価格競争では成果を期待しにくい事業であり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案により委託する。」とされていた。

この点、本事業は、令和2年度から開始された事業であり、民間の技術提案を受けることは岡山県においてノウハウを蓄積するうえで重要であることや実際に3社からの技術提案があったこと等を考慮すれば、技術提案方式による随意契約によることに合理性を認めうることから、財務事務の合规性の評価をBとした。

ただし、岡山県においてノウハウを蓄積すべきであり、将来にわたって技術提案方式による随意契約によることは避けることが望ましい。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、廃プラスチックの3Rに向けた取組例を紹介するセミナーを開催することで廃プラスチックの排出抑制、適正処理を促進することであり、啓発を主たる目的とするものである。

監査の過程において、セミナーの資料等を確認したところ、令和3年1月20日にセミナーが開催されたこと、会場参加者が40名であったこと、セミナーにおいてアンケートが実施されていたこと等を確認した。

これらの点について、特に問題は認められなかったため、本事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

10 生活環境施設整備指導監督事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	市町村等では一般廃棄物処理体制を整備するため、国の循環型社会形成推進交付金等を活用し、施設整備を行っている。 岡山県は、当該交付金等の事務委任を受けており、事業の円滑な進行のため、環境省との連絡・調整、市町村等への監督指導を行うこと。		
事業内容	当該交付金の要綱・要領に従い、必要な事務処理を行うとともに、環境省との連絡関係会議への出席により、情報収集に努め、市町村への情報提供、周知等を行う。		
法令・条例・要綱等	循環型社会形成推進交付金交付要綱、環型社会形成推進交付金交付取扱要領		
主な財源	国庫補助金、一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	17万6000円	令和2年度決算 (執行率)	13万円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

循環型社会形成推進交付金交付要綱及び環型社会形成推進交付金交付取扱要領は、それぞれ下記のとおり規定している。

記

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事

項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

（「循環型社会形成推進交付金交付要綱」抜粋）

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- （1）市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- （2）市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- （3）提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- （1）交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。
- （2）所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

（「環境型社会形成推進交付金交付取扱要領」抜粋）

上記の循環型社会形成推進交付金交付要綱及び環境型社会形成推進交付金交付取扱要領の内容から明らかなように本事業の主体は国であるものの、循環型社会形成推進地域計画の作成や提出等について、都道府県は事務の委託を受けている。

本事業は、これらの委託事務を円滑に行うとともに、市町村に対する適切な監督指導を行うことを目的としており、前記各要綱の定める趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、令和2年度の本補助金の対象事業を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

① 廃棄物処理施設整備事業

所 管	事業主体	整備事業	整備規模	工 期
備前局	岡山市	汚泥再生処理センター	300k1/日	H27～R3
		計画支援事業	—	H30～R3
備中局	倉敷市	ストックヤード	700 m ²	H29～R2
		リサイクルセンター	20 t / 日	R2～R6
		ごみ焼却施設	300t/日	R2～R6
		汚泥再生処理センター	158k1/日	R2～R5
		計画支援事業	—	H30～R2
	総社広域環境施設組合 (倉敷市(真備地区), 総社市)	長寿命化計画策定支援事業	—	R1～R2
		計画支援事業	—	R1～R2
	岡山県西部衛生施設組合 (笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町)	計画支援事業	—	R1～R4
		最終処分場	104,600 m ³	R1～R3
美作局	真庭市	計画支援事業	—	R1～R2

② 浄化槽整備事業

実施市町村

倉敷市, 津山市, 玉野市, 新見市, 笠岡市, 総社市, 高梁市, 赤磐市
真庭市, 浅口市, 和気町, 里庄町, 鏡野町, 久米南町, 吉備中央町

以上

なお, 令和2年度は環境省との連絡関係会議(全国廃棄物・リサイクル行政主管課会議, 全国浄化槽行政担当者会議)にはオンライン会議の方法で参加したため旅費の支出はなかったとのことである。

また, 市町村に対する情報提供, 周知及び指導内容について確認したところ, 「国から通知等や情報提供があった際には, 遅滞なく市町村へ周知・情報提供しました。また, 循環型社会形成推進交付金等が円滑に活用されるよう市町村からの相談に応じるとともに, 市町村による交付金事務が要綱・要領に従って適正に行われているか, 書類審査を行いました。」との回答を得た。

上記の事業の実施状況を踏まえると, 事業目的に沿って事業が実施されていることから, 事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1 1 浄化槽設置促進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽は、比較的安価かつ短期間に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活雑排水による生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁を防止する有効な手段である。 国においては、昭和62年度から浄化槽の設置に対する国庫補助（平成17年度から交付金制度へ移行）を行っており、岡山県においても、昭和63年度から国に準じて補助を行っており、かかる補助事業を引き続き行うこと。		
事業内容	浄化槽設置者に対し補助事業を行う市町村に対し補助を行う。		
法令・条例・要綱等	岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱，クリーンライフ100構想		
主な財源	一般財源（1億3615万5000円） 環境保全基金繰入金（680万9000円）		
エコビジョン2020目標	合併処理浄化槽への転換数：340基	2019年度達成状況	合併処理浄化槽への転換数：54基
令和2年度予算	1億4296万4000円	令和2年度決算（執行率）	1億1715万5000円（81%）

【所要額見込】

（「見積額」の単位は千円）

		令和2年度					
		所要額調査 (予算要求時)					
		計画基数			県補助金		
			うち単独撤去	うち宅内配管		うち単独撤去	うち宅内配管
1	倉敷市	450	30	0	49,214	630	0
2	津山市	220	10	0	28,930	300	0
3	玉野市	5	0	0	707	0	0
4	笠岡市	65	1	0	8,403	30	0
5	井原市	59	3	3	8,308	90	300
6	総社市	110	5	5	14,823	150	500
7	高梁市	55	5	0	7,419	150	0
8	備前市	55	0	0	7,177	0	0
9	瀬戸内市	114	3	0	13,906	90	0
10	赤磐市	30	0	0	4,140	0	0
11	真庭市	76	1	0	11,910	30	0
12	浅口市	55	0	0	7,590	0	0
13	和气町	2	0	0	248	0	0
14	里庄町	14	3	3	2,093	90	300

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

15	矢掛町	10	0	0	1,342	0	0
16	鏡野町	10	0	0	1,380	0	0
17	勝央町	3	0	0	414	0	0
18	西粟倉村	1	0	0	117	0	0
19	久米南町	5	1	0	692	30	0
20	岬町	30	3	0	4,172	90	0
21	吉備中央町	30	2	4	4,600	60	400
合計		1,399	67	15	177,585	1,740	1,500

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱及びクリーンライフ100構想は、下記のとおり定めている。

記

(目的)

第1条 知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、予算の範囲内において浄化槽設置促進のために補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県告示第513号）及びこの要綱に定めるところによる。

（「岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱」抜粋）

概要

クリーンライフ100構想は、下水道、集落排水及び合併処理浄化槽の汚水処理施設の人口普及率100%を目指し、各汚水処理施設の効率的かつ効果的な整備を図るために汚水処理区域と汚水処理人口の分担率を定めたマスタープランであり、平成7年度に各市町村の実情に即した計画として県がとりまとめたものです。その後、平成15年度及び平成22年度に見直しを行いながら、汚水処理施設の整備を推進してきましたが、人口減少など社会情勢の変化等に対応するため、平成28年度に構想を見直しました。

（クリーンライフ100構想に関する岡山県のHP抜粋）

本事業は、浄化槽の普及により生活雑排水による生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁を防止することを目的としており、上記岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱及びクリーンライフ100構想の目的に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業にける補助金の交付手続き等について、問題となる点は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、前項に記載した目的を達成するために、浄化槽設置者に対し、市町村を通じて補助するものである。

この点、下水道の敷設が困難な地域があることは否めず、そのような地域において浄化槽の設置を促すことは、環境維持のために、不可欠であると考えられる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとする。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

12 災害廃棄物処理体制強靱化事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	- 平成30年7月豪雨では本県でも河川破堤等により、浸水被害があったが、災害廃棄物の処理主体である市町村による仮置場の開設が間に合わず、路上に大量の災害廃棄物が排出されるなど、その後の処理が困難となる事例があった。 - 本県では、業務マニュアルを作成しているが、平成30年7月豪雨に係る課題を踏まえ、業務マニュアルについて見直す必要がある。 - 市町村災害廃棄物処理計画（市町村処理計画）では、主に地震被害を想定した災害廃棄物の発生量推計がなされているが、豪雨等による浸水被害に係る発生量推計はほとんど行われておらず、具体的な集積所・仮置場の候補地選定は進んでいないことから、浸水被害による災害廃棄物発生量等を推計し、市町村へ仮置場等の候補地選定を促す必要がある。		
事業内容	(1) 災害廃棄物処理業務マニュアルの改訂 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理対応で得られた経験や課題、県処理計画の見直しを踏まえて業務マニュアルを改定する。 (2) 災害廃棄物処理計画補完資料作成 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理の実績に基づき、浸水被害に係る廃棄物の発生単位を算出し、既存の原単位との比較・検証を行う。 また、ハザードマップ等により示された浸水想定に基づき推計した全壊・半壊等の被災建物数から、浸水被害による災害廃棄物の発生量を推計し、県処理計画の補完資料とするとともに、市町村に提示し、浸水被害に対応した集積所・仮置場の候補地選定を促す。 (3) 災害廃棄物仮置場設置訓練モデル 住民への分別区分等の広報を含め、適切に運営できるよう、県、市町村、協定締結団体が連携した仮設置場設置訓練をモデル的に実施し、その成果を市町村へ水平展開する。		
法令・条例・要綱等	災害廃棄物対策指針（環境省），岡山県災害廃棄物処理計画		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	災害廃棄物処理計画策定市町村数：19市町村	2019年度達成状況	災害廃棄物処理計画策定市町村数：14市町村
令和2年度予算	1819万9000円	令和2年度決算（執行率）	1760万9000円（96%）

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

岡山県災害処理計画は、背景及び目的について、下記のとおり定めている。

記

第1 総則

1 背景及び目的

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のためには迅速な災害廃棄物の処理が必要となる。

本県でも、平成30年7月豪雨により多量の災害廃棄物が発生するとともに、南海トラフ巨大地震による被害も懸念されているところである。

環境省は、平成26年3月、東日本大震災で得られた経験や知見等を踏まえ、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部）を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。）として取りまとめ、平成30年3月に改定している。

指針において、「都道府県は、国が定める廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が求められた。

また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、廃棄物処理法第5条の5の規定により都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

指針等を踏まえ、本県で災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とする岡山県災害廃棄物計画を策定した。

なお、平成28年3月に本計画を策定したところであるが、その後発生した平成30年7月豪雨において明らかとなった課題等を踏まえて、より実効性がある計画にするため、令和2年3月に本計画の見直しを行った。

（「岡山県災害廃棄物処理計画」抜粋）

本事業は、岡山県災害廃棄物処理計画において「新たに非常災害時における廃棄物

の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた」ことを踏まえ、災害廃棄物の処理に関する業務マニュアルを作成することを目的としており、その目的は、岡山県災害廃棄物処理計画に適うものである。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する見積書等を確認したところ、委託について、問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、①災害廃棄物処理業務マニュアルの改訂、②災害廃棄物処理計画補完資料作成及び③災害廃棄物仮置場設置訓練モデルを内容とするものであり、いずれも本事業の目的を達成するものである。

また、本事業は、災害時に備えるものであって、成果指標の設定や成果検証になじまない事業であると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業において会議の会場として民間のホテルが利用されているところ、その理由としては、①委員が参集しやすい場所として主要駅から近い場所、②駐車場が十分にあり及び③会場として適当な広さがあることを条件に検討し、民間のホテルを選択したとのことである。

かかる手続きについて、直ちに問題があるとは言えないことから事業の効率性の評価をBとした。

ただし、安易に民間のホテルを利用する運用は効率性の観点から望ましくなく、可及的に公共の施設を利用することが望ましい。

13 おかやまの美しい海，海ごみクリーンアップ事業

【概要】	担当部署	循環型社会推進課
事業目的	岡山県では，平成 19 年度に「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」を設置し，市町村と連携して，海岸漂着物など（漂着ごみ，漂流ごみ，海底ごみ）の海ごみ対策を進めてきたが，取組をより総合的かつ効果的に進めるため，平成 27 年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し，国庫補助金を活用した市町村への補助に加え，県として普及啓発事業等を実施している。瀬戸内海の海ごみは，河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半を占め，海洋環境に影響を及ぼしていることから，県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を持ち，発生抑制を図ることが重要である。そのため，県下全域の市町村や，瀬戸内海を囲む中国四国各県・NPO 等と連携して海ごみ対策を進めることとし，国が行う地方自治体への財政支援を活用した事業を実施すること。	
事業内容	(1) 海と川と山，環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業 ①三大河川流域啓発リレー（県内 9 カ所，3 大河川×3 市町村） 三大河川の流域市町村と連携し，海や河川等の清掃活動と合わせ，海と河川とのつながり，保全することの大切さについて，各地域の環境・文化などの特性を踏まえた学習活動を実施し，保全宣言を行う。 ②三大河川流域啓発リレーステップアップ事業（県内 3 カ所，3 大河川×1 市町村） 前年度に三大河川流域啓発リレーを実施した市町村のうち，河川ごとに 1 カ所を対象として，啓発パネルやリレー事業で作成した保全宣言横断幕等を展示するとともに，海ごみに関するミニ講演会を開催する。 ③海ごみフォーラムの開催（県内 1 回開催） 自治体や NPO 等による海ごみ対策の先進的な取組事例の紹介や基調講演等を行うフォーラムを瀬戸内海沿岸県と連携し開催する。 ④漂着ごみ組成調査事業（県内 3 カ所） 漂着ごみが多く，地域住民による清掃活動が行われていないか頻度が少ない場所を選定し，漂着ごみの回収及び分類，計測，記録を行い，実態の把握を行う。 ⑤海ごみ啓発資材の作成，広報 海ごみ対策やマイクロプラスチックの海への影響等を紹介する啓発資材の作成，広告媒体掲載（山陽新聞 2 回掲載） （①～④及び⑤の一部は委託により実施） ⑥海ごみ対策連絡調整会議の開催 (2) 海ごみクリーンアップ事業 市町村による海ごみの回収，処理及び発生抑制対策事業への助成を行う。	

法令・条例・要綱等	海岸漂着物等の処理推進法，岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画 岡山県海ごみ地域対策推進事業補助金交付要綱		
主な財源	国庫（2244 万 8000 円），一般財源（491 万 5000 円）		
エコビジョン2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和2 年度予算	2736 万 3000 円	令和2 年度決算 (執行率)	2584 万 2000 円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画は，下記のとおり定めている。

記

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と目的

本県の沿岸は，国立公園に指定されている瀬戸内海に面しており，その区域には，多島美をはじめ，宍川海岸に代表される白砂青松等の優れた自然景観や，アマモ場や干潟等の生物にとって重要な生息環境を有している。また，ノリ，カキの養殖及び底びき網等の漁業が営まれる恵み豊かな海域として，そして海水浴場やキャンプ場等のレクリエーション活動の場として，県民共有の財産となっている。

一方で，県内各地から河川を通じて流入する多様なごみ等は，その一部が漂流し，海岸に漂着して景観の悪化，利用の支障となったり，海底に堆積して漁業に影響を及ぼすなど，貴重な自然環境を保全する上での課題となっている。

本県では，これまで，地域住民，民間団体，国，県及び市町村等の多様な主体による清掃等の取組が行われているが，海岸漂着物等※は継続して発生しており，今後も自然景観，自然環境への影響が懸念されている。

このため，本県では，平成19年に県及び市町村から構成される「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し，共同して海ごみ対策を検討する取組を進めてきた。また，国においては，平成21年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され，海岸漂着物の対策が図られることとなった。

今般，漂流ごみ及び海底ごみの対策も推進されることとなったことから，海岸漂着物処理推進法等に基づき，海岸漂着物等の円滑な回収・処理と効果的な発生抑制を多様な主体との役割分担と連携，協力を通じて，総合的かつ効果的に推進し，良好な景観及び環境の保全を図ることを目的として，「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。

※本計画において対象とする海岸漂着物等とは，海岸に漂着又は散乱しているごみ

等である海岸漂着物、漂流物である漂流ごみ及び海底の堆積物（水底土砂は除く。）である海底ごみとする。

（「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」 1 頁抜粋）

第5 海岸漂着物等の対策

1 円滑な回収・処理の推進

（省略）

2 発生抑制の推進

海岸漂着物等の対策の推進には、それ自体を発生させないとする取組が重要で、効果的であるといえる。

本県の海岸漂着物等には、地域で日常生活に伴って発生するごみが河川から瀬戸内海へとつながる水の流れを通じて流入しているものが含まれていると考えられる。その発生状況は、アンケートの結果が示すように、海域の環境の保全に対する県民の理解度を反映しているともいえる。

この問題の解決のためには、海岸を有する地域のみならず、県下全ての地域において、県民が自らの課題であるとの認識に立ち、発生抑制に取り組むよう意識の向上を図ることが重要である。

これらのことを踏まえ、県下全域において海岸漂着物等に係る発生抑制の取組を推進する。

(1) 県民への普及啓発

海岸漂着物等の発生抑制の取組が進んでいない要因としては、アンケートによると、県下の多くの地域において、県民の理解度が進んでいないためであると考えられることから、その周知を図る取組を推進する。

国、県及び市町村は、インターネット等を活用した広報や、意識啓発の機会の創出に努めるとともに、民間団体等と連携、協力し、より効果的な普及啓発を検討する。

特に、海岸漂着物等の削減のためには、沿岸部以外で発生するごみも河川等を通じて海域に流入し、海岸漂着物等となることを広く情報発信し、県下全域で取り組むことが重要であり、様々な機会を捉え、県民理解を促すことが必要である。

また、海岸漂着物等の発生状況や原因の実態を把握することも重要であり、県及び市町村は、必要な調査や情報収集を実施し、これらの情報を広く共有できるように努める。

（「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」 10 頁から 12 頁抜粋）

3 多様な主体との役割分担と連携の確保

海岸漂着物等の対策を効果的に推進するためには、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体、県民、事業者、学術機関、海岸利用者及び海域で活動をする者等の多様な主

体が、それぞれの立場を理解した上で、適切な役割分担の下、情報共有し、相互に連携、協力して取り組むものとする。

基本的な役割分担

主体	役割
国	・海岸漂着物等対策の推進のための財政上の措置 ・地方公共団体との情報共有、連携の推進
県	・地域計画の管理 ・国、他府県、市町村及び関係者との連携の推進 ・海岸漂着物等の対策に関する情報の収集 ・海岸漂着物等の対策に関する情報の発信 ・適正処理 ・発生抑制についての普及啓発 ・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進 ・環境学習の推進
海岸管理者	・管理する海岸等の清潔な保持のため必要な措置 ・管理する海岸等の漂着状況の把握及び関係者との連携
市町村	・海岸管理者との連携と海岸漂着物等の処理への協力 ・海岸漂着物等の情報収集と関係者や住民への情報提供 ・住民や事業者等への清掃活動の参加の呼びかけ、連絡調整 ・適正処理 ・発生抑制についての普及啓発 ・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進 ・環境学習の推進
民間団体	・自主的な清掃活動の実施 ・環境学習や3R推進活動を通じての海岸漂着物等の対策やごみの減量に対する地域の理解促進 ・ネットワークや清掃活動の経験を活かした各主体との連携
県民	・不法投棄の防止、自然環境保全のためのマナー ・モラルの徹底 ・3R推進活動の実践とごみの発生抑制の取組 ・清掃活動への参加 ・適正な処理の実施
事業者	・3R推進活動の実践とごみ発生抑制の取組 ・環境負荷の低い製品、サービスの提供 ・清掃活動への参加 ・適正な処理の実施
学術機関	・専門的情報の提供 ・環境教育と実践活動の実施
海岸利用者・海域で活動する者	・不法投棄の防止、自然環境保全のためのマナー・モラルの徹底 ・清掃活動の実施 ・適正な処理の実施

(「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」 13頁から14頁抜粋)

本事業は、瀬戸内海のごみは、河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半を占め、海洋環境に影響を及ぼしていることに鑑み、市町村等と連携し、県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を持ち、発生抑制を図ること等を目的とするものである。

これらの目的は、上記の岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画に沿うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する資料を確認した。

まず、海と川と山、環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業の委託契約は条件付一般競争入札（予定価格：382万8000円、入札者数：5社、落札価格：223万8990円）の方式でなされており、特段問題となる点は認められなかった。

次に、三大河川流域啓発リレーステップアップ事業は技術提案型随意契約（予定価格：255万5300円、提案者：3社、委託金額：255万5200円）とされていた。なお、随意契約とされている理由について「本業務は、昨年度から実施している三大河川流域啓発リレーを実施した内陸部の市町村で海ごみに対する意識をさらに醸成するために実施するもので、海ごみに関する知識や知見を有する必要がある、単なる価格競争では成果を期待しにくい業務である。その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案型によるコンペ方式により受注業者を決定するものである。」とされていた。

上記の随意契約とした理由について追加で質問をしたところ、三大河川流域啓発リレーステップアップ事業は、海と川と山、環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業よりも取組の経験が浅く、岡山県にノウハウが十分でないため、技術提案による随意契約によらざるを得ないとのことであった。

また、海ごみ啓発資材の作成、広報事業については、山陽新聞社に対して随意契約の方式により委託されていたところ（委託金額：431万2000円、随意契約の理由：本事業は、県の海岸漂着物等対策に係る取組の一つとして、広く県民に対し、海ごみの現状化発生抑制に向けた取組の必要性等を啓発することを目的としており、県内で最多の部数を発行している山陽新聞の紙面において広報を実施することが、新聞での周知では最大の効果を期待できる。）、事業の性質上、随意契約によることが相当と思われる。これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、海ごみの発生抑制のため、県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を啓発するため、①三大河川流域啓発リレー、②三大河川流域啓発リレーステップアップ事業、③海ごみフォーラムの開催及び④海ごみ啓発資材の作成、広報等の啓発事業を行うことや漂着ごみ組成調査を行うこと、海ごみ対策連絡調整会議の開催すること並びに市町村による海ごみの回収、処理及び発生抑制対策事業への助成を行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、各事業の執行状況に関する資料（例：三大河川流域啓発リーに関する報告資料（岡山県HP）、海ごみ対策連絡調整会議（資料等）を確認したところ、いずれの事業も執行されていることを確認した。

なお、本事業は啓発を目的とすることを内容とするものであり、本事業の成果の検証について確認したところ、「各啓発事業においては、事業の実施に伴い、参加者にアンケート調査を行っている。また、令和3年度のマイバッグ持参率等アンケート調査において、アンケート項目に『海ごみについて』を追加しているところであり、アンケート調査の結果によって、本事業による周知の状況を把握できると考えている。」との回答がなされた。

このように、本事業の成果指標の設定について検討されていることから。事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の有効性は認められるとともに、成果指標の検討がなされていることは前項において検討したとおりである。

このように、本事業について、効率性を検証できる体制となっていることを考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、本事業の令和2年度の予算執行額は2000万円を超過していることから、事業の効率性について、常に検証を怠ることがないように留意する必要がある。

14 環境衛生普及事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	安全で快適な生活環境づくりを行うため、県内全域におけるネットワークを活用して生活環境の向上に取り組んでいる岡山県環境衛生協会に対して、岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱に基づき補助すること。		
事業内容	①環境衛生に関する知識の普及及び実践活動の徹底 ②資源循環型社会の形成に向けた実践活動 ③地区環境衛生組織の育成指導 ④講習会，研究会等の開催		
法令・条例・要綱等	岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	150万円	令和2年度決算 (執行率)	150万円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B ☒ D】

岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱は、下記のとおり、規定している。

記

(趣旨)

第1条 知事は、地域で環境衛生改善活動を行っている地区の組織の育成・支援を行い、もって、生活環境の向上を図るため、岡山県環境衛生協会が行う事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（「岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱」抜粋）

なお、環境衛生協会の概要は、下記のとおりである。

記

1 設置目的

環境衛生に関する地区組織の育成強化と普及向上を図り、県民の生活環境の向上に寄与する。

2 事業概要

- 環境衛生に関する知識の普及並びに実践活動の徹底
- 資源循環型社会の形成に向けた実践活動
 - ・ 地区環境衛生組織の育成指導
 - ・ 講習会，研修会等の開催
 - ・ 機関誌の刊行
 - ・ その他目的を達成するために必要な事業

3 会員

- ・ 正会員（目的に賛同して入会した環境衛生改善団体）47団体
- ・ 賛助会員（この法人の目的に賛同し，会費年額1万2000円を1口として，1口以上の賛助会費を納入した者）

4 役員

- ・ 会 長 1名
- ・ 副会長 6名
- ・ 理 事 26名（正，副会長含む）
- ・ 監 事 3名

5 その他

- ・ 同協会の事務局は岡山県庁内に存在している。
- ・ 同協会の事務局業務は，岡山県庁の職員4名が職務専念義務免除を受けて，年間10日の範囲内で行っている。

以上

本事業の目的は，岡山県環境衛生協会が行う事業に対して，補助金を交付することで，同協会の事業の促進を図るものであり，その目的は，岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱に合致している。

なお，監査の過程において，岡山県環境衛生協会の成り立ちや県との関係について確認したところ，同協会は，伝染予防法の施行に伴う厚労省通知のもと組織され，かつては協会役員に県幹部があて職として就くなど県と関係が密接であったとのことであった。

このように，岡山県環境衛生協会は公的色彩が強い組織であるが，同協会は，現状は任意団体であり，かかる任意団体のみを対象として補助金を交付すること，同協会の事務局を県庁内に設置すること及び同協会の事務を県庁の職員が行うことについて，必要に応じてそのかわり方について検討する必要があると考える。

これらの点を考慮して，本事業の財務事務の合规性の評価をCとした。

なお、その他財務事務の執行に関して、問題となる点は認められなかった。

【意見4－1】岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること、同協会の事務を県の職員が行うことについて、そのかかわり方を検討するとともに、補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。

岡山県環境衛生協会が全県的に環境政策に資する事業を実施していることを否定するものではないが、同協会と岡山県との関係については、必要に応じて改善するよう検討する必要がある。

また、補助金の対象についても、岡山県環境衛生協会のみとする必要まではないことから、改善を検討すべきである。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

本事業は、環境衛生に関する知識の普及及び実践活動の徹底等を図るため補助金の交付を目的とするものであるものの、前記のとおり、本補助金は、環境衛生協会のみを対象としており、補助金の活用方法としては、有効に機能しているとは思えず、検討が必要である。

したがって、本事業の有効性の評価をCとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

岡山県と岡山県環境衛生協会の関係について、関わり方の検討が必要であることは、前記のとおりである。

その他事業の効率性については問題がないため、その評価をBとした。

15 環境美化対策事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	本事業は、地域における環境美化活動を推進するため、モデル地区における重点的な取組を支援し、この取組を通じて住民のモラル向上を図るもので、県の責務として岡山県環境衛生協会に委託して実施する。 なお、平成27年度から、環境美化活動のモデル地区数を増やして、さらなる地域での普及啓発活動を推進するよう積極的に働きかけてきたところであり、令和2年度以降も、積極的に事業の普及を図る。 また、従来より岡山県は、当該協会の活動支援を行うことで、地域住民による自主的な環境保全活動の推進及び地区組織の育成強化、普及向上を支援してきた。 さらに、当該協会を通じて会員である各市町村協議会は、おかやま・もったいない運動等、県の各種事業に積極的に参加しており、当該協会は県の施策普及に大きな役割を果たす。		
事業内容	当該団体への委託内容は、県下全域の公共スペースの環境美化、不法投棄防止、廃棄物排出抑制等を図るための啓発活動、実践活動に関する事業である。 〔実施内容〕 ゴミ一斉清掃活動、環境美化普及・啓発活動、花いっぱい運動、マイバック運動、その他環境美化活動		
法令・条例・要綱等	快適環境条例		
主な財源	環境保全基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	99万3000円	令和2年度決算 (執行率)	95万2000円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

快適環境条例の目的等については、「2 快適な環境づくり推進事業」において述べたとおりであり、本事業の目的は、快適環境条例が規定する美観や清潔さを確保し、きれいで快適な環境を実施するため、落書き、空き缶の投棄の防止等の総合的かつ広域的な施策の実施や広報活動の充実を講ずることにある。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、本事業は、環境衛生協会に対し、随意契約（委託金額99万3000円）

0円)の方式で委託されていたところ、随意契約とする理由について「岡山県環境衛生協会は、空き缶の散乱防止や道路河川の清掃など、環境美化に関する様々な実践活動を県内各地で地域住民を巻き込んで積極的に行っているため、県下全域において環境美化活動を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることができ、本事業を適正に実施できる唯一の団体である。」とされていた。

この点、本事業の特徴を踏まえると、岡山県環境衛生協会に委託することはやむを得ないと言えることから、「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

この点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、環境衛生協会による事業の実施状況に関する資料を確認した。

この点、環境衛生協会は、岡山県下に11の支部を持つとともに、県内の全市町村の環境衛生協議会が正会員となっている組織であることから、本事業を同協会に対して委託することで本事業を効果的に進めることが可能となる。

また、マイバック運動に関しては、アンケートによって成果が検証されていることも認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性において、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

16 きれいな生活環境づくり促進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	地域における清掃活動は、快適な生活環境を確保するためには、欠かすことのできない重要な活動であり、環境美化運動を推進していく上で、このような活動に光を当てること。		
事業内容	(1) 「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用 平成29年度に運用を開始したウェブページ「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用を行う。 (2) 「晴れの国クリーンアップおかやま」PR事業 「晴れの国クリーンアップおかやま」の認知度向上及び利用者拡大のため、各種PR事業を展開する。		
法令・条例・要綱等			
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	361万円	令和2年度決算 (執行率)	176万9000円 49(%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

本事業は、地域における清掃活動は、快適な生活環境を確保するためには、欠かすことのできない重要な活動であり、環境美化運動を推進していく上で、このような活動に光を当てることが目的とされている。

かかる目的について、県政の最上位計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、「きれいな生活環境づくり等の促進」（70頁）として掲げられている。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業の財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用及び「晴れの国クリーンアップおかやま」の認知度向上及び利用者拡大のため、各種PR事業であるところ、かかる事業の内容は、本事業の目的に沿うものである。

また、監査の過程において、啓発資材（チラシ及びポスター）がまんべんなく配布

なされていることを確認した。

次に、本事業の成果指標について確認したところ、「エコビジョン2020において成果指標は設定していないが、『新晴れの国おかや生き生きプラン』の施策評価を行う上での事務事業評価の中で目標値を設定している。ただ、本事業については、地道な清掃活動を見える化し光を当てることで、環境美化運動を推進するものであり、成果指標の設定や成果検証になじまない事業と考えるが、既に約19,000人の方が清掃活動に参加したとして当該サイトに報告しており、事業目的は十分に果たしていると考え。」との回答がなされた。

このように、本事業の有効性について、目標が設定されていたうえで、一定の成果が定量的に把握されている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

17 県外搬入指導取締事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	県外から搬入される産業廃棄物は、県内から排出される産業廃棄物を大幅に上回っているが、県外の排出事業者に対する監視指導が困難であることから、廃棄物の適正処理を確保するため、岡山県では、廃棄物処理法施行細則により事前協議制度を設けている。しかし、事前協議を経ることなく県外産業廃棄物が搬入されたり、意図的・計画的に産業廃棄物を県内に搬入し、不法投棄を行う事例が、特に近畿・関西圏からと目される産業廃棄物を中心に存在する。 そこで、県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、適正処理を確保するため、警察本部の協力を得て、主要幹線道路等において取締を行うこと。		
事業内容	・警察職員が、産業廃棄物運搬車両を停止させ、運転者を降車させる。免許証等を確認する。 ・県職員が、運転者に対し、立入検査表を提示し、趣旨を説明の上、排出事業者、廃棄物の種類、搬入先等を聞き取り調査する。併せて、ナンバープレートを写真撮影し、マニフェストを確認する。 ・県職員が、荷台に乗り、廃棄物の種類、性状、量等を確認するとともに、マニフェストと突合する。 ・マニフェストを携帯していないもの及びマニフェストの記載と不突合のものについては、県外へ持ち帰るよう指導する。 ・事前協議がなされていないことが判明した場合、排出事業者及び処分を受託した業者を厳しく指導する。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法，廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	44万9000円	令和2年度決算 (執行率)	31万5000円 (70%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

第4節 県外から搬入される産業廃棄物

第20条 県外に事業場を有し、当該事業場から生じた産業廃棄物（中間処理産業廃棄

物を含み、法第十五条の四の二第一項又は第十五条の四の三第一項の規定による環境大臣の認定に係るもの、再生利用個別指定に係るもの及び知事が指定したものを除く。以下この条において同じ。）を県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。以下この条において同じ。）で処分しようとする事業者（中間処理業者を含む。以下この条において「県外事業者」という。）は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した県内搬入処分事前協議書（以下「事前協議書」という。）を、あらかじめ知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 一 県内に搬入する産業廃棄物の種類
- 二 県内に搬入する当該産業廃棄物の量
- 三 県内に搬入する期間
- 四 当該産業廃棄物を排出する施設
- 五 当該産業廃棄物を処理する処理業者

（「廃棄物処理法施行細則」抜粋）

■不法投棄の根絶

●不法投棄等の不適正処理対策

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールに加え、夜間休日監視やヘリコプターによる上空監視の実施、監視カメラの活用などによる監視体制の整備のほか、不法投棄110番の設置などにより、不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見に努めます。

（「エコビジョン2020」63頁抜粋）

本事業は、県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の適正処理を目的としており、上記廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、「路上検査実績集計表」を確認したところ、路上検査は年間6日程度実施されており、検査車両は50台程度であり、指導台数は数台であった。

この点、不法投棄が県外から搬入されることが多いこと等を踏まえると、取り締まりを強化することは不可欠である。

また、不法投棄は、密行性が高く、発生場所を特定することが困難であること等を踏まえると、取締りの場所や時期については、ある程度幅を持たせた対応とならざるを

得ないといえる。

これらの点を考慮すれば、現状の事業内容によっても、不法投棄の防止の効果は果たしていると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

監査の過程において、取り締まりの際の防寒雨具の利用状況等を確認したところ、これらの備品は、利用可能である限り、毎年同じものが利用されているとのことであった。

その他、事業の内容と支出された金額とを比較した場合、事業の効率性を欠いているとは認められなかったことから、事業の効率性をBとした。

18 育成指導事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	平成22年の廃棄物処理法の改正により、排出事業者責任の強化、優良な産業廃棄物処理業者の育成の推進等が盛り込まれた。しかし、産業廃棄物処理業者には中小零細業者も多く、計量設備等の未整備により取り扱う産業廃棄物の量を適切に把握できず不適切保管に繋がる事例が散見されている。 一方で、電子マニフェストは遵法性が高く排出事業者が責任を全うできること等から、本県でも電子マニフェストの普及の取組を推進している。 また、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）が実施する研修会等を通じ、処理業者全体に対する適正処理意識の向上が重要である。 こうしたことから、優良業者の育成及び電子マニフェストの普及促進のため、効果的で実効性のある施策を講じる。		
事業内容	(1) 研修会補助事業 産廃協会では、会員等（収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者など）に対して、廃棄物処理法の周知、知識・技術の向上などのために資料作成や研修会等を開催し、会員等の資質の向上を図るとともに、処理業界全体に対する適正処理意識の向上を図っており、これらの事業に要する経費に対する助成を行う。 (2) 廃棄物処理業育成支援事業 ・取り扱う産業廃棄物の量を適切に把握することにより、産業廃棄物の適正処分を行うことを目的として、産業廃棄物処分業者が廃棄物搭載車両の計量設備又はこれに付随する電算処理システム整備に要する経費に助成することで優良な産業廃棄物処分業者の育成支援を図る。 ・電子マニフェスト制度は、平成9年度の法改正で導入され、情報管理の合理化、不正使用の防止に効果があり、令和2年度から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対し電子マニフェストの利用義務が義務付けられたことから、引き続き、普及拡大を図る事業を実施する。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2106万1000円	令和2年度決算 (執行率)	1566万8000円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

廃棄物処理法及びエコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3～5 省略

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（「産業廃棄物処理法」抜粋）

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

（省略）

また、不適正処理の防止や法令順守に高い効果のある電子マニフェストの導入がさらに進むよう普及啓発等を実施します。

（「エコビジョン2020」62頁抜粋）

本事業の目的は、研修会等を通じ、処理業者全体に対する適正処理意識の向上、優良業者の育成及び電子マニフェストの普及促進を図ることにあり、かかる目的は、優良産廃処理業者認定制度を導入した廃棄物処理法及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について、問題となる点を認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、「令和2年度事業概要書」等により、令和2年度の事業の実施状況を確認したところ、令和2年度において予定されていた「電子マニフェスト普及事業」及び会員向けの研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止され、テキスト等を研修受講予定者に配布したとのことであった。

他方で、育成支援事業において1566万8000円の補助金が交付されたことを確認した。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると研修会を中止せざるを得なかったことは理解できるものの、今後は、オンライン会議等の導入を検討することが望ましい。

また、補助金についても、要綱に則って支給されていた。

このように、本事業の内容は、目的に沿ったものであること等を考慮して、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

19 産業廃棄物実態調査事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	都道府県は、廃棄物処理計画を定めなければならないが、岡山県では、平成28年度に「第4次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、令和3年度には、同年度を計画初年度とする新たな計画を策定する必要がある。 廃棄物処理計画の策定に当たっては、廃棄物の全体的な発生量や排出量、処分、再生利用等の状況を調査し、現状把握及び将来予測を的確に行う必要がある。 一般廃棄物の発生量等の実態については、環境省が毎年度調査を実施しているが、産業廃棄物については各都道府県で実態を調査する必要があるため、平成31年度実績に係る「岡山県産業廃棄物実態調査」を委託により実施すること。		
事業内容	産業廃棄物が比較的多量に発生する事業所を抽出し、産業廃棄物の発生及び処理状況に関するアンケートを行い、県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握する。 (1) 調査対象廃棄物 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物 (2) 調査対象事業所 県下約10万事業所のうち、産業廃棄物が比較的多量に発生する事業所として抽出した約5,000事業所 (3) 調査方法 上記(2)で抽出した事業者を対象とした郵送等によるアンケート (4) 調査項目 ア 産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の流れ イ 事業所の概要及び産業廃棄物に関する意識 (5) 集計及び推計 集計結果及び製造品出荷額等の統計資料から県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	591万4000円	令和2年度決算 (執行率)	495万円 (83%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

廃棄物処理法は、下記のとおり規定している。

記

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

（「廃棄物処理法」抜粋）

本事業は、上記産業廃棄物処理法5条の5が規定する廃棄物処理計画を策定するための実態調査を行うことを目的とするものであり、法律の目的を実現するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業の委託は一般競争入札の方式でなされていた。

この点、財務事務の執行において、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容は、廃棄物処理計画を策定するにあたり、県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握することであり、産業廃棄物処理計画を作成するにあたっては、必要な調査内容であるから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性において、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

20 不法投棄防止啓発事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	県民の生活環境に重大な影響を与える不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適切処理について，犯罪であるがゆえに，非公然・密行的に行われるため，行政のみの力ですべてに対応するには限界がある。現にその場所に居住している人が，「地域の環境は地域で守る」という気概のもと，監視の目を光らせることが必要である。 そのため，新聞広告，ラジオスポット等を通して，不法投棄，野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知し，警戒，通報及び地域環境の保全を呼びかけること。		
事業内容	(1) 不法投棄防止啓発新聞広告掲載 不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適正処理への警戒，通報及び地域環境の保全をよびかけるために，新聞広告を掲載し，幅広く県民に周知する。 (2) ラジオスポットの製作・放送 不法投棄監視ウィーク（※）に不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適正処理への警戒，通報及び地域環境の保全を呼び掛けるため，ラジオスポット（40 秒）を製作し，早朝・夜間も含め 2 時間に 1 回を目安に，1 日 6～8 回で 7 日間連続して放送する。 ※不法投棄監視ウィーク 平成 19 年度に環境省が 5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に設定した。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法，エコビジョン 2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン 2020 目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和 2 年度予算	318 万 4000 円	令和 2 年度決算 (執行率)	254 万 4000 円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

エコビジョン 2020 は，下記のとおり，規定している。

記

■不法投棄の根絶

●不法投棄等の不適正処理対策

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールに加え，夜間休日監視やヘリ

コプターによる上空監視の実施、監視カメラの活用などによる監視体制の整備のほか、不法投棄110番の設置などにより、不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見に努めます。

(「エコビジョン2020」63頁抜粋)

本事業は、不法投棄、野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知し、警戒、通報及び地域環境の保全を呼びかけることを目的とするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に係る資料を確認したところ、新聞掲載及びラジオ放送のいずれも随意契約（①新聞掲載について委託先は山陽新聞、②ラジオ放送については委託先山陽放送）の方式でなされていた。

なお、本事業の委託の内容の性格を考慮すると、委託先の業者は限定されており、随意契約によらざるを得ないと思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の内容は、不法投棄防止啓発のために新聞広告を掲載するとともに、ラジオスポットの製作・放送をするものである。

監査の過程において、上記広告媒体を利用する理由について確認したところ、「時間帯を問わず、また在宅者、トラックドライバーなど就業中の者を問うことなく、幅広く周知し協力を呼び掛ける媒体として、ラジオ放送が適切と判断しています。併せて、視覚に訴える手段としては紙面公告が適切と判断し、県内に広く購読者がいる地元紙を活用している」との回答を得た。

この点、不法投棄の防止を不法投棄、野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知するための媒体として、ラジオ放送及び地元紙による広報についても一定の効果を認めうられると思われる。

また、市民の活動を促すための啓発事業と異なり、不法投棄の防止にかかる啓発事業は、一定の不作为を求めるものであり、他の啓発事業と異なり、成果指標を設定することが極めて困難であると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、何らの指標もない状況では、事業の有効性や事業成果に対する投下資金が妥当といえるのか、事業の効率性についても判定が困難となるため、何らかの成果指標を設けるよう検討することが望ましい。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の令和2年度の決算は254万4000円であり、そのうち88万円が新聞掲載費用、164万円がラジオ広告費用である。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

この点、令和2年度の決算額は、当初の予算よりも削減されていること等を考慮して、事業の効率性の評価をBとした。

2 1 監視指導体制強化事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	廃棄物の不法投棄や野外焼却対策については、普段から緻密なパトロールにより未然防止を図ることが重要であるが、一度発生した場合にはその原因究明のためには迅速な対応を行わなければならない。 また、これらのものは、同じ場所で繰り返される場合が多く、再発防止のためには、その後も引き続き長期的な監視が必要である。 一方、産業廃棄物処理業者等による不適正処理事例も後を絶たないが、これらについても監視指導により一時的には改善されるものの、監視の目が離れると再び不適切処理を行う悪質な者も存在する。これらの処理業者対応としては、立入権限を有する職員により、計画的かつ執拗な監視指導が効果的である。 悪質な不適正処理事例には暴力団関係者が関与している場合が多く、これらの者に対し指導を行うに当たっては、警察官の経験のあるものの技術力が必要不可欠であることから、警察官OBを産業廃棄物監視指導員として県民局等に配置することにより、不適正処理監視指導体制強化を図ること。		
事業内容	産業廃棄物監視指導員が平成17年度から各局1名体制となったことにより、より緻密なパトロールと迅速な対応を図っている。 平成19年度から支局の環境監視等事務が県民局へ統合されたことに伴い、各支局に環境監視指導員を配置し、産業廃棄物不法投棄などの環境保全等に係る苦情や突発的な事案について対応している。 平成20年度に、県民局再編に伴う支局の呼称変更により産業廃棄物監視指導員及び環境監視指導員の設置及び活動に関する取扱要領の一部改正を行った。 令和2年度から任用形態を非常勤職員から会計年度任用職員（パートタイム）に変更する。		
法令・条例・要綱等	エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	6365万6000円	令和2年度決算 (執行率)	5892万5000円 (92%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D ☐】

エコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

処理業者等の事業場への立入検査や産業廃棄物監視指導員による監視パトロールなどにより、排出事業者や処理業者に対し法基準の遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては許可取消や警察と共に連携するなど厳正に対処します。

(「エコビジョン2020」62頁抜粋)

本事業は、警察官OBを産業廃棄物監視指導員として県民局等に配置することにより、不適正処理監視指導体制強化を図ることを目的としており、かかる事業は、上記のエコビジョン2020の目的に合うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の具体的な内容及び平成25年度から令和2年度までの監視件数を確認したところ、下記のとおりであることを確認した。

記

1 業務

・産業廃棄物監視指導員

- ① 不法投棄、野外焼却等の監視パトロール
- ② 不法投棄、野外焼却等の事案における原因者の特定
- ③ 原因者に対する是正措置の指導
- ④ その他循環型社会推進課長又は環境課長が必要と認めて命じた業務

・環境監視指導員

- ① 大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物不法投棄など、環境保全に係る緊急事案に対する初動対応
- ② 住民からの環境保全等に係る相談等への対応
- ③ 配置地域総務課管内の情報収集及び県民局、市町村等関係機関との連絡調整
- ④ 浄化槽法関係届出書等の受付業務
- ⑤ その他環境課長が必要と認めて命じた業務

2 配置人数

- ・産業廃棄物監視指導員 9名
- ・環境監視指導員 6名

3 配置及び管轄

- ・平成21年度配置～現在
(産業廃棄物監視指導員)
各県民局環境課及び地域総務課 配置人数 各1名
- (環境監視指導員)
各県民局地域総務課 配置人数 各1名

4 任用及び勤務形態

- ・任用：会計年度任用職員（パートタイム）
- ・報酬：基本報酬 日額 1万2710円
地域手当 岡山市に在勤する職員 支給割合 3/100
時間外勤務手当 予算要求を行う必要がある場合
- ・手当：期末手当 期間率 6月支給30/100, 12月支給100/100
支給月数 6月支給1.3月, 12月支給1.3月
- ・旅費：通勤に要する費用 必要な額（上限なし）
- ・日数：18日以内／月
- ・時間：7時間／日
- ・業務：配置する県民局等に出勤後、監視指導業務を行う。

5 監視実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出勤回数	2,135	1,802	1,794	1,769	1,789	1,748	1,756	1,676
立入事業場数	3,792	3,658	3,997	4,630	4,409	2,871	2,652	3,038
指導件数	212	114	163	205	95	70	78	40
改善件数	146	63	90	78	15	62	30	40
不法投棄発見件数	36	36	44	28	22	16	33	30
撤去済件数	36	14	21	21	15	11	20	20
野外焼却発見件数	34	28	49	31	26	37	38	26
解決件数	34	26	44	31	26	32	38	26
その他発見件数	34	9	22	14	19	7	8	4
改善件数	34	5	17	13	15	3	1	4

以上

本事業の監視実績によれば、例年、一定の改善件数が認められ、不法投棄の防止に資することは認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業において、リース車両が9台利用されているところ、監査の過程においてリースを採用している理由について確認したところ、平成16年度から可能な限り県有車両からリース車両への移行を進めるとの方針のもと、公用車リース契約に係る入札により配備しているとのことであった。

なお、リース車両の採用によって、メンテナンスに係る人件費等も削減できるとのことであったため、リース車両の採用について、必ずしも経済的合理性を欠くものではないとのことである。

また、警備員に関する費用についても、規則に基づき決定しているとのことであった。

これらの点から事業の効率性について、特に問題となる点はないと判断し、その評価をBとした。

22 不法投棄等監視強化事業

【概要】	担当部署	循環型社会推進課
事業目的	不法投棄は、土日・祝日の早朝・夜間など、職員の監視指導が手薄となり人目につきにくい時間帯に、山林や丘陵など、人目の届かない場所を選んで行われることが多い。さらに、近時においては、仲介者の手引きにより、短期集中的に大量の廃棄物を投棄し覆土するなど、手口の悪質・巧妙化及び活動範囲の広域化が進んでいる。 このような不法投棄を、被害の軽微な早い段階で発見し、効率的に取り締まるためには、ひとえに監視指導の充実強化を図る以外にない。しかし、職員が土日・祝日や平日の早朝・夜間に監視指導を行うことは、人員の制約もあり困難である。 そこで、平成15年度から、夜間休日の不法投棄監視の外部委託及び不法投棄監視カメラの設置により、監視指導が手薄となる時間帯にマンパワーを補完し、不法投棄の早期発見及び投棄者の把握を図ること。	
事業内容	(1) 夜間休日不法投棄等監視業務委託 ① 職員の監視指導が手薄となる土日・祝日及び早朝・夜間に敢行される産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の監視パトロールを、専門的な能力・経験を有する民間警備会社に委託実施することにより、投棄の早期発見・防止、原状回復及び適正処理に向けた迅速・的確な指導を図る。 ② 民間警備会社は、循環型社会推進課の指示に基づき、指定地域内の巡回パトロール及び不適正処理箇所の継続的定点監視を行い、不法投棄等を発見した場合にその種類、量及び性状、搬入車両、投棄者等の詳細を把握し、写真、現場地図等を添付して速やかに県民局等へ報告する。また、当課の指示により通常の監視箇所以外も随時監視を行う。 県民局等は、民間警備会社の報告に基づき、投棄者及び不適正処理業者を指導する。投棄量や指導の順守状況に応じて警察協議を行い、事件として対応する。 ③ 監視日 平日（火曜及び木曜）の夜間、土曜の昼夜及び夜間並びに日曜の昼間としている。 ④ その他 平成30年度の不法投棄などの新規発見や量・種類の増加といった変化の報告件数は28件であった。民間警備会社による早期の発見及び報告に基づいて県民局が迅速に現地確認を行い、改善の指導等を行っている。 (2) 不法投棄等対策用備品の購入 不適正処理事案において、不法投棄現行犯の現認や廃棄物の処理ルートの特典等を目的に早朝や深夜に張り込み、追跡などを実施する必要があるが、その際に必要との現場意見があった備品を購入	

	し、業務達成率の向上、業務効率化等を図る。 不適正処理事案によっては遠方から行為を撮影する必要があるため望遠カメラを購入する。また、立入検査時に現場写真等を速やかに情報共有するためタブレット端末を各県民局及び各地域総務課において配備、運用することで監視体制を強化する。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1637万円	令和2年度決算 (執行率)	1480万5000円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の監視業務は委託の方式でなされているところ、監査の過程において、委託契約形式は一般競争入札の方式でなされていること、入札業者は3社であったこと等を確認した。

その他、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業は、不法投棄の防止のため夜間休日の監視業務を行うとともにかかる業務の効率を向上させるため必要な備品を購入することを内容とするものである。

この点、不法投棄の防止という目的達成のために、休日及び夜間の監視体制を強化すること及びその効率性を向上させるために必要な備品を購入することは、合理性を認めることができる。

また、監査の過程において、休日夜間における出動件数及び発見件数の推移を確認したところ、下記のとおりであった。

記

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①監視回数	269	266	261	263	259	259	251	255
②発見事案数	25	28	33	32	25	28	30	27
②／①	9%	10%	12%	12%	9%	10%	11%	10%

以上

上記の資料によれば、概ね監視回数の10%程度が発見事案につながっていることが窺え、本事業について一定の効果を認めることができる。

これらの点を考慮して、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について、特に問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

もっとも、事業の有効性において検討したとおり、監視回数の10%程度が発見事案となっているところ、これらの割合を向上させることができるよう成果のより詳細な分析がなされることが望ましいと思われる。

23 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	産業廃棄物の不法投棄を防止するためには、早期発見・早期対応が極めて重要であることから、各地域において発生する不法投棄等の事案に対し、迅速かつ適切に対応するため、平成19年度に国・県・市町村・関係者等による不法投棄防止のネットワークを形成した。 また、併せてこれまで実施していた、不法投棄110番の設置、上空監視業務及び不法投棄監視事業等を行う市町村への補助についても、不法投棄情報の収集や市町村におかえる情報収集促進、連携強化等のため、廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業として継続して実施することとする。		
事業内容	(1) 不法投棄防止ネットワークおかやま事業 国、県の機関、市町村、関係団体等で構成する「不法投棄防止ネットワークおかやま」の会員に、法改正等必要な情報提供を行うことなどにより、通報体制の整備を図る。 また、各県民局の管内で、管内市町村、所轄警察署、県民局の農林・土木部局等を対象に、連携強化のための連絡会を開催する。 (2) 不法投棄110番の運用 県民やネットワーク構成員からの通報を、夜間や休日でも受けることが出来るよう、循環型社会推進課にフリーアクセスの電話（留守番電話機能付）、FAX及びインターネットによる「不法投棄110番」を設置し、情報受信体制を確保する。 (3) 上空監視の実施 島しょ部や山間部における不法投棄等は、陸上からの監視では極めて発見が困難なことから、ヘリコプターによる上空からの監視を実施し、不法投棄事案等の早期発見により、迅速な解決を図る。 (4) 不法投棄監視事業を行う市町村への助成 不法投棄を防止するため、監視員を委嘱したり、不法投棄防止のための防止策や啓発看板などを設置するなどの事業を実施しようとする市町村に対し、その事業に要する経費の2分の1を補助する事業である。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法施行細則、エコビジョン2020 岡山県廃棄物不法投棄対策事業補助金交付要綱		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	1037万8000円	令和2年度決算 (執行率)	711万6000円 (68%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

前項において述べたとおり、不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、①「不法投棄防止ネットワークおかやま」の会員に、法改正等必要な情報提供を行うことなどにより通報体制の整備を図ること、②「不法投棄110番」を設置し、情報受信体制を確保すること、③ヘリコプターによる上空からの監視を実施し、不法投棄事案等の早期発見により、迅速な解決を図ること及び④不法投棄監視事業を行う市町村への助成を行うことであるところ、上記の事業はいずれも、不法投棄の防止という目的達成のための事業として合理性を認め得る。

この点、監査の過程において、不法投棄110番受付件数及び上空監視不正事案発見件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

不法投棄110番受付件数（一般投棄等も含む）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	46	41	37	27	23	22	35	32

上空監視不適正事案発見件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	1	2	10	9	12	11	4	3

以上

また、各自治体に対する補助金については、県民局を通じて各市町村に対し、要綱に則って補助金が交付されていること及び市町村からの補助金の活用に関する報告がなされていることを確認した。

このように、事業について一定の効果を認めることができることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B ☒ D】

監査の過程において、上空監視事業の実施方法について、ヘリコプターを利用する方法ではなく、ドローンの利用等を検討しているか否かを確認したところ、「県消防ヘリの活用の可否、不特定かつ広範囲にわたる監視にドローンが効果的か否かなどを検討した上で、民間ヘリを一般競争入札によりリチャーターしています。」との回答を得た。

このように、上空監視事業の方法について検討がなされていることやヘリコプターによる監視が地上からの実施が困難な不適正処理現場の状況確認にも活用され、不適正処理を行おうとする者に対する抑止効果があることは確認できたものの、上空監視不適正事案の新規発見件数は、過去8年間で多くとも12件、少ない時で1件に留まるのに対し、その予算執行額は300万円を超えている。

そのため、上記の事情を斟酌しても費用と効果が均衡しているとは思われないことから、本事業の効率性の評価はCとした。

【意見4-2】上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。

上記のとおり、上空監視事業にヘリコプターを用いる方法が採用されているものの、ドローンの性能が向上していること等を踏まえると、同じ効果を得るためにより安価な方法を採用することが可能と思われることから、実施方法について再度検討すべきであると考えます。

24 対応力強化事業

【概要】	担当部署	循環型社会推進課
事業目的・事業内容	(1) 産業廃棄物処理技術等研修会の実施 近年、不法投棄対策の強化等のため、廃棄物処理法や政省令等が頻繁に改正されていること、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産業廃棄物問題に的確に対処しなければならないことを勘案すると、廃棄物担当職員の技術的、法的及び経理的対応能力の向上が不可欠である。 過去においても、岡山市内で大量の硫酸ピッチが発見されるなど、依然として不適正処理のリスクが存在することから、こうした不適正処理事案などの拡大抑制や未然防止を図るため、廃棄物担当職員を対象として、専門家（学識経験者、弁護士、中小企業診断士等）を講師とする研修（技術、法律、経理）を行うこと。 (2) 具体的事案に係る立入調査資料分析 個別具体的な案件については、立入調査により入手した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、付属明細書）や会計帳簿（勘定元帳、請求書、領収書）等の分析を、公認会計士や中小企業診断士に委託して行い、不明確な点や矛盾点を追求し、必要があれば、廃棄物処理法に基づく報告を聴収する等により、不適正処理事案の解明を図ること。 問題のある中間処理業者や最終処分業者に対して実施した調査の結果は、産業廃棄物処理税の税務調査としても活用でき、特別徴収義務者である最終処分場の設置者に対する脱税の牽制と適正な納税の確保にも有効である。 (3) 環境省主催の産廃アカデミーへの参加 平成17年度から環境省が実施している産業廃棄物取締行政に関する集中的な基礎研修（産廃アカデミー）に職員を派遣する。 (4) 分析体制等の整備 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により周辺環境への影響が懸念されるような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な対応をとるには、不適正処理物や周辺環境媒体（土壌・水質等）の行政検査（有害物質の分析等）が必要となる。 この行政検査については、基本的には民間分析機関へ委託しているが、緊急を要する事案や法的規制のない物質の分析を伴う事案については、環境保健センターで分析しており、これに関連して次の事業を実施する。 ア 環境調査研究所における重金属やダイオキシン類の分析に係る研修を受講させるため環境保健センターの新任職員を派遣する。 イ 産業廃棄物最終処分場の排水等に係る行政検査や、廃棄物の不適正事案に係る調査（分析）に必要不可欠な超純水製造装置の更	

	新を行う。 ウ PCB の分析に必要な PCB 標準品を環境保健センターに備え、緊急時等における PCB 分析体制を整備する。 (5) 産業廃棄物関係情報管理等労働者派遣業務 廃棄物処理法に基づき、排出事業者は産業廃棄物管理票交付等状況報告書を県に提出することが義務付けられている。また、産業廃棄物処分業者に対しては、前年度の処分実績の報告を求めている。これらの報告内容の整理・分析には膨大な労力を要するため、データ入力業務については派遣労働者の派遣により対応する。 (6) 岡山県域行政機関産業廃棄物関係業務連絡協議会 県内の産業廃棄物行政担当機関である環境省中国四国地方環境事務所、県、岡山市及び倉敷市による連絡協議会を開催し、不適正処理事案への対応事例等についての意見交換等を行い、現場職員の対応力の向上を図る。 (7) 産業廃棄物最終処分場の維持管理状況等検証事業 産業廃棄物最終処分場は、埋立終了後も長期間、浸出水、浸透水の処理などの維持管理を継続して行う必要があり、これらに多額の経費を要する。 廃棄物処理法では、設置者に対して埋立終了後の維持管理に要する費用を埋立期間中に積み立てさせる制度を設けているが、必ずしもこの積立金で維持管理費用を全額補えるわけではなく、積立金の枯渇により最終処分場の維持監視が放棄され、未処理の浸出水の放流などにより生活環境保全上の支障が発生する恐れがある。 このような将来起こり得る問題を未然に防止するためには、長期間、安定的に維持管理できるように、経費がかからず、かつ、シンプルな維持管理方法を確立する必要がある。 そこで、埋め立て終了後の安定的な維持管理に不安のある最終処分場について、県が環境保健センターや廃棄物コンサルティング業者などの意見を聴きながら現状の問題点などを整理、分析し、維持管理方法の改善について技術的アドバイスを行う。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法，廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金 (1324 万 7000 円) 産廃物関係許可手数料 (100 万円)		
エコビジョン2020目標	なし	2019 年度達成状況	—
令和2年度予算	1424 万 7000 円	令和2年度決算 (執行率)	860 万 4000 円 (60%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本格事業の目的は不法投棄の防止にあるところ、不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

超純水製造装置の購入の契約方式は、一般競争入札の方法であり、機種選定過程で相見積もりを取得していることを確認した。

また、その他本事業の財務事務に関して、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C ☐ D】

監査の過程において、令和2年度の各事業の遂行状況について確認した。

まず、産業廃棄物処理技術等研修会は令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催されなかった。

また、令和2年度には具体的事案に係る立入調査資料分析事業及び産業廃棄物最終処分場の維持管理状況等検証事業の実績はなかったとのことである。

なお、産業廃棄物最終処分場の排出水等に係る行政検査等に必要不可欠な超純水製造装置について、令和2年度に更新されている。

この点、研修会については、書面会議やウェブ会議等による開催も可能であると思われることから、一律に中止をすることは望ましいことではない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見4-3】研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

25 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 J E S C O のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B 廃棄物」という。）処理事業のうち、岡山県内の P C B 廃棄物を処理することとされている北九州事業所については、平成16年12月に第1期処理施設が、平成21年7月に第2期施設が供用開始された。 これまで、北九州事業所の安全の確保及び運搬調整を図ることを目的とし、本県以西の17県、環境省及び J E S C O で「北九州 P C B 廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」を設置し、議論及び連絡調整を行ってきたが、平成26年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が変更され、J E S C O の処理体制の変更、処理期間の延長などの改定がなされた。 新たな処理体制のもと、P C B 廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行い、期限内に P C B 廃棄物の適正処理が完了するよう、関係機関と協議及び連絡調整を行うこと。		
事業内容	○関係機関との連絡調整 北九州事業所の安全性の確保及び P C B 廃棄物の処理体制の構築等に係る調整を行うため、関係機関で設置される広域調整協議会に出席し、必要な協議を行う。		
法令・条例・要綱等	P C B 特措法、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画エコビジョン2020		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	34万9000円	令和2年度決算 (執行率)	0円 (0%)

P C B 特措法7条1項は、都道府県に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することを義務づけており、かかる法律に基づいて、岡山県は「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しているところ、同計画及びエコビジョン2020は下記のとおり、規定している。

記

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

2 高濃度 P C B 廃棄物の広域的処理の推進に関すること

(1) 早期処理完了のための取組

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、必要な調査を行った上で未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し処理の時期を確認するとともに、処分期間内又は計画的処理完了期限

までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ適切に処理委託が行われ、一日も早く処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(2) 関係機関との調整等

北九州PCB廃棄物処理事業の実施に当たっては、処理を円滑に進めるため、搬入時期、運搬方法等について、関係機関で調整を図る必要がある。このため、広域調整協議会において、搬入量の調整、緊急時の対応等について十分な協議、調整を行い、適正な広域的処理の推進を図る。

(「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」13頁抜粋)

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

県内のPCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく毎年度の届出による保管・処分状況の把握、関係事業者等に対する監視・指導などを実施するとともに、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理の推進を図ります。

(「エコビジョン2020」62頁抜粋)

本事業は、PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行うとともに期限内にPCB廃棄物の適正処理が完了するよう、関係機関と協議及び連絡調整を行うことにあり、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

また、本事業は、関係機関で設置される広域調整協議会に出席し、必要な協議を行うことであるところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により広域調整会議は書面会議の方式で開催されたとのことであった。

なお、令和2年度は、本事業について予算の執行がなかったため、監査の対象とはしていない。

26 ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	PCB 特措法により、P C B 廃棄物の期限内の処分が義務づけられた。P C B 使用安定器は令和2年度末が処分期限であり、期限内に完全に処分するためには、保有状況を把握するとともに、保有者に適正処理の広報を行う必要がある。 P C B 使用安定器の保有状況調査は、「P C B 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」に沿って行う。具体的には、調査対象者にアンケート調査を実施し、アンケート未達・未回答の者に対して、フォローアップ調査を繰り返し実施することでアンケート回収率を向上させ、P C B 使用安定器の有無の確認を可能な限り行うことが重要である。 令和元年度、アンケート調査を実施したところであるが、調査対象者が約2万件と膨大で調査期間を要することから、繰り返しフォローアップ調査を行い調査完了することは、当該年度のみでは困難であり、令和2年度も引き続き調査を継続し、処分期限到来後に、新たにP C B 使用安定器が発見されることがないように、調査を徹底・完了させる必要がある。 また、処分期限が迫っているにもかかわらず未だP C B 使用安定器の存在自体を知らない者も多く、不適正処理やP C B 油の漏洩事故が発生した場合、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れもあることから、県民に広く周知し、期限内の適正処理を広報することが非常に重要である。		
事業内容	(1) フォローアップ調査 ・アンケート未回答者等に対する電話督促、調査票の再送 ・アンケート未回答者等に対する現地訪問調査 ・データ集計作業等 (2) 広報 P C B 使用安定器が使用されている可能性のある建物の数は膨大であり、対象者が広く存在することから、多数の者が目にするよう新聞広告及びテレビCMによる広報を行う。 なお、テレビCMは、環境省が作成した映像（環境省による事業で反響が大きく一定の効果を確認）を使用し、経費を削減する。		
法令・条例・要綱等	P C B 特措法		
主な財源	産廃税基金繰入金		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2765万9000円	令和2年度決算 (執行率)	2453万3000円 (88%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、下記のとおり、規定している。

記

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1) PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の所有状況の把握

PCB廃棄物及びPCB使用製品の確実かつ適正な処理を確保するためには、県内におけるこれらの保有情報を確実に把握することが必要であることから、環境省が示す調査方法等によりPCB廃棄物等の保有状況調査を実施するとともに、関係機関との情報共有、PCB特措法に基づく報告徴収や立入検査の活用等により、その把握に努めるものとする。

(2) PCB保管事業者に対する監視・指導等

PCB保管事業者に対しては、処理が終了するまでの間、PCB特措法に基づく保管・処分状況の届出や廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準の遵守などについて、周知徹底を図るとともに、PCB廃棄物の処分期間内の適正処理を指導する。特に高濃度PCB廃棄物について、期間内の処分がなされない場合等、必要な場合は、PCB特措法に基づく改善命令や代執行を行い、計画的処理完了期限内の確実な処分を行う。

また、計画的に立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況等を把握するなど、監視指導の徹底・強化を図る。

(3) 所有事業者に対する監視・指導等

PCB使用製品を所有している事業者に対しては、早期かつ計画的な廃棄、PCB特措法に基づく処分期間内の適正処理についての指導を行う。

県内におけるPCB使用製品の所有状況等については、PCB特措法に基づく届出のほか、電気関係報告規則の規定により中国四国産業保安監督部長へ報告された内容、その他必要な調査を行うこと等により実態把握に努める。

(中略)

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるPCB廃棄物の保管状況等に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCBにより汚染された廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

(「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」12頁から14頁抜粋)

本事業は、PCB使用安定器の有無の確認を可能な限り行い、処分期限内に、PCB使用安定器の処分すること及びPCB使用安定器の不適正処理やPCB油の漏洩事故等について県民に広く周知し、期限内の適正処理を広報することにより、上記岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容を実現するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業の執行にあたり、財務事務の合规性について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の内容は、PCB使用安定器の利用状況に関するフォローアップ調査及び新聞広告やテレビCM等を利用した広報である。

監査の過程において、新聞広告及びテレビCMの効果検証について確認したところ、「新聞広告及びテレビCM個別の有効性の検証は行っておりませんが、県が実施したPCB保有状況調査（アンケート調査）において、フォローアップ調査に加え、こうした周知も行うことで回答率が9割超となり、県内のPCB機器の保有状況の把握に繋がっています。」との回答を得た。

この点、確かに、事業の効果として、アンケートの回答数が増えたことが認められるのであり、これらの点を考慮して本事業の有効性の評価をBとした。

もっとも、アンケートの回答内容に、どのような媒体を介してアンケートに回答することになったのかを調査すること等広告とアンケート回答の増加について関連性が明

らかにするような方法を検討することが望ましい。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業のアンケートにおいて、PCB使用安定器等が「ある」と回答されたのは32件である。

この点、本事業の委託料の決算額は約1900万円であるものの、本事業のPCB使用安定器等が存在しないことを確認することを目的とするものであり、実際に32件の回答があったことは、本事業の成果があったことを窺わせるものである。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

【災害廃棄物対策室所管事業】

1 災害廃棄物処理受託事業

【概要】		担当部署	循環型社会推進課
事業目的	平成30年7月豪雨により県内で発生した災害廃棄物は、合計で44万3千トンに達するが、特に浸水被害が甚大であった倉敷市及び総社市の2市で県内の災害廃棄物発生量の約85%を占めている。 災害廃棄物は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があることから、2市の要請により、県が2市の災害廃棄物の処理事務を受託し処理を代行すること。		
事業内容	平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物処理事務について、倉敷市及び総社市から地方自治法に基づく事務の委託を受け、処理を代行する。		
法令・条例・要綱等	廃棄物処理法，災害対策基本法，地方自治法		
主な財源	諸収入		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	12億9131万7000円	令和2年度決算 (執行率)	9億6306万7000円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

廃棄物処理法は、非常災害時における廃棄物の適正な処理を図るため、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力すべき義務を定めるとともに（同上4条の2）、災害対策基本法は、災害廃棄物の処理について特例を設けている（同法86条の5）。

本事業は、平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的としており、かかる目的は、廃棄物処理法、災害対策基本法の内容に適うものである。

なお、災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村に処理責任があるが、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等により災害廃棄物の処理が困難であると認められる場合には、地方自治法第252条の14⁴の規定により事務委託

第252の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

を受けることができるとされており、本事業は、倉敷市及び総社市の要請により、岡山県が2市の災害廃棄物の処理事務を受託し処理を代行するものであり、本事業の目的は、法律等の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、被災地の復興に向けた極めて重要な事業であり、令和2年11月28日までの緊急の業務であったところ、委託契約の方式について技術提案型契約方式を採用し、2者の共同企業体からの提案を受け、緊急性を理由として随意契約で発注がなされていた。

確かに、委託の方式は一般競争入札によることが原則とされており、本事業も例外ではない。

もっとも、本事業は、平成30年度の豪雨災害により生じた大量の災害廃棄物を処分することを目的とする事業であり、その緊急性や事業が完了しない事態が一切許容されないという事情がある。

また、発注仕様書作成業務の委託により要求水準書に類する仕様書を作成しているものの、本事業の特殊性や多様性を考えると、価格のみで発注先を選定する一般競争入札方式によることは適当ではないことから、技術提案方式を採用した本契約方法は妥当であると思われる。

さらに、上記の提案方式において、2者からの提案があったことから、一定の競争性も担保しているものと考えられる。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の有効性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

財務事務の効率性について、特に問題点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

【自然環境課所管事業】

1 自然公園事業

(1) 自然公園（管理指導）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	近年，自然環境への関心も高くなっており，登山やハイキングなどで自然公園を訪れる人も多い。このような状況の中，利用者のため，自然公園を常に良好な状態に保つことが必要である。本事業では，国立公園・国定公園及び県立自然公園の管理や維持修繕を適時適切に実施し，安全かつ快適な公園利用を図ること。		
事業内容	・各公衆便所の光熱水費の支払 ・自然公園などの施設等の管理委託 ・自然公園，中国自然歩道などに整備している施設の維持修繕 ・施設の整備		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等設定技術指針（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	2130万4000円	令和2年度決算 (執行率)	1922万4000円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

自然公園法は，第3条において「国，地方公共団体，事業者及び自然公園の利用者は，環境基本法（平成5年法律第91号）第3条から第5条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり，優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように，それぞれの立場において努めなければならない。」として，自然公園の保護に関する地方公共団体の一般的な義務を定めるとともに，国立公園[※]の事業の執行（同法10条2項⁵⁾，国定公園[※]の事業の執行（同法16条1項⁶⁾）及び都道府県立自然公園

⁵10条2項 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は，環境省令で定めるところにより，環境大臣に協議して，国立公園事業の一部を執行することができる。

⁶16条1項 国定公園事業は，都道府県が執行する。ただし，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他他の法律の定めるところにより，国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

の保護利用（同法73条⁷）についてそれぞれ都道府県の義務を定めている。

また、岡山県の自然保護条例は、第1条において、県の責務として「県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、生物の多様性の確保その他の自然の保護（以下「自然の保護」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定めている。

上記の自然公園法の理念を実現すべく、下記のとおり、環境省自然環境局自然環境整備課は「自然公園等設定技術指針」（平成25年7月制定、令和2年3月最終改定）を策定するとともに、岡山県は自然保護基本計画を策定している。

記

自然公園等設定技術指針

Ⅱ－1－1 自然公園の事業の基本的理念

平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012－2020」では、「国立・国定公園などの自然公園は生物多様性の保全の屋台骨としての役割を担っている」と記述されており、平成15年に閣議決定された「自然再生基本方針」では、「自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取り組みを推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要」とされている。

また、平成元年「自然公園の利用のあり方検討小委員会」報告では、「自然公園は、良好な自然を維持していくことが前提であり、その利用も基本的には景観や生態系等の自然資源を損なうおそれのない範囲で行われるべきものである。

従って、自然公園の利用を考えるに当たっては、自然の特性や容量の概念を踏まえた『持続的利用』を原則としなければならない」とし、「自然の中で人間の力を越えた自然の持つ『美しさ』、『偉大さ』、『荘厳さ』、『野生』等を五体五感によって直接的に体験し、感動や喜びを得るといった利用がまず最優先とされる必要がある。」とされている。

自然公園の事業は、国立・国定公園の幅広いフィールドにおいて、施設の整備によりこうした考えに代表される自然公園の保護と適正な利用を実現するための中核的な役割を果たす必要があるといえる。

自然公園の保護の面では、自然公園の基盤である自然環境を場として確保する事業

⁷第73条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

であり、地域に固有の生態系や動植物種、景観などの自然環境を保護しつつ、その自然環境を活用した自然環境学習等を積極的に推進していくことが重要である。

また、自然公園の利用の面では、人々が自然に学び、体験するための自然との豊かなふれあいの場づくりを行う事業であり、自然体験型利用の推進、過剰な利用への対応、質の高い利用景観の確保等に配慮したものとすることが重要である。

Ⅱ－１－２ 自然公園の事業の基本的方針

生物多様性の保全及び維持可能な利用の推進、ユニバーサルデザインの推進、観光立国の実現といった国の方針や自然公園に求められる新たなニーズや視点を踏まえて、自然公園の事業は、保護及び適正な利用に資する施設（ハード）の整備に加え、その適切な維持管理を実施するとともに、自然環境学習や適確な情報発信などの運営活動（ソフト）を合わせて実施することが重要である。

それにより、自然公園の事業は、豊かな自然環境の保護とともに、自然との豊かなふれあいの推進のため重要な役割を果たすべきであり、そのための基本的方針として次の点を挙げる。

１ 生物多様性の確保や自然環境の保全生物多様性

国家戦略2012－2020においてわが国の生物多様性の屋台骨としての役割を持つと位置づけられている自然公園において、生物多様性を確保することは国際的にも重要な課題であるといえる。そのため、自然再生や生態系維持回復のための施設の整備等を進めることが重要であり、順応的な取り組みやモニタリング等の実施のための仕組みを整えつつ実施する。なお、こうした事業の実施にあたっては、地域の多様な主体が参加・連携して取り組むことが重要であり、事業実施後の維持管理のことも視野に入れて実施することが重要である。

また、歩道、特に登山道は周辺自然環境の保全を前提に整備すべき施設であるなど、公園の利用に伴う生態系への影響を減少させ、最小限にするための施設の整備を実施する。

自然公園の施設は堅固な構造物が適さないことが多く、厳しい気象等の条件があることから、地域の関係者とも協働して適切に維持管理が行われることがこうした機能を発揮するためには重要である。

２ 自然体験・自然環境学習を实践する場や機会の拡大

自然と共生する社会の実現に向けて、国民一人ひとりが、自然を体験し、自然が人類に与える恵みを理解し、自然を大切に思う気持ちを育むことが大切である。

そのため、豊かな自然環境を有する自然公園において、自然体験や自然環境学習のフィールドとなる場における施設の整備を行うとともに、多様な主体による整備した施設を活用した活動（プログラム）の実施を推進する。

特に、自然再生等により生物多様性の保全を推進している場所においては、そうした取り組みを踏まえて、自然のしくみや人間と自然との関係を伝える自然環境学習をはじめとする普及啓発の実施に努める。

3 安全かつ適切な利用の促進

自然公園には、非常に多くの利用者が自然とのふれあいを求めて訪れている。これらの利用者は、原始的な自然の体験を求める者から手軽に自然の風景を楽しむことを目的とする者まで様々である。

そのため、これらの利用者が安全に施設を利用して自然とのふれあいを楽しむことができるよう、自然環境への影響に配慮しつつ、各施設に求められる安全のレベルに応じた施設の整備を進める。その際、老朽化等の施設の状況の変化に対応できるよう点検、補修等の維持管理について、地域の関係者の協力も得て適切に実施することが必要である。

また、多くの利用者が一時期に集中するなど過剰な利用が見られる場所や適切に自然公園を利用するための利用者のマナーの改善等が必要な場所においては、マイカー規制や情報提供等のソフト面での対策に連携して、適切な利用を促進するための施設の整備を推進する。

（「自然公園等設定技術指針」抜粋）

自然保護基本計画

○自然公園の適正な保護・管理（環境文化部）

優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。

また、特定の植物の採取、損傷が生物多様性の保全や優れた自然の風景地の保護に支障を来さないよう、県立自然公園における採取などを規制する植物種の指定に努めます。

○自然公園等の利用促進（環境文化部）

自然公園、自然環境保全地域などの案内板、休憩所、トイレなどの施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然公園等の利用促進を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、自然公園等の利用は、新たな生活様式にもマッチしており、国の国立公園満喫プロジェクトと連携しながら、その魅力を効果的にPRします。自然公園を多くの観光客に利用してもらうことで、自然とのふれあいを通じた自然環境に対する意識の向上や地域経済の活性化を図ります。

（「自然保護基本計画」11頁、38頁抜粋）

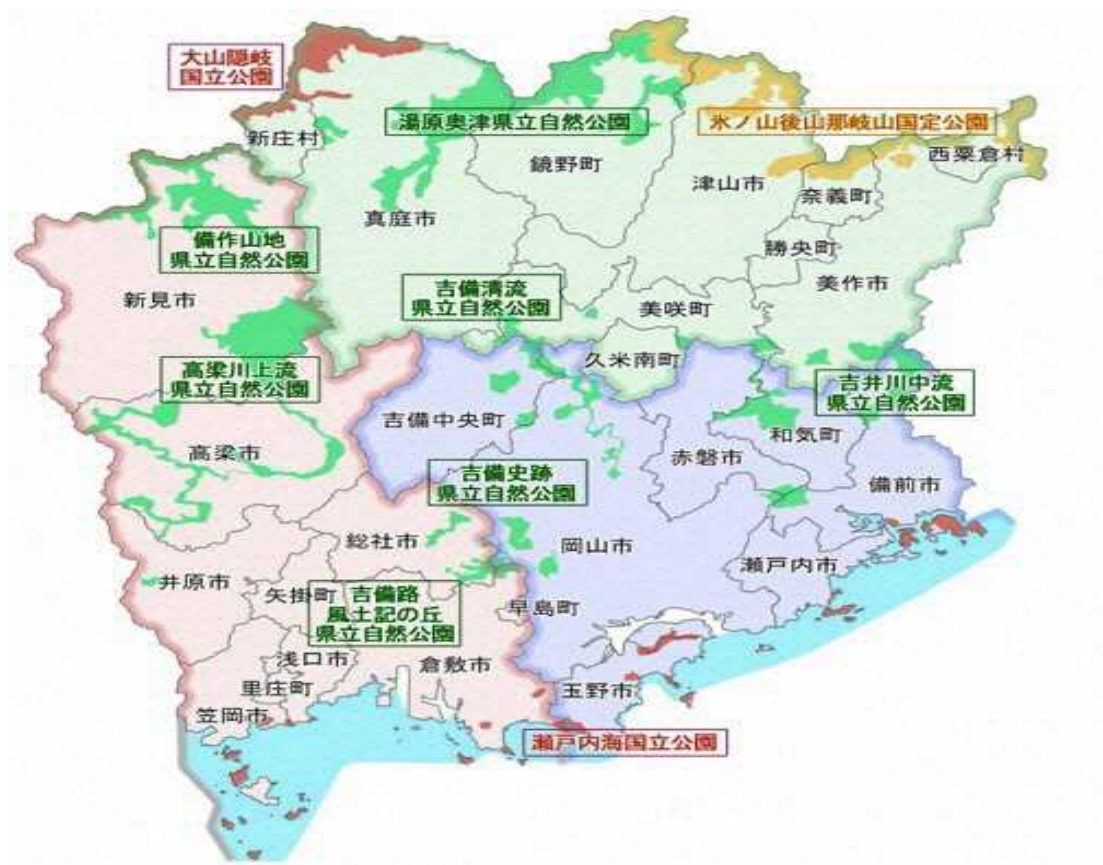
なお、岡山県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり（下記地図参照）、その面積は県土面積の11%を占めており、こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている（岡山県HP参照）。

本事業は、上記の法律や国の指針及び条例や自然保護基本計画の趣旨を全うすることを目的としている。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

ただし、上記の自然公園等設定技術指針においては、上記のとおり、「生物多様性の保全及び維持可能な利用の推進、ユニバーサルデザインの推進、観光立国の実現といった国の方針や自然公園に求められる新たなニーズや視点を踏まえて、自然公園の事業は、保護及び適正な利用に資する施設（ハード）の整備」が目的とされており、自然公園の事業は単に自然公園の設備等の保全に留まるものではないことから、岡山県の地域の特徴等を踏まえ自然公園保護計画の趣旨を全うすることが望ましい。

記



(岡山県HP抜粋)

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の自然公園の施設の修繕等は、その大部分が随意契約によって、自然公園が所在する市町村（岡山市、玉野市、備前市

等)に業務委託されている。

監査の過程において、委託契約書及び見積書を確認したところ、委託契約書の主体は岡山県と岡山市等の市町村であり、見積書はいずれも各市町村が作成したものであった。

この点、県財務規則151条は、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積りを徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするときは「この限りではない」と定めていることから、本事業における現在の財務事務の運用は、県財務規則等に違反するものではない。これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、前記の目的を達成するために、各自然公園の保守管理を行うことを内容とするものであり、各自然公園の施設の必要最低限の維持管理を行うものであって、かかる事業内容は、現在の事業目的に沿うものであることから、事業の有効性についてはBとした（ただし、本事業の目的について、検討すべきことは前記のとおりである。）。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業は、専ら市町村に対する委託を内容とするものであり、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 自然公園管理（中国自然歩道）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	豊かな自然に親しみ、郷土の歴史文化に触れることを目的に整備された中国自然歩道についての管理を適時適切に実施し、安全かつ快適な利用を図ること。		
事業内容	中国自然歩道の管理委託。具体的には、中国自然歩道の管理を市町村に委託する。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，「長距離自然歩道の概要について」（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	698万7000円	令和2年度決算 (執行率)	667万1000円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

長距離の自然歩道について、環境省は「長距離自然歩道の概要」を策定するとともに、岡山県は、自然保護基本計画において、下記のとおり、目的等を明らかにしている。

記

長距離自然歩道の概要について

1 目的

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的としている。これまで昭和45年度の東海自然歩道以降、九州、中国、四国、首都圏、東北、中部北陸、近畿と順次整備を進めてきており、現在整備を進めている北海道自然歩道を加えると、全国の長距離自然歩道の計画総延長距離は約2万6千kmに及ぶことになる。

2 事業概要

計画主体：環境省

整備主体：国立公園区域内 環境省（直轄事業）

国立公園区域外 都道府県及び市町村（交付金：45／100）

管理運営：国立公園区域内 環境省

国立公園区域外 都道府県及び市町村

事業内容：主な施設・・・歩道，橋，園地，休憩所，駐車場，公衆トイレ，標識など

3 交付金制度

(1) 交付率 対象事業費の45%を都道府県に一括交付

(2) 交付対象 国立公園外における整備（国立公園内は環境省直轄）

（「長距離自然歩道の概要について」抜粋）

自然保護基本計画

○中国自然歩道の利用促進（環境文化部）

中国自然歩道県内ルートの指導標，路傍休憩地，トイレなどの施設の適正な維持管理に努めるとともに，ルートマップの配布などによって，安全で快適な利用を促進します。

また，豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し，自然歩道の利用促進を図ります。

（「自然保護基本計画」38頁抜粋）

本事業は，上記の環境省が定める「長距離自然歩道の概要」及び岡山県が策定した「自然保護基本計画」に定める具体的な取組を実現することを目的とするものであり，その目的は，国及び県の基本指針に合致するものである。

このように，本事業について，法令上の根拠を確認することができた。

次に，財務事務の執行についてであるが，監査の過程において，委託契約書及び見積書を確認したところ，本事業においても，委託契約書の主体は岡山県と岡山市等の市町村であり，見積書はいずれも各市町村が作成したものであった。

そのため，前記の「自然公園（管理指導）事業」と同じく，財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は，中国自然歩道の保守管理を地元の市町村へ委託することを内容とするものである。

監査の過程において，市町村へ委託する理由について確認したところ，中国自然道は，トイレ，休憩舎等の施設用地を市町村から借りており，施設等の管理については市町村に委託することを整備時に取り決めていること，中国自然歩道の多くは，市町村が管理する公道とも重複して指定されており，一体的に管理する必要があるうえに，その方が効率的であること及び緊急時等に対応を迅速かつ効率的に行うためという説明がなされた。以上の説明を踏まえれば，中国自然歩道について，県が独自に管理をするより

も市町村に委託することが合理的と思われることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、事業の効率性についてはBとした。

(3) 自然公園管理（野営場等）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	自然にふれあい、親しむことや憩いの場、環境学習の場として利用できる、国立公園・国定公園内に整備している野営場及び児島湖ふれあい野鳥親水公園や県立自然公園の管理を適時適切に実施し、安全かつ快適な利用を図ること。		
事業内容	・児島湖ふれあい野鳥親水公園の水中ポンプの電気代の支払い ・児島湖ふれあい野鳥親水公園の水中ポンプの管理委託 ・野営場の管理委託		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等施設技術指針		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	83万8000円	令和2年度決算 (執行率)	55万7000円 (66%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

自然公園等設定技術指針には、野営場の管理において、下記のとおり、規定されている。

記

自然公園等設定技術指針

第3章 野営場

はじめに

自然公園には様々な野営場が整備されており、テントサイト、給水施設、汚水排水施設などの基本となる施設に、目的に応じた多様な施設が付加されて構成されている。

さらに、近年増加している自然災害時の退避所機能や救援活動拠点としての機能、時代のニーズの変化に応じた機能を付加又は廃止しながら管理運営を行っていくものと考えられる。また、今後は管理運営への民間事業者の参画が想定される。

本技術指針は、このように野営場の利用や管理運営の形態が変化し、施設や機能が多様化する中で、公共事業として整備すべき野営場の施設を対象とする。

I 基本方針

I-1 適用範囲

本指針は、自然公園等の野営場に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情に

より適用できない場合もありうるが、その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重する。

Ⅱ 計画・設計の考え方

Ⅱ－1 計画・設計の進め方

野営場事業の方向性を検討した上で野営場の整備を進める。野営場の整備にかかる全体の手順は、基本計画、基本設計、実施設計、施工、施設の管理・運営に区分される。計画・設計を進めるに当たり、施設の計画検討及び施設の管理・運営計画は相互に関連していることから、基本計画及び基本設計・実施設計の各段階において適切な検討を行うとともに、必要な合意形成を図る。また、再整備・改修を行う場合は状況に応じて必要な手順を踏んで検討を進める。

Ⅱ－4 施設の長寿命化

野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。

（解説）

・計画・設計段階では、長期的なライフサイクルコストの低減だけでなく、イニシャルコストも含めたトータルコストの低減にも配慮する。

・施設の老朽化に対する対策については、維持管理の中で計画的に健全度調査や点検を行いつつ、適切な時期に修繕や改修を実施できるようあらかじめ検討しておくことが大切である。特に電気設備・機械設備などは、構造体などに比べて寿命が短い場合が多いことから、計画当初から修繕や改修しやすい作りとしておくことが望ましい。野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。

（「自然公園等設定技術指針」抜粋）

本事業の目的は、野営場の管理を適正に行うことを目的とするものであり、その趣旨は、自然公園法及び自然公園等設定技術指針に合致するものである。

もつとも、自然公園等設定技術指針は、「野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。」と規定しており、各自治体において基本計画が策定されることを前提としている。

監査の過程において、自然保護基本計画を確認したところ野営場に関する具体的な方策について確認することができず、本事業の根拠となる直接の条例や基本計画が明らかでなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価はDとした。

なお、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する契約

書、見積書及び稟議資料等を確認したところ、財務事務の執行について他に問題となる点は認められなかった。

【指摘事項5－1】野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。

前記のとおり、自然公園等設定技術指針は、野営場の管理等について、基本計画を策定することを前提としていることから、基本計画を根拠として事業を執行するよう徹底すべきである。

なお、当該野営場については令和3年3月に市へ譲渡されていることから、今後、野営場の管理に関する基本計画は策定されない予定である。

そのため、本事業については、措置をとることは不可能であるから、監査人としては、指摘事項としつつも、岡山県に対して措置を求めることは予定していないが、法令に基づく行政の原則を徹底する必要があると思われることから、指摘事項とした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、野営場等の保守管理を地元の市町村へ委託することを内容とするものである。

監査の過程において、委託の理由について確認したところ、野営場については、市町村が整備した施設が周辺にあることから、市町村による一体的な管理が必要であり、その方が効率的であること及び緊急時等に対応を迅速かつ効率的に行うためという説明がなされた。

以上の説明を踏まえれば、野営場等について、県が独自に管理をするよりも市町村に委託することが合理的と思われることから、事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

監査の過程において、平成30年度から令和2年度の野営場の利用者の推移に関する資料を確認した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は大幅に減少したものの、それ以外の年度では繁忙期には月100名を超える利用者があったことを確認した。

このように、県内の野営場等は、県民に利用されていることや投資された費用額を考慮すると費用対効果に見合うものと思われ、事業の効率性についてはBとした。

(4) 自然公園設備（国定公園等）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	近年，登山や森林浴を楽しむハイキングなどの人気が高まっている。氷ノ上後山那岐山国定公園は，那岐山や若杉天然林などをはじめとして，登山やハイキングなどに適しているが，木材の腐食や案内標識の劣化など施設の老朽化により安全性や快適性を欠いている箇所が増加している。 また，豊かな自然に親しみ，郷土の歴史文化に触れてもらうための中国自然歩道については，平成１８年４月に，本線ルートと分岐し吉備路などを経由し瀬戸内海国立公園の鷺羽山に至る，四国と連絡する路線が追加され，平成１８～２１年度（国庫補助）に整備したが，昭和５０年代に整備した本線ルートで，特に老朽化が進み，安全性や快適性の向上が課題となっている。 このような状況から，自然環境整備交付金を受けて，必要な施設等の整備を行うものである。		
事業内容	(1) 氷ノ山後山那岐山国定公園 休憩所，公衆便所，駐車場，案内板などが整備されているが，老朽化したものが多く，特に次の施設について，安全性や利便性の向上を図る。 ・歩道 菩提寺線，蛇淵滝線，滝山登山線，那岐山縦走線，黒岩高原登山線 整備内容 階段，標識，排水溝，ベンチ等 (2) 中国自然歩道 休憩舎，公衆便所，歩道，案内板などが整備されているが，老朽化したものも多く，安全性や適切な利用促進の観点から改善する。 ・中国山地横断ルート，吉備高原横断ルート 整備内容：標識，階段，排水溝等		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画		
主な財源	自然環境整備交付金(45%)，一般財源(55%)		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和２年度予算	438万円	令和２年度決算 (執行率)	388万円 (88%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

自然公園の保護に関する自然環境法，自然環境条例等の規定は，「(1) 自然公園

（管理指導）事業」において述べたとおりであるが、岡山県は「自然環境整備計画（国定公園等整備事業）【令和2年度～令和6年度】」において、下記の目標を明らかにしている。

記

自然環境整備計画

大目標：

多くの人に強度の豊かな自然及び歴史や文化と触れ合ってもらうことにより、これらの理解を深めてもらい、保全へとつなげる。

目標①：

老朽化した既存施設の再整備により、利便性・快適性の向上に努め、利用者増加を図る。

目標②：

ニーズに合った施設を整備することにより、自然と触れあえる場を創出し、利用者増加を図る。

目標③：

危険個所の注意喚起及び対策を実施することにより、安全性を確保し、利用者増加を図る。

（「自然環境整備計画」抜粋）

本事業は、自然公園法等の法令及び自然環境整備計画の目的を全うするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、黒岩高原登山線整備工事に係る指名競争入札に関する資料及び請負契約書等を確認した。

上記請負工事の入札手続きについて、特段問題となる点は認められなかったものの、指名競争入札手続きを経て請負契約が締結されたのち、①ロープ柵及び注意看板の設置について、木道階段を設置したところ、想定以上に法面が急勾配であったこと及び②案内看板の再整備について冬季には現場への侵入が難しくなるため、本工事において対応したいことを理由に仕様変更がなされ、結果として、変更後の請負代金が落札金額よりも39%増額されている。

この点、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」は、「変更見込金額が請負代金額の30%」を超える工事は、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約する」と定めている。

本事業において、案内看板の再整備を行うこと等を理由に工事の仕様変更がなされているが、かかる工事は、施行中の工事と分離して施工することが困難とは思われず、緊急性が高いといえるかは不明である。

このように、本事業の仕様変更については、ガイドラインに違反している可能性が

あることから財務事務の合規性についてDとした。

【指摘事項5－2】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

本事業の請負工事において、仕様の変更がなされているところ、仕様変更の必要性を直ちに否定するものではないものの、かかる手続きはガイドラインに違反している可能性がある。

この点、本事業は、舗装された土地を対象とする工事ではなく、山岳地など必ずしも補正がされていない土地を対象とする工事である。そのため、当初の積算では予想できなかった事態が生じる可能性は、一般の土木工事と比較して典型的に高い。このような事情から、当初の調査手続きは、比較的費用を掛けずして実施し、工事内容に変更が生じた都度に対応することで、工事費用の総額が低廉とすることが可能となるとの事情があることも把握することができた。

しかしながら、監査人としては、岡山県が定めたガイドラインが存在し、かかるガイドラインに違反していると思われる運用が存在する以上は、指摘事項とせざるを得ないと判断した。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の内容は、国定公園の設備等の整備を行うものであり、令和2年度は、黒岩高原登山線の階段及び標識等の修繕工事がなされており、かかる事業内容は、上記の事業目的を遂行するものである。

監査の過程において、自然公園の利用者の意見聴取の方法について確認したところ、利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しており、具体的には、利用者からの指摘（例：公園内の設備の損壊等に関する指摘等）に対応するものが中心で、積極的に利用者の意見を聴取しているわけではないとのことであった。

この点、本事業の目的は、国定公園において、木材の腐食や案内標識の劣化など施設の老朽化により安全性や快適性を欠いている箇所が増加していることを踏まえ、これらを修繕するなど国定公園の施設を整備することを目的とするものである。

上記のような事業運用を鑑みれば、目的に沿った事業の運営がなされているといえる。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 自然公園設備（国立公園）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	岡山県は、南部は沿岸部に瀬戸内海国立公園、北部は蒜山、新庄地域に大山隠岐国立公園を有しており、美しい自然を求めて多くの人が訪れている。 県が公園内に設置した各施設は地元市町村により維持管理されているが、老朽化しているものが多く、利用に支障を来しているものも多い。公園の安全で快適な利用を図るため、これらの施設の再設備を行うとともに、利用者のニーズに応じた施設を新たに設置するなど公園利用者の増加を図ること。		
事業内容	(1) 瀬戸内海国立公園 瀬戸内海国立公園は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の自然海浜、段々畑など、自然と人文景観が一体となって親しみ深い多島海景観をつくり出しており、県内有数の観光地である鷲羽山や王子ヶ岳洪川をはじめとして、多くの施設の整備を行っているが、老朽化した施設も多く、外国人旅行者に対応したものもほとんどない。このような施設の再整備を行い、さらなる魅力向上を図る。 (2) 大山隠岐国立公園 大山隠岐国立公園内には、「西の軽井沢」と呼ばれる蒜山高原が麓に広がる蒜山（蒜山三座：上蒜山、中蒜山、下蒜山）の各登山道の標識、階段等の各施設が老朽化しているため、再整備を実施するものである。また、「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定されたことから、鬼女台園地や塩釜園地の利用促進のため、展望台や木道、標識の設置等利便性の向上を図る。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	自然環境整備交付金(50%)，一般財源(50%)		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	3316万2000円	令和2年度決算 (執行率)	2367万4000円 (71%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

自然公園の保護に関する自然環境法，自然環境条例等の規定は，前記のとおりであり，国立公園についてもその趣旨が妥当するところ，岡山県は「自然環境整備計画（国立公園等整備事業）」を策定し，かかる計画において下記の目標を明らかにしている。

記

自然環境整備計画

目標

県内の国立公園（瀬戸内海・大山隠岐）は、優れた自然・景勝地を有し、国内外から観光客が訪れているが、既存の公園施設（公衆トイレ、休息舎、標識、歩道等）には、老朽化しているものが多く存在し、自然や景観を損ねている。またこれらはインバウンド対応ではないため外国人の利用者に不便を来すものが多い。このような背景から、老朽化対策及びインバウンド対応のため、これらの設備を整備して、外国人旅行者をはじめとする多くの観光客にとって安全で快適な利用環境を整え、利用者増加を図る。

（「自然環境整備計画」抜粋）

本事業は、自然公園法等の法令及び自然環境整備計画の目的を全うするものである。このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の国立公園の設備に関する工事として、次項の「2 塩釜園地再整備事業」に記載の工事が実施されていることから、次項の「財務事務の合规性」と同様の評価をした（内容については、次項の財務事務の合规性の項を参照されたい。）。

【事業の有効性 A **B** C D】

令和2年度は、瀬戸内海国立公園及び大山隠岐国立公園の設備について修繕工事がなされており、かかる事業内容は、上記の事業目的を遂行するものである。

監査の過程において、自然公園の利用者の意見聴取の方法について確認したところ、国定公園と同じく利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであった。

この点、本事業の目的は、各施設の老朽化しているものを整備することに主眼があり、かかる目的との関連においては、本事業の有効性を認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 塩釜園地再整備事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	塩釜園地は、大山隠岐国立公園内、蒜山三座の麓に位置し、日本名水百選に選ばれた「塩釜の冷泉」の源泉が園地を囲むように流れている。周辺には、グランピングスタイルのキャンプ施設や釣り堀などがあり、アウトドア体験が満喫できる場所として蒜山高原屈指の観光スポットとなっている。本園地は平成12年に岡山県が自然とふれあいを通じて自然への理解を深めるために湿性植物園として整備したものである。園地内には、木橋や八つ橋が整備され、ノハナショウブやイワショウブ等の貴重な植物が見学できるようになっているが、木橋や八つ橋等施設の老朽化により腐食し、安全な園地利用が困難となっているため、園地全体の再整備を行う。		
事業内容	園地の再整備は、令和2年度～令和4年度の4ヵ年計画を予定している。 コロナ禍における観光客の早期回復を支援するため、受け入れ環境の早急な整備を行い、整備効果の早期発現を図る。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	国庫（1000万円），県債（990万円），一般財源（10万円）		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	2000万円	令和2年度決算 (執行率)	946万円 (47.3%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

塩釜園地は、大山隠岐国立公園内に位置していることから、本事業は国立公園である大山隠岐国立公園の整備事業（自然公園設備（国立公園）事業）と同じく、その目的に法令上の根拠を認めることができる。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、塩釜園地再整備工事の請負契約締結について、指名競争入札に関する資料等を確認した。

県財務規則146条1項は、「契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指名しなければならない。」と規定しているところ、本事業に係る請負契約の指名競争入札手続きにおいては、9社の入札があることを確認した。その他、指名競争入札手続きについては、特段問題となる点を認めなかった。

もっとも、落札者との間でいったん請負契約が締結されたのち、仕様の変更がなさ

れ、仕様変更後の請負代金が落札金額より約50%増額されている。

かかる仕様変更の理由は、①護岸面の面積の増加、②残土処分量及び不足土搬入量の増加、③伐採伐木工の新規計上及び④水替方法の変更等であり、このような変更が生じた理由として、現地再精査の結果とされている。

この点、仕様を変更する必要性が生じる場合があることは理解できるものの、当初の落札金額と比較して請負代金が50%増額することは、増額部分について、競争の原理が働かず、一般競争入札手続きとした趣旨を失わせる。

このような手続きは、指名競争入札手続きの公正性や信頼性を損ねる恐れがあり、前記の「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」に違反していることから、その評価をDとした。

【指摘事項5－3】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

一般競争入札手続きが完了した後に請負代金を50%増額することは、ガイドラインに違反する。

この点、自然公園を対象とした土木工事について、典型的に仕様変更の可能性が高いことは既に述べたとおりであるが、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

事業の有効性についても、「1 (5) 自然公園設備（国立公園）事業」と同内容であり、評価はBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

前記の「(5) 自然公園設備（国立公園）事業」と同じく、本事業の効率性の評価をBとした。

3 国立公園満喫プロジェクト推進事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	平成28年度環境省が「国立公園満喫プロジェクト」を立ち上げ、大山隠岐国立公園を含む全国8地域が重点エリアに選定されたことから、自然公園を観光資源としてとらえ、その魅力を向上・活用することを通じて、国内外からの誘客を促進する。		
事業内容	蒜山エリアの取組について、国、地元市村等と連携し、次の事業を行うことにより、国立公園の自然景観を活用した訪日客等の誘客を促進する。 (1) 国立公園満喫プロジェクト地域協議会等運営事業 鳥取県及び真庭市等と連携を図りながら国立公園満喫プロジェクトに係る「ステップアッププログラム」（平成28年12月策定）を円滑に推進するため、隣接する鳥取県（大山・三徳山地域）との共同事務局として、地域部会を開催・運営。 (2) 国立公園満喫プロジェクト計画推進事業 「ステップアッププログラム」の取組方針に基づき、インバウンドに対応できる人勢の育成（研修会など）やツアーの企画・実施を行う。また、インバウンドに対応した多言語の標識設置やトイレ様式化を含む施設リニューアルなど国立公園等の利用環境の改善を行う。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	国庫（516万3000円），一般財源（954万円）		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	1407万0300円	令和2年度決算 (執行率)	1396万2000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

政府全体は、2020年の訪日外国人旅行者数を4000万人とすることを目的とし、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、かかるビジョンの10の施策のひとつとして、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化を目指し、大山隠岐国立公園を含む8か所の国立公園でそれぞれステップアッププログラムを策定している。

かかるステップアッププログラムの一つである大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025において、下記のとおり、経緯が解説されている。

記

大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025

はじめに

2016年（平成28年）3月、政府は、成長戦略と地方創生の柱として、観光を我が国の基幹産業へと成長させるべく、「明日の日本を支える観光ビジョン」を取りまとめた。環境省では、同ビジョンに基づき、日本の国立公園を世界水準の旅行の目的地とし、ブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」を2016年度（平成28年度）から推進している。

大山隠岐国立公園は、他の7国立公園とともに、同プロジェクトの取組を先行的、集中的に実施する国立公園として選定され、これを受けて同年9月に、関係行政機関や地域関係者で構成される「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」が設立された。地域協議会では、同年12月に、本プログラムの前身となる「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」を、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）までの5年間を計画期間とし、具体的な取組方針を掲げるロードマップとして作成した。

以降、同プログラムに基づき、多様な主体により、200を超える実に多角的な取組が行われてきた。結果、大山隠岐国立公園を軸とした観光地域づくりが進められ、またターゲットとしていた訪日外国人旅行者も着実に増加しつつあったが、目標としていた程度よりも緩やかな増加に留まっていることや、これまでの成果や課題を踏まえて取組を発展的に持続させる必要があったことから、2020年（令和2年）2月の地域協議会において、2021年度（令和3年度）以降も大山隠岐国立公園満喫プロジェクトを継続することが合意された。

（「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025」抜粋）

以上

本事業は、上記の大山隠岐国立公園ステップアッププログラムを実現するものであり、国及び岡山県の環境政策に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、請負工事の一般競争入札に関する資料を確認したところ、本事業における請負工事についても、仕様の変更がなされている（ただし、請負代金は減額されている。）。

なお、仕様変更の理由は、「諸経費調整による減少」となされていたところ、その詳細は確認した資料からは不明であった。

この点、請負代金が減額される場合は、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」に直ちに違反するものではないことから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、請負契約における仕様変更がやむを得ない場合があることは否定しないものの、一般競争入札の信頼性を担保するためには、仕様変更は可及的に差し控えるよう

配慮すべきである。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

令和2年度の事業内容は、インバウンドに対応できる人材の育成、園地遊歩道等の環境整備、園地内の多言語案内板の整備、支障木の伐採・廃屋撤去である（なお、インバウンドに対応できる人材の育成については「令和2年度においては、コロナ禍により、インバウンドの観光客の来訪が見通せないことや、対面での研修会が難しい状況のなか、①Webによる情報発信、②SNS広告、③蒜山の自然と気候の基礎知識などについて研修を行った。平成29年度から令和元年度までは、例えばインバウンド対応コミュニケーション機能向上、インバウンド向けツアープログラム研修、インバウンド受け入れ研修会などを行っていた。」とのことであった。）。

上記の各事業は、事業目的を達成するものであり、一定の有効性を認めることができることから、事業の有効性はBとした。

もっとも、前記のとおり、自然公園の利用者の意見聴取の方法は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであり、県による利用者の意見集約がなされていないため、例えば、園地内の多言語案内板の整備がどの程度利用者の利便性を向上しているのか検証が困難な状況にある。

このように、事業を適切に実施するためには、利用者の意見聴取は不可欠であると思われ、本事業については改善の余地があると思われることには留意いただきたい。

なお、監査の過程において、令和2年度に開催された大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会の議事録を確認したところ、特段問題となる点は認められなかった。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の財務事務の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 誘客アップに向けた自然公園設備整備事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	圏内の国立公園など自然公園ではその優れた風景を楽しむために園地や遊歩道などを整備してきたが、長年の併用により老朽化した施設が増加し、見た目のイメージを損なっている箇所やビューポイントへの案内が不十分であるため、自然公園の魅力を活かし切れていない箇所がある。それらの園地などについて、案内標識の充実や、トイレのリニューアルなどにより、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげる。		
事業内容	I 鷺羽山園地 R 2は事業なし II 吉備路風土記の丘 ・案内板リニューアル ・南駐車場門扉リニューアル 景観のイメージを損なっている老朽化した案内標識等の更新を行う。 III 王子ヶ岳・渋川園地 ・休憩舎ベンチ設置・老朽看板撤去 展望地にある休憩舎のベンチが破損し使用禁止となっているため更新する。また、老朽化している看板について景観を損ねているため撤去を行い、園地のイメージアップを図る。 ・野営場整備（渋川園地） 老朽化して著しく破損している箇所があり危険なため、玉野市と協議を進めながら早急に再整備（または撤去）を行う。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等設定技術指針（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	4325万2000円	令和2年度決算 (執行率)	3670万6000円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

本事業は、自然公園のイメージ向上や利便性の向上を図ることを目的としており、その目的は、自然公園法，自然公園条例及び自然保護基本計画等に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、吉備路風土記の丘ベンチ設置工事及び王子ヶ岳渋川野営場再整備工事の契約手続きに関する資料を確認した。

前者の工事は、随意契約（委託金額：112万2000円、委託先：株式会社ニシガーデン）の方式、後者の工事は一般競争入札（最低制限価格：1430万（税別）、予定価格：1592万円（税別）、落札金額：1430万円（税別）、委託先：株式会社フミタ組）の方式で締結されていた。

この点、随意契約については、工事金額が250万円未満であって少額随意契約を締結することができる場合にあたり、かつ、見積もりが3社から提出され、もっとも低額の見積書を提出した業者と契約が締結されていること等を確認したことから、特段問題となる点は認められなかった。

次に、一般競争入札の手続きであるが、8社からの入札があり、落札者を含め7社が最低金額での入札があったため、くじで落札者が決定されていたことを確認した。

また、落札者が決定した後、①仮設道（敷鉄板、大型土のう）の数量の減（「当初、進入路の狭小区間は、大型土のうと敷鉄板敷設により安全な幅員を確保する予定であったが、施工業者と協議の結果、使用する重機の大きさを工夫することにより、現道の幅員のままで安全性を確保できることから敷鉄板と大型土のうの数量を減とするもの」、②デッキサイト出入口部の追加（「当初、デッキサイトの出入口部の施工は、遊歩道再整備の計画が完成してから着手する予定となっていたが、関係機関との協議の結果、遊歩道は既設をそのまま使用することになった。出入口部が未施工の場合、デッキサイトと遊歩道の間に隙間ができる危険なことから、安全性を確保するため、本工事で対応するもの」）及び③その他（「その他数量の物は現地再精査の結果による。」）という理由で使用が変更され、結果として、契約金額が67万円（税別）増額されることとなった。

上記の仕様変更について、やむを得ない事由があり、変更後の金額もそれほど高額ではなく当初の予定価格の範囲内の金額であって、前記ガイドラインに違反するものではないことから、財務事務の合规性の評価をBとした。

ただし、容易に仕様の変更が認められると一般競争入札手続きに付した意味が失われる恐れがあることに留意する必要がある。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業の内容は、自然公園のイメージ向上のため、施設の改修等を行うものである（なお、「1 自然公園事業」の各事業との違いは、「1 自然公園事業」の各事業は、自然公園内の設備の必要最小限度の維持管理を行うものであるが、本事業は、最小限の維持管理ではなく、イメージ向上に向けた改修等を行うものである。）。

前記のとおり、利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであるものの、利用者からの指摘（例：公園内の設備の損壊等に関する指摘等）に

対応するものが中心で、積極的に利用者の意見を聴取しているわけではないとのことであった。

この点、本事業は、国定公園等について最小限の維持管理ではなく、訪問客を増加させるためのイメージ向上に向けた改修等を行うものであり、積極的に利用者の意見を聴取する必要があるが、かかる観点から、現状では自然公園の利用者の意見を十分に聴取できていないと言わざるを得ない。

このように、本事業は、「1 自然公園事業」の各事業よりも多額の予算を投じる事業であることや誘客アップを目的としていることから、その投資の有効性を検証する必要性が高い。

このように利用者の意見聴取の点において、改善の余地があると思われることから、事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項5－4】自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。

本事業の有効性を検証するにあたり、実際の国定公園の利用者数のみではなく、利用者の意見を聴取することは重要であると思われる。例えば、利用者がどの地域から国定公園を訪問しているか等を把握することで、国定公園の運営に生かすことが可能となる。このように、国定公園の運営に当たっては、利用者の意見収集について検討すべきである。

なお、本事業は、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

【事業の効率性 A B ☒ C D】

前項において検討したとおり、事業の成果について十分に把握できておらず、事業の効率性について、明確に判定することができないことから、事業の効率性の評価をCとした。

5 観光客アトラクト推進事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	大山隠岐国立公園は蒜山、毛無山等の山岳の魅力的な景観を持つ地域であり、特に蒜山三座及びその裾野に広がる蒜山高原は岡山県屈指の観光スポットとなっている。 もともと、新型コロナウイルス感染症対策としての外出自粛により減少したため、国内外からの観光客の増加を図る。		
事業内容	山隠岐国立公園は蒜山、毛無山等の山岳の魅力的な景観を持つ地域であり、特に蒜山三座及びその裾野に広がる蒜山高原は岡山県屈指の観光スポットとなっている。 大山から蒜山を結ぶ蒜山大山スカイラインと蒜山高原線の交差点（T字路）に多言語案内看板を設置して、当地が「大山隠岐国立公園」であると宣伝し、観光客の増加を図る。 なお、本箇所は、豪雪地域であるため、秋季までに案内看板の設置を完了したい。		
法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付制度要綱		
主な財源	地方創生臨時交付金（国庫）300万円		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	300万円	令和2年度決算 (執行率)	214万5000円 72(%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

国が策定した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」は、下記のとおり、その目的を定めている。

記

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項並びに「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けて

いる地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする。

以上

岡山県は令和2年度第2回実施計画において、本事業を掲げ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受領しているが、本事業は、上記交付金の実施計画に基づく事業であることを確認した。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、大山隠岐国立公園案内標識設置工事の契約手続きに関する資料を確認した。

上記の工事は、随意契約（委託金額：220万円、委託先：株式会社菱川グリーン）の方式で締結されていた。

この点、随意契約については、工事金額が250万円未満であって少額随意契約を締結することができる場合にあたり、かつ、見積もりが3社から提出され、もっとも低額の見積書を提出した業者と契約が締結されていること等を確認したことから、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業の具体的な内容は、蒜山大山スカイラインと蒜山高原線の交差点（T字路）に多言語案内看板を設置して、当地が「大山隠岐国立公園」であると宣伝するというものである。

監査の過程において、観光客の増加のために、多言語案内看板設置という方法を選択した理由について確認したところ、大山隠岐国立公園の岡山県側には、国立公園を示す多言語案内看板が未設置であったため、公園のPRに資するために実施したとの回答を得た。

もっとも、監査人の「多言語案内看板を設置することでどの程度の観光客の増加を見込まれていますでしょうか。観光客の増加見込みとその根拠をご教示ください。」との質問に対し、「国では国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図ることを目標に、訪日外国人の利用増を目指す取組がなされており、備えるべき施設として、観光客の利便性に配慮して設置したものであり、県独自の成果指標の設定は必要ないとする。」との回答がなされている。

確かに、多言語案内看板の設置という事業内容と観光客の増加との因果関係を定量的に測定することは困難であり、事業効果の検証が容易ではないことは理解できる。

もつとも、本事業は、国庫の補助で賄われるとはいえ、公金を投じて実施する事業である以上、成果の検証方法を検討することは不可欠であり、なんらの成果指標もなければ、今後事業を継続すべきかの判断をすることや今後の改善点を把握することは困難である。

このように、本事業の成果の判定に関して、改善の余地があると思われることから、事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項5－5】定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。

本事業のように投資した金額の成果を定量的に測定することが困難であることは理解できる。

もつとも、例えば自然公園の利用者に対してアンケートを実施し、その際に看板を認識したかについて質問すること等も考えられる。

このように、本事業の成果を把握しつつ、成果に対して一定の指標を設けることは可能であると思われることから、成果指標の設定を検討すべきである。

なお、本事業は、前項の事業と同じく、国内外からの観光客の増加を図ることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

【事業の効率性 A B ☒ D】

事業の有効性において検討したとおり、本事業の成果を検証することができないことから、投資された金額と本事業の成果が均衡しているのか判断ができない。

このように事業の効率性の検証が困難となっている現状については、問題と言わざるを得ないことから事業の効率性の評価をCとした。

6 自然環境保全審議会運営事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	岡山県自然環境保全審議会を運営すること。		
事業内容	県立自然公園の指定，公園計画の決定，県自然環境保全地域等の指定，指定希少野生動植物の指定，鳥獣保護区等の設定，温泉の掘削，増掘及び動力装置の許可等を審議する。		
法令・条例・要綱等	自然環境保全法51条，自然環境保全審議会条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	99万2000円	令和2年度決算 (執行率)	69万円 (69%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然環境保全法51条は，「都道府県に，都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。」と規定し，かかる法律の規定を踏まえ，自然環境保全審議会条例は，下記のとおり，規定している。

記

(設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として，岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか，知事の諮問に応じ，自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は，委員40人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は，学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は，2年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる

(「自然環境保全審議会条例」抜粋)

本事業の目的は、自然環境保全法及び自然環境保全審議会条例に基づき、自然環境保全審議会を運営することであり、その目的は法令等に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度に開催された自然環境保全審議会の議事録を確認したところ、事業の有効性について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、自然環境保全審議会の全体会及び部会のいずれも、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであつた。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

7 自然保護推進員活動事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	郷土の美しい自然の保全に努めるとともに、県民に自然保護の重要性を広く普及・啓発すること。		
事業内容	・自然公園や自然保護地域などの指定地域内の巡視と管理状況の把握 ・自然の保護に関する情報の収集及び普及啓発 ・生物多様性に関する情報の収集及び普及啓発 等		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然保護推進人の数：100人	2019年度達成状況	自然保護推進人の数：52人
令和2年度予算	24万4000円	令和2年度決算（執行率）	17万5000円（72%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A **B** C D】

自然保護条例39条は、下記のとおり、規定している。
記

自然保護条例

（自然保護推進員）

第39条 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができる。

（「自然保護条例」抜粋）

自然保護基本計画

○自然公園指導員等との連携による適正な利用指導（環境文化部）

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないよう自然公園などの適正な利用指導に努めます。

（「自然保護基本計画」12頁抜粋）

本事業は、自然保護条例及び自然保護基本計画に基づき、自然保護推進員を設置し、自然の保護や生物多様性に関する情報の収集及び啓発を行うことを目的としてお

り、かかる事業目的は自然保護条例及び自然保護基本計画の趣旨に適うものである。
このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。
その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。
これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の進め方について確認したところ、下記のとおり、事業を進めるとのことであった。

記

- ① 推進員を公募し、市町村の推薦により知事が委嘱する(委嘱期間2年 再委嘱可)。
- ② 推進員の活動はボランティアとし、県の負担でボランティア保険に加入する。
- ③ 概ね3カ月に1回程度、稼働報告書を提出する。

以上

監査の過程において、自然保護推進員の応募状況について確認したところ、令和元年度は64名、令和2年度は59名であるとのことであった。

また、推進員の報告書の有無及び内容を確認したところ、適正に保管されていることを確認した。

その他、事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、自然保護推進員研究会について、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

8 自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	100年生前後のブナを中心とした県下最大級の貴重で、学術的にも重要な天然林を有する毛無山や、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の自然海浜、段々畑など、自然と人文景観が一体となって独特の親しみ深い景観をつくり出している瀬戸内海国立公園などの自然環境の保全を目的としている。		
事業内容	(1) 大規模天然林毛無山の管理委託 大規模天然林毛無山の自然環境を保全する目的で公有化した土地（県有地）の管理委託をする。 (2) 国立公園内（倉敷玉野地域）の清掃活動への補助金 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会が行う美化清掃活動に対して補助金を交付する。		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	149万円	令和2年度決算 (執行率)	148万円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

自然保護条例及び自然保護基本計画は、下記のとおり、規定している。

記

自然保護条例

(県自然環境保全地域の指定)

第14条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

- 一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）
- 二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成

している土地の区域を含む。)

(「自然保護条例」14条1項抜粋)

自然保護基本計画

○大規模天然林の保全(環境文化部)

県下最大規模のブナ林を中心とした貴重な天然林を有する毛無山の自然環境を適正に保全するとともに、県民が広く自然に親しむことのできる場として活用されるよう、適切な維持管理を行います。

(「自然保護基本計画」11頁抜粋)

本事業の目的は、天然林を有する毛無山や、独特の親しみ深い景観をつくり出している瀬戸内海国立公園などの自然環境の保全を目的としており、本事業の目的は、自然保護条例及び自然保護基本計画に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、委託に関する資料及び補助金の交付に関する資料を確認した。

この点、委託先との契約は、予定価格が県財務規則に定める金額を超えない金額であるとして、少額随意契約の方式でなされていた。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手が特定されるとき。」といえる。

この点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、前記の目的を達成するため、①毛無山の管理委託及び②国立公園内(倉敷玉野地域)の清掃活動への補助金を交付するものであり、かかる事業内容は、目的に沿うものであることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

9 希少野生動植物保護事業

(1) 希少野生動植物保護（条例施行）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	希少野生動植物の現状調査や保護実施地域での啓発活動のほか、知事が委嘱した指定希少野生動植物保護巡視員（保護巡視員）のための研修会の開催等の事業を実施する。		
事業内容	(1) モニタリング調査の実施 条例指定種の生息・生育状況を把握し、今後の保護活動に反映させるほか、近年増大する盗掘、密猟等の捕獲圧や外来種による食害などの対策検討のため、専門家（希少野生動植物保護専門員）等によるモニタリング調査を実施する。 (2) 条例指定種普及啓発活動の実施 条例指定種の現状に応じて、保護専門員等の専門家を講師に保護巡視員を対象とした研修会を開催し、保護活動に必要な情報交換等を行う。また専門家及び生息・生育地域の住民の協力を得ながら、希少野生動植物の保護の必要性について、広く県民及び事業者の理解を深めるための施策を実施する。 (3) ボランティア保険への加入 保護巡視員による巡視活動中の不慮の事故等に備えるため、ボランティア保険に加入する。		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	32万4000円	令和2年度決算（執行率）	22万8499円（71%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

希少野生動植物保護条例及び自然保護基本計画は、野生動植物の管理について、下記のとおり、定めている。

記

希少野生動植物保護条例

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たっては、その保護に熱意を有する県民、事業者又はこれらの者が組織する団体と協働して取り組むものとする。

3 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

(「希少野生動植物保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

○希少野生動植物保護条例に基づく保護管理（環境文化部）

絶滅のおそれのある希少野生動植物について、「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、生息・生育地の市町村をはじめ、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

○国内希少野生動植物の保護（環境文化部）

国及び市町村と連携し、種の保存法により指定されている国内希少野生動植物の状況や保護について普及啓発を進めるとともに、地域の保護活動に対する支援を推進します。

(「自然保護基本計画」20頁抜粋)

本事業は、上記の条例が定める県の責務を遂行するため、希少野生動植物の現状調査や保護実施地域での啓発活動等条例遂行のために必要となる事業を実施することを目的とするものであり、条例の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、①令和2年度の研修会の開催実績、②パンフレット及びクリアファイルの配布実績並びに③モニタリング調査の結果の活用方法について確認したところ、①令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で研修会の開催はなかったこと、②研修会の開催がなかったことに伴いパンフレット及びクリアファイルの配布はなかったこと及び③モニタリング調査の結果を踏まえ、希少野生動植物の生育、育成状況

を随時把握し課題が生じれば対策を検討して実施していること（具体例としては、希少性植物の育成地の雑草等の浸蝕に対応する草刈り、猪の食害対策を実施していること）を確認した。

このように、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で本来予定していた事業は実施されなかったものの、本事業の内容は、事業目的に沿うものであり、モニタリング調査の結果も適切に活用されていることを踏まえ、事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、Bとした。

(2) 希少野生動植物保護（保護推進活動支援）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	希少野生動植物の保護について、必要な調査・助言等を行うため希少野生動植物保護専門員を派遣し、自然保護団体等が実施する保護推進事業や生息・生育地の維持管理作業等に必要な支援を行うことで、協働による指定希少野生動植物の保護施策を推進する。		
事業内容	(1) 希少野生動植物保護専門員の派遣 保護推進事業による指定希少野生動植物の保護の取り組みが専門的な見識を踏まえて進められるよう、専門員の活動計画又は保護推進事業に取り組む団体等からの要請等に応じて希少野生動植物専門員を派遣する。 (2) 生息・生育地等の維持管理作業支援 保護推進事業の実施において、指定希少野生動植物の生息・生育地の維持管理作業を行う団体等に対し、作業や巡視に必要な用具等を購入し貸与する。また希少種の保護を呼びかける看板等を設置する。		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	28万2000円	令和2年度決算（執行率）	16万3548円（58%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

希少野生動植物保護条例26条は、希少野生動植物の保護に関する啓発活動等について、下記のとおり、規定している。

記

希少野生動植物保護条例

(希少野生動植物保護専門員)

第26条 知事は、希少野生動植物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、その保護に関し必要な啓発、調査、助言等を行う希少野生動植物保護専門員を委嘱することができる。

2 希少野生動植物保護専門員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(「希少野生動植物保護条例」抜粋)

本事業は、希少野生動植物の保護について、必要な調査・助言等を行うため希少野生動植物保護専門員を派遣し、希少野生動植物の保護推進事業や生息・生育地の維持管理作業等に必要な支援を行うこと等を目的としており、上記条例の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、令和2年度の保護専門員の派遣実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

No	事業内容	回数	場所
1	サクラソウ保全活動	5回	真庭市自生地
2	ミズアオイ種まき会	1回	倉敷市自生地
3	ミズアオイ保全活動	4回	同上
4	ミズアオイ観察会	1回	同上
5	ナガレタゴガエル現地調査	4回	鏡野町生息地等
6	ナガレタゴガエル現地視察研修会	1回	津山市生息地
7	エヒメアヤメ保全活動	2回	笠岡市自生地
8	ミチノフクジュソウ保全活動	3回	高梁市自生地

また、令和2年度の保護専門員の活動に関する報告書を確認したところ、活動に関して詳細な報告がなされていることを確認した。

さらに、令和2年度における用具の貸し出し状況を確認したところ、チップソー及び混合燃料等の貸出があったとの回答を得るとともに貸出しに関する資料を確認した。

以上のとおり、本事業については、事業目的に沿って実施されており、その有効性については問題となる点は認められなかったため、事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、Bとした。

(3) 希少野生動植物保護（レッドデータブック等更新）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	絶滅の恐れのある野生生物の現状を明らかにし、保護の重要性の周知を図るとともに、環境アセスメントの審査や開発行為と自然保護との調整等保護対策の基礎資料として活用するため、岡山県は、平成15年に岡山県野生生物目録及び岡山県版レッドデータブックを発刊し、概ね10年毎に改訂を行うとともに、緊急に保護が必要な種については、適宜補遺を作成してきた。 このような経緯を踏まえ、次期レッドデータブック改定等に向け、刻々変化している県内の野生生物の生息・生育環境などの変化を追跡調査し、継続的なデータ収集と検討を行う。		
事業内容	(1) 岡山県版レッドデータブック次期改定に向けた取組 県内の野生動植物の現況把握に必要となる野生生物データベースの見直し、再構築する業務を委託する。 (2) 事務局経費 上記業務を実施する岡山県野生動植物調査検討会の運営に必要な経費を支出する。		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	340万8000円	令和2年度決算（執行率）	340万7800円（100%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前記のとおり、希少野生動植物保護条例3条は、野生動植物の管理における県の責務として、野生動植物が置かれている状況を常に把握すること（1項）及び希少野生動植物の保護の必要性について、普及啓発等適切な措置を講ずること（3項）を規定している。

また、レッドデータブックに関し、自然保護基本計画は下記のとおり規定している。

記

自然保護基本計画

○「岡山県版レッドデータブック2020」を活用した普及啓発（環境文化部）

開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、「岡山県版レッドデータブック2020」を活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を促進します。

○希少野生動植物の情報収集，データベース化（環境文化部）

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理，データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集，基礎調査を進めます。
（「自然保護基本計画」20頁）

本事業は、上記の条例が定める県の責務及び自然保護基本計画の具体的な計画を遂行するため、刻々変化している県内の野生生物の生息・生育環境などの変化を追跡調査し、継続的なデータ収集と検討を行うことを目的とするものであり、条例及び自然保護基本計画の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、委託事務に関する書類を確認したところ、本事業の委託契約は、随意契約（委託先：岡山県野生動植物調査検討会、委託金額：256万6300円）の方式でなされており、その理由は、事業内容から一般競争入札によることが「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令167条の2.2号）に該当するためであるとのことであった。

この点、レッドデータブックの基礎となるデータの継続性を確保する必要や本事業の特殊性を考慮すれば、本事業の委託が随意契約によることについて合理性を認めうると考える。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、レッドデータブックの活用状況について確認したところ、レッドデータブックは、①環境アセスメント、自然保護協定に係る基礎資料として活用していること、②HPに掲載するとともに、関係行政機関、市町村、市町村教育委員会、公共図書館、大学図書館、関係施設に配布して周知していること及び③岡山県自然保護センターにおいて県民を対象にした普及啓発講演等を実施する際に利用しているとの回答を得た。

上記のレッドデータブックの利用状況は、事業目的に適うものであるから、事業の

有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特に、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

10 鳥獣保護区設定事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣保護区等を設置するとともに、生育数が減少しているキジについて、放鳥を実施する。 また、愛鳥思想の普及啓発を図るため、池田動物園を鳥獣保護センターとして指定し、傷病鳥獣の保護・看護を実施する。		
事業内容	(1) 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域に制札や案内板を設置 岡山県が制札や案内板を設置する。 (2) キジの放鳥事業 岡山県猟友会に委託する。 (3) 高病原性鳥インフルエンザ調査事業 岡山県が調査事業を実施する。 (4) 鳥獣保護センター運營業務委託 池田動物園に業務を委託する。		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護管理法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2012万1000円	令和2年度決算 (執行率)	1796万3000円 (89%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

鳥獣の保護及び管理等に関する法体系は下記のとおりである。

記

鳥獣保護法

(基本指針)

第3条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(鳥獣保護区)

第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
 - 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

(「鳥獣保護法」抜粋)

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(国)

第一 (省略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。)、特別保護地区(以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。)及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 (省略)

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。

また、その際、猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。
- ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。
- ④ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- ⑤ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋)

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）

第一 （省略）

第二 鳥獣保護区、特別保護区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指針移管する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生活環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。本件の鳥獣保護（県指定）は、第11次鳥獣保護管理事業計画期間終了時点で65箇所、26,608haを指定している。

一方、中山間地域等においては、過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加といった社会・経済活動や生息環境の変化など様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びカワウ等による農林水産被害が依然として深刻な状態にあり、鳥獣保護区の指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、生物多様性の保全に資するため、環境大臣の定める基準により、第1次～第11次鳥獣保護管理事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則とするが、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

なお、指定期間は、原則10年とする。

② （省略）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 （省略）

2 放鳥獣

(1) 方針

第11次鳥獣保護管理事業計画期間中には、人工増殖したキジについて孵化後120日令以上のものと成長を合わせて11,570羽放鳥した。本計画期間中においても、次の点に留意しながら、7,000羽放鳥する。

- ・放鳥場所は、キジの生息及び繁殖の環境等を考慮しつつ、鳥獣保護区等から選定する。
- ・放鳥後の定着状況を把握するため、放鳥するキジには標識を付し、標識回収による追跡調査を実施する。
- ・高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、キジ生産者に対して衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともにそれらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性を検討する。

(2) (省略)

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」6頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護法及び環境省が策定した鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を受けて、岡山県が作成した第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区の管理、キジの放鳥等を行うことを目的とするものであり、その事業目的は法律および基本計画に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、放鳥事業の委託に関する資料を確認したところ、かかる委託事業は随意契約（委託予定金額：775万7750円）であり、委託先は一般社団法人岡山猟友会とされていた。

なお、随意契約とされた理由について、キジの生産及び放鳥について専門的な知識が必要とされていること、委託先は昭和39年から放鳥事業を実施しておりキジの人工増殖や生息適地等を熟知しているため、本事業を遂行できる唯一の業者である旨の説明がなされていた。また、見積書は委託先からの見積書のみ存在を確認した。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域に制札や案内板を設置することとキジの放鳥をすること等であり、事業目的に沿うものである。

したがって、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、監査の過程において、平成30年度から令和2年度までのキジの生息数の推移について確認したところ、不明であるとの回答がなされているが、放鳥事業については、その成果の検証のため、キジの生息数を確認することは重要であると思われることから、キジの生息数の確認については検討することが望ましい。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

1 1 愛鳥思想普及事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間に愛鳥ポスターコンクールを実施するとともに、野鳥の森の管理等を実施する。		
事業内容	(1) 愛鳥ポスターコンクールの開催 岡山県が実施する。 (2) 大平山野鳥の森の維持管理 瀬戸内市又はその売却先に業務委託する。 (3) 日本鳥類保護連盟岡山支部活動の補助 日本鳥獣保護連盟実施主体の事業に補助		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	47万円	令和2年度決算 (執行率)	37万4000円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

鳥獣保護の普及啓発について、環境省が策定した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」及び岡山県が策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画」において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（国）

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、

生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。
(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋)

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）
7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及など

① 方針
野鳥保護の一環として、愛鳥週間を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図る。

② 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
広報活動	←→						←→						各地域野鳥の会の協力
人とみどりや野鳥の集い	←→												
県内各地探鳥会	←→							←→					
愛鳥作品の募集	←→												
愛鳥作品の展示				←→									

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」32頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護管理事業計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画が定める鳥獣の保護及び管理について普及啓発を行うものであり、法令等の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、大平山野鳥の森維持管理の委託に関する資料を確認したところ、かかる委託事業は随意契約（委託予定金額：9万5938円）であり、委託先はベネフィットホテル株式会社であった。

なお、随意契約とされた理由について、委託先である事業者は野鳥の森に隣接する岡山いこいの村の運営を行っており、これまで業務委託していた瀬戸内市から野鳥の森管理業務を受託していた実績もあり、本事業者以外本業務を実施できる団体はない旨の説明がなされていた。また、見積書は同社からの見積書のみ確認した。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の愛鳥ポスターコンクールの開催実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

募集期間：令和2年4月1日から同年6月15日

審査会：令和2年6月30日

応募点数：456点（うち入賞点数27点）

以上

また、令和2年度の負担金、補助金及び交付金の支給実績について確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

補助金名：岡山県鳥獣保護普及促進事業費補助金

支出先：日本鳥類保護連盟岡山県支部

補助金額：13万5000円

以上

この点、公益財団法人日本鳥類保護連盟の目的及び事業活動は、下記のとおりである。

記

活動目的

当連盟は、鳥類をはじめとする野生生物の保護を広く普及するとともに、その保護を推進し、生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

活動概要

1. 鳥類等の野生生物保護及び自然保護を推進するための普及啓発活動に関すること。
2. 鳥類等の野生生物保護にかかわる調査研究に関すること。
3. 希少な鳥類等の保護の推進に関すること。
4. 鳥類等の野生生物保護に係る個人及び団体による功労の表彰に関すること。
5. 鳥類等の野生生物保護にかかわる国際協力に関すること。

以上

本事業の内容や委託先の性質を踏まえると、本事業の内容は、事業目的を達成するための事業といえることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

12 鳥獣生息調査事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	県下に生息又は飛来する野生鳥獣の現状を明らかにし、今後の鳥獣の保護及び鳥獣保護行政の基礎資料とする。		
事業内容	(1) 鳥獣生息分布調査事業 鳥獣保護区等において、生息・飛来する野生鳥獣の状況を調査する。 (2) ガン・カモ科鳥類生息調査事業 ガン・カモ類個体数の全国一斉定点調査及び鳥インフルエンザ早期発見のための定期的な糞便調査を行う。		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	56万7000円	令和2年度決算 (執行率)	47万1000円 (83%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

鳥獣生息調査について、鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針及び第12次鳥獣保護管理事業計画において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣保護法

(調査)

第78条の2 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況，その生息地の状況，鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について定期的に調査をし，その結果を，基本指針の策定又は変更，鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更，この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(「鳥獣保護法」抜粋)

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（国）

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を参酌して盛り込み、実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋）

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）

第七 鳥獣の生息の状況の貯砂に関する事項

1 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況

等を把握し、鳥獣の保護対策、捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び生育環境の整備に資するため、野生鳥獣の生息状況を把握する。

(2) 鳥獣生息分布調査

必要に応じて、関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告書等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により、主要な鳥類及び獣類の種類の分布状況、繁殖状況等について把握する。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地 15 箇所 (児島湖・阿部池、百間川、錦海、旭川ダム、日生諸島、玉島・水島沖、笠岡湾干拓地、新成羽川ダム、美穀湖、湯原湖、深山公園、旭川、吉井川、日子木大池、寄島干拓地)	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	毎年現地において、 種類別の生息数調査 を行う。 一斉調査：1 月中旬 (全国一斉調査日)	調査の保護区等指定状況 鳥獣保護区 6 箇所 特定猟具禁止区域 (銃猟) 7 箇所 その他 2 箇所

(4) 狩猟鳥獣生息調査

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
主な狩猟鳥獣	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を指定して、鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づくモニタリング調査及び出猟カレンダー調査を実施する。	

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」25頁から26頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護法、鳥獣保護管理事業計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画が定める鳥獣の生息の状況等の調査を行うものであり、法令等の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、鳥獣生息分布調査事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業は随意契約（委託先：日本鳥類保護連盟岡山県支部、委託金額：17万8800円）とされていた。

また、ガン・カモ科鳥類生息調査事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業も随意契約（委託先：日本鳥類保護連盟岡山県支部、委託金額：29万1665円）とされていた。

この点、いずれの委託金額も、県財務規則が定める金額よりも低額であったため、少額随意契約であった。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①鳥獣保護区等において、生息・飛来する野生鳥獣の状況を調査すること及び②ガン・カモ類個体数の全国一斉定点調査及び鳥インフルエンザ早期発見のための定期的な糞便調査を行うことにあり、その事業内容は、事業目的に沿うものであることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

13 野生鳥獣保護管理対策事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	岡山県では、国のレッドリストに「別滅のおそれのある地域個体群」と位置づけられた東中国地域（岡山，兵庫，鳥取）に生息するツキノワグマを対象として、保護計画を策定し、各種対策に取り組んでいる。 ツキノワグマについては平成12年度から取組を始め、24年度からは「県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図ること」を目標として、生育状況の調査や捕獲管理、被害防止対策の普及啓発等に努めている。 また、近年野生鳥獣が市街地に頻繁に出没しており、人身被害や生活環境被害のおそれが高まっていることから、野生動物の専門家による研修会を実施し、捕獲技術や対応ノウハウの向上を図る。		
事業内容	(1) 野生鳥獣保護管理対策事業 （公益財団法人岡山県環境保全事業団に委託） 地域住民等からのクマの出没情報に基づき、現地調査を行い、保護対策を検討し、関係者にその対策を指導する。 また、ワナ等に誤捕獲されたクマを、不動化して個体の調査（生態調査）を行い放獣する。 さらに、調査結果を保護計画に反映させるため、野生鳥獣保護管理対策協議会において対策の効果等を検証する。 (2) 野生鳥獣市街地出沒対策 市街地に出没するサル等の対策のため、地域住民への啓発を行うほか、出没時の適切な対策のため専門家等による研修会を実施する。		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，ツキノワグマ保護計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	524万4000円	令和2年度決算 (執行率)	524万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

ツキノワグマの保護について、鳥獣保護法，岡山県が作成した「ツキノワグマ保護計画」において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣保護法

(第一種特定鳥獣保護計画)

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第一種特定鳥獣」という。）の保護に関する計画（以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2 第一種特定鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一種特定鳥獣の種類

二 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間

三 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域

四 第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目標

五 その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

(鳥獣保護法抜粋)

ツキノワグマ保護計画

1 計画策定の趣旨及び背景

(1) 趣旨

ツキノワグマによる人身被害・精神被害の回避や農林業被害の軽減を図りながら、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持をめざし、科学的かつ計画的な保護を行うことによって、人とツキノワグマの棲み分けによる共存の実現を図ることを目的とする。なお、この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条第1項の規定に基づき、第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ保護計画）として策定するものである。

(2) 背景（省略）

2～6（省略）

7 保護の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る。

8 目標を達成するための施策の基本的な考え方

保護の目標を達成するため、地域住民、農林業者、市町村など地域の幅広い関係者の理解・協力のもとに、人身被害防止対策及び農林業被害防止対策を積極的に推進し、県民の安全と安心の確保を図りながら、専門家による科学的知見を踏まえ、生息環境の整備やクマに関する正しい知識の普及啓発活動等に努める。

ガイドライン等を踏まえ、東中国地域個体群のツキノワグマは当面絶滅のおそれはない状態であると考えられることから、狩猟による捕獲禁止を17年ぶりに解除する。

なお、乱獲による急激な生息数の減少を避けるため、当面、一定の制限を設けることとする。

また、県内に生息するクマは東中国地域個体群の一部を構成するものであることから、主たる分布域を抱える兵庫県や鳥取県との円滑な連携に努めることとする。

9 捕獲等に関する事項

(省略)

10 生息地の保護及び整備に関する事項

(省略)

11 被害防止対策に関する事項

クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的被害を防止するとともに、農林業被害を最小限にとどめるため、市町村や地域住民等の理解と協力の下に、次のとおり被害防止対策を推進する。

また、クマが出没した場合は、出没対応基準により対応する。

(1) 精神被害・生活被害の防止

クマが出没した原因を明らかにし、その原因を早期に取り除くことによりクマの執着を未然に防ぎ、周囲の集落や耕作地など人の生活圏内にクマを誘引しないよう、次のような対策を講じる。

ア クマを人里や観光地などに誘引する原因の一つとなる生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民、事業者及び入山者に対して普及啓発を行う。

イ 放置されたカキやクリなどはクマの餌木となるため、人家周辺の利用されていない木はできるだけ伐採するか、クマが木に登れないよう、地域全体で木の周りに囲いをしたり幹にトタンなどを巻くよう指導する。

ウ 栽培作物や養蜂巣箱に執着する個体を生み出さないよう、恒常的に出没が確認されたり被害が発生する地域については、効果的・効率的な電気柵の設置を進める等防護の徹底を指導する。また周囲の藪を刈り払い見通しをよくする等、クマの出没しにくい環境を整備する。

(2) 人身被害の防止

クマとの不測の遭遇による事故などを回避するために次のような対策を講じる。

- ア クマの生息地域へ行く林業従事者や入山者などには、クマに遠く離れた場所から人の存在を認知させ、不意の接近を予防するための鈴、ラジオ等の携帯を奨励する。また、不意に遭遇したときのための撃退スプレーや、非常時に連絡が取れるよう携帯電話や無線機を準備する、複数で行動する等の十分な注意の啓発を図る。
- イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合には、地元市町村を通じ速やかに広報を行うとともに、児童生徒に登下校時に鈴を携行させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。
- ウ 狩猟によるクマの捕獲にあたっては、狩猟者に対して安全講習会等を実施し、事故の防止を図る。

(3) 被害防止体制の整備

- ア 県庁内関係部局等において、被害防止対策に係る情報を共有するなど連携を強化するために、ツキノワグマ被害防止対策会議を設置する。
- イ 出没が多い美作県民局において、現場対応力を強化するため、管内の市町村、警察署及び県の相互連携による美作地域ツキノワグマ現地対策マトリックスを組織し、緊急に捕獲しなければならない事態が生じたときなどに備え、体制を整備する。また、他の県民局にあっても、関係機関による連絡会議の開催等、出没状況に応じた体制の構築を図るものとする。
- ウ クマの執着を早期に防ぐ対策が取れるよう、地域、市町村、県の連携を密にし、迅速な出没情報の収集に努めるとともに情報の共有に努める。
- エ 有効な被害防止対策に関する情報の収集に努めるとともに、これらの採用についても検討し、配備・普及を図る。
- オ ブナ、ミズナラ、コナラ等のブナ科堅果類の豊凶調査の実施により秋季の出没予想を行い、大量出没に備えた早期の対策を実施する。
- カ 出没への迅速な対応を図るため、必要に応じ県から関係市町村へ有害鳥獣捕獲許可権限の移譲を検討する。

12 普及啓発・広報活動に関する事項

クマの保護の適正な推進や被害防止のためには、地元市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が不可欠である。このため、県、市町村及び関係者が協力して、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達など次のような広報活動を継続的に推進する。

(1) 県民の理解と協力

- ア 保護や被害防止に関して、県民の幅広い理解と協力を得るために、県の広報媒体の活用、ホームページの開設等を行う。
- イ 残飯や空き缶などの適切な処理、不意の出会いの際の対処法などを記したパンフレットの入山者、観光客への配布、さらに要所へ注意事項を示した標識、説明板等

を設置し、クマに対する正しい理解と協力を推進する。

(2) 地域内での情報の周知

ア クマの出没が多い地域の住民など関係者を対象とした保護対策や被害予防に関する出前学習講座等の説明会の開催及びクマの生態情報や被害防止対策を記したパンフレットや広報誌を配布し、地域内での対策について普及啓発を図る。

イ クマの出没情報が寄せられた場合は、市町村広報車、防災無線、ケーブルテレビ等を活用し、付近の住民や農林業者等に対する被害防止のための情報の的確かつ迅速な広報に努める。

13 その他保護のために必要な事項

(1) 錯誤捕獲の防止

狩猟者に対し、イノシシなどを捕獲することを目的としたわなによる錯誤捕獲防止のため、鳥獣保護管理法第12条第1項第3号及び同法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項に定める禁止猟法の遵守や設置方法等について指導を行う。

(2) モニタリング等の調査研究

調査研究機関に委託して、クマの生息域や繁殖等の生態を調査する。調査は、学術研究等のために捕獲した個体又はくくりわな等により錯誤捕獲された個体にマイクロチップ、耳標を装着して行うとともに、殺処分された個体についても可能な限り生態把握に努めるものとする。また、これまで蓄積されてきたモニタリングデータを基に、統計手法を用いて生息数の推定を実施する。こうした調査結果等により、兵庫県、鳥取県と連携し、東中国地域個体群全体の生息状況の把握に努めるものとする。(3) 計画の実施体制

ア クマの農地、人家周辺等への出没状況に応じた情報の速やかな収集連絡体制、出没状況の調査、被害防止対策、有害捕獲許可に係る対応及び錯誤捕獲時の対応等については、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」において定める。

イ 本計画を円滑に推進するため、また、個体群の状況変化の分析・評価を行うため関係機関、学識経験者等で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」を設置する。

(4) 人材の育成

本計画を実施するためには、クマ出没情報への適切な対応を行うとともに、地域住民はもとより幅広い関係者との相互理解と協力を得ることが不可欠である。行政・関係者・住民がお互いに正確な情報を共有できる体制を整備し、連携を密にして合意形成を図りながら各施策を推進する必要がある。このため、県では、人と野生鳥獣を総合的にコーディネートし、安全かつ適切な現地対応を実施、指導できる人材として、引き続き特定鳥獣専門指導員を配置し、国が行う研修会や近隣県で実施される研修に県及び市町村等の職員が参加することにより人材の育成に努める。

(5) 隣接県間の連携強化等

本計画を推進していく上で、東中国地域個体群を構成する鳥取県、兵庫県と以下の取組みについて検討するなど、円滑な連携に努める。

（「ツキノワグマ保護計画」1頁，7頁から12頁抜粋）

本事業は、東中国地域（岡山、兵庫、鳥取）に生息するツキノワグマの保護計画に基づき各種対策（具体的には「県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図ること」及び野生動物の専門家による研修会を実施し、捕獲技術や対応ノウハウの向上を図ること）を実施することを目的とするものであり、法令及びツキノワグマ保護計画の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業の財務事務の執行について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①クマの出没情報に基づき、現地調査を行い、保護対策を検討し、指導すること、②ワナ等に誤捕獲されたクマを、不動化して個体の調査（生態調査）を行い放獣すること、③調査結果を保護計画に反映させるため、野生鳥獣保護管理対策協議会において対策の効果等を検証すること及び④市街地に出没するサル等の対策の啓発を行うほか、出没時の適切な対策のため専門家等による研修会を実施することにある。

監査の過程において、研修会や野生鳥獣保護管理対策協議会の開催実績を確認したところ、令和2年度において、上記会議はいずれも実施されていたことを確認した。

また、クマの出没情報に基づく現地調査を行うとともに、保護対策を検討し、関係者にその対策を指導すること及びワナ等に誤捕獲されたクマの個体の調査（生態調査）等については、ツキノワグマ保護計画の内容を実施するものである。

これら他の点を考慮して、本事業の内容は、ツキノワグマ保護計画等の目的を達成するものと判断し、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、野生鳥獣市街地出没対策研修会について、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

14 ツキノワグマ等被害防止強化促進事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	岡山県では、平成12年からツキノワグマ保護管理計画を策定し、狩猟による捕獲を禁止するなど保護を行った結果、クマの生育数は回復傾向にあるが、一方で、人里に出没するクマも増加しており、人身被害の危険が高まっているほか、人との軋轢が深刻化している。このため、県民の安全・安心を第一に、クマの地域個体群の安定的維持を図るため、被害防止対策を強化する。		
事業内容	(1) 特定鳥獣専門指導員の配置（5名） 令和元年に新たに勝央に配置した1名を含む5名を県北地域に配備し、増加・広域化する出没に迅速に対応する。 (2) 他県との広域連携 ア 特定鳥獣専門指導員の研修 他県の専門員と連携して研修を実施し、スキルアップを図る。 イ 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会における、広域保護管理指針策定に向けた情報共有・管理協議会（京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県）において「広域ツキノワグマ捕獲登録システム」の構築・運用」を通じ、「広域保護管理指針」の策定を目指す。 (3) 有害捕獲・錯誤捕獲対策の強化 人里に出没する危険個体を捕獲するため、クマ専用の捕獲檻を追加配備 (4) 被害防止対策の強化 迅速な対応を図るため、出没市町村による住民への注意喚起、対応対策を強化する。効果的な被害対策のモデルとするため、地域ぐるみで不要果樹の伐採やトタン巻きなどの被害対策を実施 (5) 生息状況調査の実施 クマの生息動向を把握するため、GPSによる行動追跡調査及び推定生息数調査を実施		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，ツキノワグマ保護計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	－
令和2年度予算	303万9000円	令和2年度決算 (執行率)	303万9000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

本事業は、前項において検討した「13 野生鳥獣保護管理対策事業」の一環として、特に重点的に取り組むべき事業としてツキノワグマ等被害防止強化の促進を図るものである。

本事業の内容として、①特定鳥獣専門指導員の配置、②他県との広域連携、③有害捕獲・錯誤捕獲対策の強化、④被害防止対策の強化及び⑤生息状況調査の実施の事業が掲げられているところ、これらはいずれも前記ツキノワグマ保護計画に掲げられた事業である（①は「13 その他保護のために必要な事項」の「(4) 人材の育成」、②は13の「(5) 隣県間の連携強化」、③は13の「(1) 錯誤保護の防止」、④は「11 被害防止対策に関する事項」及び⑤は13の「(2) モニタリング等の調査研究」に指摘されている。）。

このように本事業の目的は、ツキノワグマ保護計画の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、特定鳥獣専門指導員に対する報酬の支払調書等を確認したところ、支出の事務に関して、問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は①ツキノワグマの出没に迅速に対応するため特定鳥獣専門指導員を県下に5名配置すること、②他県との広域連携を図るため、特定鳥獣専門指導員の研修に参加するとともに広域保護管理指針の策定を目指すこと、③人里に出没する危険個体を捕獲するため、クマ専用の捕獲檻を追加配備、④被害防止対策の強化を図るため、地域ぐるみで不要果樹の伐採やトタン巻きなどの被害対策を実施及び⑤クマの生息動向を把握するため、GPSによる行動追跡調査及び推定生息数調査を実施することにある。

上記の事業内容は、いずれもツキノワグマ保護計画に定められた内容を実行するものであり、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

15 外来生物被害防止対策事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	外来生物は県民の安全や日常生活に関係の深い問題であり，問題解決のためには県民ひとり一人の正しい理解と適切な対応が求められていることに鑑み，外来生物による生態系及び県民への被害の拡大防止を図るため，国・市町村等と連携を図り，県民への普及啓発に取り組むとともに，必要に応じて，具体的な対策等を行う。		
事業内容	(1) 自治体向け講習会 自治体などを対象に，外来種に係る知見を高めるための専門家を招いた講習会を開催する。 (2) 普及啓発事業 自治体が開催する環境フェア等において，外来種に関する専門的な知見を有する者の派遣等により普及啓発を実施する。 (3) 水島港モニタリング調査 平成29年からヒアリ及びアカカミアリが発見された水島港において，環境省が実施するコンテナヤード内での調査を補完する形で，ヤード周囲のモニタリング調査を委託実施する。		
法令・条例・要綱等	外来生物法，自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	124万3000円	令和2年度決算 (執行率)	44万円 (35%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

平成17年6月に外来生物法が施行され，国において，生態系，人の体・生命，農林水産業に悪影響を及ぼす外来生物を特定外来生物として指定し，飼育，販売，輸入などを規制するとともに防除などを行っている。

また，岡山県は，外来生物について，自然保護条例及び自然保護基本計画において，下記のとおり定めている。

記

自然保護条例

(移入種に関する施策等)

第12条 県は，県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物（動物の卵及び植

物の種子を含む。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種(以下この条において「移入種」という。)が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

2 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(「自然保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

○ 特定外来生物防除対策の推進(環境文化部)

特定外来生物について、国及び市町村との連携を密にし、その取扱いに関する普及啓発を推進するとともに、分布情報の収集に努め、その効果的な防除方法についての情報提供を行います。また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との連携により、排除又は影響の低減を図る取組を促進します。

○ 外来生物の取扱い等についての広報・啓発活動(環境文化部)

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会に、広報活動を推進し、特に「入れない・捨てない・拡げない」といった「外来生物被害予防三原則」を県民一人ひとりが実践するよう啓発を促進します。

また、自然保護推進員などと連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

(「自然保護基本計画」31頁抜粋)

本事業は、外来生物による生態系及び県民への被害の拡大防止を図るため民への普及啓発に取り組むとともに、必要に応じて、具体的な対策等を行うことを目的としており、かかる目的は、上記自然保護条例12条の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、監査の過程において、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①自治体等を対象に外来種に係る知見を高めるための専門家を招いた講習会を開催すること、②外来種に関する専門的な知見を有する者の派遣等により普及啓発を実施すること及び水島港において、ヤード周囲のモニタリング調査を委託実施することにある。

監査の過程において、令和2年度の自治体向け講習会の開催実績及び普及啓発事業の開催実績を確認したところ、令和2年度はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響

で開催を見合わせたとのことであった。

また、令和2年度の水島港モニタリング資料を確認したところ、令和2年度は下記のとおり、調査が実施されたものの当該調査においては、ヒアリ等の外来生物は発見されなかったとのことであった。

記

令和2年度 春季調査

- (1) 調査日 令和2年6月2日（火曜日）
- (2) 調査方法 誘引餌の設置
- (3) 設置数 180箇所
- (4) 設置場所 水島国際コンテナターミナル外周の道路等の公有地
- (5) 設置方法 概ね10m間隔で誘引餌を設置

令和2年度 秋季調査

- (1) 調査日 令和2年11月4日（水曜日）
- (2) 調査方法 誘引餌の設置
- (3) 設置数 200箇所
- (4) 設置場所 水島国際コンテナターミナル外周の道路等の公有地
- (5) 設置方法 概ね10m間隔で誘引餌を設置

以上

この点、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、講習会等を不開催とすることはやむを得ないことを考慮して、令和2年度における事業の有効性の評価をBとした。ただし、ウェブ会議が一般的になりつつある現状を踏まえると、県においても、ウェブ会議等による会議の開催を積極的に進めることを検討すべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、自治体向け講習会について、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

16 自然環境保全推進事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	環境緑化樹木管理事業として、昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理、緑の募金による寄付金活動の実施及び各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理等を行うこと。		
事業内容	(1) 環境緑化樹木管理事業 昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理として、年2回、お手植え木とその周辺の病虫害防除、整松剪定等の業務を造園業者に委託する。 (2) 公益社団法人岡山県緑化推進協会への加入 県内で唯一緑の募金による寄付金を用いて業務を行うことのできる公益社団法人岡山県緑化推進協会へ加入する。 (3) 公益財団法人日本さくらの会への加入 各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理等を行う公益財団法人日本さくらの会への加入。		
法令・条例・要綱等	自然保護条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	緑の募金総額：190万	2019年度達成状況	実施なし
令和2年度予算	158万9000円	令和2年度決算（執行率）	158万9000円（100%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B ☒ D】

本事業の目的について、岡山県のHPには「岡山県では、平成23年2月に策定した「自然保護基本計画」に基づき、あらゆる場所において緑の量と質の一層の向上を目指すため、緑の募金運動などに取り組むとともに、県民参加のみどりづくりを推進しています。」とあるところ、自然保護基本計画は下記のとおり定めている。

記

○全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成（環境文化部）

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和6（2024）年に本県で開催します。

この大会を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

(「自然保護基本計画」 31頁抜粋)

上記の自然保護基本計画の内容と本事業が目的とする①昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理、②緑の募金による寄付金活動の実施及び③各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理を実施することとは関連性がないとはいえないものの、直接的な関連性を認めがたいと思われる。

このように、本事業について、直接的な根拠を確認することができなかった。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、お手植え松の管理業務の委託契約等の資料を確認した。

本業務の委託契約は、随意契約（委託先：株式会社山都屋、委託金額：42万9000円）の方式でなされており、随意契約とした理由について、お手植え松の管理に当たっては、長く樹勢を維持させることが重要であることから、委託先の社員である樹木医による「樹木医診断」を行ってきたことを指摘したうえで、委託先が優れた専門的知識を有し、お手植え松の樹勢の経緯を熟知していることから、本事業を効果的に実施することができる唯一の団体であるとされていた。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえるものである。

ただし、法令上の根拠を十分に確認することができなかった点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

【意見5－1】本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。

前記のとおり、現在の自然保護基本計画から直ちに本事業が目的とする事業を直接導くことは些か困難と思われる。

本事業の予算執行額は約160万円であり、このような予算の執行を伴う事業である以上、民主的なコントロールを及ぼす必要がある。

しかしながら、本事業が目的とする事業と自然保護基本計画との関連性が必ずしも明確ではなかったことを踏まえ、本事業について自然保護基本計画等との関連性を明示する等の対応を検討すべきである。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理②公益社団法人岡山県緑化推進協会への加入することで緑の募金による寄付金を用いて業務を行うこと及び公益財団法人日本さくらの会への加入し、各種さくら振興事業の推進等を進めることにある。

なお、公益社団法人岡山県緑化推進協会の概要及び公益財団法人日本さくらの会の概要は、下記のとおりである。

記

公益社団法人岡山県緑化推進協会

設 立：平成24年1月4日

所 在 地：〒700-0902

岡山市北区錦町1番8号 岡山県木材会館5階D号室

主な事業：緑の募金の実施，緑化の普及啓発，緑化事業等への助成，
みどりの少年隊の育成

役 員：会長（代表理事）小野 康弘（岡山県森林組合連合会 代表理事会長）

副会長（理事）内山 淳（岡山県造園建設業協会 会長）

副会長（理事）高橋 邦彰（岡山県商工会議所連合会 専務理事）

理 事：7名

監 事：2名

（公益社団法人岡山県緑化推進協会HP参照）

公益財団法人日本さくらの会

設 立：昭和39年9月29日

所 在 地：〒100-0014

東京都千代田区永田町二丁目17番5号 ローレル永田町419

主な事業：①さくらの愛護，植栽，普及事業

②啓発顕彰，さくらの保全，研究，相談，機関紙，資料等の編纂，発行
事業

③さくら交流事業

④さくらの植栽に関する資材及び出版物等の販売

⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

役 員：会 長 大島 理森（衆議院議長）

理事長 蓮實 進（元衆議院議員）

評議員 7名

理 事 6名

監 事 1名

（公益財団法人日本さくらの会HP参照）

監査の過程において，公益社団法人岡山県緑化推進協会の定款や事業報告書等を確認したところ，同協会の正会員には，岡山県のほか26の市町村が加入していることや同協会の活動として，①森林整備等緑化推進に関する普及啓発事業，②緑の募金事業，③緑化推進団体の育成事業がなされていることを確認した。

また，公益財団法人日本さくらの会の事業報告書等を確認したところ，同会の活動として令和2年度は，桜寄贈事業として岡山県に対して150本の桜の苗木が贈呈され

ていること及びさくら功労者として岡山県の団体が表彰されていることを確認した。

これらの事業内容は、本事業の目的や自然保護基本計画の内容に沿うものといえることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

17 みどりふれあい事業

(1) みどりふれあい（みどりの少年隊交流等）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	地域において緑化活動を実施している「みどりの少年隊」の育成を図るため、みどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会を開催する。		
事業内容	下記の各会の開催を事業委託の方法で実施する。 記 (1) みどりの少年隊交流集会 参加者数：120 名 日 時：令和2年8月 場 所：吉備少年自然の家 主 催：岡山県、公益財団法人岡山県緑化推進協会 (2) みどりの少年隊指導者研修会 参加者数：25 名 日 時：令和2年6月 場 所：吉備少年自然の家 主 催：岡山県、公益財団法人岡山県緑化推進協会		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源（52万6000円），環境保全基金（75万6000円） 環境保全事業団支援金（10万円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	138万2000円	令和2年度決算 (執行率)	29万9200円 (21%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然保護条例及び自然保護基本計画は，自然と県民のふれあいの場の確保及び自然保護に関する教育及び学習に関し，下記のとおり規定している。

記

自然保護条例

（自然との触れ合いの場の確保等）

第8条 県は，自然と県民との触れ合いを促進し，もつて，県民が自然の価値への理解を深め，自然と調和した行動をとるとともに，郷土の自然を愛する心を育むため，

県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保
- 二 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上
- 三 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

(自然の保護に関する教育、学習等)

第九条 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

- 2 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(「自然保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

〇みどりの少年隊活動支援(環境文化部)

地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。

(「自然保護基本計画」34頁抜粋)

本事業は、「みどりの少年隊」の育成を図るため、みどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会を開催することを目的としており、上記自然保護基本計画の目的に適うものである。

監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約(委託先:公益社団法人岡山県緑化推進協会、委託金額:138万1930円。ただし、みどりの少年隊交流会が中止されたため、委託金額は29万9200円に減額)の形式でなされていたところ、随意契約の理由として「(公社)岡山県緑化推進協会(以下「協会」という。)は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的とした事業を行っている。また、緑の少年隊等県下の地域緑化団体を掌握し、緑のボランティア団体の指導育成についても、公共事業の一つに掲げており、協会に事業と一体的に実施することにより高い相乗効果が期待できる。」とされていた。

なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

この点、委託事業の内容は、あくまで研修会等の運営をする業務であり、必ずしも専門性が高いとはいえないと思われるものの、みどりの少年隊交流会を実質的に機能させるためには公益社団法人岡山県緑化推進会の実施が重要であることから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、令和2年度のみどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会の開催実績を確認したところ、みどりの少年隊指導者研修会は、令和2年9月に開催されたものの、みどりの少年隊交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なかったとのことであった（なお、監査の過程において、みどりの少年隊指導者研修会の報告書等の資料を確認した。）。

この点、みどりの少年隊交流会は、参加者が100名を超える大会であること等を考慮すると、ウェブ会議等による代替は容易ではないと思われ、中止することもやむを得ないと思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、上記のとおり、委託の内容を分割すること等で効率性を確保すべきであると思われるものの、現状では、事業の効率性について問題となる点を認めなかったことから、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) みどりふれあい（みどりの大会開催）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	県下のみどりの少年隊及び少年隊関係者に加え，一般県民にも参加を呼び掛け，植樹作業や木材等を活用した遊び，自然観察等の野外体験を通じて，森林をはじめとするみどりの大切さや身近な里山からもたらされる森の恵みについて親しみながら学ぶ。 この事業を実施することで，時代を担う子どもたちが将来にわたって緑化への意識や本件の森林を守り育てていく心を育む契機とし，県民全体の緑化意識の醸成を図る。 また，大会の開催を通して，みどりの少年隊の活動を広くPRする機会とするとともに，活動の活性化と隊の新規結成及び加入増加促進する。		
事業内容	緑化運動ポスター等の表彰行事及び野外体験活動等を通じ，みどりの少年隊及びその他参加の交流を深める大会を実施する。 第1部 表彰行事 ・緑化関係表彰 ・みどりの少年隊活動発表 ・記念植樹，植樹活動 等 第2部 交流大会 ・木工クラフト体験 ・植樹，野鳥等自然観察及びネイチャーゲームの実施 等 展 示：緑化運動ポスター等入賞作品，森林や木材に関するパネル 参加者：みどりの少年隊，緑化関係者ほか県民 約500名 開催時期：令和2年10月上旬（秋のみどりの月間） 開催場所：未定		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	おかやま森づくり県民税（395万1000円） 環境保全事業団支援金（29万円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	449万6000円	令和2年度決算 （執行率）	423万5000円 （94%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B ☒ C D】

自然保護基本計画は，「①指導者・ボランティアの育成の現状と課題」について，

「将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。」（同計画34頁）と指摘し、具体的な取組を下記のとおり掲げている。

記

○みどりの大会の開催（環境文化部）

みどりの大切さや将来にわたって守り育てていく心を学び育む契機とし、緑化運動の高揚を図るため、みどりの少年隊や緑化関係者をはじめ広く県民が参加するみどりの大会を開催し、野外体験活動等を通じた交流を推進します。

（「自然保護基本計画」31頁抜粋）

本事業は、みどりの大会の開催を通して、みどりの少年隊の活動を広くPRする機会とするとともに、活動の活性化と隊の新規結成及び加入増加促進すること等を目的としており、上記自然保護基本計画の目的に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約（委託先：公益社団法人岡山県緑化推進協会、委託金額：423万5000円）の形式でなされていたところ、随意契約の理由として「（公社）岡山県緑化推進協会（以下「協会」という。）は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的として設立され、県や市町村をはじめ、林業、農業、商工関係の団体や様々な企業等により構成されている。また、当該協会は、法律の規定により緑の募金を用いた森林整備事業を実施することができる県内唯一の団体に指定されており、協会の事業と一体的に実施することで高い相乗効果が期待できる等、当該業務の企画・運営に精通している唯一の団体である。」とされていた。なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

確かに、岡山県緑化推進協会は、緑の募金を実施することができる県内唯一の団体であることは事実であり、同協会と大会を一緒に実施することで相乗効果が高いと思われる。

次に、過去の包括外部監査における指摘について、検討がなされているかについて検討する。

平成27年度包括外部監査報告書「委託料に関する財務事務の執行について」において、下記の指摘がなされている。

記

イ 指摘事項

（ア） 協賛金等の収支計上

当該事業の実施のための財源として、県からの委託費のほかに（公財）岡山県環境

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

保全事業団から100,000円の協賛金及び参加申込者からの負担金14,100円（@300円／人×47名）を受領し、当該事業の経費の用途に使用されているが、委託先事業者から入手している当該事業の収支決算において、以下のとおり、当該協賛金の収入計上がなされていない。

【収支決算】

区分	金額（円）	摘要
（収入）		
県委託費	756,000	
収入計	756,000	
（支出）		
報償費	144,000	真庭観光連盟
旅費	77,825	少年隊指導者等旅費
食糧費	131,201	高原荘での食事代
図書等購入費	7,591	研修資材
物品購入費	23,976	ペナント

区分	金額（円）	摘要
印刷製本	12,299	研修資料作成（事務所コピー料金）
保険料	36,408	傷害保険等
宿泊費	308,000	施設使用料
事務費等	14,700	事務用品費，通信費等
支出計	756,000	

県との委託契約では、収入が経費を超過した場合は超過分を返金する精算方式が採用されている。上表のとおり、当該事業の収支決算は県からの委託による収入と支出が均衡している決算となっているため、協賛金収入100,000円及び参加申込者負担金14,100円を計上すると、収入が114,100円増加することになる。

県に追加の調査を依頼したところ、実際には支出はさらに多く、県からの委託費と同協賛金及び参加申込者負担金のほかに、委託事業者の負担金を合わせて事業を行っており、実態として返還させるべき金額は生じていなかった。

事業の収支状況を適切に把握し、今後の事業実施内容等の検討にも役立てるため、受領した協賛金等も収入計上するとともに、要した経費の実額を費用計上し、収支を実態どおり報告させるようにする必要がある。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

(「平成27年度包括外部監査報告書」77頁及び78頁抜粋)

監査の過程において、緑の大会の収支報告書を確認したところ、その内容は下記の通りであった。

記

収入

項 目	計 画	実績 (税込)	摘 要
県委託料	4,235,000	4,235,000	
計	4,235,000	4,235,000	

支出

項 目		計 画	実績 (税込)	摘 要
森の応援スタッフ、野外体験指導者	謝金	200,000	160,000	森の応援スタッフほか
	旅費	100,000	24,260	
	細 計	300,000	184,260	
資材費等	大会パンフレット作成	60,000	22,440	
	記念植樹・植樹活動	300,000	210,455	
	野外体験活動	170,000	166,149	
	招待者昼食	120,000	82,0220	
	細 計	650,000	481,064	
会場設営・大会進行等	表彰・発表ステージ会場設営	220,000	686,400	
	看板製作、取り付け・撤去	250,000	139,500	
	音響・映像の操作	150,000	160,000	
	司会、進行、記録	400,000	475,000	
	野外体験活動テント	200,000	105,200	
	製作管理費	400,000	296,700	
	消費税10%	-	186,280	
	細 計	1,620,000	2,049,080	
大会参加記念品		20,000	41,290	
レクレーション保険		20,000	5,720	
少年隊の活動発表		0	116,050	
活動発表少年隊等の送迎バス		400,000	220,876	
新型コロナウイルス感染症対策		20,000	25,667	

小 計 ①		3,030,000	3,124,007	
人件費	賃金	450,000	762,400	
	旅費	50,000	35,510	
小 計 ②		500,000	797,910	
事務費		320,000	313,083	
計		3,850,000	4,235,000	
消費税		385,000		
合 計		4,235,000	4,235,000	

以上

平成27年度の指摘を踏まえ、支出について詳細が明らかにされる運用に改められるとともに、精算方式は改められ、委託料のみ詳細に報告する運用になったとのことである。このように、平成27年度の包括外部監査の指摘を踏まえて、改善がなされている。ただし、支出の内容について、「実績（税込）」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくい標記が残っていることを確認した。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をCと評価した。

【意見5-2】みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。

上記のとおり、みどりの大会の収支報告のうち、支出の内容について、「実績（税込）」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくい標記となっていることから、わかりやすい標記となるように改善すべきである。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、みどりの大会の開催に関する資料を確認したところ、令和2年度は、下記のとおり、みどりの大会が開催されていたことを確認した。

記

日 時：令和2年10月4日（日）10時40分から14時30分

場 所：岡山県久米郡美咲町北 まきばの館

以上

上記のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで、みどりの大会が実施されており、事業内容は、事業目的に沿うものである。

また、本事業の改善を検討する資料として、アンケートを実施しているとのことであり、事業の内容について検討しているとのことであった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) みどりふれあい（緑化運動ポスターコンクール）事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	児童・生徒をはじめとする県民の緑に対する愛情を養い、緑化思想の普及高揚を図るとともに、森林・林業に対する理解を深める。 緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化をテーマとした緑化運動ポスター等原画を募集し、入賞した作品については県内の展示会場で展示するとともに、森林や林業に関するパネル等を併せて展示し、県民への緑化及び森林・林業への意識の醸成を図る。		
事業内容	下記のとおり、ポスターコンクールを開催する。 記 募集期間：4月から5月 対 象：岡山県内の小学生、中学生及び高校生 実施方法：委託して実施する。 ポスターコンクールの特選入賞者については、秋のみどりの月間（10月）に開催する「岡山県みどりの大会」で表彰し、特選作品は、全国コンクールへ本県代表として応募する。 以上		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源（26万6000円），おかやま森づくり県民税（74万7000円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	101万3000円	令和2年度決算（執行率）	101万2000円（99%）

（監査結果）

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業の目的は、県民の緑に対する愛情を養い、緑化思想の普及高揚を図るとともに、森林・林業に対する理解を深めること等にあり、かかる目的は、既に述べた自然保護基本計画の内容に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約（委託先：公益社団法人岡山県緑化推進協会，委託金額：101万2000円）の形式でなされていたところ、随意契約の理由として

「（公社）岡山県緑化推進協会（以下「協会」という。）は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的とした事業を行っている。委託を行う緑化ポスターコンクールは、公益社団法人国土緑化推進機構主催の「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」の県予選を兼ねており、また、同協会が国土緑化推進機構の下部団体であることから、一連のコンクール業務を最も効果的に実施できる唯一の団体である。」とされていた（もともと、本事業の一部は再委託されている。）。なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

この点、既に述べたみどりの少年交流事業及びみどりの大会開催事業について、みどりふれあい事業を岡山県緑化推進協会と協働することの意義は大きいことは既に述べた通りである。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBと評価した。

ただし、委託の内容には、会場の設営など必ずしも専門性が高いと思われる部分が含まれていることから、委託の内容を分割のうえ、専門性が必ずしも高いといえない事業については、入札手続き等によることを検討するべきであることは、上述のとおりである。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度のポスターの応募点数等を確認したところ、緑化運動ポスターの応募点数は440点であり、表彰手続き等が完了していることを確認した（なお、本事業は、「11 愛鳥思想普及事業」における愛鳥ポスターコンクールと並行して開催されており、愛鳥ポスターコンクールの応募点数は456点であったことを確認した。）。

この点、本事業の効果について、定量的な判定は困難であるものの、毎年継続して開催されており、一定数の応募があること等を踏まえると、本事業が目的とする緑化思想の普及に対する一定の効果を果たしていると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の財務事務の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

18 自然保護センター管理事業

【概要】		担当部署	自然環境課
事業目的	自然とのふれあいを通じて、県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるため、平成3年11月に和気町田賀（旧佐伯町）にオープンした自然保護センターについて、適正な管理を行う。		
事業内容	(1) 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発 ①自然観察会、研修会等の開催 ②機関誌の発行 (2) 自然に関する調査及び研究 ①動植物の調査研究 ②研究報告書等の発行 (3) 自然に関する情報の収集及び提供 ①情報の収集及び提供 ②講師等の派遣 (4) 自然に関する指導者及びボランティアの育成 (5) タンチョウの飼育 (6) 傷病鳥獣の保護		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然保護センターの利用者：年間4万人	2019年度達成状況	自然保護センターの利用者：年間3万2438人
令和2年度予算	1億1436万1000円	令和2年度決算（執行率）	1億1425万4576円（100%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B ☒ D】

自然保護基本計画は、「②自然環境学習等の推進」及び「③自然とのふれあいの場の確保」において、自然保護センターについて、下記のとおり規定している。

記

○自然保護センターの活用（環境文化部）

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

（「自然保護基本計画」35頁，38頁抜粋）

本事業は、自然保護基本計画にしたがって、自然保護センターの管理運営を行うこ

とを目的とするものであり、自然保護基本計画の内容に沿うものである。

自然保護センターの管理運営業務は、指定管理の方式によって委託されている。

この点、岡山県の平成19年度の包括外部監査の対象は「指定管理者制度の事務の執行及び施設の管理運営について」であり、岡山県の指定管理の在り方については監査意見が述べられている（ただし、自然保護センターは、監査の対象とされていない。）。

本監査は指定管理制度そのものを監査の対象とするものではないこと及び指定管理制度に関しては上記平成19年度の包括外部監査において岡山県の指定管理制度に関する問題点が詳細に分析、指摘されていること等を考慮して、上記平成19年度の包括外部監査の指摘事項等が改善されているかの観点から、平成19年度の包括外部監査において言及されていなかった自然保護センターの指定管理制度について、以下のとおり、監査を実施する（岡山県の指定管理制度の監査の詳細は上記平成19年度の包括外部監査の報告書をご参照されたい。）。

なお、平成19年度の包括外部監査において指摘されていた事項のうち、自然保護センターの指定管理において関連する事項は、概ね下記のとおりである。

記

- 1 募集期間について、最低でも2～3か月とすべきである（意見）。
- 2 選定委員は、外部委員・専門家を中心として構成すべきである（指摘事項）。
- 3 指定期間について公開性の確保の観点からはせめて5年以上の期間を設定して、民間事業者が参入しやすい環境を整えるべきである。
- 4 安全管理、緊急時の対応等のリスク回避に関しては、厳しい仕様を要求すべきである（指摘事項）。
- 5 第三者への委託（再委託）については、指定管理制度の趣旨に照らし、厳格に運用すべきである（指摘事項）。
- 6 収支報告書の提出を遵守させ、その内容を詳細に検討すべきである（指摘事項）。
- 7 行政評価のため、しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。
- 8 指定管理者の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定を協定書に明記すべきである（意見）。

以上

（平成19年度包括外部監査報告書49頁から61頁参照）

【自然保護センターについて】

1 施設について

（1）概要

自然保護センターは、岡山南東部に位置する和気町に所在する公の施設である。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

名 称	自然保護センター
所在地	岡山県和気郡和気町田賀730
供用開始	平成3年11月
設置根拠条例	岡山県自然保護センター条例
施設概要	敷地面積：約100ha
施設内容	▶センター棟（事務室，展示室，研修室，図書室等） ▶フィールド施設（虫の原っぱ，昆虫の森，湿生植物園，ピクニック広場，野草園，水生植物園等） ▶タンチョウ飼育施設（タンチョウ管理棟，タンチョウ飼育ケージ，傷病野生鳥獣保護施設） ▶駐車場（無料，収容力：バス13台，乗用車82台）
入場料	無料

（自然保護センターHP抜粋）

（2）目的・沿革

自然保護センターは，自然との触れ合いを通じて，県民の自然への理解を深め，自然の保護についての認識を高めるため，平成3年11月に和気町（旧佐伯町）にオープンした自然体験のできるフィールドを有した自然保護・学習施設であり，自然保護に関する指導者の養成研修，調査研究，情報の収集・提供，ボランティアの養成，関連施設とのネットワークづくり等の機能を併せもった施設である。

（自然保護センターHP参照）

2 指定管理者について

名 称	公益財団法人岡山県環境保全事業団
代表者	理事長 坂 井 俊 英
所在地	岡山市南区内尾665番地の1
設立年月日	昭和49年9月28日
設立目的	岡山県の区域において，資源循環型社会の形成，良好な生活環境の確保，自然共生社会の形成及び地球環境の保全など，環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより，快適で持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

主な事業	①廃棄物処理処分事業 ②循環型社会推進事業 ③環境測定分析事業 ④環境調査事業 ⑤環境緑化事業 ⑥環境コンサルタント事業 ⑦地球温暖化対策事業 ⑧公共施設等の管理運営事業 ⑨環境保全に関する普及啓発事業 ⑩その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
組織 役員	13名（理事10名，監事3名）

3 指定管理者の指定について

(1) 指定管理の内容

ア 対象施設

本施設

イ 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関すること

※岡山県クール・エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組を講じること

(2) 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発に関すること

(3) 自然に関する指導者及び友の会等のボランティアの育成に関すること

(4) 自然に関する情報の収集及び提供に関すること

(5) センターの施設の利用等の許可に関すること

(6) 自然に関する調査及び研究に関すること

(7) タンチョウの飼育に関すること

(8) 傷病鳥獣の保護に関すること

(9) 利用者アンケート調査の実施に関すること

(10) その他センターの運営に関すること

ウ 指定管理者の指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

エ 指定管理者と県の責任分担

種類	内容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，騒乱，暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件当たりの所要額が100万円以上のもの） ②①以外のもの	○	○
物価変動等	人件費，物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

（２）指定管理者の指定手続き

ア 公募・非公募の別
公募

イ 募集説明会
令和元年9月2日に開催

ウ 指定の申請の受付期間
令和元年8月13日～10月11日（60日間）

エ 選定手続き
令和元年10月25日に，環境文化部指定管理者候補選定委員会を開催し申請団体からのプレゼンテーションを行った上で，管理運営の基本方針，サービス向上につながる取組，効率的な管理運営の取組などの審査項目について審査

を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、公益財団法人岡山県環境保全事業団が適当とされた。

なお、上記選定委員会の構成は、下記のとおりである。

記

委員長	岡山商科大学	名誉教授	岡本輝代志
委員	公認会計士		井上 信二
委員	岡山県立大学	学長	沖 陽子
委員	岡山コケの会	世話役幹事	西平 直美
委員	環境カウンセラー		福田 佳代
委員	岡山県環境文化部	次長	小寺 弘城

以上

オ 審査結果

自然保護センターの指定管理者の選定に係る応募の審査項目及び審査結果は下記のとおりである。

記

団体 \ 項目	管理運営の基本方針	サービス向上につながる取組	危機管理に関する取組	効率的な管理運営の取組	管理運営体制及び法令等の遵守状況	経理的基盤	環境政策への取組など	合計
配点	60	240	60	90	60	60	30	600
公益財団法人岡山県環境保全事業団	53	198	45	60	46	54	22	478

【評価された内容等】

- ・ サービス向上につながる質の高い管理運営及び維持管理、利用者の拡大に向けた工夫が期待できる。
- ・ 法人の経営基盤が優れており、安定的な運営が期待できる。

以上

4 指定管理者との協定締結について

上記の審議に基づき、岡山県議会の議決を経て、公益財団法人岡山県環境保全事業団が自然保護センターの指定管理者に指定され、岡山県との間で本施設に係る包括協定が締結された。

5 指定管理者による本施設の管理状況

(1) サービスの向上

新規行事の企画・実施・フィールドの整備によりサービスの向上に努めた。
(「令和元年度岡山県自然保護センター指定管理者事業報告書」参照)

(2) 施設利用者数の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度
3万1154人	3万2438人	3万3646人

(3) 収支の状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	1億1189万7000円	1億1293万3093円	1億1399万5000円
支出	1億1189万7000円	1億1293万3093円	1億1399万5000円
差額	0	0	0

以上

監査の結果、自然保護センターの指定管理者の指定手続きにおいて、公募の手続きが取られていること、指定の申請の受付期間（募集期間）が60日とされていること、指定期間が5年とされていること、選定委員は外部委員や公認会計士等の専門家が中心に選定されていること、指定管理に係る包括協定書において緊急時の対応が明記されていること（岡山県自然保護センターの管理に関する包括協定書15条）、事業の再委託は手続きに則って限定的になされていること、協定書に指定管理の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定が明記されたこと（同協定書37条）等を確認した。

上記の事項は、平成19年度の包括外部監査において指摘事項及び意見として述べられた点であり、これらの点についてはいずれも本施設の指定管理者の指定において問題点はない。

また、監査の過程において、平成30年度から令和2年度の事業報告書を確認したところ、いずれの年度においても、コスト削減及びサービス向上について報告がなされ

ていた。

さらに、現地において備品の台帳と現物を確認する等して備品の管理状況を確認したところ、備品の管理状況について特に問題となる点は認められなかった。

他方で、自然保護センターの収支は0とされており、その点について、環境文化部における事業報告の検証資料において、「指定管理料のみを収入とする施設については、予め明示されている収入の中で、施設の運営や管理等を行った結果、収支が均衡したものと考えている。」との分析がなされていた。

もっとも、平成19年度の包括外部監査において指摘されているとおり、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ないのであって（報告書59頁）、収支については、詳細な内容が把握できる収支報告書とするよう改善を検討する余地はあると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をCとした。

【意見5－3】自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業は、「事業内容」に記載の(1)から(6)の業務を行うことを内容とするものであり、いずれの事業内容も自然保護基本計画の内容を実行するものである。

なお、監査の過程において、平成30年度から令和2年度の自然保護センターの利用者数の推移を確認したところ平成30年度は3万1154人、令和元年度は3万2438人、令和2年度は3万3646人であることを確認した。

このように、自然保護センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況にあっても3万人を超過しており、このような利用者数の推移等に鑑みれば、上記の事業目的に沿った事業内容であると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

第6章 結語

- 1 総論において述べたとおり、近年において甚大な自然災害（とりわけ豪雨災害）が頻発していることを踏まえると、環境問題は、県民の生活の安全に直結する非常に重要な問題である。

また、岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、環境問題に対して積極的に取り組むべき土壌がある。

しかしながら、エコビジョン2040の「環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること」というアンケートの回答（令和2年度）において、最も期待が高い項目は「省エネ機器・設備導入への支援・補助」であり（49.0%）、「環境問題に対する意識向上のための教育」への期待度は、前々回（平成24年度）の30.5%から、前回（平成28年度）19.7%、今回（令和2年度）18.0%と大幅に減少している。

このように、県民の環境問題に対する意識は、必ずしも向上していない状況にあると思われる。

- 2 岡山県は、このような状況を危機的状況ととらえ、県民の環境問題に対する意識向上を喫緊の課題として、積極的に取り組む必要があると考える。

この点、監査の過程において、県職員の方が個別の事業に熱意をもって真摯に取り組んでいることは確認することができた。

もっとも事業の成果検証の在り方等については、民間の事業者が行う事業検証方法等について参考にすべき点が多々あるように思えたことから、監査人としては、監査を通じて事業の有効性について、積極的に意見を述べたつもりである。

なお、包括外部監査は財務監査を基本とするものであり、財務の執行手続きを主として監査の対象とすべきであるが、当初、監査人は、かかる範囲を超えて多数の指摘事項や意見を述べたため、担当の職員の方には負担を生じさせることとなった。

今回、監査人が最終的に指摘事項及び意見としたのは、その中でも特に重要と考えられる事項であり、岡山県においては、真摯に受け止めて改善を検討することを切に願うものである。

- 3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった岡山県環境文化部の環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課の担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げますとともに、本監査が岡山県の環境行政の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上

【凡例】

基本用語	略称
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	海岸漂着物等の処理推進法
岡山県会計事務取扱要綱	会計要綱
岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価条例
岡山県環境基本計画 エコビジョン2010	エコビジョン2010
新岡山県環境基本計画 エコビジョン2020	エコビジョン2020（特に断りがない限り、平成29年2月の2次改訂を経たエコビジョン2020を指す。）
岡山県環境基本計画 エコビジョン2040	エコビジョン2040
岡山県環境基本条例	環境条例
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	環境負荷低減条例
岡山県希少野生動植物保護条例	希少野生動植物保護条例
岡山県児島湖環境保全条例	児島湖環境保全条例
岡山県景観条例	景観条例
岡山県財務規則	県財務規則
岡山県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区条例
岡山県自然環境保全審議会条例	自然環境保全審議会条例
岡山県立自然公園条例	自然公園条例
岡山県自然保護基本計画	自然保護基本計画
岡山県自然保護条例	自然保護条例
岡山県循環型社会形成推進条例	循環型社会形成推進条例
岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	太陽光発電施設の安全な導入促進条例
岡山県地球温暖化防止行動計画	温暖化防止行動計画
快適な環境の確保に関する条例	快適環境条例
公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害補償法

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

基本用語	略称
循環型社会形成推進基本法	循環基本法
食品ロス削減の推進に関する法律	食品ロス削減推進法
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	新エネルギー利用促進法
地球温暖化対策の推進に関する法律	温暖化対策推進法
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護管理法
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定工場法
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	外来生物法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	廃棄物処理法施行細則
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン適正化法
墓地、埋葬等に関する法律	墓地埋葬法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	P C B 特措法

【用語解説】

(解説の対象となる用語には※を付記している。)

基本用語	解説
アルファベット	
A I	人工知能 (A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c e) の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム (このほかにも、A Iには様々な定義がある。)
C O D	化学的酸素要求量 (C h e m i c a l O x y g e n D e m a n d) の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンによる影響等があるため、B O DではなくC O Dが用いられる。
E V	電気自動車 (E l e c t r i c V e h i c l e) の略。
H E M S	家庭用のエネルギー管理システム (H o m e E n e r g y M a n a g e m e n t S y s t e m) の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。
I O T	モノのインターネット (I n t e r n e t o f T h i n g s) の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。
I S O 1 4 0 0 1	I S O (国際標準化機構, I n t e r n a t i o n a l O r g a n i z a t i o n f o r S t a n d a r d i z a t i o n) の環境マネジメントシステム規格。P l a n (計画), D o (実施), C h e c k (確認・評価), A c t i o n (見直し) といった一連のP D C Aサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
J (ジュール)	仕事量・熱量・エネルギーの単位。1 M J (メガジュール) は100万ジュール, 1 G J (ギガジュール) は, 10億ジュール。例えば, こまめにテレビ (液晶32V型) を消し, 1日お視聴時間を1時間短くするとともに, エアコンの冷房温度を1℃上げ, 暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると, 1年間ではエネルギーを約570M J (0.57G J) 削減できる。
P H V	「P H V」はプラグインハイブリッド車 (P l u g - i n H y b r i d V e h i c l e) で, 家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド車。
S D G s	S D G sは, 2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと, 全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標 (S u s t a i n a b l e D e v e l o p m e n t G o a l s)」のことをいう。(農林水産省HP)

V2H	Vehicle To Home。電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備
ZEB	Net Zero Energy Building。できる限りの省エネルギーと再生可能エネルギーの導入（エネルギーを創ること）により、年間で消費するエネルギー量が正味でゼロとなる建築物。
ア行	
愛知目標	愛知目標は、戦略計画2011－2020で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標をいう。（環境省HP）
アマモ場	アマモ（海の中に生えている海草の一種）がたくさん生えている場所。小型生物の生息場、魚類の餌場等となる。
エコアクション21	ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて共有されたグローバルなビジョンであり、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことを提案し、首脳間で共有された。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、2021年5月現在、87の国と地域が共有しています。（環境省HP）
岡山県グリーン調達ガイドライン	県における環境負荷低減に資する製品・サービスの調達方法を定めたガイドライン。物品および役務の調達総量の削減、計画的な調達、ライフサイクルの考慮に努める。
カ行	
外来生物	人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。
環境影響評価	事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう（環境影響評価法2条1号）

環境定期券	土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。
吉備高原都市景観モデル地区	「晴れの国 おかやま景観計画」において景観計画区域とされた地域のうち、県民に親しまれ県民の誇りとなる景観を有する地域、新たに優れた景観を創造すべき地域を「景観モデル地区」としている。吉備高原都市景観モデル地区は、かかる景観モデル地区に指定された地区である。
景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。
経済特区	経済特別区とも呼ばれ、税制上の優遇措置及び規制緩和などの特別な措置が設けられた地域を指す。
公害防止管理者	施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担い、施設の直接責任者が想定され、資格を必要とする（代理者も同じ）。排出量等の施設の区分に応じ選任することが必要となる公害防止管理者の種類が異なる。具体的には、大気関係1種から4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係1種から4種、騒音関係、振動関係、ダイオキシン類関係の13種類の資格がある。公害防止管理者は、施設の区分ごとに選任しなければならない。
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、部長又は課長が想定され、資格を必要とする（代理者も同じ）。ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上で、かつ、排出水量が1日当たり平均1万m ³ 以上の特定工場に選任が義務付けられている。
公害防止統括者	工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担い、工場長等が適任であり、その資格は不要である。また、常時使用する従業員の数が20人以下の場合は、公害防止統括者の選任は不要である。
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では氷ノ山後山那岐山国定公園（15,024ha）が昭和44（1969）年4月に指定された。
国立公園	日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では、昭和9（1934）年3月に笠岡諸島などを含む備讃瀬戸が瀬戸内海国立公園に指定され、昭和25（1950）年以降に日生諸島等が編入した。大山隠岐国立公園には、昭和38（1963）年に蒜山地区が、平成14（2002）年に毛無地区がそれぞれ編入された。

国立公園満喫プロジェクト	平成28（2016）年から、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図り、訪日外国人の利用増を目指す取組として実施。令和3（2021）年からは国内誘客の強化にも取り組む。
ごみゼロガイドライン	岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインを策定している。
サ行	
再エネ基金	再生可能エネルギー等導入推進基金。再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金制度）を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するため、岡山県が造成する基金。（環境省HP参照）
里海	里山と同じように、人々の生活と結びつき、適度な人の力が加わることによって、環境や生物の生産力と多様性が維持されている身近な生活圏内の海のこと。海と人との望ましいつきあい方を表す言葉として、最近使用されるようになっている。
産廃税	産廃税とは、産業廃棄物処理税の略称であり、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など21種類の廃棄物のことをいう。岡山県は、「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」を目指し、平成15年4月に、岡山県独自の税制として産業廃棄物処理税を導入した。なお、最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき、1000円が課税される。（岡山県HP参照）
自然公園指導員	国立公園及び国定公園の保護とその適正な利用の促進のため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う。
自然保護推進員	都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56（1981）年度から設置している。
指定希少野生動植物	県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定される動植物のこと。県内では、カワバタモロコ、ナガレタゴガエル、マルバノキ、ミズアオイ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウを指定している。
スマートコミュニティ	一定の地域の中で、新エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入によって自律分散型のエネルギーシステムを構築し、エネルギー自給や効率的なエネルギー利用を図るもの。

セルロースナノファイバー	木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1 mm の百万分の1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり，軽量・高強度，高比表面積，低熱膨張性，高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから，新たな機能を持つ素材として期待され，その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。
ゼロエミッション	産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され，全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと，平成6（1994）年に国連大学が提案した構想。我が国では，廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し，このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり，日本初のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は，廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。
タ行	
第一種特定製品	「第一種特定製品」とは，次に掲げる機器のうち，業務用の機器であって，冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。 一 エアコンディショナー 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）（フロン適正化法2条3号）
第5次 環境基本計画	環境基本計画は，環境基本法第15条に基づき，国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものであり，計画は約6年ごとに見直しがされる（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け，中央環境審議会における審議を経て，平成30年4月9日の答申を踏まえ，平成30年4月17日に策定された環境基本計画が第5次環境基本計画である。（環境省「第五次環境基本計画の全体構成」参照）
大規模行為（景観法）	景観法16条1項及び景観条例6条に基づき，届け出を要する行為とされている行為。具体的には，屋外における土木，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積（景観条例6条1号）等
中山間地域	岡山県中山間地域の振興に関する基本条例に規定する「山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域」をいう。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため，鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。鳥獣保護区では，すべての鳥獣の捕獲を禁止（許可を受けて捕獲する場合を除く。）している。
鳥獣保護センター	傷病鳥獣の保護のため設置されており，傷病鳥獣の治療看護をはじめ，野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園，県自然保護センターの2か所に設置されている。
特定工場	特定工場法において公害防止組織の設置（公害防止管理者等の選任）が義務付けられている工場をいい，次のいずれにも該当する工場。 ・製造業（物品の加工業を含む），電気供給業，ガス供給業，熱供給業に属する事業の用に供する工場であること。 ・特定工場法施行令で定める粉じん発生施設，一般粉じん発生施設，振動発生施設，ダイオキシン類発生施設等が設置されている工場であること。

ハ行	
バイオマス	本来は、生物（b i o）の量（m a s s）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。
パークアンドライド	都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO ₂ 排出量の削減といった効果が期待できる。
パリ協定	パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり、1997年に定められた「京都議定書」の後継となるものである。パリ協定は、2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意されたところ、以下の2つが発効条件とされた。 ①55カ国以上が参加すること ②世界の総排出量のうち55%以上をカバーする国が批准すること 専門家の間では条件が満たされるには時間がかかるだろうと考えられていたが、当時の米国・オバマ大統領が中国やインドに批准を働きかけるなどした結果、2016年11月4日に発効した。パリ協定では、次のような世界共通の長期目標を掲げている。 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。 そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。（環境省HP）
光害（ひかりがい）	良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響を指す。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の育成に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。
ふるさとの川リフレッシュ事業	土砂の堆積や樹木により、川の流れが阻害されている箇所について、協働の仕組みを導入しながら集中的に土砂の撤去・樹木伐採を行い、洪水被害のリスクを軽減させる事業。
プロジェクト推進会議	岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。

ベンゼン	各種化学物質の製造原料などに使用されており，固定発生源（コークス炉，石油プラント等）から排出されるほか，自動車排ガスからも排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており，大気汚染に係る環境基準は年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下，水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下と定められている。（エコビジョン2040．96頁）
保安林	森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等，公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源かん養保安林は，水源地森林を指定し，その流域に降った雨を蓄え，ゆっくりと川に流すことで，安定した川の流れを保ち，洪水や渇水を防止する働きがある。県では水源かん養保安林の面積が最も多く，全体の約70%を占めている。
マ行	
みどりの少年隊	次代を担う少年たちに緑の大切さを認識してもらい，地域の緑化の推進に貢献することを目的に結成された団体で，学校単位又は地域単位で構成されている。原則として4年生以上の小学生と中学生が隊員として活動している。
木質バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に，樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材，製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか，住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。
森税	おかやま森づくり県民税
ヤ行	
優良産廃処理業者認定制度	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。
ラ行	
類型あてはめ	水質汚濁生活環境項目及び騒音の環境基準については，全国一律の環境基準が設定されていない。国において河川等の状況，騒音に係る地域の土地利用状況等に応じた類型別の基準が示されており，これに基づき都道府県が河川等や地域ごとに適切な基準を当てはめて指定している。（エコビジョン2040．97頁）
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41（1966）年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では，平成元（1989）年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。県では県内の野生生物の現状について，平成10（1998）年度から平成14（2002）年度までの5か年計画で調査検討し，平成14（2002）年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに，改訂版として，平成21（2009）年度末には「岡山県版レッドデータブック2009」，令和元（2019）年度末には「岡山県版レッドデータブック2020」を発刊している。

以上

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十五日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の五の項口の次に次のように加える。

	ハ 笠岡市カブト南町一二二番一地先から笠岡市茂平二九一八番一九地先に至る間

別表第三の十九の項の次に次の一項を加える。

十九の二 主要地方道笠岡井原線	笠岡市笠岡五五九八番四地先から笠岡市小平井一七三九番四地先に至る間

別表第三の三十六の項の次に次の一項を加える。

三十六の二 一般県道巖井野田線	イ 岡山市北区野田五丁目一八番一〇六地先から岡山市北区高柳西町一六一番五地先に至る間 ロ 岡山市北区高柳西町一六一番五地先から岡山市北区西崎本町八五六番二地先に至る間

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。